



手話通訳事業の発展を願って



聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業

平成17年度 報告書

財団法人 全日本ろうあ連盟

(聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討委員会)

手話通訳事業の発展を願って

財団法人 全日本ろうあ連盟
理事長 安藤 豊喜

独立行政法人福祉医療機構の助成を得て2年間に亘って検討してきました「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業」の報告書をお届けできることを大きな喜びとしています。

時あたかも障害者自立支援法の施行と重なった時期の報告となりましたが、我が国の障害者福祉の歴史的な改革を手話通訳事業の発展につなげる意味で、この時期における課題や展望の提起は大きな意義を持っていると考えるのです。私たちろう者の目的は、聴覚機能の欠損により音声言語の取得に制約を受けているろう者がコミュニケーションの手段としている手話を言語として認知し、司法、立法、行政、社会等のあらゆる分野で保障される環境を実現することにあります。肢体障害者や高齢者の利用や移動を容易にするためにハートビル、交通バリアフリー法などがありますが、これと同様に音声による情報・コミュニケーションの環境から疎外されているろう者に対する情報・コミュニケーション対策は高齢社会と相まって国家的な課題でもあると思うのです。

2年間の検討の経過を述べますと、始めの1年は現今の手話通訳事業の成果と課題を分析しました。この中で明らかになったのは、レベルの高い手話通訳者養成の困難性とそのレベルに達し資格を取得した手話通訳士の職業的な受け皿が不十分なことです。2年目は、施行される障害者自立支援法や先述の課題への対応策を基本として手話通訳事業を将来的に位置づける方向での提言を行いました。課題や提言の検討にあたっての基本的なスタンスは、手話を言語として生活し、手話通訳事業によって人間的、社会的な自立を体験しているろう者とろう者の願いと運動によって実現した手話通訳事業や通訳士〔者〕のニーズをベースにしていることです。

平成18年度から我が国の障害者福祉は、障害者自立支援法を基本として行われることになり、手話通訳事業は、この法律の地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業として市町村の責務により実施されますが、この事業は多くの市町村が未経験ですので、本報告書が市町村における手話通訳事業の実施に役立つと確信するのです。ただ、検討期間が2年しかなかったために具体的な対応策まで踏み込めなかった部分もありますが、これについては、地域のろう者、手話関係者、都道府県・市町村行政担当者が提言の主旨を活かす方向での検討を行なうと共に、その地域の手話通訳事業の到達点と課題を検証することによって、ろう者のニーズにたがわぬ手話通訳事業の実施が可能になると期待するものです。

最後になりますが、独立行政法人福祉医療機構を始めご協力いただいた関係者に感謝申し上げて発刊のごあいさつといたします。

目 次

第1部 手話通訳制度の理念と現状・課題	1
第1章 手話通訳制度の理念	1
第2章 手話通訳制度のあゆみ	3
第3章 手話通訳制度の現状と課題	5
第1節 手話通訳設置・手話通訳者派遣事業の現状と課題	5
1. 聴覚障害者の実態	5
2. 手話通訳関係事業費の状況	11
3. 設置手話通訳者の実施状況	13
4. 手話通訳者派遣の実施状況	18
5. 手話通訳者の状況	23
6. 手話通訳事業実施体制	26
第2節 手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成・認定・研修事業等の現状と課題	29
1. はじめに	29
2. 各種事業の現状	30
第2部 今後の手話通訳施策のあり方への提言	40
第1章 提言を行うにあたって	40
第1節 手話通訳の担い手の現状について	40
第2節 2案の検討	40
1. A案：手話通訳者資格を手話通訳士の受験資格として位置づける	40
2. B案：手話通訳者資格を手話通訳士2級とし、 手話通訳士資格に1級と2級を創設する	41
第3節 基本的指針と今後の日程	41
1. 基本的指針	41
2. 当面の目指すべき方向	42
第2章 手話通訳設置・派遣事業のあり方	43
第1節 手話通訳者のあり方	43
1. 手話通訳者・手話奉仕員の役割の見直し	43
2. 手話通訳者派遣事業の全国的・統一的な試験の合格者への限定	43
3. 司法・選挙・議会等の分野における手話通訳の専門性の確保	44
4. 手話通訳者の雇用契約を進めていくための条件整備の検討	44
5. 手話通訳士法(仮称)の制定	45
第2節 手話通訳実施体制のあり方	46
1. 手話通訳等の基本事業の全自治体での完全実施	46
2. 手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の一体的運用	46
3. 手話通訳ネットワーク事業の全自治体での実施	48
4. 公共機関・施設における雇用・設置される手話通訳者の原則配置	48
5. 福祉事務所における手話通訳のできる職員の定数内職員化	49

6. ろうあ者相談員の研修制度の充実と有資格化の検討	50
第3節 手話通訳事業実施機関・事業所のあり方	50
1. 手話通訳事業実施機関・事業所基準ガイドラインの作成およびその普及	50
2. 事業所届出制の導入	51
3. 当事者参加による評価機関の設置	52
4. 手話通訳事業実施機関・事業所認定事業の実施の検討	52
第4節 情報保障・コミュニケーション保障に関するIT事業の方向づけ	53
1. 手話通訳事業とIT事業との役割分担の明確化	53
2. IT事業システムの規格統一化	53
第5節 手話通訳の費用負担と財源確保	54
1. 聴覚障害者に対する手話通訳の利用者負担を導入しないこと	54
2. 国・自治体における手話通訳事業予算の増額	54
3. 司法、選挙、医療、教育等各分野での手話通訳財源の確保	55
手話通訳設置・派遣事業のあり方の提言(まとめ)	56
第3章 手話通訳養成・認定事業のあり方	57
第1節 手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業のあり方	57
1. 手話通訳者養成事業・入門課程についての提言	57
2. 手話通訳者養成事業・専門課程についての提言	59
第2節 手話通訳者の認定・登録事業について	60
第3節 手話通訳者現任研修の都道府県実施について	62
第4節 手話通訳士養成事業の実施について	62
第5節 手話通訳士の国家資格化と認定・登録事業について	63
第6節 関係職員手話研修事業の実施について	64
第7節 手話通訳者および手話通訳士指導者養成事業の実施について	64
第8節 その他関連事業について	65
第9節 中期・長期の各種事業の展望	66
1. 手話通訳士養成事業の見直し	66
2. 手話通訳士認定の国家資格による職域、職場の確保	66
3. 手話通訳者現任研修事業の展望	66
4. 関係職員手話研修事業の展望	66
手話通訳者養成・認定事業の概要	67
手話通訳者養成・認定事業相関図	72
第4章 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割分担およびその関係	73
第1節 本章の目的と基本的認識	73
1. 目的	73
2. 基本的認識	73
第2節 国の果たしてきた役割	73
第3節 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割	74
1. 国の役割	74
2. 都道府県の役割	75
3. 市町村の役割	77

4. 手話通訳事業における聴覚障害者情報提供施設の役割	78
-----------------------------	----

【調査の結果と考察】

. 手話通訳ニーズ調査	79
. 手話通訳事業所調査	91
1. 札幌市の事例：専従手話通訳業務と登録手話通訳者派遣	91
2. 白山市の事例：手話通訳資格保有者の正職員採用	103
3. 会津若松市の事例：市正職員による手話通訳設置の展開	107
4. 静岡県の実例：市町村事業全面展開	113
5. 香川県の事例：聴覚障害者情報提供施設の広域派遣実施の例	126
6. 徳島県の事例：委託契約による手話通訳事業の広域派遣の取組み	132
7. 大阪府の実例：契約による手話通訳者派遣の展開	136
8. IT事業所の事例：IT事業と手話通訳	139
. 介護保険・支援費制度における課題	141
. 高等教育機関調査	150
. 手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート	155
. 手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート	168

【資料】

. 手話通訳ニーズ調査(用紙)	179
. 手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート(用紙)	183
. 手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート(用紙)	190
. 手話通訳士・手話通訳者養成等カリキュラムモデル(案)	195
1. 手話通訳者養成・入門課程モデル(案)	195
2. 手話通訳者養成・基礎課程・基本課程・応用課程モデル(案)	197
3. 手話通訳者現任研修モデル(案)	201
4. 手話通訳士養成・講座モデル(案)	202
5. 手話指導者養成・手話通訳指導者養成モデル(案)	203

【委員名簿】	207
--------	-----

第1部 手話通訳制度の理念と現状・課題

第1章 手話通訳制度の理念

1. 基本的人権を享有することの意味は、聴覚障害を理由とする差別や排除が一切許されないこと

日本国憲法は、国民は個人として尊重され、すべての基本的人権を享有することができる、と規定している。

個人としての尊重とは、その個人が参加する社会のあらゆる分野、あるいは参加した社会とのかかわりを持つあらゆる場面で、その社会的環境に相応しい形で一人一人の人格が尊重されることであろう。

また、基本的人権を享有することの意味は、社会のあらゆる分野、社会とのかかわりを持つあらゆる場面に関連して定められた憲法上の権利の一つ一つが、その分野や場面に相応しい形と内容で具体化され、実現することであろう。

このことを聴覚障害者について言うと、聴覚障害を理由とする差別や排除は、その人格を否定し、憲法上の権利行使を制限するものとして、一切許されないことを意味する。

2. 憲法上の権利行使には、コミュニケーションと情報の保障が必要である

聴覚障害者にとって、個人としての尊重・基本的人権の享有の内容として、コミュニケーションと情報の保障が極めて重要な構成要素となる。

個人の人格の尊重も、憲法上の一つ一つの権利の行使も、社会と言う人間集団との関わりで問題になる。そして、社会と関わりを持つためには、自由なコミュニケーションと情報の自由な発信・入手とが必須条件である。聴覚障害者の場合、その主たるコミュニケーション方法が社会一般の方法とは異なっている。そのままでは通じ合えないのである。従って、このことに対する社会的保障がない時は、コミュニケーションができないまま、聴覚障害者は、人格否定につながる孤立を強いられ、憲法上の権利行使が著しく制約された生活を強いられることになる。

手話通訳制度は、この場合の問題について直接的に関わっている。

例えば、2001年6月の法改正により、医事・薬事関係の欠格条項は削除され、一般論としては、聴覚障害者も医師や薬剤師等の資格を取得できるようになった。しかし、仮に口頭試問が行われるような時に手話通訳等の保障が無いとしたら、聴覚障害者排除は実質的に継続することになってしまう。法の下での平等と職業選択の自由に対する侵害は、差別的な法律条項の廃止だけではなくならず、必要なコミュニケーションと情報提供が保障されたときに初めて実効性を持つのである。さらに言えば、医事・薬事関係の専門的教育を受けるに際して、手話通訳等によるコミュニケーション・情報の保障がなされることが重要である。

手話通訳制度は、このような場合の権利保障、権利実現のための公的制度であり、上記の例で言えば、それが機能したとき初めて欠格条項による聴覚障害者排除が克服されたとと言えるのである。

コミュニケーションと情報の保障がない限り、個人としての尊重も基本的人権の享有も、現実のものとはならない。手話通訳とその制度的保障は、聴覚障害者の憲法上の権利保障、

権利行使に直接的に関わってくるものである。

そして、憲法上の権利は、立法、司法、行政と国家機関のすべての分野についてのものであり、人間社会でのあらゆる分野、あらゆる場面で保障されるべきものであるから、手話通訳制度は、これらのあらゆる分野をカバーするものでなくてはならない。

3．ノーマライゼーション社会の理念が聴覚障害者の「完全参加と平等」保障の土台である

なお、この参加保障は、国家が、また地域社会が、聴覚障害者を全面的に受け入れる機能を持つことを意味する。理念的には、構成員の全員が手話を理解し、手話でコミュニケーションが可能な状態になることが理想であろう。この意味で、聴覚障害者と手話についての理解がより大きく広がり、手話による簡単な会話ができる人が増えていくことは極めて重要である。手話サークルや手話によるボランティア活動をしている人の果たす役割も高く評価される必要がある。

ただ、日常会話の範囲を越えて、一定の専門的分野に関わる場合や当事者の権利・義務に直接関わる場合は、熟練した手話通訳者が必要であり、それは「いつでも、どこでも、必要なときに」保障される必要がある。

4．手話に対する理解の広がり、手話は言語であり公用語として認知されることである

手話は、かつては「手真似」として蔑まれ、排除されてきた長い歴史を持っている。しかし、1969年（昭和44年）に『わたしたちの手話』が発行されて以来、調査研究が積み重ねられ、『日本語 - 手話辞典』に代表される手話関連出版物も次々に刊行され、聴覚障害者の社会参加の広がりとともに、社会的理解が大きく広がっていった。1993年（平成5年）の文部省「聴覚障害児のコミュニケーション手段」調査研究報告では、手話を言語として認知し、聴覚障害児教育での手話の活用を肯定している。手話についての理解が広がることの意味は「言語」には音声言語と手話言語の双方が含まれると認めることである。

2005年（平成17年）に発表された日本弁護士連合会の「手話教育の充実を求める意見書」で、「国は、法的に、手話を言語として認めるべきである」とし、さらに「手話が公用語として認知されれば、公の集会、広報等で手話を併用することが当然要請されるものとなり、その波及効果は、より大きなものであろう」と結論づけているように、社会のあらゆる分野において手話が公用語として保障される必要がある。

5．手話通訳の制度的保障は福祉分野のみならず社会のすべての分野に及ぶものである

手話通訳の制度的保障は、聴覚障害者の基本的人権を保障し、社会的に実現していくためにある。

そして、手話通訳とその制度的保障を求めることは、聴覚障害者の権利であり、基本的人権に属する。

この二重の意味で、手話通訳制度は、聴覚障害者の基本的人権享有と直接的に関わるものであり、立法、司法、行政のすべての分野にまたがるものであり、社会のすべての分野に及ぶものである。従って、手話通訳制度は、立法、司法、行政の全体を統合する独立した法律によって整備され、根拠付けられる必要がある。

第2章 手話通訳制度のあゆみ

1. 手話通訳制度前史

わが国の手話通訳制度の前史としては、ボランティアとしての手話通訳があった。ここでの手話通訳の担い手は、まず自由に筆談する力を持った聴覚障害者であった。筆談が不得手な聴覚障害者の仲間のために筆記と手話によって通訳したのである。そして、聴覚障害者の家族や知人、ろう学校の教員で、手話を身につけた人たちであった。手話で、または口話と手話の併用で、通訳した。

1960年代の後半からは、各地にできた手話サークルの会員が担った。これらの人々は、ボランティアとして聴覚障害者の暮らしや社会参加を地域住民の連帯として支えてきたが、同時に、その中でボランティアによることの限界も次第に明らかにされてきた。

2. 公的機関への通訳保障要求

1949年（昭和24年）に制定された身体障害者福祉法は、都道府県に対し、福祉事務所の設置と身体障害者福祉司の配置を規定した。これに対して、財団法人全日本ろうあ連盟（以下、全日本ろうあ連盟）は「手話のできる福祉司を」というスローガンを掲げ、障害者に対する福祉現場で手話が通じることは当然かつ必須の前提であると訴えた。

1966年（昭和41年）には東京地裁で「蛇の目寿司事件」の公判が始まり、関東を中心とする聴覚障害者が裁判所や捜査機関での手話通訳保障の重要性を訴えた。また、同年の京都府議会の一般質問でも、あるいは1967年（昭和42年）の東京都中野区立大和小学校での立会演説会でも、手話通訳を実現させ、参政権行使に際しての手話通訳の必要性を明らかにした。

3. 身体障害者社会参加促進事業 手話通訳関係事業

1970年（昭和45年）には、国の「身体障害者社会参加促進事業」に手話奉仕員養成事業が加えられ、1973年（昭和48年）の手話通訳設置事業、1976年（昭和51年）の手話奉仕員派遣事業と順次拡充されていく。以後は、手話奉仕員の養成、設置、派遣事業が全国的に展開されることになった。なお、1995年（平成7年）にはこれらの事業は市町村障害者社会参加促進事業として市町村で行うことができる事業とされ、2000年（平成12年）には社会福祉法の中で手話通訳事業が第二種社会福祉事業として法定化されるに至る。

4. 国際障害者年以降の手話通訳制度・事業

1981年（昭和56年）は「国際障害者年」である。国と自治体は「完全参加と平等」のスローガンを掲げて、啓発・宣伝活動を展開した。聴覚障害者も、完全参加と平等には手話通訳制度が不可欠である、という運動目標を掲げた。

1989年（平成元年）には、手話通訳技能審査制度としての「手話通訳士試験・手話通訳士登録」事業が開始され、手話通訳の専門職的な性質が確認された。

1998年（平成10年）には、厚生省による「手話奉仕員および手話通訳者養成カリキュラム」が策定され、手話通訳者養成に必要なカリキュラムや指導内容が整備された。現在は、これに基づいた手話通訳者養成事業が全国各地で行われている。

地方自治体や社会福祉法人等による手話通訳者の雇用については、全国手話通訳問題研究会（以下、全通研）が1990年（平成2年）から行っている全国調査によると、1990年（平成2年）での雇用者が598人、1995年（平成7年）では844人、2000年（平成12年）には1147人、2005年（平成17年）には1337人となっている（1970年代後半から1980年代前半は100人から200人前後で推移したと推測される）。

その他、1990年（平成2年）には国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に「手話通訳専門職員養成課程」が設置され、また同年に改正された身体障害者福祉法に「視聴覚障害者情報提供施設」が規定され、それぞれ手話通訳事業の発展に寄与してきた。

5．手話通訳事業等の現状

身体障害者社会参加促進事業の中での事業は、極めて不十分な形ではあるが、手話通訳者養成や設置、派遣についての制度的保障を追求してきた。

しかし、現状は依然として不十分であり、本事業の2004年（平成16年）度「報告書」にまとめたように、事業を実施する自治体はきわめて少なく、実施されている場合でも地域格差が大きい。手話通訳事業が自治体の必須事業ではなく、選択事業（メニュー事業）に位置づけられてきたため、多くの自治体が実施を見送ってきたことと、設置事業や派遣事業の内容や基準が明確に規定されず、自治体毎のバラバラな状態を許す結果となったことが問題である。

手話通訳者を専門職として位置づける面での社会的理解が不十分で、雇用形態は嘱託等の非正職員が多い（2005年（平成17年）の全通研調査では、雇用されている手話通訳者の78.8%が非正職員である）。これは、派遣事業における派遣報酬が低く設定されることにもつながり、養成事業の各課程の事業費が不十分で、時間的にも内容的にも不十分なものになっていることとも共通する問題である。

6．障害者自立支援法の施行にあたって

2006年（平成18年）4月から施行される障害者自立支援法は、第2条1項3号において「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること」を市町村及び特別区の責務と規定し、第77条1項2号では「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣」を市町村の行う地域生活支援事業と規定し、これは2006年（平成18年）10月から施行される。この地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業は市町村の必須事業として位置づけられている。

これまでの選択事業から必須事業へと、大きな制度的転換となるが、上述したように現状では多くの課題があるため、すべての自治体で等しく手話通訳事業を実施するためには、実施主体が、事業内容と実施のための条件整備についての一定の共通理解を持つことが求められるところである。

本事業の提言は、かかる一定の共通理解を持っていただくためにまとめたものであり、様々な課題の解消につながっていくことを期待したい。

第3章 手話通訳制度の現状と課題

第1節 手話通訳設置・手話通訳者派遣事業の現状と課題

1. 聴覚障害者の実態

(1) 聴覚障害者数

厚生労働省（2002年（平成14年））による2001年（平成13年）の『身体障害児・者実態調査結果』によれば、

- ・18歳未満の身体障害児8万1900人のうち聴覚言語障害児は、1万5200人（18.6%）、
- ・18歳以上の身体障害者324万5000人のうち聴覚言語障害者は、34万6000人（10.7%）を占めていると推計されている（表1-1、1-2）。

表1-1 身体障害児（18歳未満）の全国推計数（障害の種類×年齢階級）（単位：人）

	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害（再掲）
総数	81,900	4,800	15,200	47,700	14,200	6,000
0 - 4歳	13,500	1,000	2,700	7,000	2,900	1,400
5 - 9	23,100	1,000	3,900	14,200	4,100	1,400
10 - 14	28,900	2,200	5,800	16,600	4,300	1,900
15 - 17	15,400	700	2,700	9,200	2,900	1,200

出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2002年（平成14年））『身体障害児・者実態調査結果』（2001年（平成13年）調査）

表1-2 身体障害者（18歳以上）の全国推計数（障害の種類×年齢階級）（単位：千人）

	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害（再掲）
総数	3 245	301	346	1 749	849	175
18 - 19歳	11 (0.3)	-	1	8	2	1
20 - 29	70 (2.2)	7	9	45	9	3
30 - 39	93 (2.9)	8	13	59	13	6
40 - 49	213 (6.6)	16	22	130	45	11
50 - 59	468 (14.4)	47	38	271	113	10
60 - 64	363 (11.2)	29	24	198	112	20
65 - 69	522 (16.1)	37	40	290	154	37
70歳以上	1 482(45.7)	155	195	739	394	86

出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2002年（平成14年））『身体障害児・者実態調査結果』（2001年（平成13年）調査）

(2) コミュニケーション方法

1) コミュニケーション手段の状況(1)：厚生労働省調査

また、同調査によれば、聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（複数回答）は、「補聴器」79%、「筆談・要約筆記」24.6%、「手話・手話通訳」15.4%、「読話」6.2%「その他」17%、「不詳」43.9%、となっている（表1-3）。

なお、聴覚障害者のコミュニケーション手段を考える場合には、以下の点に注意する必要がある。

老人性難聴の多さ

「補聴機器」を使っている人が全体の79%と圧倒的多数を占めているが、年齢でみると60歳以上の人で80.5%を占めている。老人性難聴の人がかなり含まれていると考えられる。

補聴機器の補助的利用

また、聴覚障害者が補聴器をつけていても、それが音声での会話が可能で、音声を通じてコミュニケーションをしているとは限らない。この調査は複数回答であり、たとえば、声によって表現された内容は理解できないが、音そのもの（例えば、自動車のクラクション等の音）を感知する目的で補聴器を装着利用している人もいる。

手話・手話通訳利用者の存在

手話・手話通訳をコミュニケーションの手段としている人は総数からみると少なく思われるが、4万7000人の実数を重視すべきである。

「その他」「不詳」の聴覚障害者の存在

実際の手話通訳現場では、「手話」による通訳だけでなく、後でも見るように、聴覚障害者の様々なコミュニケーション手段に対応している。つまり、「その他」の5万2000人(17%)、「不詳」の13万4000人(43.9%)の聴覚障害者も、コミュニケーション保障のために手話通訳を利用している人も多いと考えられる。

言語としての認知

手話は聴覚障害者の言語として国際的にも認められており、日本においても、言語として手話・手話通訳によるコミュニケーション保障を確保しなければならない。

表1-3 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（年齢階級別）（複数回答）（単位：千人）

年齢階級	総数	補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
総数	305	241	75	19	47	52	134
	100	79	24.6	6.2	15.4	17	43.9
18・19歳	1	1	1	-	1	-	1
	100	100	100		100		100
20～29歳	10	6	5	5	5	1	4
	100	60	50	50	50	10	40
30～39歳	17	10	4	1	3	1	5
	100	58.8	23.5	5.8	17.6	5.8	29.4
40～49歳	32	9	8	3	9	4	13
	100	28.1	25	9.4	28.1	12.5	40.6
50～59歳	48	18	11	3	11	5	17
	100	37.5	22.9	6.3	22.9	10.4	35.4
60～69歳	94	42	13	2	9	11	33
	100	44.7	13.8	2.1	9.6	11.7	35.1
70歳以上	254	152	33	4	9	27	62
	100	59.8	12.9	1.6	3.5	10.6	24.4
不詳	5	3	-	-	-	2	-
	100	60				40	

注) 2001年(平成13年)度身体障害児・者実態調査より:聴覚障害者数 305,000人

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年(平成16年)3月25日)資料

2) 聴覚障害者の障害状況とコミュニケーション方法

このようにしてみると、聴覚障害者の個々の状況によって、コミュニケーション手段が異なってくることが理解される。身体障害者ケアマネジメント研究会は、障害の程度・障害の発生時期・背景によって聴覚障害者を、ろう（あ）者、難聴者、重複聴覚障害者に分類したうえで、コミュニケーション方法がどのように異なるのか整理している（表1-4）。このコミュニケーション方法をみて分かるように、ろう（あ）者はもちろん、難聴者・中途失聴者も手話を使用している。

また、聴覚障害に加えて、知的障害や精神障害、視覚障害等他の障害をあわせ持つ重複聴覚障害者の場合、手話だけでなく、手話以外のコミュニケーション手段を使用するが、その現場では、手話通訳者がこの多様な手段に対応し、コミュニケーション保障に努力しているのである。

表1-4 聴覚・言語障害者の実態的区分とコミュニケーション

	障害の程度・発生時期・背景	コミュニケーション方法
ろう（あ）者	障害の程度は重度（80～110デシベル以上）の聴覚障害である。言語障害の程度は、就学前の早期言語教育や聾学校教育の機会の有無、失聴時の年齢等に規定される。聴覚障害の発生時期は先天的あるいは乳幼児期～学齢期。聾学校で教育を受けた人々が大半であるが、近年はインテグレーションによる教育を受けたのち、手話を獲得して「ろう者」を自認する人々もある。	主に手話を使ってコミュニケーションを行う。音声日本語を獲得している場合、副次的に筆談や口話によりコミュニケーションを行う。 学校教育（ろう教育）を受ける機会がなかった場合は、音声日本語および手話の獲得はなく、身振りがコミュニケーションの中心手段となるが、成人後に聴覚障害者集団の中で手話を獲得する人々もある。
難聴者・中途失聴者	障害の程度は軽度（40～60デシベル）から最重度（110デシベル以上）まで聴覚障害の程度は多様。聴覚障害の発生時期は先天的から高齢期までと多様であるが、中途失聴者については、青年期以降に失聴した人々をいう。教育は普通学校または普通学校に併設の難聴学級で受ける。（注1）	コミュニケーション手段は補聴器を使用した口話によるが、コミュニケーション場面に制限がある場合（多人数での会話場面、騒音のある場所での会話場面など）、補聴器での会話は困難となり筆談が用いられる。重度の聴覚障害がある場合、補聴器は音の識別程度にしか機能せず、この場合は筆談が中心となる。若い年齢層を中心に手話を学び、手話によるコミュニケーションを行う人々もある。
重複聴覚障害者	聴覚障害の程度は重度（80～110デシベル以上）である。知的障害が重い場合は中程度（60～80デシベル）の聴覚障害であっても“ろう重複”障害者となる場合もある。 聴覚・言語障害の他に知的障害、精神障害、身体障害（肢体不自由、視覚障害）、内部障害等の障害が重複し、複合的な発達障害や生活障害を有している。教育機会がなかった「不就学ろうあ者」の場合、軽度・中度の知的発達遅滞がみられることがある。	知的障害を重複する場合、軽度の知的障害の場合は手話、筆談によるコミュニケーションができるが、中度・重度の知的障害を重複する場合は、身振りが中心となり、言語的コミュニケーションが困難となる。 精神障害を重複する場合、手話・筆談等によるコミュニケーションができるが、症状により意思疎通が困難な場合がある。身体障害や内部障害を重複する場合は手話、筆談等によるコミュニケーションはできるが、上肢に障害がある場合は、意志伝達装置など他のコミュニケーション手段が補助的に使われる。視覚障害を重複する場合は、点字や指字、触手話等のコミュニケーション手段が用いられる。

引用者注） 誤解を招く表記があったため、引用に際して一部削除した。

出所）身体障害者ケアマネジメント研究会監修（2003（平成13年））『障害者ケアマネジャー養成テキスト 身体障害者編』（第4版）中央法規、p.163

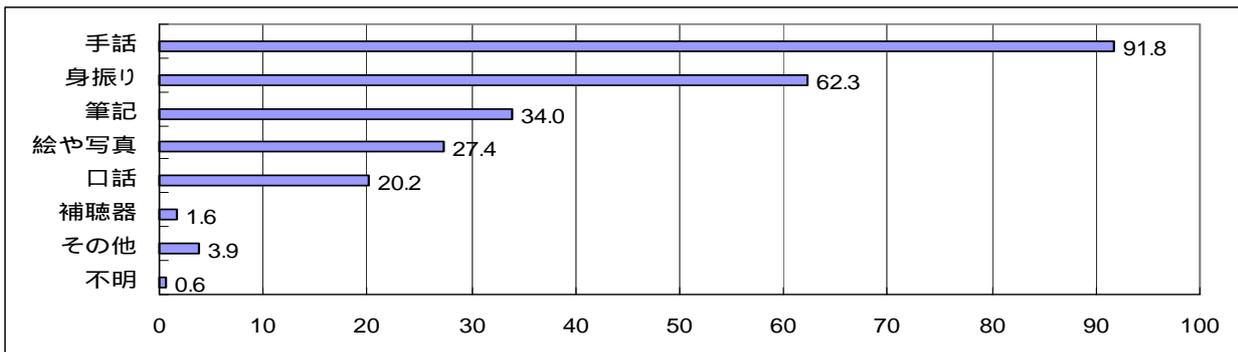
3) コミュニケーション手段の状況(2)：介護保険の場合

さて、上記で「その他」や「不詳」とされるコミュニケーション手段は何を意味するのか。これについては、例えば、2000年（平成12年）に実施した介護保険を利用した高齢聴覚障害者のコミュニケーション手段に関する調査結果が参考になる（図1-1、1-2）。

この調査結果によれば、まず手話通訳事業実施機関・事業所に対する調査結果（複数回答可）では、手話が91.8%、身振りが62.3%、筆記が34.0%、絵や写真が27.4%、口話が20.2%、補聴器が1.6%、その他が3.9%、不明が0.6%となっていた。これを、手話のみを使用する人と手話以外の手段も使用する人で分類すると、手話のみが27.2%、手話とそれ以外の方法（+）が64.7%、手話以外の方法みが7.6%、不明が0.6%となっていた。対象を高齢者と限定した調査ではあるが、手話通訳事業実施機関・事業所の現場では、コミュニケーションは、手話のみならず、多様な手段を用いていることが理解できる。

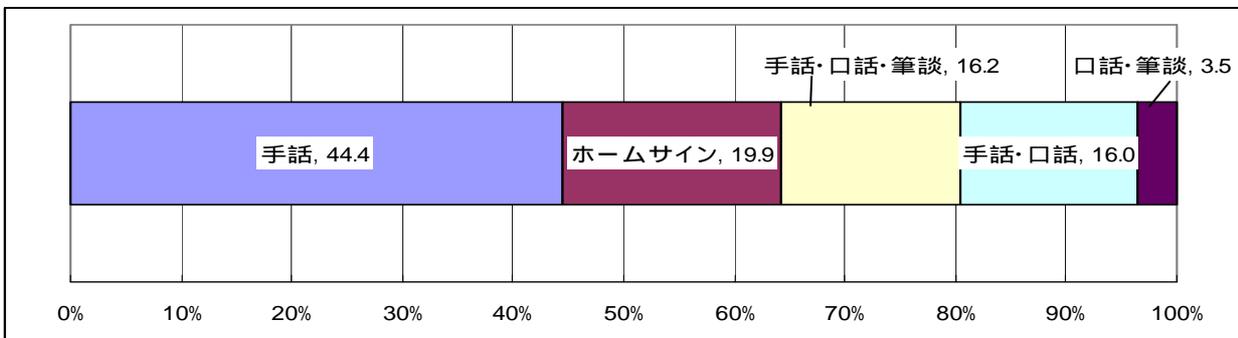
雇用された手話通訳者に対する調査でも、手話が44.4%、ホームサインが19.9%、手話と口話と筆談が16.2%、手話と口話が16.0%、口話と筆談が3.5%、となっており、コミュニケーション手段の多様性が理解できよう。

図1-1 介護保険における手話通訳者のコミュニケーション手段（複数回答）2000年（平成12年）



注) 事業所調査：2000年（平成12年）実施、手話通訳実施する269事業所（回答率42.4%）、利用者284人分出所）全国手話通訳問題研究会編（2001年（平成13年））『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.77）

図1-2 介護保険における手話通訳を実施した被保険者のコミュニケーション手段



注) 手話通訳者調査：2000年（平成12年）実施、雇用されている手話通訳者821人（有効回答率71.6%）出所）全国手話通訳問題研究会編（2001年（平成13年））『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.96）

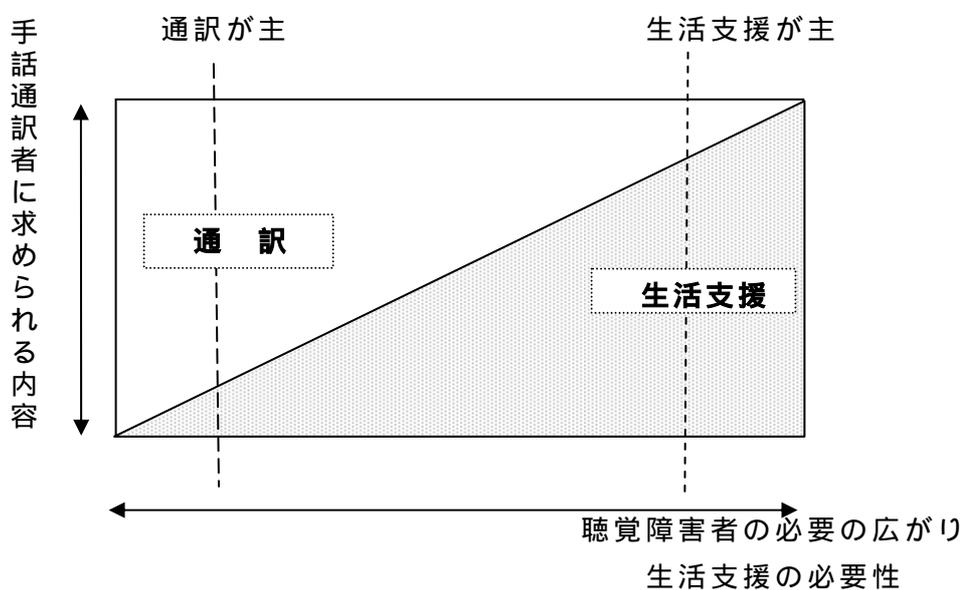
(3) 手話通訳者の通訳と生活支援

1) 手話通訳と生活支援の必要

手話通訳者は、単に聴覚障害者と健聴者の間で通訳するだけでなく、聴覚障害に関わる社会福祉の専門家として、また、その聴覚障害者とのコミュニケーションが可能な支援者として、相談業務や他の施策やサービスとの調整などを行っているのが現実である。聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活支援とは密接に結びついており、双方を区別できない場合が多い。重複聴覚障害者等の場合は、このような生活支援が要求されることが、特に多いと言える。

手話通訳者は、聴覚障害者の必要（ニーズ）に合わせて、聴覚障害者の福祉専門職として、通訳のみならず、生活支援にあたることを求められる場合がある（図1-3）。

図1-3 聴覚障害者の必要（ニーズ）と手話通訳者に求められる内容



2. 手話通訳関係事業費の状況

ここでは、手話通訳関係事業費を確認しておきたい。2003年度（平成15年）の国の手話通訳関係事業は、都道府県事業（政令指定都市含む）の「障害者社会参加総合推進事業」と市町村事業の「市町村障害者社会参加促進事業」により実施されていた。

まず、障害者社会参加総合推進事業であるが、これは47都道府県と13政令指定都市の合計60自治体によって実施された。この2003年（平成15年）度の手話通訳関連事業の実績は表1-5のとおりであった。ただし、同じ事業を自治体単独事業（つまり自治体単独の予算）で行っている所もある。例えば、手話通訳設置事業は国庫補助事業で43自治体を実施している一方で、4つの自治体が単独事業で実施していた。そのため、合計47自治体で実施され、実施率は78.3%であった。同様に、手話奉仕員派遣事業は32自治体を実施し、実施率は53.3%であり、手話通訳者派遣事業は46自治体を実施し、実施率は76.6%であった。

本事業の補助率は国が1/2、都道府県（政令市）が1/2であり、2003年（平成15年）度の総額（単独事業分は含まない）は10億5535万円であった。また、その構成割合は図1-4に示されるように、手話通訳設置事業が43.4%と最も多く、次いで手話通訳者派遣事業が33.1%を占め、手話奉仕員派遣事業は5.6%であった。

表1-5 2003年（平成15年）度 障害者社会参加総合推進事業における実施状況（事業費単位：円）

都道府県 指定都市	市町村障害者支援事業における手話通訳関係事業						15年度 実績額合計
	手話奉仕員 養成	手話通訳 養成	手話通訳者 設置	手話通訳 ネットワーク	手話奉仕員 派遣事業	手話通訳者 派遣	
実施箇所数	42	56	47	5	32	46	
(国庫補助)	(41)	(56)	(43)	(5)	(31)	(45)	
(単独実施)	(1)	(0)	(4)	(0)	(1)	(1)	
実施率	70.0%	93.3%	78.3%	8.3%	53.3%	76.6%	
事業費合計	58,701,486	127,905,784	458,119,755	2,205,219	58,938,786	349,483,106	1,055,354,136
構成割合	5.6	12.1	43.4	0.2	5.6	33.1	100.0

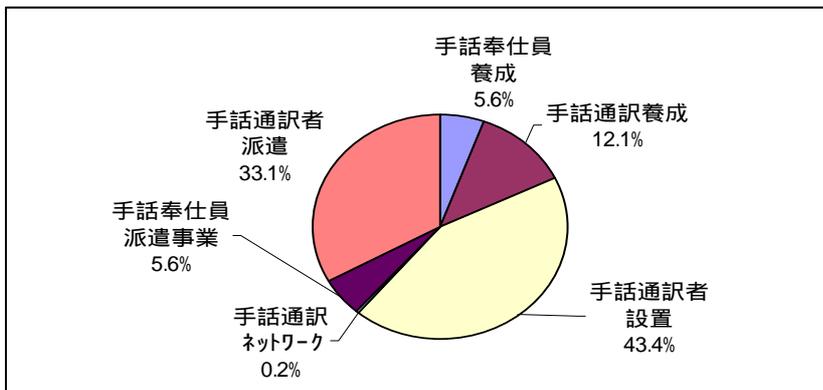
注1) 実施率は47都道府県に13政令市を加えた60のうち国庫補助を受けた自治体の割合である。

注2) 事業費は国の負担分のみである。

注3) 実施率、構成割合は、厚生労働省資料をもとに委員会で作成したものである。

出所) 厚生労働省資料より作成

図1-4 2003年（平成15年）度の障害者社会参加総合推進事業費における構成割合



注) 事業費は国の負担分のみである。 出所) 厚生労働省資料より作成

次に、市町村障害者社会参加促進事業については、この2003年（平成15年）度の手話通訳関連事業の実績は表1-6のとおりであった。奉仕員派遣をしている自治体（単独実施含む）は298、手話通訳を設置している自治体は322、手話通訳者を派遣している自治体は110であった。本事業の補助率は国が1/3、都道府県が1/3、市町村が1/3であるが、2003年（平成15年）度の国・都道府県・市町村の総額（単独事業分は含まない）は18億4125万円であった。また、その構成割合は図1-5に示されるように、手話通訳設置事業が61.4%と最も多く、次いで手話奉仕員派遣事業は18.3%を占め、手話通訳者派遣事業が6.7%であった。

表1-6 2003年（平成15年）度 市町村障害者社会参加促進事業における実施状況（事業費単位：円）

都道府県	市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳関係事業				
	奉仕員派遣等事業		手話通訳設置	手話通訳派遣	計
	手話派遣	手話養成			
実施ヶ所数	298	394	322	110	
（国庫補助）	（295）	（387）	（319）	（110）	
（単独実施）	（3）	（7）	（3）	（0）	
実施率（%）	9.4	12.5	10.2	3.5	
事業費合計	337,596,028	250,827,821	1,129,489,728	123,334,658	1,841,248,235
構成割合	18.3%	13.6%	61.4%	6.7%	100.0%

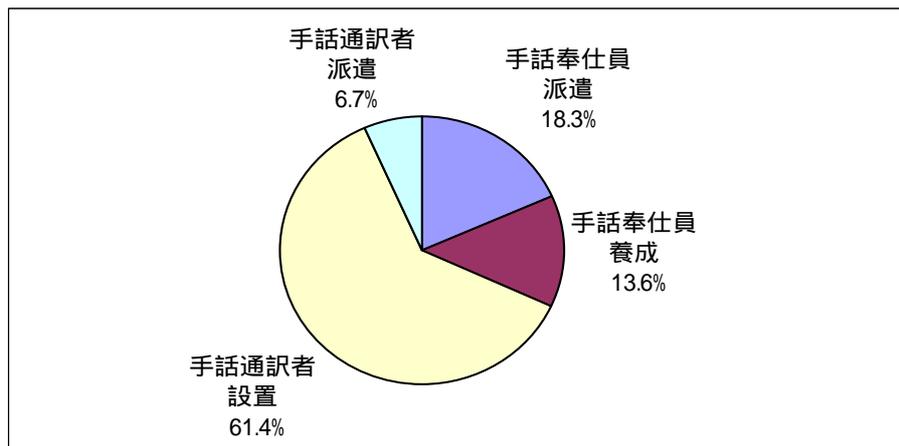
注1）事業費は国の負担分のみである。

注2）実施率は2003年（平成15年）3月31日時点の市町村数3155（財団法人地方自治情報センターより）から政令市13市を差し引いた3142市町村に占める実施した市町村の割合である。

注3）実施率、構成割合は、厚生労働省資料をもとに委員会で作成したものである。

出所）厚生労働省資料より作成

図1-5 2003年（平成15年）度の市町村障害者社会参加促進事業における構成割合



注）事業費は国の負担分のみである。

出所）厚生労働省資料より作成

3. 設置手話通訳者の実施状況

手話通訳業務は、大きくは(市役所等に雇用された)「設置手話通訳者」と、登録者として派遣される「登録手話通訳者」によって支えられている。

まず、設置手話通訳者の状況について見ていきたい。

(1) 設置手話通訳者の状況

設置手話通訳者の状況は、自治体によって、その形態が多岐多様である。

- 1) 自治体によっては、その役所等に勤務する手話通訳者を、手話通訳設置事業(国の補助事業)でなく、自治体の単独事業として採用設置し、結果として、国の制度である設置手話通訳者として捉えられていない場合がある。
- 2) 公立病院や福祉センター等の公的機関・公共施設に手話通訳者がいる場合がある。この場合、手話通訳を職務内容とする者もいるが、たまたま手話ができる職員であって手話通訳は本来の職務ではないとされる場合もある。現実には、両者の区別が難しい。
- 3) 設置手話通訳者といっても、市役所等の窓口業務の通訳に限定される場合が多い。他方で、聴覚障害者の必要に応じて、外勤・出張が可能な手話通訳者もいる。両者を同視することはできない。
- 4) 勤務時間が多様である。1週間に1、2日だけという地域もあるし、毎日常駐している所もある。休日勤務や時間外勤務の可否も、地域と雇用者によって様々である。
- 5) 雇用形態としては、自治体正職員があり、非常勤職員もある。社会福祉協議会その他の民間団体の正職員または非常勤職員が市役所等に出向・配置されるケースもある。アルバイト職員の場合もあるし、手話通訳者派遣事業を利用して、派遣された手話通訳者が市役所の窓口にいるケースもある。

以下では、全通研が支部組織を通して手話通訳者の実態を調査した『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』と、札幌市等の設置手話通訳者の業務内容について紹介し、検討する。

(2) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』にみる設置された手話通訳者

1) 調査概要

本調査は全通研が5年ごとに実施している調査である。福祉・医療・労働の分野で雇用されており、頻度に関わらず業務の中で手話通訳を行うもの1147人を対象にした調査である(ただし、障害者福祉施設(共同作業所)、高齢者施設の指導員やろう学校、宗教団体に雇用されているものは対象外である)。有効回答数は985人(85.9%)であった。調査期間は2000年(平成12年)10月1日から20日までとし、2000年(平成12年)10月1日時点での記入を求めたものである。

2) 手話通訳者の雇用形態と業務実態

本調査の主な調査結果について表にして要約したものが表1-7である。

表 1-7 設置手話通訳者の雇用形態と業務実態の調査結果

調査項目	結果																																							
男女比	女性 89.8%、男性 10.2%																																							
年齢構成	40代 41.9%、50代 23.6%、30代 22.5%、30歳未満 8.6%、60歳以上 3.4% 平均年齢 43.6歳																																							
雇用形態	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>正職員</th> <th>非正職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>471人(57.7%)</td> <td>13.1%</td> <td>86.8%</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>345人(42.3%)</td> <td>46.4%</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>816人(100%)</td> <td>27.1%</td> <td>72.9%</td> </tr> </tbody> </table>		合計	正職員	非正職員	自治体	471人(57.7%)	13.1%	86.8%	団体	345人(42.3%)	46.4%	53.6%	全体	816人(100%)	27.1%	72.9%																							
		合計	正職員	非正職員																																				
	自治体	471人(57.7%)	13.1%	86.8%																																				
	団体	345人(42.3%)	46.4%	53.6%																																				
全体	816人(100%)	27.1%	72.9%																																					
注) %は報告書の数字から引用者が計算したものである。																																								
在籍年数	3年未満 28.1%、3-5年 28.3%、6-8年 15.7%、9-11年 9.6%、12年以上 6.6%																																							
平均月給 諸手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自治体</th> <th colspan="2">団体</th> </tr> <tr> <th>正職員</th> <th>非正職員</th> <th>正職員</th> <th>非正職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>36.0万円</td> <td>15.9万円</td> <td>31.3万円</td> <td>17.5万円</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>34.2万円</td> <td>15.9万円</td> <td>24.1万円</td> <td>16.9万円</td> </tr> <tr> <td>賞与有</td> <td>98.4%</td> <td>51.8%</td> <td>99.4%</td> <td>65.4%</td> </tr> <tr> <td>健康保険有</td> <td>100.0%</td> <td>97.0%</td> <td>98.1%</td> <td>93.6%</td> </tr> <tr> <td>有給休暇有</td> <td>98.4%</td> <td>95.9%</td> <td>98.8%</td> <td>88.5%</td> </tr> <tr> <td>時間外手当有</td> <td>92.7%</td> <td>24.4%</td> <td>77.6%</td> <td>39.7%</td> </tr> </tbody> </table>		自治体		団体		正職員	非正職員	正職員	非正職員	男性	36.0万円	15.9万円	31.3万円	17.5万円	女性	34.2万円	15.9万円	24.1万円	16.9万円	賞与有	98.4%	51.8%	99.4%	65.4%	健康保険有	100.0%	97.0%	98.1%	93.6%	有給休暇有	98.4%	95.9%	98.8%	88.5%	時間外手当有	92.7%	24.4%	77.6%	39.7%
			自治体		団体																																			
		正職員	非正職員	正職員	非正職員																																			
	男性	36.0万円	15.9万円	31.3万円	17.5万円																																			
	女性	34.2万円	15.9万円	24.1万円	16.9万円																																			
	賞与有	98.4%	51.8%	99.4%	65.4%																																			
	健康保険有	100.0%	97.0%	98.1%	93.6%																																			
有給休暇有	98.4%	95.9%	98.8%	88.5%																																				
時間外手当有	92.7%	24.4%	77.6%	39.7%																																				
業務実施状況 (1ヶ月あたり)	10件未満 27.8%、10~19件 19.1%、20~29件 10.9%、 30~39件 7.7%、40件以上 14.2%																																							
手話通訳以外の 業務	派遣業務 35.2%、ろうあ者相談業務 32.4%、事務全般 31.9%、 聴覚言語障害者関連業務 30.1% 身体障害者関連業務 26.3%																																							
週5日以上勤務 する非正職員	自治体非正職員の 48.2%、団体非正職員の 42.2%																																							
研修	研修参加の保障 ……保障有 6 0.9% (正職員 80.3% 非正職員 55.2%) 最近1年間の研修会 ……参加 76.6% (正職員 71.3% 非正職員 78.2%)																																							
職場の健康診断 の検診実施	通常検診 69.4% 頸肩腕検診 42.9%																																							
勤務時間外の 通訳対応	登録手話通訳に依頼 51.4%、残業して応ずる 46.4%、日時調整 30%、 他機関に依頼 19.3%、自ら登録手話通訳者で実施 12.4%、断る 7.5% (複数回答)																																							

出所) 全国手話通訳問題研究会 (2002年 (平成14年)) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』

この表から分かることをまとめると次の通りである。

設置の手話通訳者は、女性で、非正規職員というケースが圧倒的に多い。
 週5日以上勤務している非正規職員が約半数におよぶ。
 非正規職員の給料は正規職員の半額程度でしかない。
 非正規職員の6～7割は、時間外手当が支給されない等、労働条件が良くない。
 手話通訳者は、本来の手話通訳業務以外にも、派遣業務や相談業務、障害者関係や一般の事務全般等もしている。
 研修を保障されている人は6割程度しかいない。
 健康診断は、通常検診で3割、頸肩腕検診で6割の人が受けていない。
 勤務時間外の手話通訳依頼への対応は、登録手話通訳者に依頼する人が半数になるが、同時に、残業したり、自らが登録手話通訳者の立場で対応したりするケースも多い。
 通訳者の労働条件の厳しさが理解できる反面、日時を変更したり、断ったりする場合は7%もあり、手話通訳が利用しやすくなっていない。

(3) 札幌市の設置手話通訳者の業務内容

具体例として、札幌市の設置手話通訳者（札幌市では「専従手話通訳者」という）の業務内容を見ると、次の表1-8のようになっている。

表 1-8 札幌市専従手話通訳者の業務内容

1) 手話通訳（現場通訳）	
2) 手話通訳派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳派遣コーディネート ・手話通訳派遣状況の記録 ・派遣情報紙作成
3) 手話通訳養成・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会～初心者対象 ・中級手話講習会～地域手話サークル活動2～3年の人を対象 ・手話通訳者養成講座～市登録手話通訳者をめざす人を対象 ・手話通訳者研修会・学習用ビデオ貸出し ・手話通訳者養成等運営会議
4) 登録認定試験等	<ul style="list-style-type: none"> ・登録手話通訳者認定試験 ・新登録手話通訳者オリエンテーション
5) 特殊健康診断・特健学習会	
6) 石狩支庁管内専任手話通訳連絡会議	
7) 統計分析	
8) 地域啓発	

専門的な手話通訳者として設置されている職員の業務内容は、本来の通訳業務だけでなく、非常に幅広い関連業務を担当していることが理解できよう。

(4) A市における手話通訳業務状況

当委員会で調査した事例として、A市の手話通訳者の業務状況について見ておきたい。
 A市は人口8万3000人、聴覚障害者307人（1～3級125人）の市である。この市には職員である手話通訳者と登録された手話奉仕員がいるが、その業務状況は、以下の表1-9のよう

であった。ここでの手話通訳業務の特徴は次の通りである。

職員と手話奉仕員とでは、職員による手話通訳業務件数が圧倒的に多い。

特に、生命や健康に関わる医療分野、住宅や生活問題の分野では、職員による手話通訳が中心である。

業務内容別では、通訳業務は55.7%で、他に相談・文章援助が35.3%、調整・その他が9.0%となっている。

庁外での業務が52.7%と半数以上を占め、時間外での対応も約9%を占めている。

このように、手話通訳を担当する職員は、生命・健康や生活に密接した手話通訳を担い、単に手話通訳を行うだけでなく、相談や調整等も行っている。そのためには、庁内業務に限らず、庁外や時間外での柔軟な支援も求められることも多い。

表1-9 A市における手話通訳業務記録、2003年（平成15年）度

内容	職員	奉仕員	通訳業務集計	通訳 TEL通訳	相談・文章援助	調整 その他	業務内容合計	庁外	時間外
各種・手続き	69		69	59	10		69	3	1
職業・労働	4		4	2	2		4	2	
育児・教育	18	10	28	28			28	18	5
医療・健康	224	4	228	188	47	3	238	194	33
介護保険	82		82	53	13	23	89	59	2
家族・親族	2		2		2		2		
住宅・生活	360	16	376	114	270	16	400	190	8
会議打合せ	26	12	38	38			38	22	8
文化・教養	18	15	33	31	1		32	14	2
社会活動	64	7	71	50	24		74	25	7
スポーツ	12	6	18	9	9	1	19	1	1
警察・検察	2	3	5	5			5	2	
養成講座	97	33	130	90	19	26	135	79	27
生活訓練	47	11	58	28	17	18	63	36	1
研修	5	7	12			12	12	5	4
講座・講習	9	2	11	3		8	11	9	9
奉仕員	27	1	28		28		28		
その他	7		7	1	1	5	7	2	
合計	1073	127	1200	699	443	112	1254	661	108
%	89.5	10.5	100.0	55.7	35.3	9.0	100.0	52.7	8.6

（５）手話通訳・援助事例

（４）で確認したように、手話通訳者は、手話通訳以外にも相談や調整などの援助も行っている。それを具体的に２つの事例からみておく。

１）事例１ ～関わりの質を高め、関係調整を行う領域～

【対象者の状況】

Fさん：60歳代、女性。障害状況：聴覚障害２級・言語障害３級、主たるコミュニケーション方法：手話・筆談もある程度は有効。暮らし：ろうあ者の夫（63歳）との二人暮

らし、持ち家、健康：脳梗塞の経験有り、それによる一部視野欠損があるが自覚なし、白内障、緑内障。医療の状況：国民健康保険。内科を受診中。

【経過】

5年前から自宅近くの眼科医院に通院中。白内障と緑内障を併発し、脳梗塞による視野の欠損もある。これまで手話通訳を依頼したことがなかったが、医師の説明がよくわからないということで、初めて手話通訳派遣の依頼があった。

1回目の派遣は登録手話通訳者が対応した。その登録手話通訳者の報告内容、また次の通訳依頼に際し本人が書き添えた「眼科の診察。先生はおこっているみたいにボールペンを投げる。どうして、わかりません。私は何も言わないのに。どうか、ベテラン通訳者の人をお願いします。」との文章から、専任手話通訳者が対応することになった。

受診時の医師の態度は、好意的ではなく、手話通訳者の同席にも積極的な理解を示してもらえなかった。診療内容を筆談してきたこれまでの方法で患者に理解されていると考えているようであった。手話通訳者からの質問や問い直しに対しても、適切な応答がないまま、その日の診療を終わった。今後を考えた場合、このままでは好ましくないと考え、派遣事務所に相談にきてもらうことを約束した。

そして、安心して治療を受け、自分の病気について理解できるよう援助するため、比較的多くのろうあ者が利用している別の眼科病院を受診することになった。最初の問診の時に、病名は知っているが、その内容や治療方法については理解できていないことがわかった。待合室のパンフレットを一緒に見るなどして、白内障と緑内障の違いなどに気づいてもらった。担当医もおだやかな方で、本人からも積極的に質問できるようになった。病気に対する不安感が取り除かれた様子であった。

以上の事例から気づかされるのは、手話通訳がないと聴覚障害者には情報が伝わりにくいことを、相手の健聴者にわかってもらうことの難しさである。5年間も病院に通っているのに、自分が何の病気かわからない。薬の誤用の心配も出てくる。正しい服薬と正しい治療のために、医療機関の理解を深める働きかけや、治療を受ける側の学習支援が必要である。

2) 事例2 ~コミュニケーション環境を整え、資源化を促進する領域~

【対象者の状況】

Aさんは80代、女性で一人暮らしをされていて、緊急時の通報システムの電話があるだけであった。2000年（平成12年）に介護保険が導入され、一時期、サービス利用が定着するまでの間に訪問看護や訪問介護、ヘルパーさんへの手話通訳者派遣は月約15件であった。

【経過】

ケアマネジャーとも相談し、訪問介護のホームヘルパーに、コミュニケーションにできるだけ自信を持ってもらう方向で取り組んだ。訪問介護の中で、少しずつ、身振り、会話の仕方、指差しなど、手話通訳者がいなくても意思疎通ができる面もあることをヘルパーに理解してもらった。現在は訪問介護での手話通訳の依頼はなくなった。ヘルパーの交代時には、複数のヘルパーに訪問してもらい、そのやり方をヘルパー同士で見てもらいながら、身振りや相性の比較的合うヘルパーに引き継いでもらった。手話通訳者は、すべてを

通訳するのではなく、ヘルパーがうまく伝えられないときに手話通訳をするなど、調整的な役割りをも担った。

その後、Aさんが脳梗塞で緊急入院し、退院後は銭湯にも通えなくなったので、デイサービスの利用を調整した。Aさんがデイサービスそのものの理解ができなかったので、何度か体験してもらい、体験中は手話通訳派遣をすることになった。施設の担当職員ともできるだけ事前相談を重ね、本番の時には施設職員もできるだけ身振りや誘導で接してもらうようにした。

このような取り組みの結果、その施設は、聴覚障害者の高齢の方をパートで採用し、Aさんが来ている時は話し相手になるなどできるようにしてくれた。Aさんは楽しんでサービスを受けられることになった。

近年、設置手話通訳者のコーディネート業務は、関係機関への連絡・調整が非常に多くなっている。例えば、通院先の医師との調整、事業所のケアマネジャーとの連絡調整等である。手話通訳者の派遣コーディネートも、例えば、対象者が精神的に不安定な間はメンバーを固定して派遣を行うなどの調整が必要となる。

設置手話通訳者は、その聴覚障害者と手話通訳の関係する情報を持っており、それを介護等のサービス担当者に伝え、一緒に相談しながら派遣していくことが増えており、関係者と調整・連絡をとるようになる。こうして、地域に聴覚障害者の理解者を増やし、聴覚障害者のまわりにサポート体制を作っていくことが、手話通訳者派遣をスムーズに進める上で重要になっている。直接的な手話通訳に限らず、高齢の聴覚障害者が介護保険のサービスを利用できるよう、調整する役目も担っていくように期待されているのである。

4. 手話通訳者派遣の実施状況

(1) 派遣事業の実施状況

2003年（平成15年）度の派遣事業の実施状況は、手話奉仕員派遣事業は都道府県・政令指定都市で30ヶ所（50%）、市町村で305ヶ所（9.7%）、手話通訳者派遣事業は都道府県・政令指定都市で47ヶ所（78%）、市町村で119ヶ所（3.7%）である（表1-10）。

表1-10 聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の実施状況、2003年（平成15年）度

	手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）	
	手話奉仕員派遣事業	手話奉仕員養成・研修事業
都道府県等	32ヶ所 / 60(53.3%)	42ヶ所 / 60(70.0%)
市町村	298ヶ所 / 3142(9.7%)	394ヶ所 / 3142(12.5%)
	手話通訳者(手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した者)	
	手話通訳者派遣事業	手話通訳者養成・研修事業
都道府県等	46ヶ所 / 60(76.6%)	56ヶ所 / 60(93.3%)
市町村	110ヶ所 / 3142(3.5%)	-

注1) 都道府県等には13政令指定市が含まれる。市町村には13政令指定市が除かれる。

出所) 表1-5および表1-6より作成

ここから次のようなことが分かる。

第一は、大多数の市町村で手話通訳者派遣事業が実施されていないこと。

都道府県の事業で補完することとなるが、すべてを広域派遣で対応するには、以下のよう
な問題がある。

- 1) 「往復2時間で30分の通訳」という効率性の問題
- 2) 対象となる聴覚障害者の障害状況によっては、日常生活や障害実態に関する情報を
個別的に把握しておく必要があり、広域での派遣システムでは対応しにくいという
問題
- 3) 緊急時の対応、スーパービジョン（管理指導等）が取りにくい等の問題である。し
たがって、広域で対応すると共に、必要に応じて適切に市町村で実施できるように
していく必要がある。

第二は、手話奉仕員派遣事業で、日常会話程度の手話表現技術を習得した「手話奉仕員」
がボランティア的に「手話通訳」を実施している市町村がある一方で、従来からの要綱の
「手話奉仕員」という名称で、実際には、専門的な手話通訳を実施している市町村もある
こと。

手話通訳事業を実施する以上、聴覚障害者の基本的人権を守るという視点から、手話通
訳に携わる者の適切な養成（質の向上・確保）のための取り組みが必要である。

（2）自治体単独事業の実施状況

厚生労働省の資料からは、設置事業の実施状況や自治体の独自予算で実施している単独
事業については、具体的な内容が把握できない。

全通研が2003年（平成15年）度に、手話通訳者が雇用されている市町村および事業所
に対して実施した調査（表1-11）によると、設置事業のみ実施している市町村は16%、設置
と派遣事業の双方を実施している市町村は53.1%、派遣事業のみを実施している市町村は
30.9%となっている。

設置の単独事業の割合は16.5%、派遣の単独事業の割合は21.5%であった。

したがって、第一に、手話通訳事業を実施している市町村では、およそ7割（69.1%）
で設置事業が実施されていること、第二に、手話通訳事業を実施している自治体の約2割
では単独事業としての実施であること、が推定される。なお、これは、手話通訳事業を
実施している自治体の2割であって、全市町村の2割ではないことに留意する必要がある。

表1-11 市町村の手話通訳事業実施および自治体単独事業の状況、2003年（平成15年）

	実施市町村数	実施割合	設置単独実施	派遣単独実施
設置事業のみ	46	16.0%	38 16.5%	
設置+派遣	153	53.1%		58
派遣事業のみ	89	30.9%		21.5%
合計	288	100.0%		

注) 自治体調査：2003年（平成15年）11月～12月実施。手話通訳設置事業等を実施する自治体の562ヶ所
に質問紙郵送調査。有効回答数344（有効回答率61.2%）。但し有効回答箇所がばらつき合計が288。
出所）全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調
査研究』2004年（平成16年）

(3) 聴覚障害者情報提供施設の実施状況

全都道府県に設置されることになっている聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）については、全日本ろうあ連盟の調査によって課題が明確にされている（全日本ろうあ連盟『聴覚障害者情報提供施設実態調査結果一覧』2003年（平成15年））。

1) 情報提供施設は、2002年（平成14年）時点で、27（45%）施設しか設置されていないこと（2005年（平成17年）現在31施設となった）。

2) 手話通訳者派遣事業を実施している施設は20施設（33%）しかないこと。

3) 聴覚障害者への相談支援をしている施設は25施設（41%）しかないこと。

しかも、その中には年間相談件数30件以下の施設が4施設、相談員がいない施設が1施設含まれている（注：%は都道府県・政令指定都市60の割合）。

つまり、情報提供施設そのものが整備されていないこと、手話通訳派遣の対応もできていない施設が多いこと、その前提としての相談受け付け体制ができていない施設が多いこと、が明らかになっている。

情報提供施設の早急な整備はもとより、広域的な手話通訳事業の重要な社会資源として、相談体制、手話通訳派遣体制を構築していく必要がある。

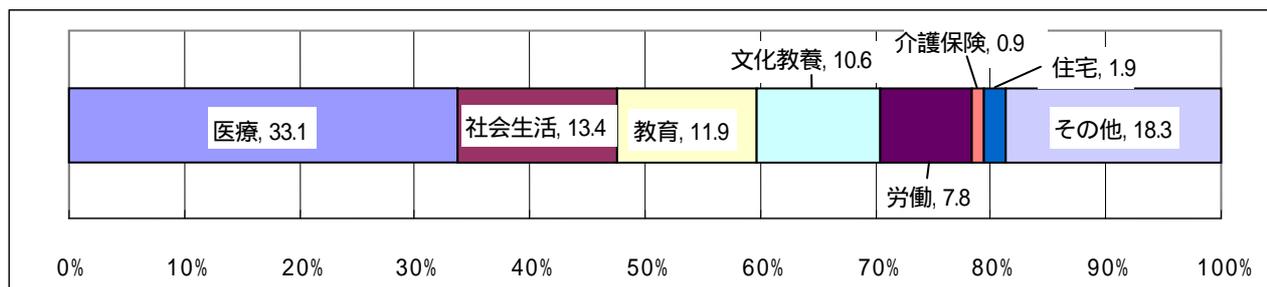
(4) 手話通訳の実施分野

手話通訳を実施した分野について、以下考察する（図1-6、1-7）。

2000年（平成12年）の手話通訳事業実施機関・事業所の手話通訳派遣分野をみると、医療33.1%、社会生活13.4%、教育11.9%、文化教養10.6%、労働7.8%、介護保険0.9%、住宅1.9%、その他18.3%であった。

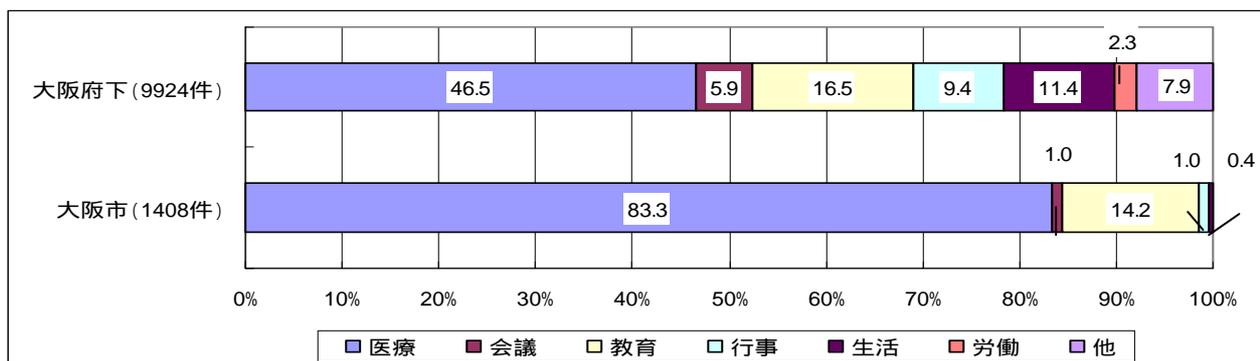
2002年（平成14年）に大阪府で実施した調査によると、医療46.5%、会議5.9%、教育16.5%、行事9.4%、生活11.4%、労働2.3%、その他7.9%であった。このうち、大阪市だけでは、医療83.3%、教育14.2%、会議1.0%、行事1.0%、生活0.4%であった。

図1-6 手話通訳派遣分野（1999年（平成11年））



注) 事業所調査：2000年（平成12年）実施、手話通訳を実施している269事業所（有効回答率42.4%）
出所）全国手話通訳問題研究会編（2001年（平成13年））『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.66）

図1-7 大阪府下35自治体（大阪市含む）および大阪市の派遣内容（2001年（平成13年））



注) 2002年（平成14年）4月実施。大阪府下43市町村のうち手話通訳派遣制度を実施している36自治体を対象に訪問面接調査。回答35自治体。

出所) 大阪聴力障害者協会、大阪手話通訳問題研究会、大阪手話サークル連絡会『Bigwave調査』
大阪聴力障害者協会WEB <http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm> より

以上の調査結果から、次のことが指摘される。

- 1) 手話通訳分野として、医療や教育など聴覚障害者の基本的な生活ニーズに関わる分野が、多くを占めていること。
- 2) 手話通訳派遣分野のなかで圧倒的に多いのは医療である。利用する聴覚障害者にとって生命と健康に関わることであり、医療における手話通訳は、聴覚障害者にとって極めて重要な意味を持つことを示している。

なお、医療関係者の側からも、今後ますます重視されるインフォームド・コンセント（十分な説明と同意）の問題もあり、手話通訳保障は重要な課題となっている。

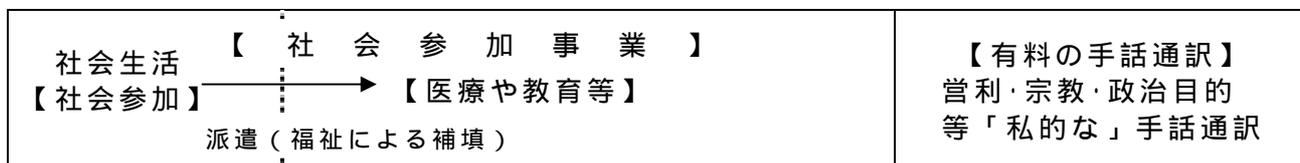
- 3) 医療、教育等の分野の手話通訳派遣が、障害者福祉予算で対応されている。社会福祉予算が、医療や教育等に対し、財政的補填をしている格好となっている。

このことは、わが国における聴覚障害者の社会参加状況に対応していると考えられることもできるが、本来の市民的自由、差別禁止の観点から見れば、これらの分野における手話通訳費用は医療関係予算や教育関係予算等から支出されるべきものであり、今後このような方向での制度づくりが必要である。

- 4) 手話通訳の派遣は、政治・宗教、営利活動等が伴う場合には利用ができない。あるいは有料としている等、規制のある自治体が多い。これら手話通訳派遣の規制は、必ずしも福祉予算上の制約だけの問題ではなく、公的責任として対応する範囲と民間で対応する範囲をどのように区分し、どう考えていくのか、議論・検討していく必要がある。

なお、労働分野については、現在、手話協力員制度がある。この実態把握については今後の検討課題とする。

図1-8 現在の手話通訳関係財源



(5) 手話通訳事業の財源

1) 手話通訳事業財源拡充の必要性

現在、障害者福祉施策の改革の最中であるが、手話通訳事業は、聴覚障害者の社会参加の広がりにより、その位置づけを明確にし、財源を拡充させていく必要に迫られている。その理由は以下のとおりである。

これまで国が進めてきた完全参加と平等やノーマライゼーションという観点から、聴覚障害者にとっての手話通訳事業は、基本的かつ中核的な事業であること。

その一方で、現在市町村における手話通訳設置および派遣事業の実施率は極めて低く、聴覚障害者にとっての身近な地域で、必要に応じて適切に利用できる状況にはなっていないこと。

障害者差別禁止・合理的配慮、情報バリアフリーの点から見て、医療や教育、司法等の分野でのコミュニケーション保障の財源確保が著しく不十分と言わざるを得ない現状において、手話通訳事業の位置づけが極めて重要な意味を持っていること。

手話通訳事業は、障害者自立支援法で地域生活支援事業の基本事業に位置づけられ、これまで実施してこなかった市町村にも手話通訳事業の実施が求められることになる。そのため、今まで以上に手話通訳事業の財源が確保されなければならないこと。

また、障害者自立支援法では、市町村の責務（第2条）として「意思疎通について支援が必要な障害者等」に対する円滑な障害者福祉サービスの利用を謳っていること。

また、同法で地域生活や就労の方向性が明確にされるなかで、聴覚障害者はますます手話通訳事業を必要とすること。逆に言えば、手話通訳事業なしに在宅福祉や就労を押し進めることは、聴覚障害者を福祉施策から締め出す結果になってしまうこと。

2) 各公共機関・施設等の分野でのコミュニケーション保障の責任性の明確化

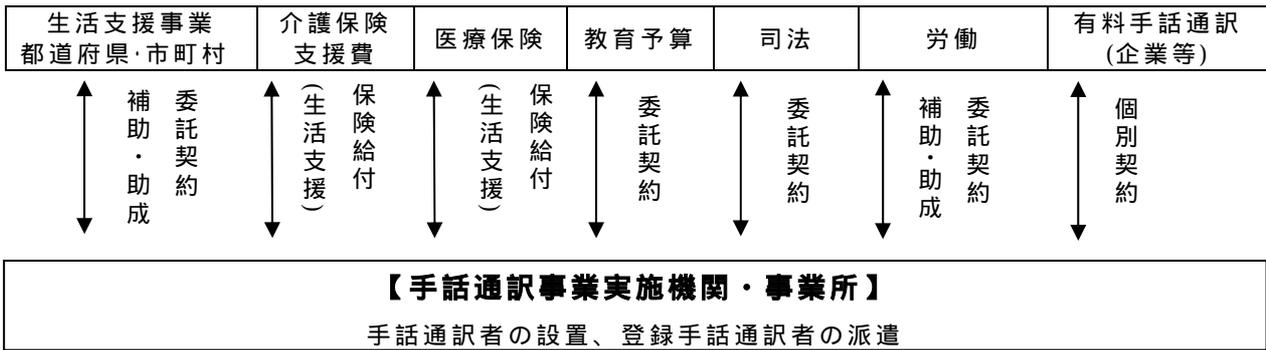
以上の理由を踏まえた上で、将来的にはそれぞれの分野での公共機関・公共施設等が、コミュニケーション保障および情報保障に必要な手話通訳を確保することが必要である。

それを困難とする事情のある分野では、公共機関・公共施設等が手話通訳事業実施機関・事業所に必要な費用を拠出して、委託等の形で実施することも検討していく必要がある。それを図表化すると以下のようなものである（表1-12）。

表1-12 各分野（公共機関・施設等）の財源の一例

機関・事業所	福祉事務所・保健福祉センター	医療機関（病院や診療所）	介護保険支援費	司法（警察、裁判所）	教育	その他 議会、労働等
財源	一般財源	保険給付・医療機関財源	保険給付（加算） 介護事業所	警察予算・裁判所予算	教育予算	議会予算、労働関係予算等

図1-9 将来的な手話通訳事業実施機関・事業所の財源とその経路のあり方の一例



5. 手話通訳者の状況

(1) 手話通訳者数

2002年(平成14年)度での手話通訳士資格取得者は1215人である。都道府県の手話通訳者派遣の登録者は約3600人、手話奉仕員派遣の登録者は都道府県分、市町村分を合わせて約1万3000人である(表1-13)。

ただし、登録については、一人が複数の自治体に登録するケースがあることに注意を要する。

結局、都道府県の認定試験等に合格して登録された手話通訳者は、全国で3600人程度にしかないのである。聴覚障害者の日常生活での手話通訳ニーズに対応できる数字ではない。手話通訳者を大幅に増員するとともに、質の高い手話通訳を保障するために、通訳者の養成と研修の拡充が必要である。

表1-13 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況(2002年(平成14年)度末)

項目	養成(派遣登録)数		備考
手話通訳士	1,215人		厚生労働大臣認定試験、合格者数(累積)
手話通訳者	約3,600人		都道府県で実施(障害者社会参加総合推進事業)
手話奉仕員	約13,000人	都道府県分 約7,000人	都道府県および市町村で実施 (障害者社会参加総合推進事業および市町村障害者社会参加促進事業)
		市町村分 約6,000人	

注1) 手話通訳者および手話奉仕員の人数は、各自治体で派遣登録を行っている者の人数。

注2) 各項目の人数には、重複した数字が含まれる。

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年(平成16年)3月25日)資料

(2) 登録手話通訳者の状況

2003年(平成15年)に全通研によって実施された調査により、登録手話通訳者(奉仕員を含む)について以下のような事実が明らかになった(表1-14参照)。

- 1) 登録された手話通訳者の43.7%は1カ月に1~4件の通訳を担当したにとどまり、25.8%が5~9件の、10.7%が15件以上の通訳を担当した。
つまり、約半数の登録通訳者は月に5件に満たない活動しかしていない。
- 2) 登録された手話通訳者のうち、都道府県による資格認定がある人は68.8%、資格のない人が29.4%であった。(なお、手話通訳士の資格がある人は21%)。
したがって、登録された手話通訳者の約3割近くが、公的な資格のないまま、つまり手話通訳の質的な担保がなされまま、手話通訳に従事しているとされる可能性がある。
- 3) 登録されていても実際に手話通訳をしているとは限らない。
登録手話通訳者のうち1年間に実働した手話通訳者数は約70%である。特に乖離の大きかった自治体は、NN市10%、NS市13%などが挙げられる。

したがって、単に登録手話通訳者の数を問題にするのではなく、その実働人数、実際に担当できる件数等も勘案・検討しなくてはならない。

表 1-14 登録手話通訳者の現状

ア) 登録された手話通訳者の43.7%は1カ月に1~4件、25.8%は5~9件の手話通訳

注1) 1カ月に15件以上実施している手話通訳者は10.7%

イ) 登録された手話通訳者の30%は都道府県による資格認定なし

注2) 県資格あり: 269人(68.8%)、県資格なし: 115人(29.4%)、他: 不明

注3) 手話通訳士資格あり: 82人(21%)、士資格なし: 306人(78.3%)、他: 不明

注4) 2003年(平成15年)11月実施。全国で人口規模および事業所による層化抽出による質問紙郵送調査。447人抽出し、回答は391人(回答率87.5%)。

出所) 全国手話通訳問題研究会『登録されている手話通訳者の健康と労働についての抽出調査』2004年(平成16年)

ウ) 登録手話通訳者に占める実働者数は平均70%

登録者数等記載事業所188。登録者数4052人、そのうち実働登録者数2820人

(事業所は、登録者数と実働登録者数両方を記載していた事業所のみ計算した)

登録者数と実働登録者数との乖離の例(登録:実働):特に乖離の大きかった自治体

NN市 : 29 : 3 (10%)

NS市 : 302 : 40 (13%)

A市 : 33 : 7 (21%)

O市 : 16 : 5 (31%)

注) 手話通訳事業所調査: 2003年(平成15年)10月~12月実施。手話通訳設置事業等実施する自治体の事業所642ヶ所および聴覚障害者情報提供施設5ヶ所に質問紙郵送調査。有効回答数220(有効回答率34.0%)(自治体直営119ヶ所、民間101ヶ所)。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

(3) 手話通訳者への報酬

これまでに実施された調査から、手話通訳者への報酬がどのように設定されているかを見ると、報酬対象時間に、手話通訳を行う現場までの移動時間を含める所と含めない所がある。報酬額が1時間単位ではなく2、3時間単位で設定されている所もある。交通費を支給する所もあるが支給しない所もある。報酬額の設定は自治体によって文字通り様々である。

社団法人大阪聴力障害者協会等や全通研、全日本ろうあ連盟で実施された調査結果を見ると(表1-15)、手話通訳者に支給される1時間あたりの報酬は、600円から5000円程度までと大きな開きがある。回答が都市部に偏っている恐れもあるが、平均して1300円前後である。介護保険制度や支援費制度での身体介護で事業所に支払われる単価を下回っており、また家事援助・生活援助より低いケースが多い。

ここから指摘されるのは、手話通訳者への報酬について、専門職としての正当な評価がなく、正当な報酬額が設定されていない、報酬額が低額なため手話通訳者が増えない、手話通訳者への報酬額については地域格差が極めて大きい、との3点である。

手話通訳の専門性を評価して、その報酬額を設定した一つの例として、静岡県の場合を見てみる。静岡県では、手話通訳報酬の計算として、手話通訳をしている時間と移動の時間とに分け、手話通訳をしている時間はその専門性を評価して実働時間で3180円/時間(2004年(平成16年)度)となっている。なお、交通費は、夜間や遠距離移動に配慮しつつ、別途支給することになっている。

表 1-15 手話通訳者への報酬

<p>ア) 手話通訳者への報酬：平均3306円 / 3 H 平均1102円 / H (通訳2時間・3時間拘束の場合：最低1700円(藤井寺市)、最高5000円(茨木市)) 注1) <u>通訳時間を2時間、移動時間を片道30分、交通費を1000円と想定した場合の金額</u> 注2) 35自治体のうち、 報酬の計算方法：時間当り28、件当り6、無回答1 報酬起算時間：家を出てから家に帰るまで14、通訳実施時間13、1件当り6、無回答2 交通費の負担：利用者18、通訳者4、両方2、行政11、無回答3 注) 2002年(平成14年)4月実施。大阪府下43市町村のうち手話通訳派遣制度を実施している36自治体を対象に訪問面接調査。回答35自治体。 出所) 大阪聴力障害者協会、大阪手話通訳問題研究会、大阪手話サークル連絡会『Bigwave調査』 大阪聴力障害者協会WEB http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm より</p>
<p>イ) 派遣時間単価：平均1349円 / H (最低600円、最高5304円) 注) 2003年(平成15年)11月実施。全国で人口規模および事業所による層化抽出による質問紙郵送調査。447人抽出し、回答は391人(回答率87.5%)。 出所) 全国手話通訳問題研究会『登録されている手話通訳者の健康と労働についての抽出調査』2004年(平成16年)</p>
<p>ウ) 情報提供施設(18ヶ所)の派遣費用：平均2973円 / 2 H 平均1486円 / H (2時間実施の場合：最低1600円(香川)、最高7280円(横浜)) 注1) <u>時間は2時間(但し、通訳時間のみか、派遣されている時間全てかは不明)</u> <u>手話通訳者は登録手話通訳者を想定、交通費は含まれていない。</u> 注2) 27施設のうち、7ヶ所は派遣を実施していない。2ヶ所は単価の記載なし。 注3) 全国27ヶ所の情報提供施設を対象に、2002年(平成14年)9月に調査実施。 出所) 全日本ろうあ連盟『聴覚障害者情報提供施設実態調査結果一覧』2003年(平成15年)より試算</p>

表1-16 他制度の単価の例

支援費制度（障害者）		介護保険制度（高齢者）	
身体介護	4020 円 / 時間	身体介護	4020 円 / 時間
家事援助	1530 円 / 時間	生活援助	2080 円 / 時間
日常生活支援	2410 円 / 1.5 時間		
	(= 1606 円 / 時間)		

6 . 手話通訳事業実施体制

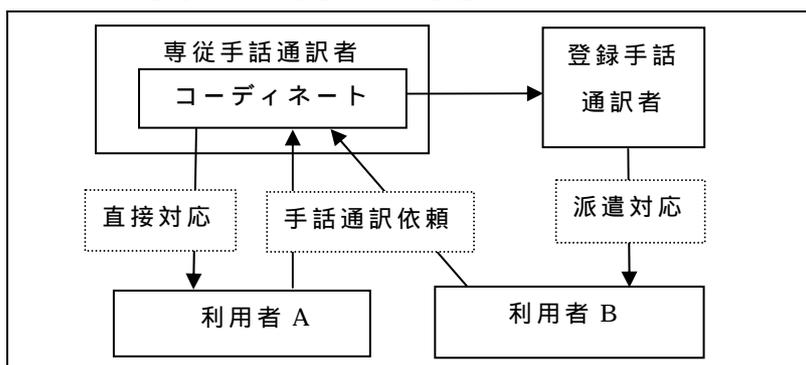
以下では、手話通訳事業実施体制について、手話通訳設置・派遣の実施体制、市町村と広域の手話通訳派遣体制に分けて現状と課題を検討する。

(1) 手話通訳設置・派遣体制

1) 札幌市の手話通訳設置・派遣体制

札幌市の設置手話通訳者（専従手話通訳者）と登録手話通訳者による手話通訳設置・派遣体制を図式化すると、以下の図1-10のとおりである。

図 1-10 札幌市の専従通訳と派遣通訳



設置の専従手話通訳者は、聴覚障害者（利用者）A、Bに対して、必要に応じて、専従手話通訳者が直接対応したり、登録手話通訳者の派遣によって対応したりしている。

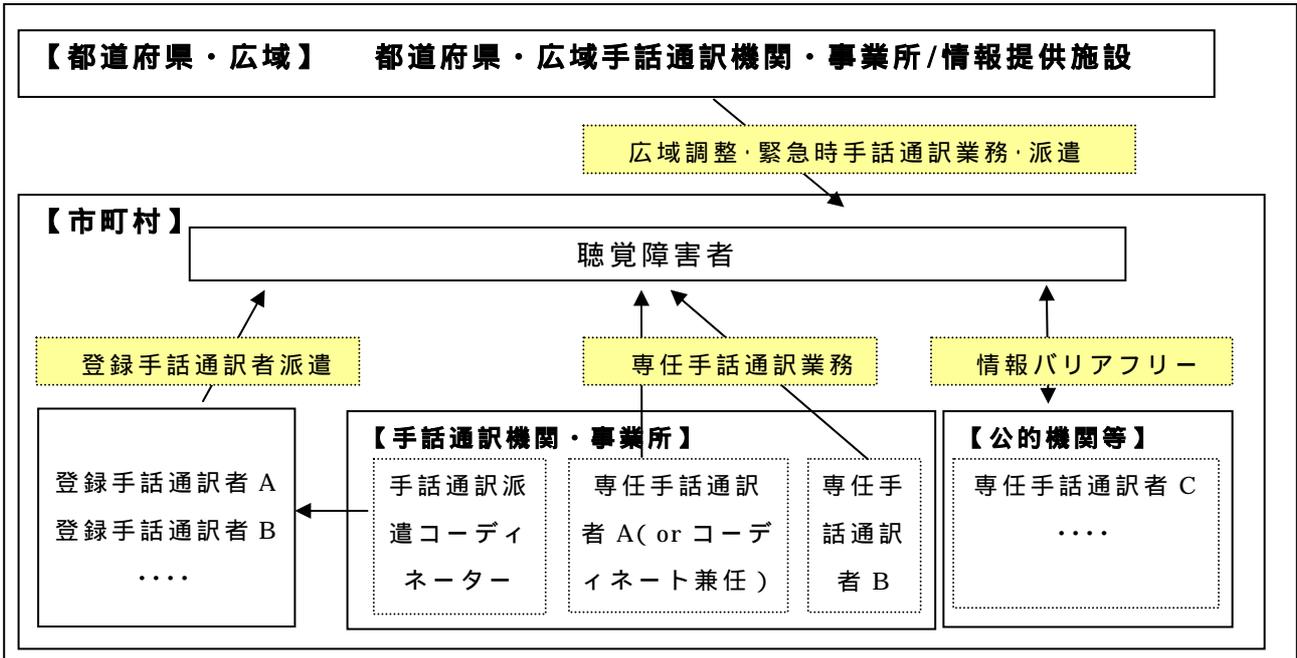
2) 実施体制

ただし、手話通訳事業は札幌市のような政令指定都市の場合は別として、多くの市町村では都道府県による手話通訳者派遣と併用して実施している。また、手話通訳事業実施機関・事業所以外の公共機関・施設（病院・ハローワーク・福祉センター）などに手話通訳者が設置されている。これを情報バリアフリー事業と位置づけると、手話通訳事業の実施体制は以下の4つの事業により構成されると考えられる。

手話通訳設置事業	雇用された専任手話通訳者が常時手話通訳に携わる。
手話通訳者派遣事業	認定・登録された手話通訳者が派遣され手話通訳をする。
広域手話通訳者事業	都道府県や広域事業所に設置・登録されている手話通訳者が、広域調整や必要に応じて緊急時・災害時等の手話通訳を行う。
情報バリアフリー事業	公共機関・施設等に設置された専任手話通訳者が手話通訳を行う。設置できない場合は派遣事業を利用する。

これを図式化すると以下の図1-11のようになる。

図 1-11 手話通訳実施の4つの基本形態



3) 手話通訳依頼のあり方

手話通訳の依頼の仕方としては、主に以下の5つの方法がある。

- 手話通訳事業実施機関・事業所に訪問しての直接の依頼
- 手話通訳事業実施機関・事業所にFAX・TEL・Eメール等による依頼
- 手話通訳現場での依頼
- 相談現場での依頼・対応
- 生活支援として必要に応じた対応

一般的に、手話通訳の依頼については、手話通訳事業実施機関・事業所への直接訪問やFAX等を通じて依頼されることが多い。

しかし、手話通訳に出向き、通訳が終わった際に、その場で次回の手話通訳の依頼がなされることもある。

また、役場や福祉施設での生活相談を通じて、別の機関と相談する必要が確認され、そのための手話通訳が要請される場合もある。

はじめから手話通訳のニーズが明らかでなくても、聴覚障害者との日常的な会話のなかで手話通訳の必要が明らかになったり、ときには聴覚障害者の状態やそのおかれた状況から手話通訳が必要と判断されることもある。これはいわゆる手話通訳のアウトリーチとしての対応である。

なお、手話通訳依頼に対する対応としては、緊急時を含めて毎日連続した体制が必要であるが、その受付体制はどのようになっているのか、この調査検討が必要である。

また、市町村の手話通訳事業実施機関・事業所と都道府県（広域）の手話通訳事業実施機関・事業所との役割分担・連携、その他公的機関・公共施設に設置されている手話通訳者との役割分担や連携については今後の検討が必要である。

(2) 市町村と広域の手話通訳派遣体制

手話通訳派遣の実施体制には、大きく、市町村が中心となる体制と広域対応が中心となる体制との2つの体制が考えられる。前者は静岡県、後者は香川県の実施体制が参考になる。(図1-12)。

1) 静岡県の市町村実施

静岡県は市町村が中心となった手話通訳派遣体制である。

静岡県は、2004年(平成16年)4月から、全市町村で手話通訳者派遣事業を実施している。聴覚障害者の手話通訳依頼は、基本的に居住する市町村で受け付け、コーディネートして対応している。この全市町村での事業実施にあたっては、市町村を対象にしたモデル要綱の提示や研修の実施等が行われた。

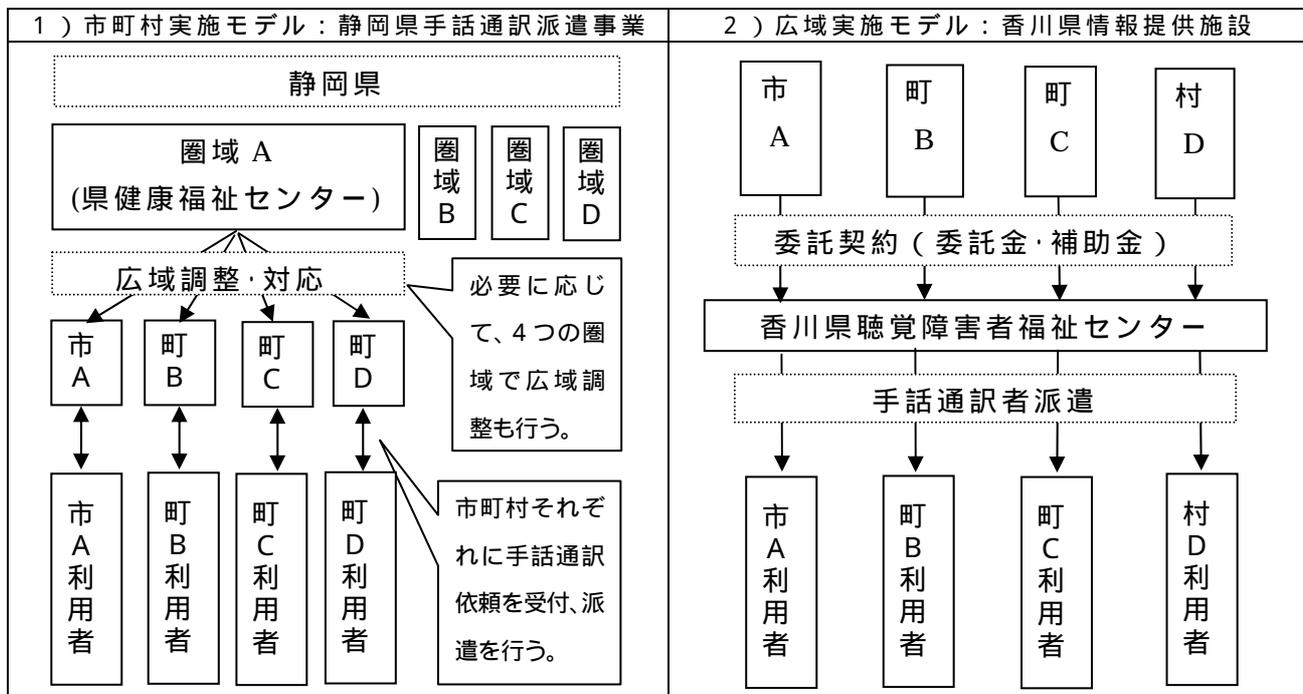
なお、市町村では対応できない場合については、県の4つの出先機関で対応することになっている。

2) 香川県の広域実施

香川県の場合は、県情報提供施設を中心とした手話通訳派遣体制となっている。

香川県は面積が狭く、どこでも車で1時間ほどあれば行くことができるという地理的条件もあって、情報提供施設で全県的な手話通訳派遣のコーディネートを実施している。県の委託事業として県下全体を対象とする広域手話通訳派遣を行うだけでなく、各市町村との間に手話通訳設置や手話通訳派遣の委託契約を結び、これに基づいて設置・派遣を行っている。そのため、県下のどの地域に住んでいても、基本的には同じ水準の手話通訳対応ができるという特徴がある。

図 1-12 市町村実施モデルと広域実施モデル



2つのモデルを参考に、各自治体で、聴覚障害者のニーズと地域の実情にあった適切な事業の実施が望まれる。

第2節 手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成・認定・研修事業等の現状と課題

1. はじめに

手話通訳者の養成事業が開始されたのは、1970年（昭和45年）の手話奉仕員養成事業からであろう。手話奉仕員養成事業は、全都道府県で実施されるようになり、手話普及のために大きな役割を果たしてきた。しかし、「奉仕員」の名の通り、手話での日常会話ができるようになることが目標であり、言語通訳および支援能力を有する「手話通訳者」の養成のためには極めて不十分であった。それは、個々の経験と努力に委ねられていた。またカリキュラムの整備もなく、実施された事業内容の地域毎の格差が大きく、日常会話技術の習得といっても、そのレベルはバラバラであった。

この状況を改善するために、1998年（平成10年）7月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」（厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年（平成10年）7月）が導入された。そして同カリキュラムによる手話通訳者養成事業において、手話通訳者に必要な専門知識、支援技術としての講義・実践学習が取り入れられた。

新しいカリキュラムによる養成事業は1999年（平成11年）度から始められ、その後6年が経過している。しかし、全国的な状況を見ると、聴覚障害者にとって必要な数を現実の課題として、手話通訳者の養成が順調に進められているか、たとえば、多くの課題を抱えているのが現実である。

社会福祉法人全国手話研修センター（以下、全国手話研修センター）は、手話通訳者養成課程修了者に対する全国統一試験（以下、「手話通訳者統一試験」）を実施している。

都道府県が行っている手話通訳者養成事業では、その修了者に対する試験をここに委託して行うケースが増加しつつある。この手話通訳者統一試験の合格率は2003年（平成15年）度で25.1%であった。（なお、2004年（平成16年）度は27.1%）（表2-9 参照）

手話通訳者統一試験でなく、地域独自での手話通訳者登録試験（以下、独自試験）を行っている都道府県・政令指定都市については、2003年（平成15年）度の状況は都道府県での合格率が30.8%、政令指定都市での合格率が18.7%となっている。（有効回答は28都道府県、9政令指定都市。表2-10・11参照。全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年（平成17年）2月より）

一方、1989年（平成元年）から実施されている手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者数は過去15回で合計1332人とどまり、年間平均合格者は88人程度（1県あたり1.8人）である。平均合格率は12.1%程度となっている。

以上から明らかなように、現状での大きな問題は、手話通訳者、手話通訳士とも毎年わずかしか増えていないことである。（表2-13参照）

手話通訳事業の展開と言う場合、何よりも重要なことは、聴覚障害者と健聴者との言語コミュニケーションの仲介（翻訳）を行うための高度の技術を有する手話通訳者を多数養成することである。あわせて、第1節で見たように、高齢聴覚障害者の介護（介護保険制度）、重複聴覚障害者への支援（支援費制度）、関係機関や専門職と協働しての社会参加に困難のある聴覚障害者への支援、差別や偏見、無理解にさらされ生活に困難を有する聴覚障害者への支援等々、適切な支援能力を有する手話通訳者の養成が重要である。

このような状況のなかで、従来の手話通訳者の養成について検討を加え、今日的な要請

に応え得る手話通訳者養成について、体系的かつ効率的システムの構築が必要である。

2. 各種事業の現状

(1) 手話奉仕員養成事業

手話の認知を粘り強く求める聴覚障害者の運動の成果として始まった「手話奉仕員養成事業」(1970年(昭和45年))は、歴史的に手話普及については大きな役割を果たしてきた。この事業を契機として、手話通訳業務を担う人材が育成され、講座修了者が継続して手話学習を行う手話サークルが各地に発足した。手話サークルは、学習活動だけでなく、聴覚障害者やその団体と共に、地域での手話の普及や聴覚障害者の社会参加を支援する役割を果たすなど、多様な福祉活動を展開し、地域福祉を推進する社会資源として発展してきている。

手話奉仕員養成事業の展開は、手話を学ぶ多くの地域住民を生み出してきた。手話と聴覚障害者に対する理解と認識を広げ、深めてきただけでなく、聴覚障害者が、地域の聞こえる人々と知り合い、語り合い、協同する機会を作り出してきた。そのような意味で聴覚障害者の自立生活および社会参加を支えてきたといえる。

表2-1 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況(2002年(平成14年)度末)

項目	養成(派遣登録)数		備考
手話通訳士	1,215人		厚生労働大臣認定試験、合格者数(累積)
手話通訳者	約3,600人		都道府県で実施(障害者社会参加総合推進事業)
手話奉仕員	約13,000人	都道府県約7,000人	都道府県および市町村で実施(障害者社会参加総合推進事業および市町村障害者社会参加促進事業)
		市町村 約6,000人	

注1) 手話通訳者および手話奉仕員の人数は、各自治体で派遣登録を行っている者の人数。

注2) 各項目の人数には、重複した数字が含まれる。

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年(平成14年)3月25日)資料

しかし、手話学習のカリキュラムが整備されてこなかったことから、手話奉仕員養成講座は、地域毎に講座回数と講習時間がことなり、講習内容や程度もバラバラであった。

特に、言語通訳・翻訳能力および支援能力を育成し、「手話通訳者」を養成してゆくためのカリキュラムが全くなく、個々の講師の経験と学習者個人の熱意に頼っての「養成」となり、手話通訳者のレベルについても、全国的な基準がない状態が続いた。

この状況を改善するために、1998年(平成10年)7月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」(厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年(平成10年)7月)が導入された。手話奉仕員とは「手話で日常会話ができる人」と規定され、手話通訳者とは明確に区別されることになった。

手話通訳者養成事業では、手話通訳技術を習得するための講義・実技に加えて、手話通

訳者に必要な専門知識・支援技術としての講義・実践学習が取り入れられた。新しいカリキュラムによる養成事業は1999年（平成11年）度から各地での取り組みが始まった。

表2-2「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」

<p>手話奉仕員養成カリキュラム（入門課程・基礎課程 80時間）の養成目標</p> <p>「聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する」</p> <p>手話通訳者養成カリキュラム（基本課程・応用課程・実践課程 90時間）の養成目標</p> <p>「身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等についての理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得する」</p>

出所）「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年（平成10年）7月

しかし、1998年（平成10年）までは、手話奉仕員養成事業で養成を受けて登録し、手話奉仕員派遣事業で派遣されてきた「手話奉仕員」が即ち「手話通訳者」である、という考え方があり、関係機関や関係諸団体、地域住民に、その後も根強く残されている。

1998年（平成10年）度までは、手話奉仕員養成事業の講習修了者が派遣事業に登録されるためには、その後も手話サークル等で交流と活動経験を積み、自治体の独自試験に合格することが必要とする地域が多かった。そのため「手話奉仕員」の名で登録されるが、その実質は「手話通訳者」であり、手話通訳者として活動している人も多い実状があった。このため、1998年（平成10年）に通達され、1999年（平成11年）度から実施された手話奉仕員養成カリキュラムによる講習会の修了者と、それ以前の講習会修了者を、下表(表2-3)のように、明確に区別しておく必要がある。

表2-3 手話奉仕員養成修了者の新旧カリキュラムによる区分

1998年（平成10年）度までの旧カリキュラムによる手話奉仕員養成事業修了者	日常生活会話技術の習得にとどまる者
	地域で独自試験に合格して派遣事業に従事している者。実質的には手話通訳者。
1999年（平成11年）度からの新カリキュラムによる手話奉仕員養成事業修了者	日常会話技術の習得にとどまる者

現在の手話奉仕員養成カリキュラム（計80時間）で獲得できる知識と技術は、手話の理解、聴覚障害者とその福祉についての理解の範囲にとどまる。手話学習や手話通訳学習の動機づけの機会としては大きな役割を果たしているが、言語の翻訳である手話通訳を行うには著しく不十分である。手話通訳に対する正確な理解がないまま、本来「手話通訳者」が担うべきところを、『手話奉仕員で足りる』と安易に捉えられているという問題や、十分な知識や技術がない手話奉仕員が手話通訳業務にあてられるという問題が各地で発生している。早急な解決を要する課題である。

手話奉仕員養成事業による修了者は「手話で日常会話ができる人」である。手話通訳が

できる人ではない。

手話奉仕員の役割を、地域における障害者福祉のバリアフリーの担い手として正しく位置づけ、手話奉仕員養成事業を聴覚障害者とともに市民的な協同を形成するためのものとして整理していくことが課題となっている。

表2-4 市民的協同を進める岡山市の例

手話奉仕員養成事業による「手話教室入門」「手話教室基礎」修了者で希望者が岡山市ふれあい公社に奉仕員登録し、同行者の行事への参加・手伝いの他、今後「ろう高齢者のつどい」への参加を進める。

出所) 全国手話通訳問題研究会『手話通訳問題研究』第81号、2002年(平成14年)、46-47ページ

一方、手話奉仕員養成事業等によらない手話教室や手話講習会が、市町村社会福祉協議会等で実施され、手話の普及が行われているケースがある。

たとえば、ボランティア育成事業、福祉教育・学習事業、情報提供・啓発事業、体験・交流・イベント事業といった名称で実施され、1回～2回の啓発講座もあるが、手話奉仕員養成カリキュラムや手話通訳者養成カリキュラムと同等の内容での講座になっている場合もある。

また、テレビでは手話講座があり、手話を学ぶための入門書は十指を越える。カルチャーセンター、小中学校や高校、専門学校、大学等での講座やサークルと、国民が手話を学習する機会は増加してきている。児童・生徒の福祉教育、成人の生涯教育の一環としての手話学習の広まりは大きく評価できる。

こうした様々な機会を利用して手話を学習した人たちが、さらに高度の学習機会を求めたり、実際のボランティア活動の機会を求めたりすることも増えている。

これら地域住民の手話学習事業や教育分野などでの手話学習の広がりについては、手話奉仕員養成事業との関連を整理しながら、改めてその位置づけを明らかにするための検討が必要である。

(2) 手話通訳者養成事業

手話通訳者を養成する事業は、手話奉仕員養成事業(1970年(昭和45年))に始まり、現在は、手話通訳者養成事業(「手話奉仕員養成および手話通訳者養成カリキュラム」1998年(平成10年))に基づいて、ほぼ全都道府県で実施されている。しかし、手話通訳者養成事業の予算や開催方法、受講者数等、各県で大きなばらつきが出ているのが現状である。

表2-5 都道府県・政令都市での手話通訳者養成の実態

予 算 :	A 市	122,000円	~	B 県	3,726,000円
時 間 :	C 県	55時間	~	D 県	122時間 (標準90時間)
受講者数 :	E 県	12人	~	F 県	240人 (標準1クラス20人)

出所) 全国手話通訳問題研究会『手話通訳問題研究』第75号、「都道府県・政令都市での手話通訳者養成の実態調査」2000年(平成12年)4月

全日本ろうあ連盟が2005年（平成17年）2月に行った「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」によると、手話通訳者養成事業を実施する50ヶ所の中、事業の実施方法等を課題としたところが24ヶ所、カリキュラム、テキスト、教材に課題があるとしたところは23ヶ所、受講者の課題をあげたところが27ヶ所であった。

図2-1 手話通訳者養成事業における課題（自由記述回答のうち主な課題）

（回答：都道府県・政令指定都市 50ヶ所）

事業の実施方法の課題	カリキュラム、テキスト、教材の課題	受講者の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地からの参加者の交通費負担が大きい（2） ・それぞれの地域で開催したいが講師が確保できない（2） ・県内1ヶ所開催では受講者が集まらない（2） ・予算がないため講座回数確保できない（2） ・カリキュラムどおりの養成ができない（1） ・市町村での養成レベルと県レベルの養成レベルの調整が必要（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間、内容、指導方法等カリキュラムどおり進めない（4） ・実習場面の確保が困難（3） ・ビデオ教材の内容の改善（3） ・90時間では足りない（2） ・90時間は長い（1） ・カリキュラムで指導できる講師不足（1） ・自宅学習教材の開発（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の技術レベルに差がある（5） ・身近なところで受講できない/会場が遠隔地で参加できない（3） ・受講者のレベルをそろえるべき（3） ・受講者が集まらない（2） ・受講者が多すぎて受講制限をしなければならない（1） ・認定登録試験不合格者の補講、研修が必要（1） ・事前学習機会の設定（1）

*（ ）数字は自由記述で回答があった数

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年（平成17年）2月

手話を学び始めてから手話通訳者・手話通訳士試験受験に至るまでの期間は、現状では、手話奉仕員養成カリキュラムで1 - 2年、手話通訳者養成カリキュラムで1年半 - 3年の年月と報告されている（「全国手話通訳問題研究討論集会報告集」2001年（平成13年）～2004年（平成16年）参照）。合計して最短で2年半、最長で5年間となる。極めて幅が大きい。最長で5年間の養成期間は、受講者にとってはかなりの負担になっていると思われる。学習機会がなかったり、学習者の都合で学習が中断したりして、それ以上の期間を要する場合も多い。学習期間が長期にわたるなかで、学習目標を見失い、手話通訳者や手話通訳士になるための試験を受ける機会を逃す人々もある。

従来の手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業には、受講者の学習到達度を確認する仕組みがなかった。そのため、受講者は、自らの手話技術・手話通訳技術の到達度や自己の学習課題がわからない状態となっている。もっとも、少数ではあるが、養成期間中に、それぞれの課程修了ごとの試験を行い、合格者が次の課程に進むことを認めるといった技能評価を行っている地域の存在も報告されている（「全国手話通訳問題研究討論集会報

告集」2001年（平成13年）～2004年（平成16年）参照）。学習者の技能到達度を評価することは、学習目標が明確となり、学習意欲が高められ、効果的な指導を行うことに結びつくと考えられる。これまではなかったが、今後は、このような観点からの技能評価システムの検討が必要である。

手話通訳者養成講座を修了した人々を対象に行っている「手話通訳者統一試験」においては、2004年（平成16年）度の合格者は227人（合格率27.1%）である。都道府県や政令指定都市で独自試験を行う場合も、同様に低い合格率にとどまる傾向にある。

手話通訳者養成講座を修了しても、派遣事業登録の手話通訳者数は微増にとどまっているのが全国的状況であり、手話通訳者派遣のニーズに十分応えられていないのが現状である。

静岡県では、2004年（平成16年）度より全市町村で手話通訳者派遣事業を実施することになったが、登録手話通訳者が居住していない地域があり、近隣自治体に住む登録手話通訳者が支援する方法を取らざるを得ない状況にある。そこで、手話通訳者の質と量の確保をめざし、下表のように手話通訳者養成事業が大幅に拡大された。

表2-6 静岡県における手話通訳者養成研修の開催回数の増・合格講座の開催（県実施分）

講座名	2003年度	2004年度
手話奉仕員養成（基礎）	1ヶ所	2ヶ所
手話通訳者養成（基本）	1ヶ所	5ヶ所
手話通訳者養成（応用）	1ヶ所	3ヶ所
手話通訳者養成（実践）	1ヶ所	1ヶ所
手話通訳者合格講座（特別研修）	講座＋実技	講座＋実技 開催地区と回数の拡充
手話通訳士合格講座	なし	講座＋実技 開催地区と回数の拡充

出所）静岡県障害福祉室 前嶋康寿氏の講義資料「静岡県における手話通訳者派遣事業等の状況について」2004年（平成16年）8月31日

表2-7 静岡県における手話通訳関係事業予算（県予算状況）

事業名	2003年度	2004年度	伸び率
手話奉仕員養成研修事業	1,160,000円	1,458,000円	125.7%
手話通訳者養成・現任研修事業	1,042,000円	6,987,000円	670.5%
手話通訳者・手話通訳士合格講座	575,000円	1,100,000円	191.3%

出所）静岡県障害福祉室、前嶋康寿氏の講義資料「静岡県における手話通訳者派遣事業等の状況について」2004年（平成16年）8月31日より抜粋

他の専門職は高等教育機関で養成されている。しかし、手話通訳者については、欧米では高等教育機関で養成されているのに対し、日本では、埼玉県の国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に手話通訳学科（定員30名、修業年限2年）が設けられている他

は、表2-8のような高等教育機関で手話通訳者養成が行われはじめたところであり、その数はまだ少ない。専門職としての手話通訳への評価が不十分であり、高度の専門知識と技術を習得しても、それに相応しい就労先や所得が保障されない現状があるからである。

社会的な評価が進めば、高等教育機関での養成も進むと言える。将来的には、他の専門職と同様、高等教育機関での養成が必要と考えるが、現状においては、手話通訳者養成事業を都道府県、政令指定都市が責任を持って行う事業として、体系的・効率的に実施していく必要がある。

その場合、適切な養成期間の設定と、開催方法のガイドライン、養成期間中の手話技能の評価のあり方等、手話通訳者登録試験に合格するまで、継続して手話通訳学習が行えるような条件づくりと、養成カリキュラムの検討が必要である。

表2-8 手話通訳者養成課程を持つ高等教育機関一覧 2004年（平成16年）5月 *は学科定員

都道府県	名 称	定 員	修業年限
宮城	仙台福祉専門学校 福祉学科手話通訳士コース	* 6 0	2
東京	世田谷福祉専門学校 手話通訳学科 / 手話通訳専攻学科	3 5 / 2 0	2 / 1
東京	日本福祉教育専門学校 社会福祉学科手話通訳専攻	4 0	2
東京	東京心理音楽療法福祉専門学校 環境ビジネスIT学科	7 0	2
愛知	金城学院大学 文学部言語文化学科 / 現代文化学部福祉社会学科	* 8 5 * / 8 5	4 / 4
広島	西広島福祉学院 社会教育科	3 0	2
香川	瀬戸内短期大学 養護教育学科手話コース	* 1 0 0	2

出所) 日本手話通訳士協会監修『手話通訳士まるごとガイド』ミネルヴァ書房2004年(平成16年)143頁より一部修正

(3) 手話通訳者現任研修事業

都道府県での登録手話通訳者の現任研修の実施状況については、全通研の調査(2000年(平成12年)、2003年(平成15年))によると、手話通訳者を設置・登録する事業所が行う研修会がある、との回答は60%にとどまっている。

事業所の半数近くで、研修が実施されていないという状況は、早急に改善されなければならない。また、実施されていても研修会の内容や機会が不十分であり、技術研修および事例研修に対する手話通訳者からの要望は高い。

中央レベルの現任研修としては、財団法人大阪府地域福祉推進財団が国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)で開催している手話通訳者現任研修事業(全国手話研修センターが支援)が、手話通訳士養成を目的とする研修を行い、また、手話通訳士を対象により専門的な領域での手話通訳知識・技術の研修を行う手話通訳士現任研修も実施している。な

お、手話通訳士に対する研修事業は、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院、日本手話通訳士協会でも実施されている。しかし、地理的な問題、費用の問題、実施期間（拘束時間）の問題から、参加者が制限され、受講者の確保が課題となっている。

このため、登録手話通訳者・設置手話通訳者が、十分な研修機会が保障されるよう、都道府県単位での登録・設置手話通訳者の現任研修カリキュラム整備と、研修事業としての位置づけ、事業の発展・充実が必要である。

（４）手話通訳者認定事業

手話通訳者養成事業修了者（ないし相当者）に対する「手話通訳者統一試験」は、2001年（平成13年）より実施され、合格率は2001年（平成13年）度28.2%（合格者数109人）、2002年（平成14年）度35.6%（合格者数220人）、2003年（平成15年）度25.1%（合格者数156人）となっている。2003年（平成15年）度でみると27ヶ所を実施され、1県あたり平均6人程度の合格者であった。ただし、合格率50%の地域から4.3%にとどまる地域まで、かなりのバラツキが見られる。

一方、独自試験を行う都道府県の合格率は、2001年（平成13年）度24.8%（合格者数247人）、2002年（平成14年）度19.2%（合格者数171人）、2003年（平成15年）度で30.8%（合格者数296人）となっている。政令指定都市では2001年（平成13年）度33.1%（合格者数60人）、2002年（平成14年）度18.5%（合格者数37人）、2003年（平成15年）度18.7%（合格者数35人）となっている。（全日本ろうあ連盟が加盟団体を対象に行った「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」（以下、「試験アンケート」）2005年（平成17年）2月。都道府県の有効回答は27、政令指定都市の有効回答は9）

表2-9 「手話通訳者統一試験」都道府県別合格率一覧

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
受験者数（人）	387	618	621	839
合格者数（人）	109	220	156	227
合格率（％）	28.2	35.6	25.1	27.1

* 試験を採用している都道府県、団体は2001年（平成13年）度10ヶ所、2002年（平成14年）度は23ヶ所、2003年（平成15年）度は27ヶ所、2004年（平成16年）度は34ヶ所となっている。

2005年（平成17年）度の結果はまだ出ていないが、35ヶ所、受験者数895名となっている。

表2-10 都道府県で独自に実施される手話通訳者登録試験の受験者数・合格者数の推移

	2001年度	2002年度	2003年度
受験者数（人）	996	891	960
合格者数（人）	247	171	296
合格率（％）	24.8	19.2	30.8

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年（平成17年）2月

* ここでは回答のあった27都道府県の数字を掲載。

北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野、福井、岐阜、三重、兵庫、鳥取、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、沖縄

* 広島県・広島市は合同で行われ合計数字で回答されているため、県の欄にまとめた。

表2-11 政令指定都市で独自に実施される手話通訳者登録試験の受験数・合格者数の推移

	2001年度	2002年度	2003年度
受験者数(人)	181	200	187
合格者数(人)	60	37	35
合格率(%)	33.1	18.5	18.7

出所) 全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年(平成17年)2月

* ここでは回答のあった9市の数字を掲載。

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、北九州市

表2-12 2003年(平成15年)度「手話通訳者統一試験」・手話通訳者登録試験実施状況

	都道府県名	政令指定都市名
「手話通訳者統一試験」を実施	青森 岩手 宮城 秋田 山形 富山 福井 静岡 愛知 滋賀 京都 奈良 広島 徳島 香川 愛媛 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 21府県	札幌 京都 広島 福岡 4市
独自の登録試験を実施	北海道 福島 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 新潟 長野 岐阜 大阪 兵庫 鳥取 福岡 16府県	札幌 仙台 さいたま 千葉 川崎 名古屋 大阪 神戸 8市
「手話通訳者統一試験」と独自試験の両者を実施	群馬 三重 山口 大分 4県	
登録試験の未実施	石川 和歌山 島根 岡山 高知 沖縄 6県	横浜(「手話通訳者統一試験」移行準備のため) 北九州 2市

出所) 全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年(平成17年)2月

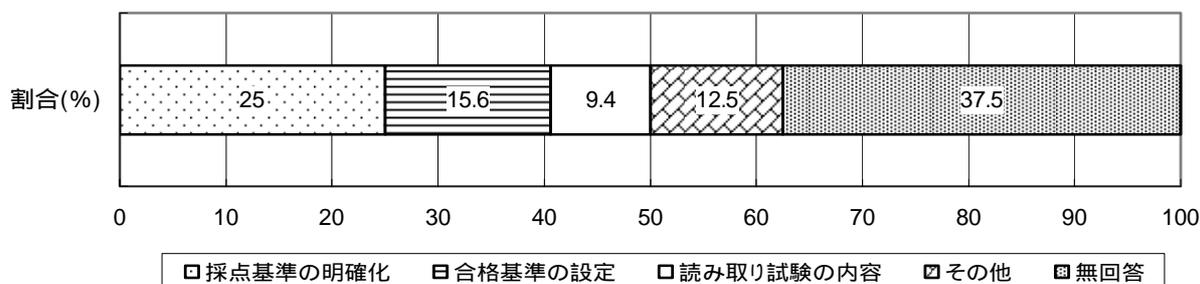
「手話通訳者統一試験」の導入について、検討中とあるのは1府3県1市であるが、「予算がない」1道3県1市、「独自試験を行っている(から導入不要)」「導入について意見がまとまらない」4県3市、「実施体制が整わない」1県となっている。

「手話通訳者統一試験」および手話通訳者登録試験についての課題としては、「試験アンケート」(46県・4政令指定都市、計50ヶ所回答)の結果を見ると「登録試験の実施方法」(採点基準の不明確さ、適切な合格基準の設定)をあげるのが32ヶ所でトップを占めており、次いで「登録試験に関する予算の確保」(公費負担の増加希望、実施費用が高額となる、受験者負担の重さ)29ヶ所、「登録試験の実施方法」(会場・機材・スタッフ確保の困難、試験の実施時期の問題)24ヶ所が続いている。

「手話通訳者統一試験」および手話通訳者登録試験の実施方法の課題については、回答のあった32都道府県・政令指定都市について言うと採点基準の明確化が25%、合格基準設定の検討が15.6%となっており、より客観的で合理的な評価基準が求められていることが理解できる。(図2-2)

図2-2 「手話通訳者統一試験」・手話通訳者登録試験の実施方法の課題

(回答数32都道府県・政令指定都市)



「手話通訳者統一試験」未実施の地域は、認定試験未実施の6県2市とあわせて、試験の水準にばらつきがあり、将来的には「手話通訳者統一試験」に一元化していくことが望ましい。手話通訳者養成のあり方(予算、カリキュラム、教材、教授法、講師養成)の検討とあわせて、全国手話研修センターの行う「手話通訳者統一試験」の内容・水準への統一化が必要であり、都道府県・政令指定都市における認定事業について十分な配慮がなされなければならない。

また、手話通訳士認定事業との試験方法・内容・水準の整合についても検討されなければならない。

(5) 手話通訳士認定事業

手話通訳士試験は厚生労働大臣の公認を受けて、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにより1989年(平成元年)から実施されてきた。合格者は累計1,445人(2005年(平成17年)4月現在)、合格率は12%程度と低く、他の国家試験や公認試験と比べて「合格が難しい」試験となっている。

今日求められている手話通訳士の知識・技術は、政見放送をはじめ、司法や教育などの領域で高度なものとなっている。しかし、「公認試験」ととどまり、社会的な評価はまだ低い。具体的な検討を要するが、将来的には他の専門資格同様に業務独占の国家資格化となることが望まれる。国家資格化により社会的評価が高まり、手話通訳士の働く場所の拡大が期待され、手話通訳士を目指して学習する人々は拡大し、有資格者の拡大、知識・技術の一層の向上につながると思う。

また前項にも関わるが、手話通訳者の養成事業、認定事業、研修事業の内容・水準と整合がとれ、かつ専門的な知識・技術の到達を評価できる事業にしていく必要がある。

表2-13 手話通訳士試験合格者推移

回 年	1回 1989	2回 1990	3回 1991	4回 1992	5回 1993	6回 1994	7回 1995	8回 1996	9回 1997
受験者数	1082	640	541	411	378	430	510	606	619
合格者数	197	124	111	81	93	70	74	57	86
合格率	18.2	19.3	20.5	19.7	24.6	16.2	14.5	9.4	13.9

回 年	10回 1998	11回 1999	12回 2000	13回 2001	14回 2002	15回 2003	16回 2004	合計
受験者数	726	893	1018	910	1008	1124	1109	12095
合格者数	71	50	63	40	98	117	113	1445
合格率	9.8	5.6	6.2	4.4	9.7	10.4	10.2	11.9

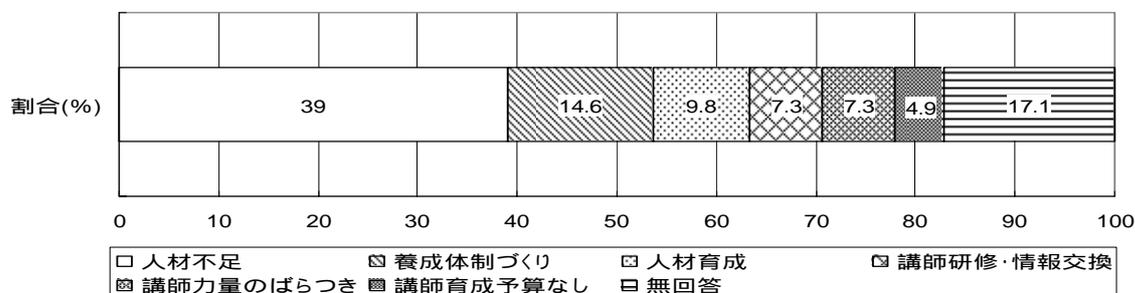
(6) 講師養成事業

全日本ろうあ連盟は、国の委託事業として手話通訳指導者養成研修事業（手話奉仕員養成事業での講師養成・2005年（平成17年）度より全国手話研修センターに委託が移行）を実施してきた。事業費、実施体制からの制約により、実施場所は全国で8ヶ所、受講定員は各県6人までという制限があり、都道府県が求める講師の数の確保と質の向上を図るためには、引き続いての事業の実施が求められる。

全国手話研修センターは、手話通訳者養成担当講師連続講座（手話通訳者養成事業での講師養成）を2000年（平成12年）から実施している。公費による助成がないため、開催方法や体制、受講者の確保が課題となっている。

全国各地においても、講師となる人材不足が大きな課題となっている。都道府県で独自に講師養成を行っているところはわずかであるが、静岡県の場合、2004年（平成16年）度から「講師養成研修」「教育技術向上研修」が行われている。人材確保や講師の指導能力の向上が課題である。（図2-3参照）

図2-3 手話通訳者養成事業の講師に関する課題（回答数41都道府県・政令指定都市）



「第1部 第3章 手話通訳制度の現状と課題」は、2004年(平成16年)度の第2章および第3章を掲載。なお、データ等の一部を更新しました。

第2部 今後の手話通訳施策のあり方への提言

第1章 提言を行うにあたって

手話通訳の設置・派遣制度について提言するにあたって、現在、各地で手話通訳の実際を担っている手話通訳士、都道府県認定の登録手話通訳者、手話奉仕員について、それぞれの役割を整理することは重要なポイントの一つであった。

しかし、本報告はその点についての結論を得るに至らなかった。まずこれについて述べておく。

第1節 手話通訳の担い手の現状について

1989年（平成元年）度に開始された厚生労働大臣公認の「手話通訳士」資格制度は、手話通訳制度が社会的認知を受け、手話通訳の専門性を保障するものとして、実施されている。手話通訳の第一線としては、手話通訳士の大きな活躍が期待される。

しかし、手話通訳士資格制度の発足以来18年を経過するが、関係者の努力にもかかわらず、手話通訳士養成の歩みは遅く、現在のところ手話通訳士だけでは、手話通訳事業を円滑に運営することができない状況にある。

加えて、2006年（平成18年）度以降は、手話通訳事業が全市町村で実施されることとなるため、いっそう手話通訳士が不足することとなる。したがって、実際の手話通訳制度運営では、都道府県や市町村が資格認定している手話通訳者、資格認定のない「手話奉仕員」が手話通訳を担っている現状がある。

手話奉仕員は別としても、登録手話通訳者への依存傾向は今後も続くであろうと予想される。つまり、我が国の手話通訳制度は、その担い手として、手話通訳士と手話通訳者の二重の基準があり、手話通訳士と手話通訳者の資格基準に明確な整合性が存在しないことや、実際の手話通訳の職務に明確な区分がないことから、結果として、手話通訳の第一線を担うとされる手話通訳士制度の発展にとって好ましくない状況が生まれている。

聴覚障害者の社会的自立・社会参加を実現するには、言うまでもなく情報・コミュニケーションの総合的保障が不可欠である。なかでも手話通訳事業の安定的運営はその重要な柱となる。したがって、手話通訳士と手話通訳者の位置づけを明確化し、質の高い手話通訳の担い手を確保していくことは焦眉の急務というべきであろう。

第2節 2案の検討

この手話通訳士と手話通訳者の二重基準による混乱を解決し、手話通訳士と手話通訳者の位置づけを明確にし、手話通訳士の質・量の確保を目指すために、私たちは、次のA案とB案の2つの方向を検討した。

1. A案：手話通訳者資格を手話通訳士の受験資格として位置づける

手話通訳者を手話通訳士資格の基礎資格として、手話通訳士を第一線の手話通訳資格とする考えである。この場合、手話通訳者は手話通訳士の候補として、一定の範囲で、一定の期間手話通訳業務を担うこととなる。また、手話通訳者資格は、手話通訳士資格試験のための必須資格となる。（ただし、教育機関により集中的かつ専門的な教育を受けた場合はこの限りではない）。

この案のメリットは以下の点である。

手話通訳士の養成課程に手話通訳者を盛り込むことで、養成費をより効果的に活用することができる。

手話通訳者としての手話通訳の実践経験を生かし、より対応力の高い手話通訳士の養成を行うことができる。

一方、以下の問題点が考えられる。

手話通訳士の養成期間が長期化する。

現在の手話通訳養成制度の運用実態では、手話通訳士養成までの一貫した運用のための負担が大きい。

手話通訳士をめざす者の費用の増大も懸念される。

2．B案：手話通訳者資格を手話通訳士2級とし、手話通訳士資格に1級と2級を創設する

B案は、現行の手話通訳士を手話通訳士1級、手話通訳者を手話通訳士2級として、手話通訳の第一線を担う人材の安定的確保をめざす考え方である。つまり、現在各都道府県で行っている手話通訳者登録試験を手話通訳士2級資格試験として位置づけ、その合格者を2級手話通訳士として、手話通訳業務を行うということである。

この案のメリットは以下の点である。

手話通訳士として手話通訳で活躍する者が増えることにより、手話通訳士に対する社会的認知が進み、安定した制度運用が可能となる。

一方以下のような問題点が考えられる。

1級手話通訳士と2級手話通訳士の業務内容の区分を明確化するための基準作りが不可欠となる。

現行の手話通訳士を1級手話通訳士と位置づけた場合、1節で述べたような現状の「混乱」を解決する現実的な提起とはなりにくい。

現行の手話通訳サービスの担い手に上下の差異を持ち込むことになり、1級と2級の手話通訳士の間の連携等の問題を生じさせる懸念がある。

第3節 基本的指針と今後の日程

以上の議論を踏まえて、以下の視点で今回の報告をまとめることとした。

1．基本的指針

手話通訳者と手話通訳士の二重基準は適切なことではないが、これを「資格」で切り分けることは、手話通訳の実際に即した整理に結びつきにくいし、手話通訳制度の安定した運用には結びつかない。

したがって、当面の間は、手話通訳制度の実際的な運用の中で、利用者ニーズに基づいた役割分担の議論（利用者による実際的な判断）を積み重ね、明確にしていくことが重要である。

そのためには、手話通訳を提供する手話通訳事業実施機関・事業所は、手話通訳の実施・運用を利用者のニーズに見合ったものとして適切に行う必要がある。

障害者自立支援法の実施を間近に控え、上記の点を踏まえた上で、手話通訳の質を向上させるために、事業所指定等、手話通訳士・手話通訳者が活動していくための条件整備

についての新たな方策を検討する必要がある。

2. 当面の目指すべき方向

当面の目指すべき方向として、以下の通り整理した。

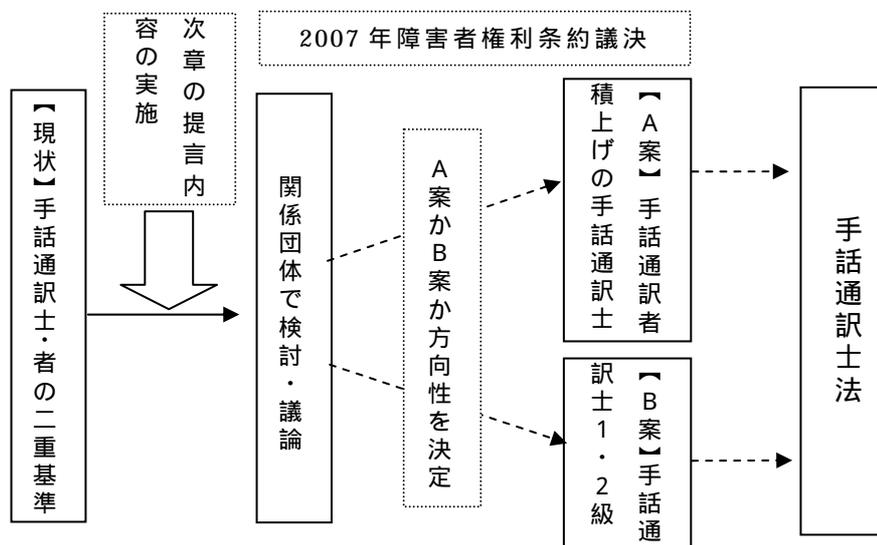
手話通訳士と手話通訳者の二重基準の発展的な解消のために、障害者自立支援法の成立・実施を受けて、手話通訳制度の運用状況等を勘案して引き続き検討していく。そのために、手話通訳制度運用の透明性を高めるための方策を検討する。

2007年（平成19年）頃をめどに決議されるとされる国連・障害者権利条約とその実施のための国内法の整備にあわせて、福祉領域を越えた社会のあらゆる分野における手話通訳の安定的な提供・確保を目指すものとして「手話通訳士法」（仮称）を制定することを提起する。

当面の手だてとして、現状の手話通訳サービス供給体制を充実し、利用者ニーズに見合った制度として発展させるための提言を次章でおこなうが、これを確実に実施していくこと。

特に、全市町村における手話通訳事業の実施、利用者ニーズに見合った手話通訳事業の実施、手話通訳者の適切な質・人数の確保、適切な手話通訳報酬（事業費）の確保等は重要なポイントであろう。

以上の基本的視点を踏まえ、2005年（平成17年）度の提言のための検討作業を行った。



第2章 手話通訳設置・派遣事業のあり方

第1節 手話通訳者のあり方

1. 手話通訳者・手話奉仕員の役割の見直し

【提言】

手話奉仕員派遣は、3年程度の移行期間を経て、一定の全国的レベルの質を確保した登録手話通訳者派遣に統合していくこと。

【理由】

- ・現在、手話通訳者・手話奉仕員の区別が手話通訳事業実施において厳密に行われていない。
- ・手話奉仕員（日常会話レベルの技術を持つ者）の派遣により、手話通訳派遣を実施しているとする自治体がある。しかし、手話奉仕員の日常会話レベルの技術では聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障は不十分であり、聴覚障害者の権利を十分に保障できるものではない。
- ・一方で、都道府県認定の登録手話通訳者資格を持つ人も、自治体によっては、手話奉仕員の要綱のまま派遣されているケースがある。
- ・都道府県認定の登録手話通訳者の試験やその登録の方法も、都道府県によってその実施の仕方が異なるため、登録している手話通訳者の質の確保にばらつきがある。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳の派遣は、少なくとも一定の技術レベルを有する都道府県認定の「登録手話通訳者」資格を持つ者に限定すべきである。そのため、手話通訳を目的とする手話奉仕員の派遣は3年の移行期間を経て、2009年（平成21年）4月をめぐりに、登録手話通訳者派遣に統合していく必要がある。
- ・なお、その登録手話通訳者の試験については、後記の通り、社会福祉法人全国手話研修センター（以下、全国手話研修センター）の「統一試験」（以下、手話通訳者統一試験）を利用することにより、市町村ごとに大幅に異なる手話通訳者の質を全国的な一定レベル以上に底上げを図っていく必要がある。

2. 手話通訳者派遣事業の全国的・統一的な試験の合格者への限定

【提言】

手話通訳者派遣事業の登録手話通訳者は全国的・統一的な試験の合格者に限定していくこと。

【理由】

- ・手話通訳事業は、地元自治体の聴覚障害者のみならず、他地域（他府県）から来た聴覚障害者や他地域に行く聴覚障害者も利用の要望がある。しかし、自治体によっては事業としてそのような派遣に対応できないところもある。端的に言えば、国の事業として実施されている手話通訳ネットワーク事業が利用できていない状況にある。
- ・手話通訳者の試験やその登録は都道府県、市町村レベルで行われており、その実施方法や水準は各都道府県、また市町村によってかなりのばらつきがある。また他地域での手話通訳事業が利用できたとしても、現在の状況では一定水準の手話通訳の質が確保されていない自治体も見受けられる。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳者の派遣にたえうる手話通訳の質を確保するために、登録派遣される手話通訳者は、全国的・統一的に実施される資格試験の合格者に限定していくべきである。
- ・そのために、全国手話研修センターで作成されている「手話通訳者統一試験」を各地域で広く活用していく必要がある。
- ・厚生労働大臣公認の手話通訳技能認定（手話通訳士）試験に合格した者は、都道府県認定の手話通訳者資格の水準を満たしていると考えられるので、都道府県での試験を受験しなくても登録できるようにすべきである。
- ・これらの試験に合格した者を職能集団として育てていくために、全国レベルで登録手話通訳者を組織し、登録手話通訳者の学習・研修等による手話通訳者としての資質の向上と活動する条件の改善・向上を図っていく必要がある。

3．司法・選挙・議会等の分野における手話通訳の専門性の確保

【提言】

司法・選挙・議会等の分野のような、その分野の専門知識と高度な手話通訳技術が必要な分野では、手話通訳士等有資格者が中心に手話通訳をすること。また、各分野の現任研修制度を国が創設すること。

【理由】

- ・司法・選挙・議会等の分野の手話通訳については、高度な手話通訳技術が必要であると同時に、当該分野の専門知識がなければ正確な手話通訳ができない。しかし、現状ではそれを保障するような対策はほとんどとられていない。
- ・一方で、手話通訳者の中でも最もレベルの高い位置にある（厚生労働大臣公認資格である）手話通訳士の資格を持っていても、それが有効に活用される手話通訳制度となっていない。

【具体的な提言内容】

- ・国レベルのこれらの分野では、その手話通訳については手話通訳士資格を有し、かつその分野について一定の研修を受け、修了することを要件とすべきである。
- ・自治体（都道府県・市町村）レベルでも、当然に手話通訳士資格取得者を活用すべきであるが、手話通訳士の確保が困難な状況を鑑み、当面は手話通訳者資格を持つ者で一定の経験年数と当該分野の一定の研修を修了することを要件として、手話通訳の質の確保を図っていくべきである。
- ・当該分野で手話通訳士資格取得者を確保できる十分な手話通訳士が必要であり、そのために、手話通訳士の養成を早急に進めていかなければならない。
- ・国・自治体レベルで手話通訳士等に対して、当該分野の専門知識を獲得するための研修システムを国の各担当諸官庁において確立していくべきである。

4．手話通訳者の雇用契約を進めていくための条件整備の検討

【提言】

事業主体は、設置・登録派遣される手話通訳者と雇用契約を結び、専門的労働として位置づけていくための条件整備を検討していくこと。

【理由】

- ・現在、設置されている手話通訳者は非常勤職員が多く、登録派遣を担う手話通訳者はボランティア的な位置づけとなっている。手話通訳士等十分な手話通訳の教育と訓練を受けた者でも、手話通訳の専門職としての職を得ることは非常に難しい状況である。
- ・また、手話通訳報酬が非常に低く設定されている自治体が多いため、手話通訳を職業として選択することに困難がある。
- ・社会保険への加入がなく、手話通訳に係る頸肩腕障害等に対しても労働災害保険の対象とならない等、労働者としての権利が保障されていない。
- ・手話通訳事業実施機関・事業所も、安定的に専門性の高い手話通訳者を確保することができず、手話通訳の質の確保・向上につながりにくい状況にある。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳者が雇用されるためには、雇用に伴い必要になる労働関係法規や手話通訳事業の要綱や、予算等の事業システム上対応すべき諸点への改定が必要となってくる。これらの法律上、事業システム上の条件整備をどのように行っていくか、検討を早急に進めていく必要がある。

5．手話通訳士法（仮称）の制定

【提言】

手話通訳の目的や役割、遵守すべき事項等を規定した手話通訳士法（仮称）を制定すること。

【理由】

- ・手話通訳の重要性が、まだ社会全体、とりわけ国、自治体、公共機関・団体に理解されていないことが、聴覚障害者の社会参加を抑制している。
- ・国連の「障害者権利条約（仮称）」審議過程でも明確にされているように、手話は聴覚障害者の言語であり、手話を通しての情報保障・コミュニケーション保障は聴覚障害者の基本的人権を守ることである。
- ・そのため、手話通訳士には聴覚障害者の社会参加を促進していくための重要な役割があることを法律によって規定し、それを確保していく必要がある。
- ・現在の社会福祉法の下では、手話通訳事業にも営利企業やNPO法人等様々な事業主体が参入することが想定されるが、手話通訳士として守るべき要件等を明確にし、聴覚障害者に対する権利侵害を未然に防がなければならない。
- ・特に、公務員ではない嘱託職員や民間委託先の手話通訳士（登録手話通訳者を含む）には、地方公務員法（34条1項）の規定するような法律上の守秘義務が課されていないため、聴覚障害者のプライバシーの確保の規定が法律上不十分である。

【具体的な提言内容】

- ・「手話通訳制度調査検討報告書」（財団法人全日本ろうあ連盟1985年（昭和60年））では「手話通訳士を概ね4000人程度」としたが、現状ではその約3分の1と少なく、手話通訳をしている者といえば主に登録手話通訳者を指す現状にある。そのため現段階では、手話通訳士と登録手話通訳者の双方の位置づけを踏まえて、今後の手話通訳士のあり方を検討していく必要がある。

- ・法案作成・成立には、長期間の検討が必要とされるので、当面は登録手話通訳者資格取得者を日本手話通訳士協会（以下、土協会）等において登録・組織し、手話通訳者団体として、手話通訳士と同様に倫理綱領を作成し、専門職としての自主的な取り組みを進めていく必要がある。

第2節 手話通訳実施体制のあり方

1. 手話通訳等の基本事業の全自治体での完全実施

【提言】

全ての自治体は早急に聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障が行えるよう、手話通訳事業の実施体制を作っていかなければならない。

【理由】

- ・手話通訳事業は圧倒的多数の市町村で実施されていない。
- ・障害者自立支援法では手話通訳等の地域生活支援事業は市町村の基本事業とされ2006年（平成18年）10月以降には全市町村で実施される。
- ・都道府県においても、都道府県が主催するイベント等各種事業等への手話通訳、緊急時の対応、手話通訳者の不足で対応できない市町村への広域手話通訳事業が必要である。

【具体的な提言内容】

- ・これまで手話通訳事業を実施していなかった市町村は、その体制を作るために都道府県や聴覚障害者団体等と連携し、手話通訳者の養成や研修、設置・派遣事業の実施に必要なシステムを構築するための職員や予算を確保すべきである。
- ・特に、市町村の手話通訳事業の実施や、都道府県における広域的な手話通訳事業の連絡・調整のためにも、聴覚障害者のニーズや手話通訳のあり方・実施課題等について精通している手話通訳者を、都道府県において設置することが必要である。
- ・さらに、手話通訳者が不足している市町村には、近隣の他市町村の登録手話通訳者からも登録できるよう配慮していく必要がある。

2. 手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の一体的運用

【提言】

手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業を一体的に運用すること。特に、設置される手話通訳者は、手話通訳士または経過的に登録手話通訳資格取得者とし、複数設置して、庁外業務を含め聴覚障害者の相談・支援に適切に対応できるようにすること。

【理由】

- ・現在の手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業は、自治体によっては全く別々に実施され、各事業の連携や調整が適切にできていない。
- ・登録手話通訳者派遣事業については、手話通訳の専門知識のない者や利用する聴覚障害者のコミュニケーション状況等についての理解がない者が、登録手話通訳者派遣のコーディネートをするなど、効果的に事業が実施されているとは言えないところもある。
- ・これまでの手話通訳設置事業では、雇用・設置される手話通訳者の資格要件がなく、

実際には手話通訳が十分できない者が設置されているところもある。勤務場所が庁内・施設内のみに限定されることも多く、聴覚障害者の相談や通訳としての同行など適切な対応ができていないところがある。

- ・また、手話通訳者が複数設置となっていないため、手話通訳者が休暇や研修で不在の時や聴覚障害者の対応をしている時に、他の聴覚障害者が訪れた時の対応ができないなどの問題が生じているところがある。
- ・手話通訳者は聴覚障害者にとって、特に高齢や重複障害の聴覚障害者にとって、直接の話ができ、安心して相談できる相手であるため、言語通訳のみならず、生活困難に対する情報提供や相談、各種申請書類手続きの支援、情報保障・コミュニケーション保障の重要性を地域に伝え、働きかけていくなどの生活支援が求められることも多い。
- ・現状では、聴覚障害者が直接相談に出向いても話が通じず、要件が通じない機関や団体がほとんどで、数日前に手話通訳者派遣を依頼しないと相談できないような相談機関では極めて不便なため、手話通訳者に相談者としての役割を求める聴覚障害者は多い。
- ・そのため、手話通訳事業、特に手話通訳設置事業では、翻訳業務のみならず、聴覚障害者の福祉の向上のために必要な生活支援の機能を位置づけた手話通訳システムの構築が必要になってきている。

【具体的な提言内容】

- ・「手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の一体的運用」とは、設置手話通訳者の庁外勤務や登録手話通訳者の派遣コーディネートを積極的に推進し、両システム間の規制を緩和し、柔軟に相互利用や調整ができるようにしようとするものである。そうすることにより、手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業、その他の事業を統合し、効率的かつ効果的に事業を行い、特に手話通訳設置事業については、生活支援をも含め、包括的なコミュニケーション保障体制を構築していくことができる。
- ・そのために、具体的には、以下の要件を満たすことが求められる。
 - 自治体は手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の両事業を実施すること。
 - 手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業が同一の機関・事業所で実施される場合は当然として、手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業が別々の機関・事業所で実施される場合は、連絡会議やケース検討会議、サービス調整会議等を通して、相互の緊密な連携を確立させ、聴覚障害者にとっての最善の情報保障・コミュニケーション保障の手だてがとられるようにしていくこと。
- ・以上を踏まえ、設置手話通訳者は、翻訳業務に限定されず、聴覚障害者の福祉向上のために以下のような様々な業務を担うべきであり、設置手話通訳者の複数配置等の必要な条件整備をしていく必要がある。

手話通訳・コミュニケーション支援：高度な翻訳技術＋多様なコミュニケーション支援
情報提供：一般行政施策から社会福祉施策、災害等緊急時の必要な情報保障、

IT支援

相談・生活支援：相談・連絡・サービス調整、直接サービスの提供、アウトリーチ

登録手話通訳者の派遣：登録手話通訳者の派遣コーディネーター

登録手話通訳者の養成・研修

社会資源の開発・整備：聴覚障害者団体等当事者団体の支援、地域の支援団体の調整、地域のニーズ把握、聴覚障害者サービスの連絡調整、IT環境・支援事業内容の評価
その他：聴覚障害者等の福祉向上・社会参加・自立支援に必要な業務

3．手話通訳ネットワーク事業の全自治体での実施

【提言】

聴覚障害者が居住地以外の市町村や都道府県でも情報保障・コミュニケーション保障がなされるよう、市町村間および都道府県間の手話通訳ネットワーク事業を全自治体で実施すること。

【理由】

- ・居住地でない別の都道府県での手話通訳利用を企図した手話通訳ネットワーク事業は未実施の地域と実施地域との間では、登録手話通訳者派遣の費用をどこが負担するかなどの条件が整っていない。
- ・障害者自立支援法では、手話通訳事業は市町村での実施が前提とされているが、実際には、都道府県の業務に属する手話通訳もあり、その保障は不可欠である。従って、都道府県の手話通訳者派遣事業も適切に実施すべきである。ただ、市町村事業が基本となるため、都道府県事業は縮小される可能性がある。そのため同じ都道府県内の市町村間で自由に手話通訳の派遣ができるよう、市町村間でも手話通訳ネットワーク事業を進めていくことが不可欠となる。

【具体的な提言内容】

- ・全ての自治体において、手話通訳ネットワーク事業が利用しやすいように、手話通訳者派遣の派遣内容の制限をなくし、極端に低い派遣単価としている自治体の派遣単価を引き上げ、派遣の条件の基準を作成し、一定程度統一できるようにしていくべきである。
- ・また、47都道府県と約1800（2006年（平成18年）3月31日見込み）の市町村でネットワークをつくるために、国は都道府県・市町村の全自治体の手話通訳事業実施機関・事業所の連絡先や派遣可能な範囲、派遣単価等を記載したリストを作成する必要がある。
- ・聴覚障害者の依頼があれば、居住地の自治体の手話通訳事業実施機関・事業所は、その訪問先で確実に情報保障・コミュニケーション保障を確保するよう義務づけるべきである。

4．公共機関・施設における雇用・設置される手話通訳者の原則配置

【提言】

公共機関・施設では原則として手話通訳のできる職員を雇用し、配置すること。

【理由】

- ・役場やハローワーク、保健所等の公共機関・施設においては手話通訳者が必ずしも配置されていない。
- ・配置されていても、手話通訳者の勤務日や勤務時間による制限があり、事前に申請・確保してからでないと利用できないところもある。

- ・結果として、役場や公共機関・施設であっても、聴覚障害者の公共サービス利用は制約され、聴覚障害者は、健聴者と比べて不平等な立場におかれている。

【具体的提言内容】

- ・聴覚障害者がいつでも必要な時に利用できるよう公共機関・施設での情報とコミュニケーションにおけるバリアフリーを進めていく必要がある。
- ・そのために、以下の方法を吟味し、実施していくべきである。
 - 公共機関・施設は、職員として手話通訳士（又は登録手話通訳者資格）を持つ者を各部署に専門採用または一般採用すること。
 - すでに雇用されている職員に対し、手話通訳者養成等の講習に参加させ、登録手話通訳者資格を取得させること。将来的には手話通訳士資格の取得を求めていく。
 - 少なくとも、必要な時には、手話通訳者を容易に確保できるよう、手話通訳事業実施機関・事業所と手話通訳者の配置や派遣についての一定のルール作りを協議し、そのルールを実行すること。

5．福祉事務所における手話通訳のできる職員の定数内職員化

【提言】

福祉事務所は、聴覚障害に対応した情報保障・コミュニケーション保障を行うべきであり、そのために手話通訳のできる者を福祉事務所の定数内職員として適切に配置していくこと。

【理由】

- ・聴覚障害者の生活のさまざまな場面で関わる公共機関・団体の中でも、特に重要な行政窓口である福祉事務所に、手話通訳のできる職員が確保されていない自治体が多い。
- ・これでは聴覚障害者は福祉事務所からの必要な情報が得られない。また市民として発言する機会も得られない。
- ・聴覚障害者も市民であり、聴覚障害ゆえに健聴市民と比べて不平等な対応は許されるものではない。手話のできる職員がいない、また手話通訳のできる職員がいないということは、聴覚障害者は公平な行政サービスを受ける権利を侵害されていると言うべきである。
- ・登録手話通訳者派遣があるとしても、それを福祉事務所が利用するのは問題が残る。聴覚障害者のみが、事前に手話通訳者派遣を依頼・確保する等が必要であり、日時的な制限もあって、福祉事務所は容易に利用できる状況にない。
- ・行政サービスを利用する聴覚障害者のなかには「通訳」のみならず、専門的な相談や生活支援を必要とする人もいる。そのような聴覚障害者に対応するには、手話ができることに加えて、聴覚障害者の生活問題等も理解したうえで、適切に対応できる職員を配置することが福祉事務所に求められる。
- ・特に、虐待や緊急措置等、民間団体職員や嘱託職員では対応が困難な問題については、公務員の守秘義務や責任に基づいての措置が必要な場合も生じる。
- ・障害者自立支援法の規定では、手話通訳事業は市町村の基本事業である。この事業を全市町村で実施するためには、担当する福祉事務所に、聴覚障害者の生活問題や手話通訳について十分な知識と技能を持った職員がいることが不可欠の前提である。

【具体的な提言内容】

- ・上記を実行するために、各自治体は以下の方法を吟味し、実施していくべきである。
 - 公務員として手話通訳士（又は登録手話通訳者資格）を持つ者を、各部署に専門採用または一般採用すること。
 - すでに雇用されている公務員に対して、手話通訳者養成等の講習に参加させ、登録手話通訳者資格取得をさせること。将来的には手話通訳士資格取得を求めていくこと。
- ・福祉事務所の手話通訳者の定数内配置に加えて、福祉事務所やその他の部署、公共施設において、ろうあ者相談員の積極的な活用を図っていくこと。

6. ろうあ者相談員の研修制度の充実と有資格化の検討

【提言】

一定の要件を満たした有資格の相談員「聴覚障害者福祉士」（仮称）を創設し、各市町村に配置していけるよう財団法人全日本ろうあ連盟（以下、全日本ろうあ連盟）等で検討していくこと。

【理由】

- ・聴覚障害者が生活の悩みやその他の諸問題を、手話で相談できる行政の窓口は限られており、何時でも容易に利用できる状況にない。
- ・国の制度にある身体障害者相談員のほとんどは、自宅等で相談活動をするボランティア的な位置づけになっているし、必ずしも手話ができるわけではないため、聴覚障害者が利用するには難しい面がある。
- ・聴覚障害者にとって、これまで一部の自治体で実施されてきたろうあ者相談員への期待は大きいものがある。ただ、自治体独自の施策で国の制度となっていないため、その普及は十分ではない。また、ろうあ者相談員に求められる資質や資格要件が明確でないため、相談に対応する力量に個人差があるのは否めない。

【具体的提言内容】

- ・ろうあ者相談員の研修を充実させ、ろうあ者相談員の資質の向上を図っていく必要がある。
- ・同時に、ろうあ者相談員の業務内容やその質を明確にするための資格「聴覚障害者福祉士」（仮称）を創設し、この有資格者の相談員を全国の自治体に配置できるよう全日本ろうあ連盟等で検討していく。
- ・そのため、全日本ろうあ連盟等がろうあ者相談員のあり方について早急に調査研究を行っていく必要がある。

第3節 手話通訳事業実施機関・事業所のあり方

1. 手話通訳事業実施機関・事業所基準ガイドラインの作成およびその普及

【提言】

手話通訳事業の実施において、質の高い手話通訳等を必要な時に必要なだけ利用できるようにするためには、手話通訳事業実施機関・事業所の最低限の運営基準を定め、それらの基準が確保されるようにしなければならない。

【理由】

- ・現在、手話通訳事業を実施している機関・事業所については、その最低限の基準が定められていない。
- ・緊急に手話通訳が必要になった時に利用できなかつたり、断られることもある。
- ・手話通訳等の利用手続きが煩雑であったり、受付が制約されているなど、利用しにくい状況もある。
- ・事業改善のために必要な苦情相談の窓口がない例が多く、登録手話通訳者等のスーパーバイズ（管理指導）ができていない状況にあると切り切れない状況にある。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳事業実施機関・事業所の最低限の基準として以下の項目を検討し、明確な基準ガイドラインを設定していく必要がある。

法人格を有すること（運営が安定し、利用者に対して責任を持てる組織に限定）

手話通訳事業について適切な知識と判断ができるよう、管理者またはスーパーバイザー（管理指導者）、派遣コーディネーター担当者として、手話通訳士（または一定年数以上手話通訳経験を有する者）を最低1人以上配置すること

選任手話通訳者、登録手話通訳者、事業所の管理者やスーパーバイザー、派遣コーディネーター担当者は、少なくとも年に1回の現任研修を受けること

基準ガイドラインの自己点検、第三者評価を受けること

利用者からの苦情相談窓口を設置していること

利用する聴覚障害当事者（またはその代表）が、事業所の運営に参加・参画する機会を設けていること

手話通訳者に対して業務にみあった適切な報酬を支払うこと

2．事業所届出制の導入

【提言】

手話通訳事業実施機関・事業所は、所管の都道府県担当課に必要書類を提出し、手話通訳事業実施機関・事業所のガイドライン等の一定の基準を満たしたところのみを承認するようにすべきである。

【理由】

- ・社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、近い将来には手話通訳事業に営利法人やNPO法人等様々な団体が参入してくる可能性がある。この多様な事業主体の参入があっても手話通訳の一定以上の質は担保する必要がある。
- ・手話通訳業務は、手話通訳を利用する当事者は、聴覚障害者側も健聴者側も、通訳された内容が正しいかどうか、検証することが極めて困難である。
- ・したがって、手話通訳事業実施機関・事業所に対して、サービスの質を保障するための外形的基準の作成・遵守を求めるシステムを構築する必要がある。

【具体的な提言内容】

- ・その事業所が適切に手話通訳事業を実施できるか、事前にチェックするシステムが必要である。チェックすべき項目は先に述べたガイドライン等を利用する。

3．当事者参加による評価機関の設置

【提言】

手話通訳を利用する聴覚障害当事者が参加する評価機関を都道府県ごとに設置し、手話通訳事業実施機関・事業所の評価を実施すること。国・都道府県はそれに必要な予算措置をしていくこと。

【理由】

- ・現在、手話通訳事業実施機関・事業所の運営や実施のあり方について、聴覚障害者の要望や意見を表明する場、またそれを保障するような機会がない。
- ・そのため、聴覚障害者は、手話通訳を断られたり、手話通訳過誤による損害を受けた場合でも、事実上、何もできない場合がある。
- ・このことは、質の低い手話通訳事業所を温存させ、手話通訳の改善・向上への足かせとなる。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳事業実施機関・事業所は、少なくとも年に1回この評価を受けるべきである。
- ・また、その評価に基づき、不適切な部分については評価機関（及び管轄する都道府県）が、改善のために必要な指導監督を行うようにしていかなければならない。
- ・評価の基準については、日本手話通訳士協会で作成された『手話通訳設置・派遣サービス評価についての検討報告書』（2004年（平成16年））を参考に検討していくことができる。以下のような事項を参考に精査していくことが必要である。

< 評価される基準 >

第二種社会福祉事業等、関係法令を遵守し、管理できること
事業所管理業務には、相当の知識と経験を有する者を従事させること
安定した経営基盤を有していること
公的機関からの事業受託に応えられること
必要な人材を配置すること
事業所として実施する事業

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 相談・生活支援事業 | (2) コミュニケーション支援事業 |
| (3) 普及啓発事業 | (4) 人材育成事業 |
| (5) 研究調査事業 | (6) その他、聴覚障害者の福祉向上に関する事業 |

4．手話通訳事業実施機関・事業所認定事業の実施の検討

【提言】

手話通訳事業実施機関・事業所を評価し、手話通訳の質の改善と向上を図っていくために、全国統一の事業所認定制度の創設を検討すること。

【理由】

- ・現在の手話通訳事業実施機関・事業所の圧倒的な少なさと全市町村での手話通訳等の事業実施を考えると、事業所ガイドラインや評価は最低限度のものにならざるを得ない。
- ・手話通訳事業実施機関・事業所の届出や評価は、実施可能性や地方分権の流れを踏まえて、都道府県ごとに行われることを想定しているが、それが全国的にどの程度に定

着できるかは分からないままである。

- ・しかし、手話通訳等は聴覚障害者の生命・健康や生活の問題に直結することもあり、聴覚障害者が質の高い手話通訳を求めることは言うまでもない。また、それは居住自治体の違いによって異なることがないようにしなければならない。

【具体的な提言内容】

- ・全日本ろうあ連盟が、手話通訳を利用する当事者団体・利用者団体として、手話通訳事業実施機関・事業所の評価内容等を検討し、事業所認定事業を実施し、拡大していくことで、手話通訳事業の質の向上を図っていく。

第4節 情報保障・コミュニケーション保障に関するIT事業の方向づけ

1. 手話通訳事業とIT事業との役割分担の明確化

【提言】

自治体での手話通訳事業の実施は手話通訳者の設置、派遣事業を基本とし、遠方や緊急時で手話通訳者の直接派遣が困難な場合には、IT事業を活用していくこととし、その役割分担を明確にしていくこと。

【理由】

- ・手話通訳者の設置・派遣とIT事業との間の役割分担を明確にしないと、手話通訳事業の適切な実施に問題が生じる可能性がある。IT事業によって、手話通訳利用の場をテレビ電話設置場所に制約したり、聴覚障害者の個別のニーズに対応した通訳が困難になったり、様々な情報提供、相談、生活支援につながる機会を失わせる可能性がある。
- ・このような問題を生じさせないように、これまでの手話通訳者の設置・派遣とIT事業の双方が、効果的に活用できる仕組みを検討し、構築していく必要がある。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳者の設置・派遣とIT事業との役割分担を明確にしていくための調査研究を国・自治体および全日本ろうあ連盟等が進める必要がある。

2. IT事業システムの規格統一化

【提言】

IT事業の整備のためには、情報システムの規格を早急に統一していく必要がある。

【理由】

- ・情報保障・コミュニケーション保障に関するIT事業は、いくつかの企業によって整備が進められているが、企業体の違いを越えて自由に利用できるものになっていない。
- ・利用している企業体が異なると、手話映像を通じての対話ができないという問題を抱えている。

【具体的な提言内容】

- ・各都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体または聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）が中心となって、全国統一のシステムとなるコーディネート方法を検討すべきである。
- ・また、手話通訳事業実施機関・事業所の窓口に、全国共通のテレビ電話装置を設置し、手話通訳の利用申し込み等の事務的手続き・相談のツールとして活用できるよう検討

していく必要がある。

これら必要な施策づくりと予算措置を国、都道府県で適切に対応していくべきである。

第5節 手話通訳の費用負担と財源確保

1. 聴覚障害者に対する手話通訳の利用者負担を導入しないこと

【提言】

情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者の社会参加にとって不可欠の前提であり、基本的人権そのものであるが、利用者負担は大きな制約となる。

情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者と健聴者の双方向で保障されなければならないものであり、この公共性の高い事業を社会的に整備することは国・自治体に課せられた義務であり、聴覚障害者への利用者負担導入はなじまない。

【理由】

- ・聴覚障害者にとって、必要に応じて容易に利用できる情報保障・コミュニケーション保障がないため、病状がきちんと伝わらないまま適切な医療が受けられなかったり、公共施設や地域の事業等への積極的な参加を阻害されたりしている。
- ・障害者自立支援法の発足により、市町村の裁量で、手話通訳事業の利用についても「応益負担」として、利用者負担が課される可能性がでてきている。手話通訳利用のたびに費用負担を要することになれば、これまで以上に手話通訳を利用できなくなる聴覚障害者もでてくる。聴覚障害者の基本的人権としての情報保障・コミュニケーション保障は、困難になると言わざるを得ない。
- ・手話通訳等の情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者のためだけでなく、聴覚障害者と話をしたり、聴覚障害者に情報を提供する健聴者にとっても必要不可欠である。
- ・コミュニケーション保障とは、複数の当事者間での対等・平等な関係を保障することであり、当然、社会的な費用負担が前提とされるべきである。そのため、国が責任を持って全国の情報保障・コミュニケーション保障の整備を進めていく必要がある。
- ・利用者負担の導入が認められないことは、全日本ろうあ連盟が主催する全国ろうあ者大会で「宣言」された聴覚障害者全体の確認事項である。

【具体的提言内容】

- ・利用者負担を導入しないことは、聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障を確保するためのものである。
- ・したがって、利用者負担を導入しないかわりに、手話通訳の利用回数を制限したり、派遣対象となる分野を制約することも、利用者負担の導入と同じく聴覚障害者の権利を侵害するものであり、認めることはできない。

2. 国・自治体における手話通訳事業予算の増額

【提言】

手話通訳等の聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者の基本的な権利であり、国が掲げてきた障害者の完全参加と平等、ノーマライゼーションの推進に不可欠の制度である。そのために必要な手話通訳事業予算は義務的経費とし、

国・自治体は必要な財政措置をすべきである。

【理由】

- ・国・自治体の財政難や「三位一体改革」等の財政改革を理由に、手話通訳事業予算が削減されているところがあるのできている。
- ・障害者自立支援法では、手話通訳等の地域生活支援事業は裁量的経費とされ、手話通訳等事業に必要な予算が必ずしも保証されているとはいえない。
- ・そのため、聴覚障害者の必要に応じた情報保障・コミュニケーション保障が必ずしも保証されるとは言えない状況にある。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳事業等のコミュニケーション支援事業は市町村の基本事業となるため、必要な経費は増大する。そのために国・都道府県・市町村において必要な予算を確保すべきである。
- ・特に、国はコミュニケーション支援事業については義務的経費化し、財政的理由から手話通訳が断られることがないようにすべきである。

3 . 司法、選挙、医療、教育等各分野での手話通訳財源の確保

【提言】

司法・警察、医療、政治・選挙・議会、労働、教育等の分野の手話通訳等の情報保障・コミュニケーション保障については、当該分野で予算を確保し、自らの情報保障・コミュニケーション保障の責任を明確にし、果たすように検討し実施していくべきである。

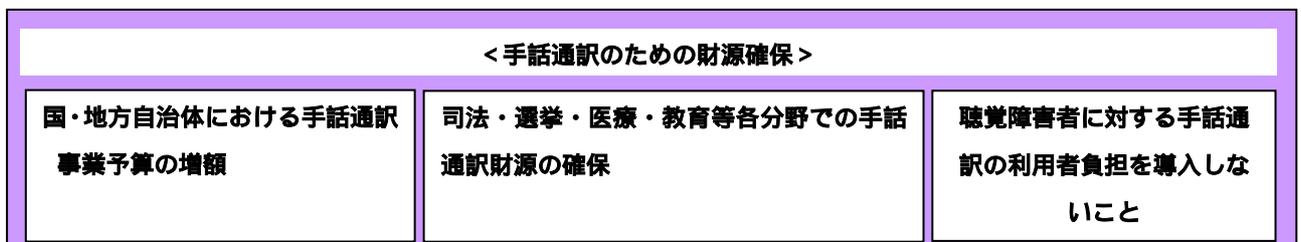
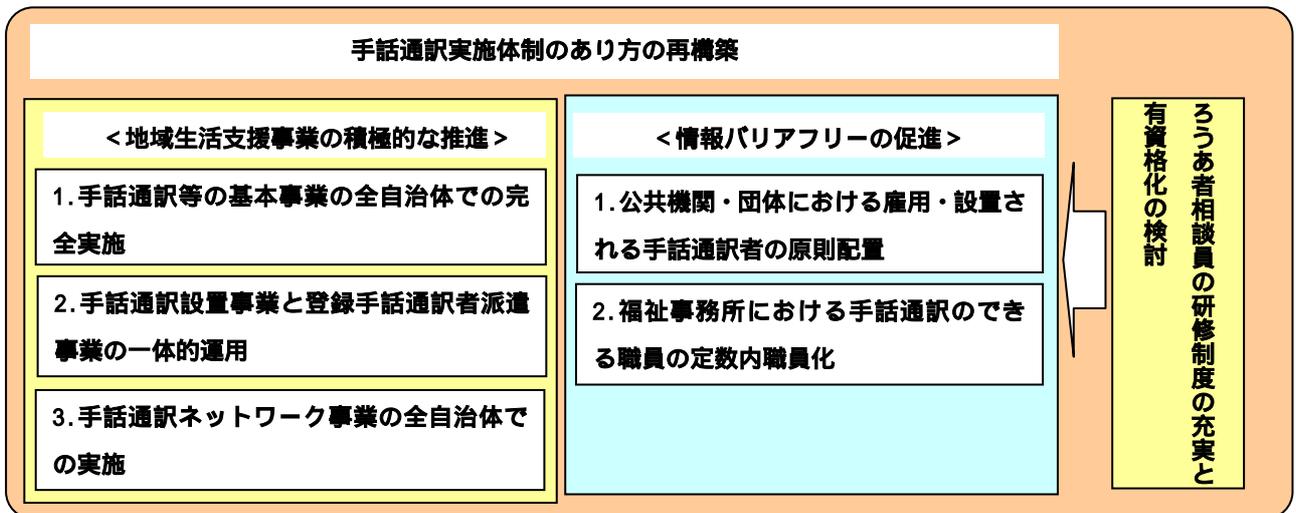
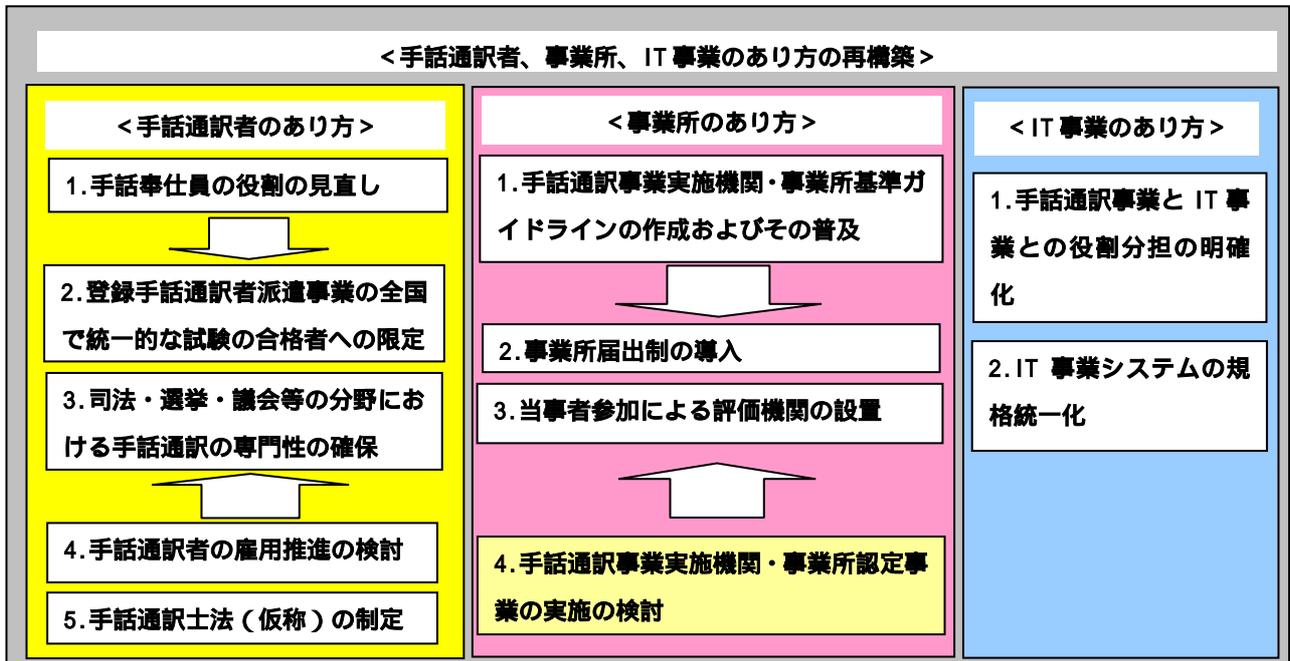
【理由】

- ・司法の一部や教育、医療等の分野の手話通訳等に関わる費用も、これまで障害者福祉予算（民生費）でまかなわれてきたのが現実である。
- ・しかし、障害者福祉予算は現在財政的に厳しい状況にあり、削減されている自治体もでてきている。聴覚障害者の社会参加を進め広げていくための費用を、障害者福祉予算だけでまかなえるかどうかは不透明と言わざるを得ない。
- ・自治体にもよるが、医療や教育、司法等の分野で、情報保障の責任を明確にし、それぞれの分野の予算から手話通訳等の費用を支出をしているところもある。

【具体的な提言内容】

- ・司法や教育、医療等の各分野で情報保障・コミュニケーション保障をすることは、当該分野の社会的な責任であり、各分野で手話通訳等の予算確保をしていく必要がある。
- ・一方で、聴覚障害者の必要に応じて適切に対応できるよう、各分野で手話通訳のできる職員を雇い入れたり、または養成、研修をすることで確保していくことも必要である。

手話通訳設置・派遣事業のあり方の提言（まとめ）



第3章 手話通訳養成・認定事業のあり方

第1節 手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業のあり方

1. 手話通訳者養成事業・入門課程についての提言

【提言】

手話奉仕員養成事業は手話通訳者養成事業に統合する。現行手話奉仕員養成カリキュラム入門課程は「手話通訳者養成入門課程」とし市町村で実施するものと位置付ける。現行手話奉仕員養成カリキュラム基礎課程は「手話通訳者養成専門課程」として都道府県で実施するものとする。

【理由】

- ・現行の手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」「基礎課程」は、「手話奉仕員の養成」（聴覚障害者と関連福祉制度の理解と「日常会話を行うに必要な手話語彙および手話表現技術を習得」すること（「手話奉仕員養成及び手話通訳者養成カリキュラム」1998年（平成10年））が目的であり、手話を用いて聴覚障害者と会話ができるレベルを到達点としている。しかし、手話で聴覚障害者と会話ができることと、手話通訳ができることはまったく別の問題であり、別の能力が必要である。そこで、手話通訳ができることを目指して、1998年（平成10年）、手話通訳者養成カリキュラムが策定された。ただ、手話通訳者養成のカリキュラムが活かされるためには、手話を用いて聴覚障害者と会話ができる能力が十分に身に付いていなければならない。手話の初学者から一貫して手話通訳者養成を行おうとするとき、「入門課程」「基礎課程」のカリキュラムは、手話通訳者養成の土台となる課程として明確に位置づける必要がある。
- ・一方、手話奉仕員の役割は手話を活用したボランティア活動にあると明確化した手話奉仕員養成カリキュラムは、手話を学び、聴覚障害者を理解し、交流する多数の地域住民を育ててきた。このカリキュラムにより手話や聴覚障害者福祉等を学んだ地域住民は、地域での心理的なバリアフリー（障害の理解）、コミュニケーション・情報のバリアフリー（住民との手話による交流・情報の伝達）を進めた。これは、聴覚障害者が手話をコミュニケーションとして生活できる地域づくりの方向を示唆するものであり、社会的コミュニケーションの保障、情報バリアフリーの社会実現を具現化するものである。従って、このことは、市町村を中心とする行政の責任で、引き続き積極的に取り組まれる必要がある。地域住民による手話を活用したボランティア活動は、聴覚障害者の地域生活のパートナーとして、聴覚障害者の社会参加のあらゆる場面において広がってゆくことが望まれるし、今後一層の拡充が必要とされている。
- ・上記のように、現行の手話奉仕員養成カリキュラムは、手話通訳者養成課程の土台となる手話コミュニケーション能力を養成する役割と、地域のバリアフリー・地域福祉を促進する役割と、二つの面があり、この二つの意義を踏まえて位置づける必要がある。
- ・そこで、現行の「入門課程」カリキュラムは、手話通訳者養成事業「入門課程」として市町村で実施するものとし、「基礎課程」カリキュラムは、第2節で述べるように、手話通訳者養成事業「専門課程」の第1期課程として再編成するものとする。次ページで具体的提言を行っているが、市町村の行う「手話奉仕員養成・研修事業」は、市

町村の行う「手話通訳者養成・研修事業」へ移行するものとする。

- ・現在の手話奉仕員の手話コミュニケーション能力は、自己紹介程度しかできない人から日常会話には不自由しない程度まで、そのレベルはかなり幅が広い。手話奉仕員は、自らのコミュニケーション能力や経験度に応じて様々な活動に参加している。市町村社会福祉協議会等のボランティアコーディネーターを置いて、ボランティアを依頼・調整する機関では、手話奉仕員の手話コミュニケーション能力を分かりやすく把握できる制度の創設を望む声が強い。また、手話ボランティア活動者、手話学習を行っている小中学生や高校生等からは、自分の手話コミュニケーション能力の到達度を知りたいとの要望も強い。2006年（平成18年）度より全国手話研修センターで実施予定の「全国手話検定」は、この要請にこたえたものである。手話を学ぶ人達を対象とした手話コミュニケーション能力を一定のレベルで認定する制度の創設は、手話学習者の自己実現の目標として意義があるとともに、地域の情報・コミュニケーションバリアフリーの担い手を増やすことに繋がるものである。この「全国手話検定」事業と手話通訳者養成入門課程・専門課程事業との連携による手話通訳者養成事業の実施のあり方を検討していくことが重要であろう。

表3-1 現行の手話奉仕員・手話通訳者養成課程と提言での手話通訳者養成課程

【現 行】			【提 言】		
奉仕員養成	入門課程	市町村	通訳者養成 通訳者養成 専門課程	入門課程	市町村 (都道府県)
	基礎課程			1期課程 (基礎)	
通訳者養成	基本課程	都道府県	現任研修	2期課程 (基本)	都道府県
	応用課程			3期課程 (応用)	
	実践課程			都道府県	

【具体的な提言内容】

- ・これまでの「手話奉仕員養成・研修」は、移行期間・経過措置を経て「手話奉仕員養成・研修」は手話通訳者養成事業に統合し、手話通訳者養成・研修事業とする。
- ・「入門課程」は、手話通訳者に必要な手話コミュニケーション能力を身につける第一段階として位置づける。同時に、コミュニケーション・情報のバリアフリーに資する地域住民の学習機会としての事業性格はそのまま維持し、実施主体を市町村とする。但し市町村が「入門課程」を実施しない場合は、都道府県が当該地域の手話通訳者養成の責務を果たすこととする。
- ・「基礎課程」は「手話通訳者養成・専門課程」の第1期課程として位置づけ、都道府県事業とする。但し開催実績のある市町村等では引き続き実施できるものとする。
- ・体系的・合理的な手話通訳者養成事業を展開するために、全国手話研修センターが行う「全国手話検定」事業と手話通訳者養成事業を連動させる方向で、今後事業体系を

整備していく。

2. 手話通訳者養成事業・専門課程についての提言

【提言】

手話奉仕員養成事業と手話通訳者養成事業を統合し、体系的・合理的に手話通訳者の養成ができるよう、現行の手話奉仕員養成カリキュラム「基礎課程」、手話通訳者養成カリキュラム「基本課程」「応用課程」を、「専門課程」第1期～3期課程に再編成する。(58ページ 表3-1参照)

各課程の修了時に実技到達度判定の修了試験を行うことを義務づけ、第3期課程の修了試験については、都道府県で実施する全国手話研修センターの「手話通訳者統一試験」を行う。

【理由】

- ・現行の手話通訳者養成事業においては、各課程修了後の学習成果に対する評価が十分なされていない。また、手話通訳者養成カリキュラムによる効果的な学習を実施するためには、受講者の手話コミュニケーション能力到達度の評価が課題となっている。一つの課程を修了してもそれに応じた力量を身につけたとは限らず、次の課程にステップアップするシステムが十分に機能してこない。結果として養成期間が長期にわたる現状にある。学習継続の意欲に支障が生じることにもつながるので、体系的・合理的な、連続性のある手話通訳者養成事業に再編成する必要がある。
- ・現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」は、手話通訳実習(観察と通訳実習)を行う環境を整えられない地域が多いこと、手話通訳業務に従事しつつ研修を受ける方が効果的であると考えられることから、手話通訳者養成カリキュラムから切り離し、第3節「手話通訳者現任研修の都道府県実施について」に述べるように、手話通訳者現任研修のカリキュラムに再編成する必要がある。

【具体的な提言内容】

- ・現行の手話奉仕員養成カリキュラムの「基礎課程」、手話通訳者養成カリキュラムの「基本課程」と「応用課程」を、手話通訳者養成「専門課程」に統合、再編成する。
- ・「基礎課程」は、手話通訳者養成専門課程の「第1期課程」(40時間)に再編成する。
- ・「基本課程」は、手話通訳者養成専門課程の「第2期課程」(40時間)に再編成する。
- ・「応用課程」は、手話通訳者養成専門課程の「第3期課程」(40時間)に再編成する。
- ・現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」は、手話通訳者現任研修のカリキュラムに再編成する。
- ・手話通訳者養成事業「専門課程」の実施主体は都道府県とし、人口30万人～50万人あたり一ヶ所実施、定員は一ヶ所20人とする。但し、人口が少ない都道府県で「人口30万人～50万人」の範囲では対象地域が広大となってしまう場合は、受講者の移動の便を考慮して実施箇所数を増やす等調整する。

人口が多い都道府県の場合、「30万人～50万人」「定員20人」では、必要な養成人員数を確保できないので、実施箇所を増やす等調整する。
- ・手話通訳者養成事業「専門課程」カリキュラムの養成期間は、原則2年以内に120時間を修了することとする。ただし、養成期間が長期にならないよう十分留意の上、地域

の実状で期間は設定される。

- ・第1期課程、第2期課程の修了時には、受講者の手話通訳技能（課程の学習目標となっている知識と技術）の到達度を確認し、受講者が次の課程に進むことがふさわしいかどうかの評価を、養成事業の主催者が行うことを義務づける。
第3期課程の修了後は、都道府県で実施される全国手話研修センターの「手話通訳者統一試験」の受験を受講者に促す。
- ・各課程で求められる手話コミュニケーション能力の到達度評価については、全国手話研修センターが行う予定の「全国手話検定」と連動させる方向で、今後事業体系を整備していく。
- ・事業形態（各期の実施期間は地域の状況に応じて半年から1年とする。）

第1期課程

現行「手話奉仕員養成カリキュラム・基礎課程」を再編成し、合計40時間の講座（実技学習と講義）を実施する。

第2期課程

現行「手話通訳者養成カリキュラム・基本課程」を再編成し、合計40時間の講座（実技学習と講義）を実施する。

第3期課程

現行「手話通訳者養成カリキュラム・応用課程」を再編成し、合計40時間の講座（実技学習と講義）を実施する。

・受講資格

第1期課程

手話通訳者養成事業・入門課程を修了し、将来、手話通訳者として手話通訳業務に従事する意欲を持つ者。または、上記と同等の知識・技術を有すると認められる者。

第2期課程

手話通訳者養成事業・専門課程の第1期課程を修了し、将来、手話通訳者として手話通訳業務に従事する意欲を持つ者。または、上記と同等の知識・技術、意欲を有すると認められる者。

第3期課程

手話通訳者養成事業・専門課程の第2期課程を修了し、将来、手話通訳者として手話通訳業務に従事する意欲を持つ者。または、上記と同等の知識・技術、意欲を有すると認められる者。

参考資料「手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート」155ページ

第2節 手話通訳者の認定・登録事業について

【提言】

手話通訳者認定試験を全国同一内容・水準の試験を行うため、手話通訳者養成事業を実施するすべての都道府県で、全国手話研修センターが実施する「手話通訳者統一試験」を実施する。

「手話通訳者統一試験」に合格した手話通訳者、および社会福祉法人聴力障害者情報

文化センター(以下、「情報文化センター」という)が実施している手話通訳技能認定(手話通訳士)試験(以下、「手話通訳士試験」という)に合格した者を都道府県において登録する「手話通訳者登録事業」を実施する。

【理由】

- ・手話通訳者の認定試験を都道府県で独自に行う場合、認定される手話通訳者の知識・技術は、全国的に統一されないままになる。
- ・ある都道府県で認定された手話通訳者が、他の都道府県に移動した場合、あらためてその都道府県の認定試験を受験し、合格しなければ登録できないのとされる所が多いのが現状である。十分な手話通訳能力を有していても、次の認定試験までの間は未登録の状況におかれ、手話通訳者としての活動が制限されることになる。人材活用の面で非効率といわざるを得ない。
- ・解決のためには、全国同一水準の「手話通訳者統一試験」を全都道府県で実施し、「手話通訳者統一試験」の合格者を手話通訳者として登録するシステムが必要となる。認定された手話通訳者が他の都道府県に移動した場合でも、あらためて認定試験を行うことなく手話通訳業務に従事する人材の確保ができる。
- ・同様に、「手話通訳士試験」に合格した者も、あらためて都道府県の手話通訳者認定試験を受けなくても、都道府県の手話通訳者として登録手続きができ、都道府県および市町村の手話通訳事業に従事できるシステムが必要である。
- ・現在、手話奉仕員派遣事業において、手話奉仕員の立場で手話通訳を行っている者については、移行研修(手話通訳者養成事業の第2期～第3期課程の両方、または第3期課程)を実施することで、「手話通訳者統一試験」に合格するための学習機会を保障する。

【具体的な提言内容】

- ・事業形態

1. 手話通訳者認定試験事業

実施主体	都道府県が実施する
実施方法	全国手話研修センターが実施する「手話通訳者統一試験」による
受験資格	手話通訳者養成事業の修了者または同程度の知識と技術を有する者
試験内容	筆記試験：手話通訳者養成カリキュラムの範囲の知識を問う 実技試験：手話通訳者養成カリキュラムの範囲の技術を問う

2. 手話通訳者登録事業

実施主体	都道府県
登録資格	都道府県で実施する「手話通訳者統一試験」に合格した者 「手話通訳士試験」に合格した者

- ・手話奉仕員派遣事業による「手話奉仕員」として、手話通訳を行ってきた者に対しては、3年間をめぐりに手話通訳者への移行研修(手話通訳者養成第2期～第3期課程の両方又は3期課程)を実施することで、「手話通訳者統一試験」に合格するための学習機会を保障する。

第3節 手話通訳者現任研修の都道府県実施について

【提言】

手話通訳者現任研修事業を都道府県の必須事業として位置づけ、研修内容は現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」をもとに再編成し、手話通訳の倫理、手話通訳実践技術、対人援助技術、聴覚障害者福祉事業などを柱とする研修を行う。（58ページ 表3-1参照）

登録された手話通訳者に対しては現任研修を受講することを義務づけ、一定期間内に受講しない場合（正当な事由がないまま現任研修を受講しない期間が複数年続く場合）は登録を取り消すシステムとする。

【理由】

- ・手話通訳者の現任研修は、手話通訳者の自発的な動機に任された自主的な研修であり、行政としても事業所としても体系的な研修はなされていない。このため、手話通訳者として求められる倫理、技能、対人援助の水準を維持向上させる研修機会が不十分である。聴覚障害者の社会参加の広がりによる手話通訳ニーズの多様化、専門化に応じた研修システムの構築はさらに遅れている。
- ・手話通訳者として登録されさえすれば、手話通訳業務に従事する機会の有無、研修受講の有無に関わらず登録が継続されるのではなく、手話通訳業務に従事しつつ体系的に研修を受けることを義務づけることにより、より確かで専門的な手話通訳業務ができるようにすることが必要である。

【具体的な提言内容】

・事業形態

実施主体 都道府県

研修内容 現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」を基本とし、次の視点でカリキュラムを再編成して行う。

実習研修、集団研修を通じ、手話通訳者としての倫理、視点、態度の研修。

手話通訳事業や聴覚障害者福祉事業に関する実施計画・事業運営・事業報告・手話通訳派遣コーディネート等に関する研修。

医療、教育、福祉、生活、司法等の様々な場面における研修。

は基礎的な研修、 は主に設置手話通訳者を対象とする研修、 は中堅手話通訳者の研修とする

第4節 手話通訳士養成事業の実施について

【提言】

現在、情報文化センターが実施している「手話通訳士試験」合格者を増やし、手話通訳事業において必要とするサービス提供者を確保するため、手話通訳士養成事業を専門的人材育成事業として位置づけ、都道府県で実施する。

【理由】

- ・1989年（平成元年）に厚生労働大臣公認手話通訳技能認定（手話通訳士）試験の実施機関として情報文化センターが行う「手話通訳士試験」が開始され、2004年（平成16

年)まで16回の試験が実施されてきたが、1,445人の合格者にとどまっている。合格率の低さや都道府県により合格数に格差が存在していることを解消するためには、各都道府県において半年～1年程度のカリキュラムによる手話通訳士養成事業を実施することが重要である。

参考資料「手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート」155ページ

【具体的な提言内容】

・事業形態

実施主体 都道府県の人材育成事業として手話通訳士養成事業を実施する。
(障害者自立支援法78条2項)

研修内容 都道府県で1ヶ所程度、期間は1年以内とし、全日本ろうあ連盟が開発した「手話通訳士養成カリキュラム」(手話通訳士養成カリキュラム開発委員会1996(平成8年)年3月)または、これに準ずるものとする。

受講資格 都道府県において認定され登録された手話通訳者

養成内容・課程

・養成形態 スクーリング形式および自宅学習形式による。

* 都道府県で行う場合、講座方式で行う。

* 別に事業委託による通信教育方式の導入について検討を行う。

・養成内容

実技科目

手話通訳技術・聞き取り手話通訳技術

手話通訳技術・読み取り手話通訳技術

講義科目

手話通訳士試験科目「国語」「障害者福祉に関する基礎知識」「聴覚障害者に関する基礎知識」「手話通訳のあり方」に対応する講座。

第5節 手話通訳士の国家資格化と認定・登録事業について

【提言】

「手話通訳士試験」を国家試験とし、手話通訳士を国家資格とする。

国による「手話通訳士登録事業」を行う。

【理由】

・手話通訳士の資格取得が必ずしも手話通訳業務従事に直結しないという現状がある。

一方、手話通訳士に期待される職務領域は、より支援を必要とする福祉サービス、医療、司法、政治などの専門的分野など、多岐に渡り、高度な技能を要求される。

・資格を生かした業務なり事業なりを展開するには、国民が信頼できる資格が必要となっており、介護福祉士、言語聴覚士等の介護・福祉関係資格にみられるように、国家資格化が重要であると考えられる。

・手話通訳士の登録は、現在、情報文化センターへの登録となっているが、国家資格化された場合、他の国家資格と同様、国において登録することがふさわしいと言える。

【具体的な提言内容】

1. 手話通訳士認定事業

実施主体 国

受験資格 受験年齢は試験年度の末までに20歳以上となる者とし、都道府県で実施する「手話通訳者統一試験」で認定され、手話通訳者として登録、おおむね2年以上の手話通訳活動経験を有する者とする。あるいは養成機関等に所属しこれと同等の能力を有すると認められる者

事業の委託 当該事業を実施できる団体に事業を委託することができる。

2. 手話通訳士登録事業

実施主体 国

事業形態 国において実施。

登録資格 国の行う手話通訳技能認定(手話通訳士)試験に合格し、登録手続きを行った者。

・手話通訳士の現任研修は、士協会や全国手話研修センター、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院等において実施する。

第6節 関係職員手話研修事業の実施について

【提言】

聴覚障害を有する市民に公的なサービスや各種福祉事業によるサービスを提供する自治体、関係機関、事業所の職員に対して、都道府県による職員研修の一つとして手話研修を義務づけることにより、手話コミュニケーションのできる職員の育成と配置を実施する。

【理由】

・「新障害者基本計画」(2002年(平成14年)12月)の「コミュニケーション支援体制の充実」の項においては、「各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する」とある。公的機関・公共施設・福祉サービス提供事業所等においてコミュニケーションのバリアフリーを実現するために、「手話のできる職員の配置・育成」が必要である。

【具体的な提言内容】

実施主体 都道府県

事業形態 都道府県において実施。

現行の手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」「基礎課程」による合計80時間程度の講座(実技学習と講義)を実施する。

受講対象 都道府県・市町村に勤務する者、および高齢者、障害児・者に福祉サービスを提供する事業所に勤務する者。

第7節 手話通訳者および手話通訳士指導者養成事業の実施について

【提言】

手話通訳者および手話通訳士の養成事業における講座や研修の講師を養成する事業を

都道府県および国において実施する。

【理由】

- ・現在の手話指導者養成事業の状況は、国の受託事業としての手話指導者養成研修事業（2004年（平成16年）度まで全日本ろうあ連盟受託事業として実施。2005年（平成17年）度より全国手話研修センター受託事業として実施）と、全国手話研修センターが主催する手話通訳者養成担当講師連続講座が実施されている。しかし、実施箇所・養成人員数が限られており、十分な指導者養成が行われているとは言えない。
- ・十分な手話通訳者養成・研修事業を行うために、高度な知識や技術を持ち、教育能力を有する人材を、都道府県に必要数育成し確保していく必要がある。

【具体的な提言内容】

・実施主体および事業内容

手話指導者養成事業：都道府県において実施。

市町村において実施する手話通訳者養成事業「入門課程」に関わる手話指導者の養成については、都道府県で手話指導者養成事業を実施する。

手話通訳指導者養成事業：国および都道府県において実施

都道府県において実施する手話通訳者養成事業「専門課程」に関わる手話通訳指導者の養成については、国および都道府県の事業として行う。

手話通訳専門指導者養成事業：国または都道府県において実施

手話通訳者現任研修や手話通訳士養成などの専門指導者養成については、国または都道府県の事業として行う。

第8節 その他関連事業について

【提言】

手話教育・手話通訳教育に関する諸事業

- ・本提言に言う手話通訳者養成事業、手話通訳士養成事業以外で、手話教育、手話通訳者（士）教育を行う場合は、上記の養成カリキュラムに準じて手話教育・手話通訳者（士）教育が行われるものとする。
- ・手話通訳者養成事業各課程の受講資格、並びに、受講者の取り組む目標を設ける事で学習意欲の継続などの尺度として、全国手話研修センターが行う「全国手話検定」を活用する。
- ・ITを活用した遠隔地手話教育について導入・実施を図る。

【理由】

- ・手話を学ぼうとする国民は拡大している。社会教育、学校教育、高等教育、カルチャーセンター、企業研修等の教育、その他研修事業等の各種講座を受講した人たちの中には、将来的に手話通訳業務に従事する者、あるいは手話コミュニケーションにより市民サービスやボランティア活動を行う者が含まれるものと考えられる。その場合、手話通訳者養成事業のカリキュラムに準じた統一的・体系的な手話教育・手話通訳者（士）教育と「全国手話検定」による手話を学ぶ人たちを対象としたコミュニケーション能力を一定のレベルで認定する制度が行われるならば、手話通訳者養成事業、手話通訳士養成事業の各講座を受講したり、それぞれの認定試験にチャレンジしたりす

る機会が生まれると同時に、地域の情報バリアフリーの担い手を増やす事に繋がる。

第9節 中期・長期の各種事業の展望

1. 手話通訳士養成事業の見直し

今後、手話通訳士が国家資格化により専門職として社会的に認知され、専門職にふさわしい社会的地位と待遇が得られる道が拓かれるならば、その養成事業は他の専門職者養成と同じく、高等教育機関で行われることになる。またカリキュラムについても見直しが必要である。

高等教育機関における手話通訳士教育

手話通訳士の養成：専門学校、短期大学、大学、大学院

手話通訳士教育における基礎科目・専門科目（案）

基礎科目（現行手話通訳技能認定試験科目）

- ・国語
- ・障害者福祉概論
- ・聴覚障害者学概論
- ・手話
- ・手話通訳技術
- ・手話通訳論
- ・手話通訳実践技術演習

専門科目

- ・社会学概論
- ・法律学概論
- ・医学概論
- ・社会福祉概論
- ・心理学概論
- ・言語学概論
- ・手話学
- ・コミュニケーション論
- ・異文化コミュニケーション論
- ・カウンセリング論
- ・文化人類学
- ・外国語
- ・通訳論
- ・翻訳論
- ・情報処理
- ・手話通訳実習 など

参考文献：世田谷福祉専門学校カリキュラム、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院カリキュラム、全日本ろうあ連盟「手話通訳士養成カリキュラム・テキスト作成事業報告書」1994年度（平成6年）

参考資料「高等教育機関調査」150ページ

2. 手話通訳士認定の国家資格による職域、職場の確保

手話通訳に関する資格については、第5節で提言するように国家資格化とする必要がある。国家資格の専門職としてふさわしい職域や職場、そして待遇が確保されなければならない。

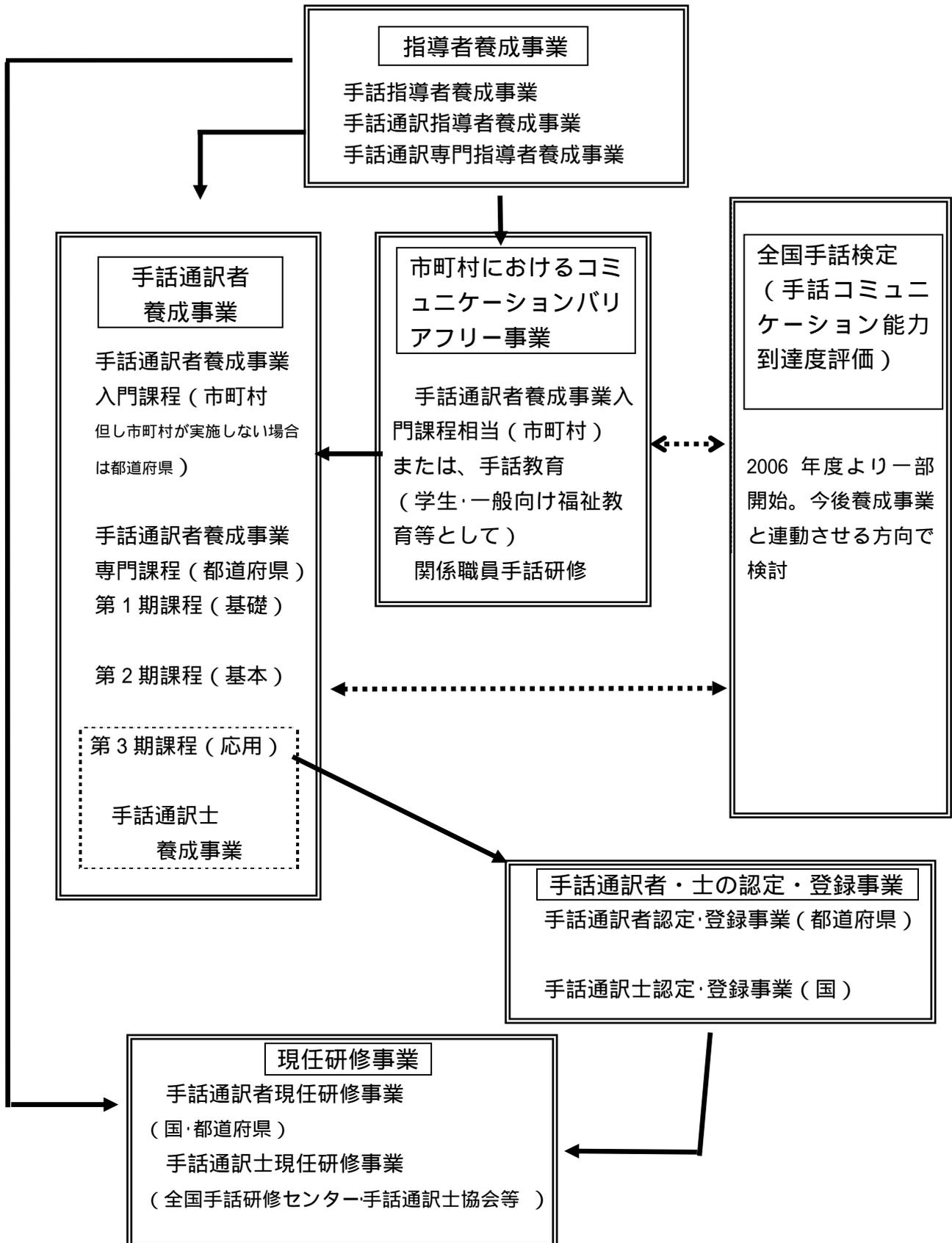
3. 手話通訳者現任研修事業の展望

手話通訳者現任研修については、第3節の提言どおり、都道府県において実施されるべきものである。ただし、今後、手話通訳士の資格が国家資格化されたならば、当事者組織による研修機会が設定されることになり、研修事業の役割を整理することになる。

4. 関係職員手話研修事業の展望

関係職員手話研修事業については、第6節の提言どおり、都道府県において実施されるべきものである。提言では80時間という限られた研修であるが、さらに手話通訳者資格修得レベルへの発展が望まれる。

手話通訳者養成・認定事業の概要



地域におけるバリアフリーの事業として

手話通訳者養成事業「入門課程」は 手話通訳者をめざす人の入り口であると同時に、 地域におけるバリアフリー事業でもある。

手話通訳者養成事業「入門課程」（障害者自立支援法第77条市町村の行う「手話奉仕員養成・研修事業」）

現行手話奉仕員養成事業は、移行期間を経て、手話通訳者養成事業に一本化するが、「入門課程」は、地域住民が手話を学ぶことにより、心理的なバリアフリー、コミュニケーション・情報のバリアフリーを進める役割も担っている。

「新障害者基本計画」（2002年12月）では、「コミュニケーション支援体制の充実」の項において「国民の手話に対する理解と協力を促進する」とされている。これを実現するものとして、市町村における「手話に対する理解と協力を促進する」事業として、「手話通訳者養成事業入門課程」を市町村において実施することを提言する。

また、社会教育、学校教育、高等教育、カルチャーセンター、企業研修等の手話教育においても、「入門課程」のカリキュラムに準じて行うことを提言する。

受講対象：はじめて手話を学ぼうとする地域住民（小学生・中学生含む）

住民に対する公的サービスや福祉サービス等のバリアフリーとして

関係職員手話研修事業

聴覚障害を有する市民に対して公的なサービスや各種福祉事業によりサービスを提供する事業所の職員に対して手話研修を行うこと。

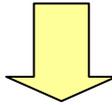
「新障害者基本計画」（2002年12月）の「コミュニケーション支援体制の充実」の項においては、「各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する」とある。ここでは、「手話のできる職員の育成」について提言を行う。

実施主体	都道府県（政令指定都市）
目的	都道府県・政令指定都市・市町村に勤務する者、及び高齢者、障害児・者に福祉サービスを提供する事業所に勤務する者に対する手話研修を行なうことで、聴覚障害を有する地域住民への適切なサービス提供を行なう。
受講対象	都道府県・政令指定都市・市町村に勤務する者、及び高齢者、障害児・者に福祉サービスを提供する事業所に勤務する者。

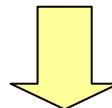
手話通訳者の養成

入り口はバリアフリーを目的にした事業から

事業の性格	事業名	実施主体	目的	内容	期間
コミュニケーションバリア対策及び手話通訳者養成入門課程	手話通訳者養成事業・入門課程による「手話講習会」「手話教室」等	市町村 (市町村が実施しない場合は都道府県)	コミュニケーション及び情報バリアフリーを推進するために、手話及び聴覚障害者について理解し、手話を使用して会話ができる市民を育成する。 手話通訳者養成事業・専門課程へ進む者の開拓	手話通訳者養成・入門課程 40時間	6カ月以下



事業の性格	事業名	実施主体	目的	内容	期間
手話通訳者の養成専門課程	手話通訳者養成事業 - 第1期基礎課程 -	都道府県及び政令指定都市 *人口30万人～50万人あたり1カ所以上実施	都道府県および市町村に登録し、派遣事業・設置事業等により聴覚障害者の意思疎通を図る手話通訳者を養成する。(市町村の地域生活支援事業において登録又は設置手話通訳者となる人材の養成)	現手話奉仕員養成カリキュラム基礎課程による実技学習と講義 40時間。	6カ月から1年
	手話通訳者養成事業 - 第2期基本課程 -			手話通訳者養成カリキュラム基本課程による実技学習と講義。 40時間	6カ月以下
	手話通訳者養成事業 - 第3期応用課程 -			手話通訳者養成カリキュラム応用課程による実技学習と講義。 40時間	6カ月以下



事業名	実施主体	目的	対象	期間
手話通訳士養成事業	都道府県で1ヶ所程度	手話通訳者としての資格を持ち、手話通訳業務の経験を有するものを対象に、手話通訳士に必要な知識・技術を習得させる。	都道府県・市町村において登録手話通訳者・設置手話通訳者として手話通訳を行う者。同等の知識・技術を有する20以上の者。	6カ月程度
		内容		
		手話通訳士養成カリキュラム(今後開発)に基づいて、スクーリングおよび自宅学習の形態で実施。		

手話通訳者の認定・登録

手話通訳者 認定試験事業	実施主体	都道府県
	目的	都道府県及び市町村に登録し、手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業等により聴覚障害者の意思疎通を図る手話通訳者の知識及び技能を審査する。
	実施方法	都道府県単位：「手話通訳者統一試験」による
	受験資格	手話通訳者養成事業の応用課程修了者または同程度の知識と技術を有する者。

手話通訳士 認定事業	実施主体	国
	目的	国および都道府県および市町村、関係諸機関に登録し、高度な手話通訳業務に従事する手話通訳者の認定。
	実施方法	全国で複数ヶ所試験実施：「手話通訳技能認定試験」による
	受験資格	概ね2年以上手話通訳者としての経験を有する者。あるいは養成機関等に所属しこれと同等の能力を有すると認められる者。

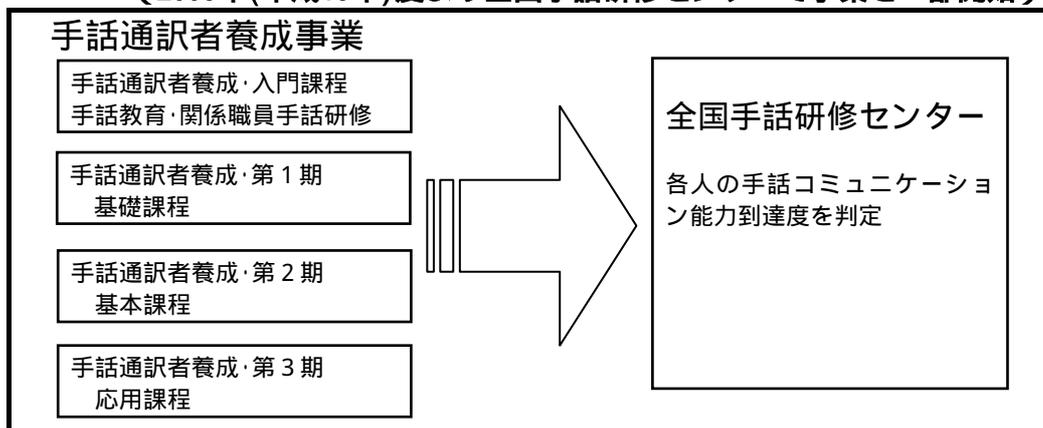
*「手話通訳技能認定試験」：手話通訳士試験のこと



手話通訳者 登録事業	実施主体	都道府県
	目的	手話通訳者を都道府県に登録することにより、手話通訳者の資格を付与
	登録資格	登録日において20歳以上の者 手話通訳者統一試験に合格した者 手話通訳士資格を有する者
手話通訳士 登録事業	実施主体	国
	目的	手話通訳士を国に登録することにより、手話通訳士の資格を付与
	登録資格	登録日において20歳以上の者 「手話通訳技能認定試験」(手話通訳士試験)に合格した者

参考：到達度を確認しながら学ぶシステムとの連携

(2006年(平成18年)度より全国手話研修センターで事業を一部開始)



手話通訳者の現任研修

資質向上に努力しやすいシステム

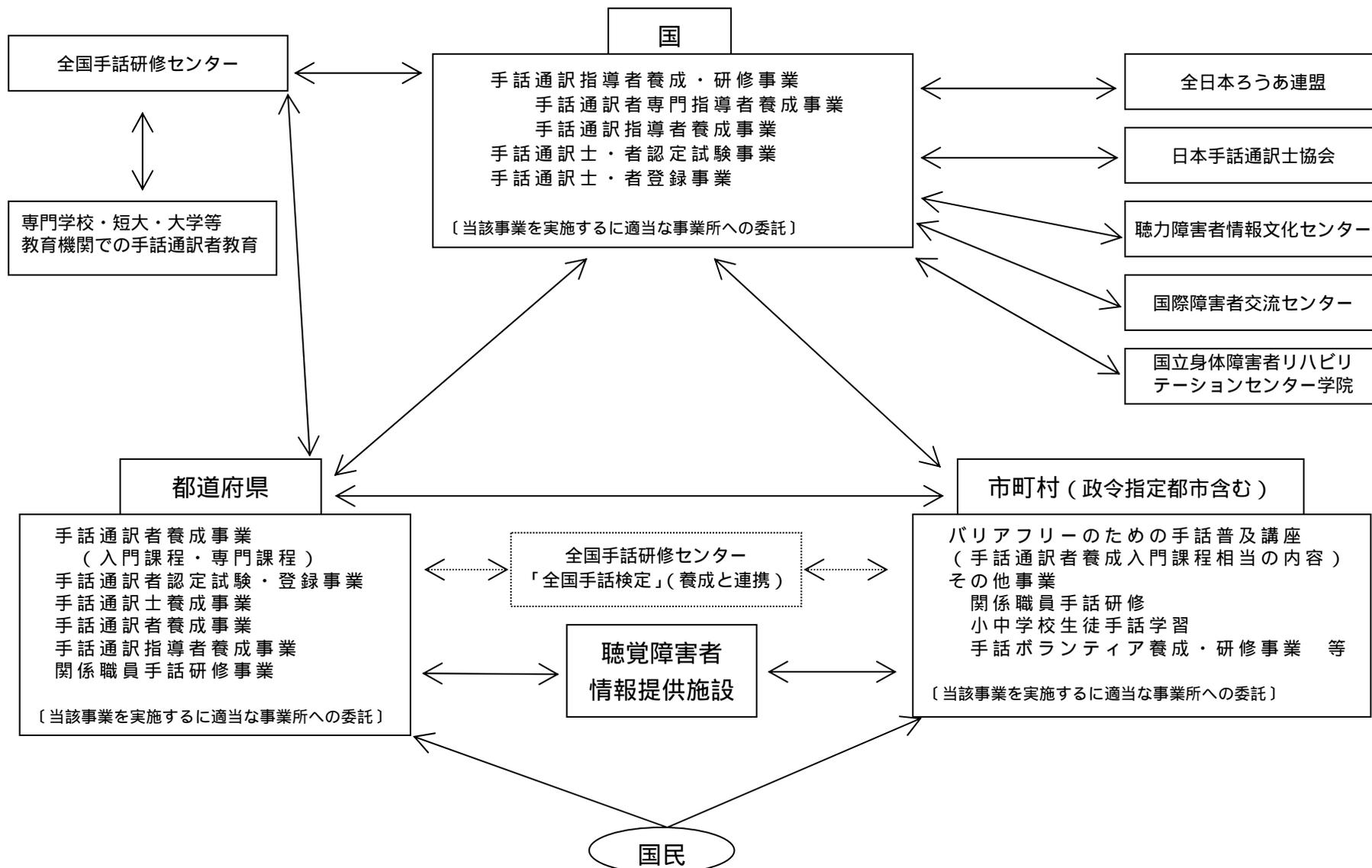
名 称	実施主体	区 分	対 象	内 容
手話通訳者 現任研修事業	都道府県	手話通訳者基礎研修	新規登録者 および 登録・設置で 手話通訳を 行う者	手話通訳者養成・実践課程 (実習含む) 40 時間
		設置手話通訳者研修	設置で手話 通訳を行う 者	事業計画・事業運営・事業 報告・コーディネート等に 関する研修等
		中堅手話通訳者研修	登録・設置で 手話通訳を 行う者	各領域の知識に関する研 修、施設研修、手話通訳技 術研修等

指導者の養成

十分な養成・研修を行うための指導者の確保

手話指導者養成事業	都道府県	手話普及・手話通 訳者養成事業入門 課程の講師養成	「入門課程」の手話指導が できる指導者の養成
手話通訳指導者養成事業	国および 都道府県	手話通訳者養成専 門課程の講師養成	「基礎課程」「基本課程」応 用課程」が指導できる指導 者の養成
手話通訳専門指導者養成事業	国または 都道府県	手話通訳者現任研 修・手話通訳士養 成の講師養成	「実践課程」を含め手話通 訳者養成講座、手話通訳士 養成講座、手話通訳者現任 研修会において指導がで きる専門指導者の養成

手話通訳者養成・認定事業関連図



第4章 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割分担およびその関係

第1節 本章の目的と基本的認識

1. 目的

日本国憲法の「基本的人権の尊重」「差別禁止」「幸福追求」、国連の障害者権利宣言の掲げる「同年齢の市民と同一の基本的権利」、国際障害者年のスローガンである「完全参加と平等」など、国民・障害者の社会生活について、わが国や国連が定めている基本原則について、特に聴覚障害者にあてはめて考えると、これらの基本原則の理念が達成されていないことは明らかである。

この現状認識を踏まえ、この第4章では、聴覚障害者の生活の向上、社会参加の推進およびこれらの保障を達成するために、国内の現行制度を前提としつつ、国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）の役割分担について、特に手話通訳制度の再構築の観点から提案する。

2. 基本的認識

日本国憲法の内容や国連で定める基本原則に関して、それをわが国の社会の中で制度として位置づけ、運用する主体が国であることは明らかである。

また、主に手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者が、差別的取り扱いを受けず、幸福追求権を享受し、同年齢の健聴国民と同等の権利を保障されるためには、質量共に充実した手話通訳制度が必要であることもまた明らかである。

したがって、日本における手話通訳制度については、第一義的に、国に実現責任があることが自明である。

第2節 国の果たしてきた役割

国は、聴覚障害者の福祉向上や社会参加の推進を図るため、1970年（昭和45年）に手話奉仕員養成事業を開始して以来、手話奉仕員派遣事業、手話通訳設置事業、手話通訳者養成事業、厚生労働大臣公認手話通訳技能認定（手話通訳士）試験等、一貫して手話通訳事業の拡大に取り組み、事業費の拠出、都道府県や市町村への指導、事業の具体的内容の確定等、各事業の開始や運営に大きな役割を果たしてきた。

その役割や権限は大きく、現在もなおわが国では、国の関与を抜きにして手話通訳制度を考えることはできない。

ただ本章の冒頭に述べたとおり、日本における聴覚障害者の現状をみると、手話通訳制度が十分なものになっているとはいえない。

障害者自立支援法の制定に見られるように、国の障害者福祉制度が大きな転換点にある今日、聴覚障害者の社会参加をさらに推進するためには、手話通訳事業の実施に際しての国の役割は従来以上に大きくなっていると考える。

今後、聴覚障害者の社会参加を進めるためには、地域生活におけるコミュニケーション・情報保障が必要不可欠であり、それを支える手話通訳事業の構築には、障害者への福祉サービスを包括的に定めた障害者自立支援法を抜きにして考えることはできない。その場合、

国の役割をどう考えるべきであろうか。

第3節 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割

1. 国の役割

(1) 都道府県および市町村の「障害福祉計画」(手話通訳関連事業)の水準向上に寄与する「指針」の策定

【提言】

国の指針が、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、都道府県や市町村の手話通訳関連事業推進にあたってモデル的な内容のものとなること。

【理由】

・手話通訳事業は、障害者自立支援法では、市町村が手話通訳者派遣事業、都道府県が人材養成や広域事業を、それぞれの「地域生活支援事業」の中で実施するとされ、その具体的な実施内容は、国の「指針」に即して策定される「障害福祉計画」で定めることとなっている。

(2) 都道府県の障害福祉計画策定時における「聴覚障害者の社会参加促進」並びに「手話通訳者の社会的地位の向上」の観点からの助言の実施

【提言】

「聴覚障害者や手話通訳者等当事者の障害福祉計画策定過程への参画」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、障害福祉計画の策定にあたり積極的な助言を都道府県に提供すること。

【理由】

・都道府県の障害福祉計画の策定にあたり、厚生労働大臣は、「都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる」(障害者自立支援法90条)とされている。

(3) 都道府県・市町村の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)に対する「聴覚障害者の社会参加促進」並びに「手話通訳者の社会的地位の向上」の観点からの指導勧告の実施

【提言】

「手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、手話奉仕員養成事業の全市町村での実施」「手話通訳養成事業の全都道府県での実施」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、地域生活支援事業(手話通訳関連事業)の実施およびその内容充実に向けて、積極的な指導勧告や環境整備に取り組むこと。

【理由】

・国は、「市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする」(障害者自立支援法91条)とされている。

(4) 都道府県および市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の円滑な実施を支える補助金交付（予算確保）

【提言】

「地域生活支援事業にかかる補助金について所要額の交付」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、充実した地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の実施に必要な予算額を確保すること。

【理由】

・地域生活支援事業の事業費については、都道府県に対しては、国は予算の範囲内でその2分の1以内を、市町村に対しては、国は予算の範囲内でその2分の1以内を、都道府県は予算の範囲内でその4分の1以内を、それぞれ補助することができる、と定められている。

(5) 手話通訳者および手話通訳士の養成にあたる人材の育成事業の実施

【提言】

国は、人材育成のための養成・研修を担う指導者養成を行うこと。

【理由】

・都道府県および市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の円滑な実施を行うために、人材育成・人材確保が不可欠である。

(6) 手話通訳者資格の見直しによる国家資格化

【提言】

資格認定制度の見直しを行い、手話通訳士資格を国家資格とすること。

【理由】

・1989年（平成元年）から厚生大臣（現厚生労働大臣）認定の手話通訳技能認定試験・手話通訳士認定が行われて16年経過したが、これにより認定された手話通訳士の専門性に見合う社会的地位はいまだ確立しているとはいえない。

2. 都道府県の役割

(1) 都道府県や市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の水準向上に寄与するような「障害福祉計画」の策定

【提言】

「手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、手話通訳者養成事業」等、障害者自立支援法に規定する「人材養成」「広域事業」にとどまらず、従来から実施されていた手話通訳関連事業等を地域生活支援事業（手話通訳関連事業）で実施すること。

市町村の障害福祉計画について、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、その内容充実に結びつく都道府県障害福祉計画を策定すること。

都道府県が障害福祉計画を策定するにあたっては、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、聴覚障害者や手話通訳者等の当事者の計画策定過程への参画を確保すること。

【理由】

- ・都道府県は、「基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする」（障害者自立支援法89条）とされることから、都道府県の策定する障害福祉計画が、都道府県の地域生活支援事業のみならず、市町村の障害福祉計画並びに地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の内容に大きく影響することは必須である。

(2) 市町村の障害福祉計画策定時における「聴覚障害者の社会参加促進」並びに「手話通訳者の社会的地位の向上」の観点からの助言実施

【提言】

「聴覚障害者や手話通訳者等当事者の障害福祉計画策定過程への参画」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、市町村の障害福祉計画の内容充実のために積極的な指導勧告や環境整備に取り組むこと。

【理由】

- ・「市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない」（障害者自立支援法88条7項）とされ、また、「都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる」（障害者自立支援法90条）とされることから、市町村の障害福祉計画の策定過程について、都道府県が関与することが可能となっている。

(3) 都道府県の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の着実な実施

【提言】

都道府県が実施することが必要と考えられる下記の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）について事業を実施する十分な予算額を確保すること。

1) 手話通訳者養成事業

- ・全市町村での充実した手話通訳者派遣事業実施を可能とする人材育成の取り組み
- ・厚生労働省策定カリキュラムに基づく手話通訳者養成事業の実施
- ・人材育成事業としての全国手話研修センターによる手話通訳者統一試験の実施
- ・手話通訳者の登録事業の実施
- ・手話通訳者として登録された者の体系的・継続的な現任研修事業の実施
- ・手話通訳士資格取得を目指す人材の育成事業の実施
- ・手話通訳者派遣担当者研修事業の実施
- ・手話通訳者および手話通訳士の養成・研修にあたる人材の育成事業の実施
- ・手話通訳関連事業の実施内容についての評価実施

2) 手話通訳者派遣事業（広域）

- ・単独あるいは複数の市町村が手話通訳者派遣事業を実施しないときの調整および広域事業実施体制の確保の取り組み

- ・実施事業所への手話通訳有資格者の配置
- ・聴覚障害者のニーズに十分に応えられる登録手話通訳者数と実施体制の確保
- ・登録手話通訳者の業務継続を保障する高水準な手話通訳報酬の実現
- ・事業実施内容についての評価実施

(4) 市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の円滑な実施を支える予算確保と市町村への補助金交付

【提言】

「地域生活支援事業にかかる補助金について所要額の交付」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、充実した地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の実施に必要な予算額を確保すること。

【理由】

- ・地域生活支援事業の事業費については、都道府県は、市町村に対して、予算の範囲内でその4分の1以内を補助することができる、と定められている。

3. 市町村の役割

(1) 市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の水準向上に寄与するような「障害福祉計画」の策定

【提言】

「手話奉仕員養成事業、手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、障害者自立支援法に規定する「手話通訳者派遣事業」にとどまらず、従来から事業化されていた手話通訳関連事業等の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）での実施を目指して、障害福祉計画を策定すること。

障害福祉計画を策定するにあたっては、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、聴覚障害者や手話通訳者等の当事者の計画策定過程への参画を確保すること。

【理由】

- ・市町村が実施する地域生活支援事業（手話通訳関連事業）については、具体的な実施内容は「障害福祉計画」で定めることとなっている。

(2) 市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の着実な実施

【提言】

市町村が実施することが必要と考えられる下記の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）について事業を実施する十分な予算額を確保すること。

1) 手話通訳者派遣事業

- ・実施事業所への手話通訳有資格者の配置
- ・聴覚障害者のニーズに十分に応えられる登録手話通訳者数と実施体制の確保
- ・登録手話通訳者の業務継続を保障する高水準な手話通訳報酬の実現
- ・事業実施内容についての評価の実施

2) 手話通訳設置事業

- ・ 公的機関および手話通訳者派遣事業実施事業所への手話通訳有資格者の配置
- ・ 設置手話通訳者の労働条件の向上
- ・ 設置手話通訳業務の充実のための複数配置の実現
- ・ 設置手話通訳業務内容の「庁内通訳」から「登録通訳業務との連携による聴覚障害者の生活支援業務」への切り替え
- ・ 手話通訳有資格者の自治体一般職員としての採用促進拡大と従来の設置手話通訳業務の担当
- ・ 事業実施内容についての評価の実施

3) 手話通訳者養成（現手話奉仕員養成事業）の実施

- ・ 都道府県の行う手話通訳者養成事業の受講資格を有する人材の育成事業の実施

4) 手話啓発（講習、研修含む）事業の実施

- ・ 住民および関係業務を行う職員への手話講習・研修事業の実施

4. 手話通訳事業における聴覚障害者情報提供施設の役割

【提言】

手話通訳事業について専門性を有する機関である情報提供施設は、早期に全都道府県および全政令指定都市での整備を果たすことが必要である。

情報提供施設は、下記の役割を果たすことが必要である。

1) 専門機関として

- ・ 手話通訳事業実施にあたっての都道府県・市町村への企画提案
- ・ 手話通訳事業に対する評価と意見具申
- ・ 手話通訳にかかる専門家ネットワークの中核としての活動

2) 実施機関として

- ・ 都道府県からの委託による手話通訳事業（例：手話通訳者養成・研修、育成講師養成、市町村広域派遣、等）の実施
- ・ 市町村からの委託による手話通訳事業（例：手話通訳者派遣事業）の実施

なお、上記の役割を果たすにあたっては下記の人材や設備が必要と考えられるのであわせて整備を進めることが必要である。

1) 人材

- ・ 手話通訳者養成事業や派遣事業のための研修コーディネーター、派遣コーディネーター

2) 設備

- ・ 養成事業のための研修室、通訳者用 学習室、研修用機材、テキスト学習用資料。
- ・ 全国規模での講習会開催を可能にするためのIT設備や放送設備。
- ・ 認定事業のための映写機材、録画機。

【理由】

・ 情報提供施設は、身体障害者福祉法に定める「手話通訳事業」を実施する機関であり、その機能を充実発展させる必要がある。

・ なお、実施にあたっては、全国手話研修センター等専門機関との連携が必要である。

調査の結果と考察

〈 ．手話通訳ニーズ調査〉

1．調査目的と方法

本事業の一環として、手話通訳がどれくらい、また、どのような時に必要なのか明らかにするために、手話通訳ニーズ調査を行った。

調査対象は、まず調査対象地域として北海道、神奈川、大阪、兵庫、福岡の5つを選び、各地区約30人の自宅で暮らしている聴覚障害者を対象とした。なお、その対象となる聴覚障害者については、厚生労働省『身体障害児・者実態調査結果（2001年（平成13年）6月1日調査）』（2002年（平成14年）8月）の全国の聴覚障害者の年齢構成を参考に、18～39歳まで3人、40～64歳までが6人、65歳以上が21人＝合計30人を目安とした。具体的には、各道府県の聴覚障害者協会に協力の打診をしたうえで、聴覚障害者を先の年齢構成に沿って無作為抽出した。調査方法は主に聴覚障害者協会の職員等が、調査員として対象者に対面式の質問紙調査を、会議室等の会場や対象者の自宅へ訪問して実施した。調査期間は2005年（平成17年）8月20日から9月20日の1ヶ月であった。

回収結果は、北海道32人、神奈川31人、大阪35人、兵庫30人、福岡30人、合計158人分の調査票を回収できた。調査に協力していただいた調査員や聴覚障害者の方に感謝申し上げる。

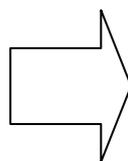
2．調査結果の概要

（1）調査対象者の概要

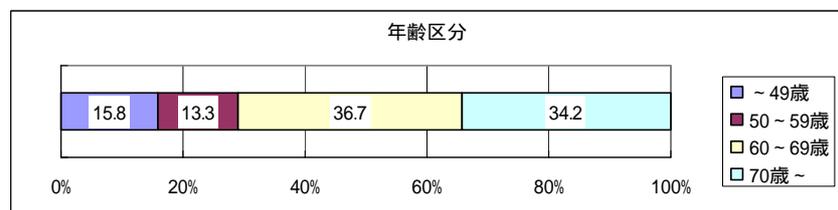
1）対象者の年齢

年代別にみると高年齢層が多いが、これは全国の構成と合わせたからである。49歳までの若い年代は15.8%、50歳台が13.3%、60歳台が36.7%、70歳以上が34.2%であった。

年齢	度数	パーセント
20代	4	2.5
30代	10	6.3
40代	11	7.0
50代	21	13.3
60代	58	36.7
70代	44	27.8
80代以上	10	6.3
合計	158	100.0



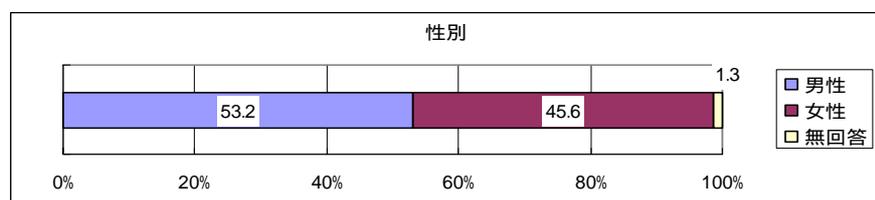
年齢区分	度数	パーセント
～49歳	25	15.8
50～59歳	21	13.3
60～69歳	58	36.7
70歳～	54	34.2
合計	158	100.0



2）対象者の性別

性別は男性が53.2%、女性が45.5%であった。

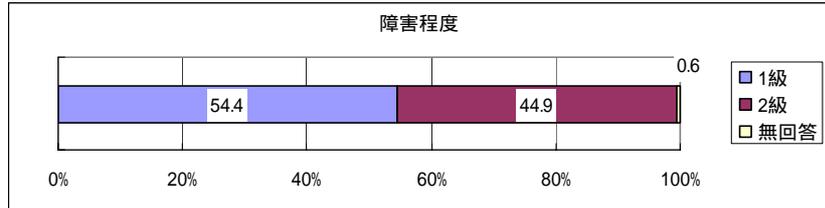
性別	度数	パーセント
男性	84	53.2
女性	72	45.6
無回答	2	1.3
合計	158	100.0



3) 障害程度

身体障害者手帳の1級を持つ人が54.4%、2級をもつ人が44.9%であった。

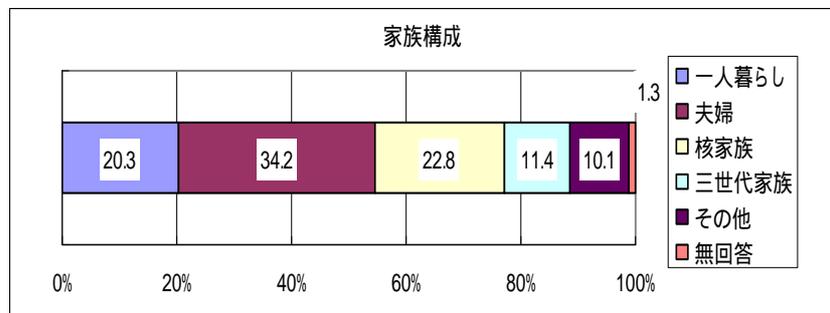
障害程度	度数	パーセント
1級	86	54.4
2級	71	44.9
無回答	1	0.6
合計	158	100.0



4) 家族構成

夫婦二人暮らしが34.2%、核家族が22.8%、一人暮らしは20.3%、三世代家族が11.4%であった。

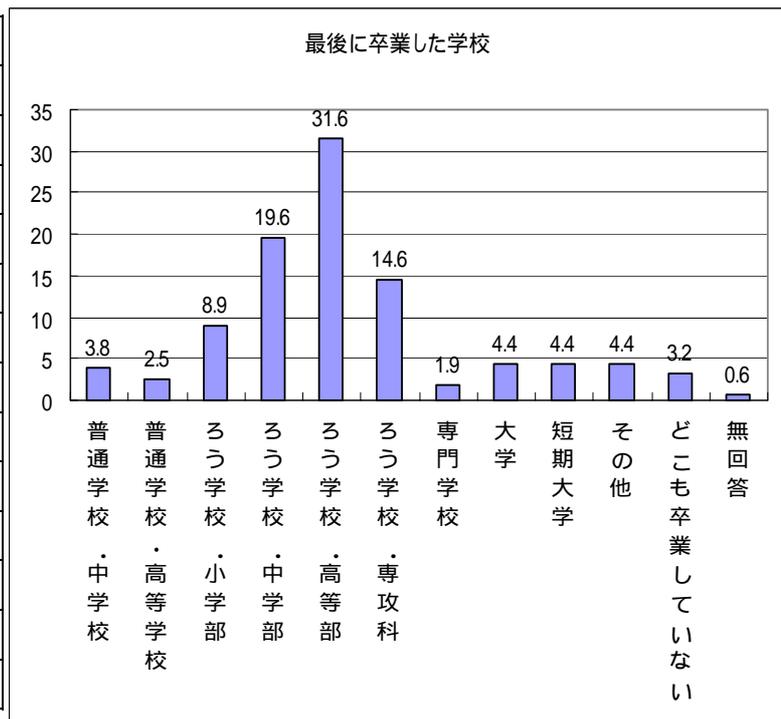
家族構成	度数	パーセント
一人暮らし	32	20.3
夫婦	54	34.2
核家族	36	22.8
三世代家族	18	11.4
その他	16	10.1
無回答	2	1.3
合計	158	100.0



5) 最後に卒業した学校

最後に卒業した学校は、ろう学校高等部31.6%、ろう学校中学部19.6%、ろう学校専攻科14.6%、ろう学校小学部8.9%が多い。

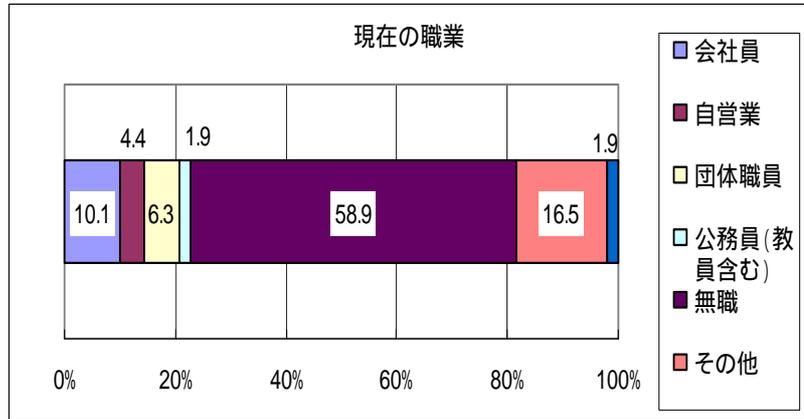
	度数	パーセント
普通・中学校	6	3.8
普通・高等学校	4	2.5
ろう・小学部	14	8.9
ろう・中学部	31	19.6
ろう・高等部	50	31.6
ろう・専攻科	23	14.6
専門学校	3	1.9
大学	7	4.4
短期大学	7	4.4
その他	7	4.4
どこも卒業していない	5	3.2
無回答	1	0.6
合計	158	100



6) 現在の職業

無職が 58.9%、会社員が 10.1%、団体職員が 6.3%、自営業者が 4.4%であった。特に多い無職では、昼に何をしているか問うたところ、「主婦」「ゲートボールに参加」「手話サークルに参加」等と回答した者が多く、その他は具体的に何かを問うたところ「作業所で勤務（作業所への通所）」等と回答した者が多かった。

現在の職業	度数	パーセント
会社員	16	10.1
自営業	7	4.4
団体職員	10	6.3
公務員(教員含む)	3	1.9
無職	93	58.9
その他	26	16.5
無回答	3	1.9
合計	158	100.0



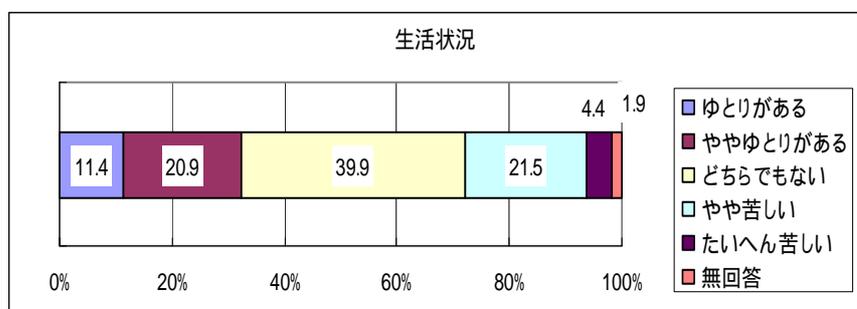
7) 生活状況

生活にゆとりがあるか苦しいかを問うた質問では、どちらでもないが 39.9%、やや苦しいが 21.5%、ややゆとりがあるが 20.9%、ゆとりがあるが 11.4%、大変苦しいが 4.4%であった。

生活が苦しい理由としては、仕事がなく収入が少ない、障害年金・老齢年金の給付額が低い、介護保険の負担や家のローン返済により支出がかさむこと等が指摘された。例えば次のようなものである。

- ・健聴の主人は 60 歳ですが 2 年前から仕事がなく収入もない。障害年金だけでは苦しい。
- ・年金生活のためローンの返済、生活費等で経済的にはやや苦しい状況（厚生年金受給額が少ない）。
- ・高齢のためホームヘルパー・デイサービス、通院介助等の介護保険を利用しているため、1割負担の支払いが高額である。

生活状況	度数	パーセント
ゆとりがある	18	11.4
ややゆとりがある	33	20.9
どちらでもない	63	39.9
やや苦しい	34	21.5
たいへん苦しい	7	4.4
無回答	3	1.9
合計	158	100.0

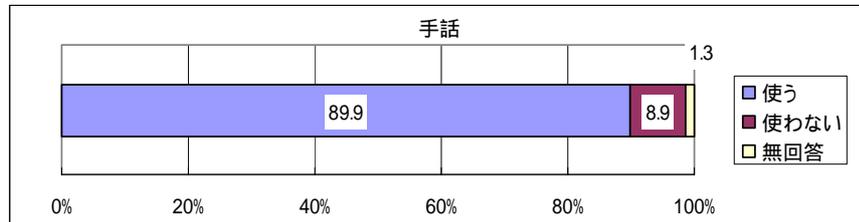


(2) 手話通訳の必要について

1) コミュニケーション手段としての手話

手話（ホームサイン・身振り等も含む）を使う人は89.9%、使わない人が8.9%であった。手話を使わない人は、口話や筆談を使っているということであった。

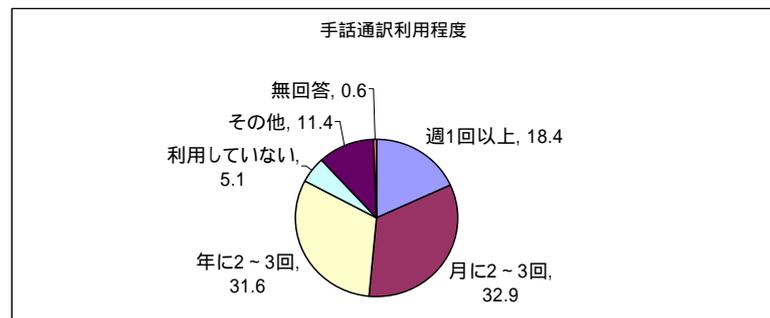
手話	度数	パーセント
使う	142	89.9
使わない	14	8.9
無回答	2	1.3
合計	158	100.0



2) 手話通訳の利用程度

1年間の手話通訳の利用は、月に2～3回が32.9%、年に2～3回が31.6%、週1回以上が18.4%、利用していない人が5.1%であった。その他には、月1回程度(8件)、2ヶ月に1回程度(3件)、主に活動や公務の時に(5件)、などの回答があった。人によることではあるが、手話通訳の利用頻度が週に1回以上から年に2～3回と幅があることが分かる。

手話通訳利用程度	度数	パーセント
週1回以上	29	18.4
月に2～3回	52	32.9
年に2～3回	50	31.6
利用していない	8	5.1
その他	18	11.4
無回答	1	0.6
合計	158	100.0

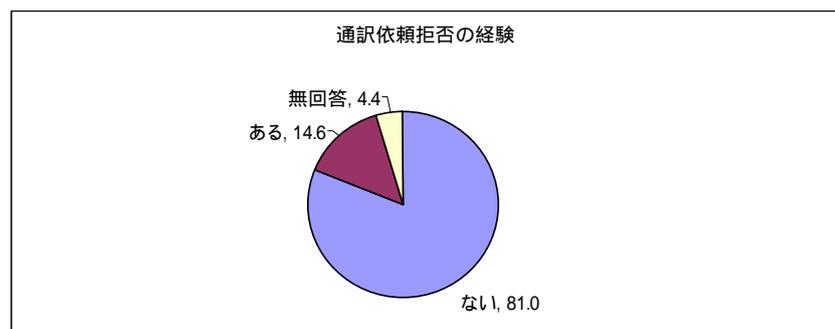


3) 通訳依頼拒否の経験

手話通訳を依頼して断られたことがある人は14.6%であった。断られた理由は、手話通訳者の都合がつかなかったことや葬式等利用条件と合わなかったことなどが指摘された。このようなことがないように、十分な手話通訳者の養成と利用制限を撤廃するなどの手話通訳制度の改善が求められていると言えよう。

通訳依頼拒否の経験

	度数	パーセント
ない	128	81.0
ある	23	14.6
無回答	7	4.4
合計	158	100.0



4) 情報保障、コミュニケーション施策の満足度

行政の情報保障、コミュニケーション施策について、満足とやや満足で 31.6%、やや不満と不満を合わせて 34.2%、どちらでもないが 31.0%であった。

不満の理由としては、例えば以下のような記述がみられた。聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション施策を確実に保障する態勢が求められている。

< 情報提供問題 >

- ・ 町（役場）は広報や緊急などで広報スピーカーや広報車を使用していますが、聴障者にはほとんど無視される感じです。

< 役場等の問題 >

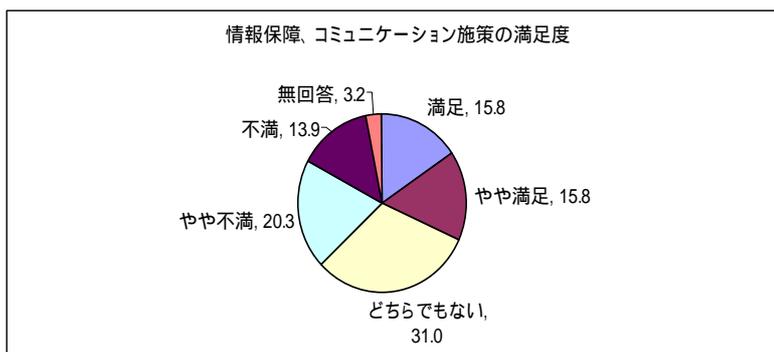
- ・ 設置通訳者がいる時に、行かなければならないので、市民権がない（設置日に合わせている）。手話ができない職員に対する講習会が実施されていない（障害福祉課なのに）。
- ・ 地域の役所に専任の通訳者、相談員が設置されておらず、窓口職員もろうあ者に対する対応技術（手話、筆談等）を学んでいない。
- ・ 読み書きができないので公報の内容が分からないまま終わる。以前、市役所からの郵便物が、不在で受け取れず通知も分からないまま郵便物が市役所に戻ってしまったが、改めて連絡はなかった。

< 制度の制約 >

- ・ 公的な場所しか派遣がない。派遣の範囲が決まっていて、行動が制約される。
- ・ もう少し、個人の生活に関わる場所にも派遣して欲しい。

情報保障、コミュニケーション施策の満足度

	度数	パーセント
満足	25	15.8
やや満足	25	15.8
どちらでもない	49	31.0
やや不満	32	20.3
不満	22	13.9
無回答	5	3.2
合計	158	100.0



5) 介護や生活支援の必要度

現在、介護や生活支援等が必要でない人が 58.9%、必要である人は 12.0%であった。

なくとも何とか生活できるが充実した生活のためには支援が必要と感じている人は 25.3%であり、具体的には以下のような記述があった。聴覚障害者全体（調査対象者）の年齢構成も考慮する必要はあるが、介護や生活支援にどう対応するか考えていく必要がある。

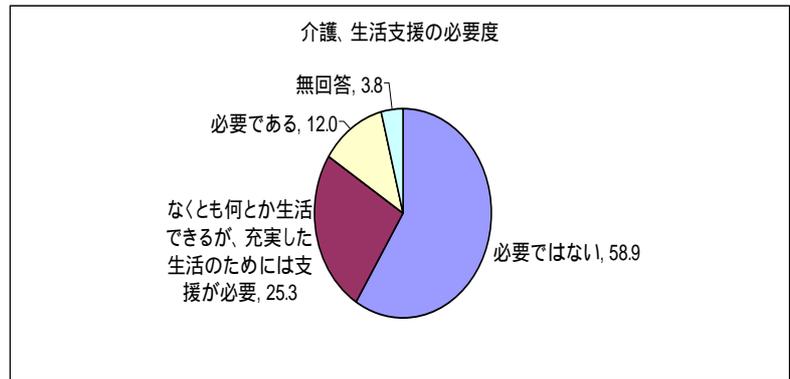
- ・ 現在、足が悪いので、70 歳になるとどうなるか不安を持っている。不安を少なくするた

めに、介護や介助などが必要と思っている。

- ・今後、年をとると共に夫婦のみの生活で様々な点（料理、清掃、買い物等）で必要になると思う。様々な情報、手続きも。
- ・テレビでの文字情報や市役所・区役所の手続き等での文字情報、また、手話での説明が欲しい。買い物をする時、お店の人が何を言っているか分からない。少しでも知りたい。

介護、生活支援の必要度

	度数	パーセント
必要ではない	93	58.9
なくとも何とか生活できるが充実した生活のためには支援が必要	40	25.3
必要である	19	12.0
無回答	6	3.8
合計	158	100.0



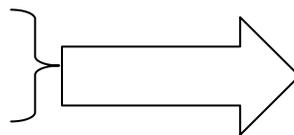
6) 聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(平日)

平日1日の聴覚障害による不利や困難について、時々生じているが39.2%、たまに生じているが21.5%、よく生じているが18.4%、まったく生じていないが14.6%であった。

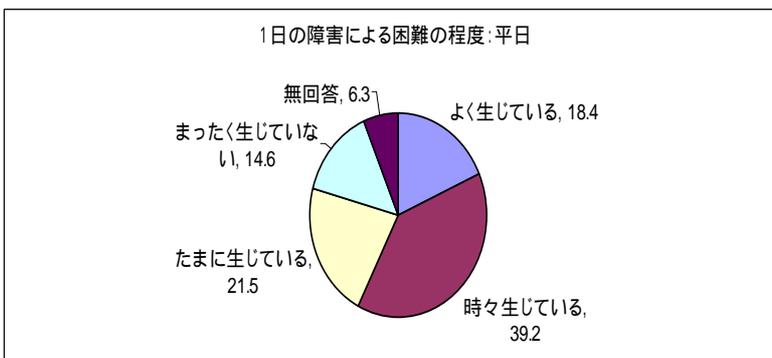
その具体的な回数(目安)については、1回が18.4%、2回が13.9%、3回が12.7%と多く、4回は6.3%、5回が5.1%であった(ただし、無回答が37.3%あった)。8割というほとんどの人が聴覚障害による不利・困難さを少なくとも1回以上は感じている。

聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(平日) 不利、困難さを感じる具体的な回数(目安)・平日

	度数	パーセント
よく生じている	29	18.4
時々生じている	62	39.2
たまに生じている	34	21.5
まったく生じていない	23	14.6
無回答	10	6.3
合計	158	100.0



	度数	パーセント
1回	29	18.4
2回	22	13.9
3回	20	12.7
4回	10	6.3
5回	8	5.1
6回	3	1.9
10回	5	3.2
15回	1	0.6
20回	1	0.6
無回答	59	37.3
合計	158	100.0



7) 聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(休日)

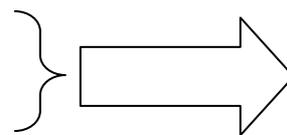
休日1日の聴覚障害による不利や困難について、たまに生じているが27.8%、時々生じているが25.9%、よく生じているが11.4%、まったく生じていないが21.5%であった。

その具体的な回数(目安)については、1回が25.3%、2回が12.6%と最も多く、3回が6.3%、4回は0.6%、5回が4.4%であった(ただし、無回答が44.3%あった)。

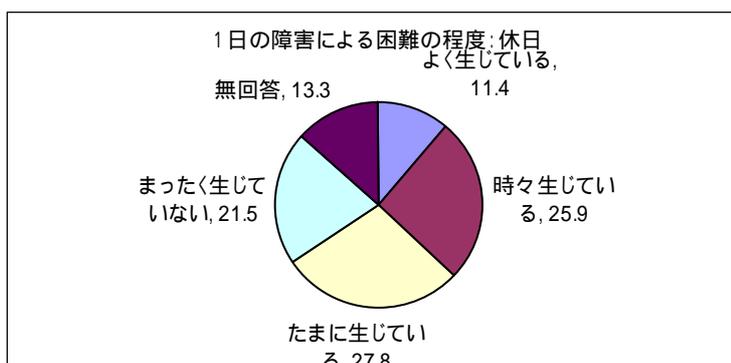
平日に比べて、休日は回数としては聴覚障害による不利・困難さを感じる人は少ない。それでも約65%の人がそれらを感じている人がいるということが分かる。

聴覚障害による不利、困難さが1日に生じる程度(休日) 不利、困難さを感じる具体的な回数(目安)・休日

	度数	パーセント
よく生じている	18	11.4
時々生じている	41	25.9
たまに生じている	44	27.8
まったく生じていない	34	21.5
無回答	21	13.3
合計	158	100.0



	度数	パーセント
0回	2	1.2
1回	40	25.3
2回	20	12.6
3回	10	6.3
4回	1	0.6
5回	7	4.4
6回	3	1.9
7回	2	1.2
10回	1	0.6
15回	1	0.6
20回	1	0.6
無回答	70	44.3
合計	158	100.0



(3) 1年間で情報やコミュニケーションについて困ったり、不利だと思ったこと

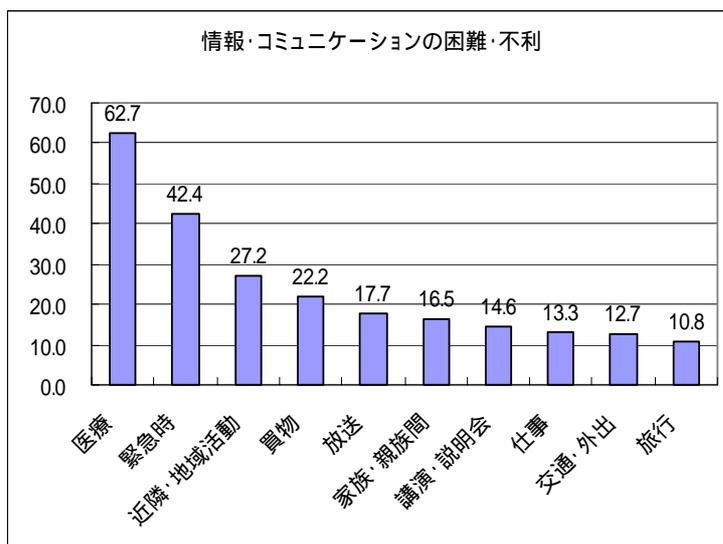
自由記述で、表記の質問をしたところ、最も多かったもの10個を挙げると、(1)医療(急病等緊急時を含む)についてが62.7%(99件)であり、そのうち医師や看護師の説明、受付呼び出し等が76件、病気等の緊急時の対応が23件あった。(2)緊急時(急病等の緊急時は除く)が42.4%(67件)そのうち災害時の緊急時が20件、電車等の交通の緊急時が42件であった。また、近隣・地域活動27.2%(43件)、買物22.2%(35件)、放送17.7%(28件)、家族・親族間16.5%(26件)、講演・説明会14.6%(23件)、仕事13.3%(21件)、交通・外出12.7%(20件)、旅行10.8%(17件)と続いた。具体的にいくつか挙げると例えば以下のような記述があった。

医療や緊急時等のように、命や事故等の対応が上位を占めるのは当然ではあるが、やはりこれらの領域では極めて情報やコミュニケーションの保障に対する必要性が高いことが確認された。また、興味深いことは、買物や家族・親族間等の手話通訳の派遣対象にはなっていないが、日常生活の中で非常に密接な領域が情報・コミュニケーションの必要性が訴えられていることが分かった。聴覚障害者が出向く先での手話の普及と手話通訳派遣の

制約が課題として示されていると言えよう。

情報・コミュニケーションの困難・不利

		度数	パーセント
1	医療（急病含む）	99	62.7
2	緊急時（急病除く）	67	42.4
3	近隣・地域活動	43	27.2
4	買物	35	22.2
5	放送	28	17.7
6	家族・親族間	26	16.5
7	講演・説明会	23	14.6
8	仕事	21	13.3
9	交通・外出（緊急除く）	20	12.7
10	旅行	17	10.8



注) 複数回答のため合計は100%と
ならない。

< 病院 >

(医師や看護師の説明、受付呼び出し等)

- ・健康診断のため耳鼻科に行ったが、医院全体がろうあ者への理解がなく、窓口での筆談も呼び出しも対応してくれなかつた。医師も口話のみで筆談してもらえずイライラした。健診なので良かったが病気の時はどうなるかと思った。
- ・医師に質問もままならない。手話通訳がいた方が良かった。病名や症状等の説明を受ける時、筆談で対応すると簡単な内容しか教えてもらえない。また、医師からの一方的な説明で終わってしまう事が多い。
- ・病院での診察や会計の時、名前を呼ばれても分からない、詳しい症状をうまく伝えられないので、手話通訳者がいた方が安心できる。
- ・病院で会計支払いの際呼ばれたことがわからず時間が無駄になる。(診察・受付はわかるようになっているが、会計だけがわからない) 通訳を用意してから病院に行く余裕を持てるほど都合よく病気になれるわけなどない。
- ・一番困るのは病院での会計支払いです。いつも「聞こえないので、よろしく」と話しても、さっぱり、待たされる。二回はボランティアの案内人を利用したが、時間かかるので、他の人たちに迷惑をかけることが気になってやめた。手話お手伝いします、の立て札あったら欲しい。
- ・病院から出された薬で何種類もあり、何の薬か分からないが説明されなかつた。通訳がいたら良いと思うが、その時は軽い症状と思い通訳を頼まなかつた。また、以前に通訳をつれて行った時に嫌な顔をされたこともあった。

(病気等の緊急時の対応)

- ・急病で、手話通訳者に依頼するのに、時間がかかる。病院に手話通訳者を配置してほしい。 時間外とか、夜間の時、急病で手話通訳のいない病院だと、困る。(日赤・労災など)

- ・救急車が必要な時に困ります。119 番に電話をかけることもできず、近所に助けてもらって病院に運ばれても手話通訳者がいなければ病気の症状を正確に伝えるのは難しいことです。
- ・夜中妻が急に倒れたので、派遣の夜間窓口がないため、手話通訳者を依頼することができなかったので、仕方なく手話がうまくない息子に依頼した。
- ・緊急時、以前、おばあさんが道に倒れていたのだが、警察に知らせる方法がなかった。また、火事の時もそうである。警察官、消防署員とのやり取りは筆談ではよく分からない。

< 緊急時(急病除く) >

(災害時の緊急時)

- ・緊急発生(火事)の時、消防署や、離れている家族に連絡できず困った。また警察の人からいろいろと質問があったが意味が分からず困った事があった(手話通訳者がいない)。
- ・台風、豪雨による水害発生時、どこへ避難したら良いのか分からず立ち往生してしまった。また、近隣の人に聞こうと思ってもコミュニケーションができず結局ろうあ協会からの連絡で初めて情報を得ることができた。
- ・緊急事態の火災の時、消防車を自分で呼ぶ方法が分からなかった。通訳がいたらすぐに呼ぶことができた。

(電車等の交通の緊急時)

- ・車が故障してしまい救援を呼ぶ時に困った。救援が来ても話が通じにくい。通訳がいないので分からないまま終わった。
- ・突然の事故があっても館内や車内の放送がわからない。そばに居る健聴者が手話を知らないで連絡や情報がつかめない。ろう者にとって、すごく不便。
- ・地震の時、電車の止まり、スピーカー聞こえない、困ります。駅構内にその説明を書いた紙の掲示もない。駅員は口頭での説明のみ。手話の出来る人、又は聴覚障害者のことを理解している人が必要。
- ・近所に住むろうあ者高齢者が雪のアイスバーンで足をすべらせて転倒し頭を打った。近所の健聴者とのコミュニケーションがとれず救急車を呼べなかった。その時私のほうにも助けを求めてきたので、通訳派遣の FAX 依頼をした。FAX を書けないろうあ者は急病や怪我の時のコミュニケーションは通訳が必要。

< 近隣・地域活動 >

- ・ろうあ者は PTA の会合、職場の会議、町内会の集まりで話し合われる内容が理解できないし、自分の考えもなかなか伝えられないものです。
- ・公団に住んでいるが、近所づきあいがなく、公団の(自治会)行事とかに参加したいと思ったが通訳依頼するのも面倒でそのまま依頼せずに参加したら話がわからず、そのまま何も分からず帰った。やはり、交流でも通訳依頼すればよかったと思った。

- ・地域の老人会の行事に参加したが、あいさつするだけで、だれも話し掛けてくれない。通訳者がいたら、内容も分かり楽しめたと思う。
- ・家内がろう盲者のためコミュニケーション交流会に参加したいが触手話できる人がいないのであきらめている。

< 買い物 >

- ・買い物などに行った時にデパートには電光文字板も何もなかった。店員さんに手話のできる方がいると聞いているが、どこにいるのか探しても分からなくて困った。目印になるものがあるといいなと思いました（例えば服の色とか違えば目に付く）。
- ・パソコンやデジカメなど専門的な知識の要る買い物の際は、筆談では困難。しかし、このような買い物の時に通訳派遣はできないので個人で通訳者を探すことになり、欲しい時に店に行けないことになる。やむを得ず筆談に頼るが専門的な意味をお互いに伝えられない。
- ・買い物の時、新しい食品が出てたが、どう料理すればわからず聞きたかったが通じないので、諦めて帰った。買い物でも通訳者がいたら、料理の幅が広がって料理も楽しく出来たかなって思う。買い物に通訳依頼はしにくい！！（食品だけでなく、電気屋とか・・・）
- ・店で商品を購入した際に、商品について説明を受けたいが店員は手話ができず、簡単な筆談には応じてくれる。しかし、後ろに他の客が待っており、迷惑をかけるため自分は遠慮をしてしまう。
- ・デパート、店の店員の説明が全く分からない。手話通訳がいればと思ったことがある。バーゲン、オークションでの担当者は値段、値引きなどを大声で言うが、聴障者にとって不利であるので店員でも手話で表してくれれば...と思ったことが時々ある。

< 放送 >

- ・台風が近づき、明日の仕事に行けるかどうか注視（テレビ）したが、アナウンサーの話に字幕がつかず情報を得られなかった。緊急時の文字情報と手話情報の保障がきわめて乏しい状態で困っている。
- ・NHKの主催する政党対論会はなぜか文字放送や手話通訳が用意していない。ろう者も国民の一人であり、税金も納めているのに人権無視だと思う。
- ・花火大会やお祭りで放送が流れているが、内容が分かれば楽しめるのと思った事がある。たまに友人が通訳してくれるが・・・
- ・田んぼの肥料やりの期間とか常時地域（町）の有線電話で放送されているが聞こえないので情報が伝わらず仕事に支障が出る。常時FAXとか町のテレビ電話（今はない）で手話等で伝達してもらいたい。町全体の情報も同じ。

< 家族・親族間 >

- ・親類の集まりはあまり会話がなない。話題や会合の内容を知りたいがあまり教えてくれない。手話通訳を頼みたいが親類が理解してくれるか不安。
- ・春、祖母の法事、親戚が集まる。法事から食事までコミュニケーション困る。話の中に

入れない(夫婦で)。手話通訳がいて欲しい。親戚にも通訳の理解要。食事と、親戚の会合なので通訳者いてもらおうとお互い気をつかう。

- ・家族間のことですが兄弟が聴覚障害ということに理解が足りず家族・親戚の情報等に十分に伝わってきません。母親とだけならコミュニケーションはうまくいきますが、そこに兄弟が入ると話してる内容はほとんどわかりません。
- ・病院通い等は現在は家族と一緒にいるが内容がよくわからない時がある。家族は家族と一緒にいるのだから通訳は必要ないと言う考えをもっている。

< 講演・説明会 >

- ・資格を取るための講座に手話通訳がつかない。主催者をお願いしても予算がないから断られる。
- ・税務署から消費税について説明会の案内書が来ていたが、手話通訳がないとの事で参加出来なかった。案内書のハガキに(返答用ハガキ)書いたが、参加してみると通訳がない事を知って退席した。
- ・子どもの大学進路説明会に手話通訳者を派遣していただいたが、長い説明で通訳者の方も私も疲れてしまって途中からもう訳が分からなくなってきた。通訳者2名欲しいが予算の都合で希望通りにはならなかった。
- ・自分の趣味や地域行事に参加する時、手話通訳者がいないとなかなか参加できない。通訳者派遣制度では趣味や一般の教養講座では派遣できないし、ボランティアをお願いするのも気を遣うので結局あきらめざるをえない。
- ・パソコンを習いたいと思うが、これは趣味なので通訳の派遣が使えないのでろう者は習い事もできないと思います。派遣の範囲を広げて欲しいです(いつでもどこでも通訳依頼ができて欲しい)。

< 仕事 >

- ・職場の組合の会合が年に数回あるが、いつも資料をもらうだけで欠席している。手話通訳がいれば、会合の内容がその場で分かるので、組合に用意してほしい。旨要望し、組合の全国大会でも議題となったが、未だに通訳の用意がなされずにいる。
- ・会社の部単位で取締役との懇談会が1回/2~3年くらいの割合であるが、手話通訳が用意されないため、いつも欠席し、結果をあとで教えてもらっている。同じ部で働きながら、部員ではないような感があり、自分の存在意義がわからなくなる。会社として、外部の人間に知られたくない内容があるせいか、手話通訳の用意が出来ない。
- ・朝礼の時通訳者がいなくて困っている。上司をお願いしても「金がかかるから」と一言で済ませる。自分で用意すべきかよく分からない。
- ・会社の人とのコミュニケーションが十分とれない。何が言いたいのかつかめないことがある。けれど馴れたり我慢したりしている。

< 交通・外出(交通緊急時除く) >

- ・交通機関に情報が入らない。例えば、民間バスの場合、ストライキや、事故にあった時

の対応、JR・高速バスの事故、一時停止の情報がつかめない。

- ・主要な駅（例えば新横浜、横浜、川崎、東京、新宿、宇都宮...）の事務所、みどりの窓口到手話通訳者を設置して欲しい。迷子、買い物、切符購入・払い戻し、盗難などに必要です。
- ・出かけて行きたい所はたくさんあるが、道を尋ねたりすることができない。タクシーに乗るのも話が分からないのでできない。
- ・外出の時、タクシーを利用したくても呼べない。仕方なく道で拾うのですが、行き先が正確に通じない事があり困った。

< 旅行 >

- ・団体の旅行（聴覚障害者）は、手話通訳の派遣を申請できるが、個人の旅行は趣味になるので通訳派遣は認められない。予算の範囲に限りがあると思うが...。バスツアーの主催側で手話通訳をつけていただくと助かります（旅行の費用は対等に払っているのに...）。
- ・ホテルを予約すると必ずろう者は非常口近くの部屋に泊まされることが多い。館内放送が聞こえなくて不便。
- ・旅行する時の駅の案内、窓口での通訳がない時は全くわからなくなる。
- ・旅行又はツアーの説明会には通訳が必要。旅行中の説明も通訳が必要。

〈 手話通訳事業所調査 〉

1 . 札幌市の事例：専従手話通訳業務と登録手話通訳者派遣

2004年8月と2005年12月に札幌市専従手話通訳者に、札幌市の手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と当日の配布資料を基に、札幌市での手話通訳事業、特に専従手話通訳業務を中心に、1)背景、2)手話通訳システム、3)実施状況について明らかにする。

(1) 概要

1) 聴覚障害者数、各団体会員数

札幌市の聴覚障害者は、身体障害者手帳交付状況でみると5512人である。札幌聴力障害者協会の会員は654人(以上2005年3月31日)、札幌市中途難失聴者協会は145人である(2004年度)。札幌手話通訳問題研究会の会員は172名(2005年3月20日)、札幌手話サークル連絡協議会は加盟数26サークル、会員数は約700人である(2005年度)。

2) 専従手話通訳者

1974年に札幌聴力障害者協会から推薦された専従手話通訳者が非常勤職員として設置された。1988年の専従手話通訳者6人目の採用時から「登録手話通訳者へ公募案内」が行われるようになった。7人目までは派遣件数の増加に伴う増員だったが、8人目の増員は養成事業の適切な実施、9人目は養成に係る新規事業の実施に際しての増員であった。さらに専従手話通訳者の労働の実態(特にサービス残業等)や派遣件数の増加のために、札幌聴力障害者協会・札幌手話通訳問題研究会・札幌手話サークル連絡協議会により労働条件の改善(非常勤職員の正職員化等)を訴え議会陳情を行った結果、2005年1月1日付けで2名の非常勤職員が増員がなされ、現在専従手話通訳者は11名となっている。

3) 登録手話通訳者

1974年の専従手話通訳者の設置と同時に登録手話通訳者派遣も開始された。当時は試験の実施もなく、札幌聴力障害者協会の推薦によって登録されただけであった。1980年から試験が開始され、実施は要領に基づいて審査員をおき合否の決定を行ってきた。試験の内容については、2003年度までは、聞き取り、読み取り、筆記、面接を実施してきた。2004年度は専従手話通訳者の業務軽減のためもあり、3年間の検討を経て、全国手話研修センターの試験を導入した。2005年1月1日現在、登録手話通訳者は61人である。

4) ろうあ者相談員

ろうあ者相談員は、ろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うと同時に、ろうあ者の理解のための啓発、関係機関の業務に対する協力等を行う。札幌ではろうあ者の積極的な働きかけがきっかけとなり早くも1964年から設置され、現在、各区役所保健福祉サービス課に1名ずつ10人設置されている。

(2) 専従手話通訳者の業務

専従手話通訳者の業務分担は以下の図のようになっている。

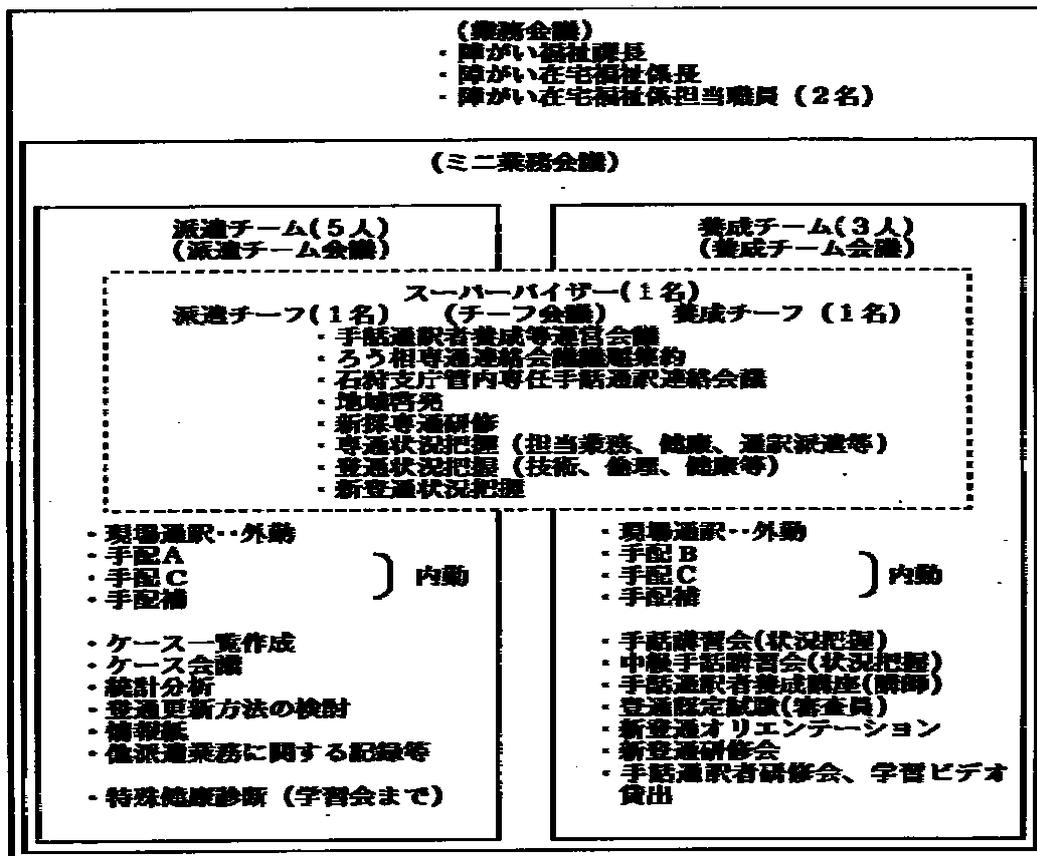
図1-1 専従手話通訳者の業務内容

2004年12月現在

専従手話通訳者業務分担 (本庁障がい福祉課に9名配置)

辞令の業務内容

1. 依頼先における現場通訳業務
2. 登録手話通訳者派遣に係る申請の受け付け、手配及び実施報告書の処理業務
3. 登録手話通訳者に係る研修の企画及び実施業務
4. 手話通訳者養成講座における講師及び登録手話通訳者認定試験における審査業務



☆スーパーバイザーは2000年度より設置。専通業務全体を見て、業務の調整を図る。

☆夜間休日業務あり→後日調整時間をとる。(養成講座、認定試験、手話通訳者養成等運営会議、手話通訳者研修会など)

そして、専従手話通訳者の業務内容は以下の14点にまとめられている。

1) 手話通訳行為

年間依頼数のうち約40%に専従手話通訳者を派遣。特に通訳派遣時に配慮を要する(読み書きが困難、情報が得られない、物事に対する理解が難しい、病状が深刻である等)ろうあ者に関わる依頼(医療・司法・教育場面等)や介護保険・支援費制度等の契約を伴ったり、継続的な関わりや手話通訳者がいなくてもコミュニケーションがとれるように働きかけることが必要な場面、複雑なトラブル・緊張度の高い内容が専従手話通訳者に多い状況である。

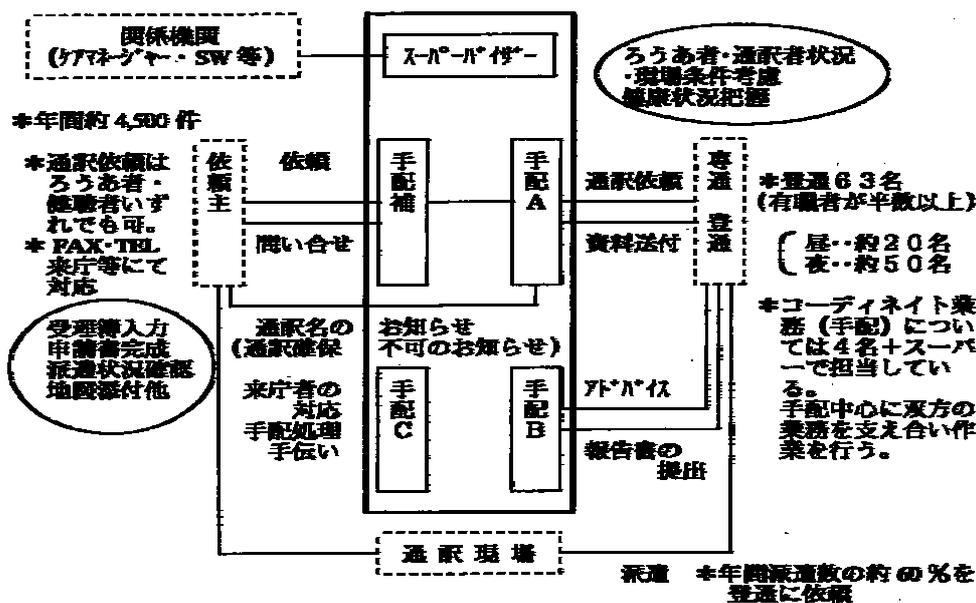
登録手話通訳者の通訳分野の拡大・フォローアップ(通訳技術含む)も含めての専従手話通訳者同行やペア通訳を配慮しての派遣もろうあ者の理解を得て行うようにしている。

2) 手話通訳派遣コーディネート体制

手話通訳者派遣については庁内で5名体制にて連携を図り（図1-2参照）、以下のような業務分担がなされている（ただし、近年の通訳依頼増に対応するため専従手話通訳者の内勤体制をくずして通訳に出ることが多く、5名体制をとれていることはきわめて少ない）。

- ・スーパーバイザー……依頼内容を見て派遣する通訳者決定の判断を行いながら、専従手話通訳者の業務全体を鑑み、内勤（担当業務含む）と外勤の調整も行う。
- ・手配A……通訳依頼の内容を考慮して専従手話通訳者・登録手話通訳者を確保する。または「確保できず」の判断をする（上司決裁要）。スーパーバイザーと相談しながら進める。
- ・手配補……通訳依頼を受け付け、内容把握のための問い合わせをする。
- ・手配B……通訳実施報告書の処理、登録手話通訳者へのアドバイスをする。
- ・手配C……来庁ろうあ者の電話通訳、テレビ電話、FAX問い合わせ、庁内・緊急時通訳等の対応をする。また、手配処理も補助する。

図1-2 手話通訳派遣コーディネート体制



3) 統計分析

「通訳派遣数」や手話通訳が「確保できず」「取り消し」「対象外」であったケース等の統計分析をする。

4) 派遣情報紙作成

ろうあ者や手話通訳の理解者を増やしたり、専従手話通訳者と登録手話通訳者間の情報共有を図ったりするために新聞（発信元 障がい福祉課）を作成している。新聞は登録手話通訳者以外にも各区ろうあ者相談員、北海道ろうあ連盟、札幌聴力障害者協会、札幌手話通訳問題研究会、札幌手話サークル連絡協議会、一般市民に対して配布している。

5) 手話通訳派遣状況の記録

手話通訳派遣現場に関する問題提起等の把握、整理。配慮を要するろうあ者の状況把握。登録手話通訳者の状況把握。専従手話通訳者の業務状況（内勤体制、通訳件数、休暇の取得状況、健康状態等）の把握等。

なお、来庁者状況やTV電話の対応状況等も把握している。

6) 手話講習会～初心者対象

手話講習会は札幌聴力障害者協会から講師、札幌手話サークル連絡協議会から助手の協力をえて実施されている。専従手話通訳者は事業説明会（1回）や講師・助手研修会（2回）、講師・助手反省会等への出席などを通して手話通訳者養成システムの課題等を把握する。5月～10月、毎週月曜日夜間開講、全22回。

7) 中級手話講習会～地域手話サークル活動2～3年くらいの方を対象

中級手話講習会は札幌聴力障害者協会と札幌手話通訳問題研究会から講師各2名の協力をえて実施されている。専従手話通訳者は事業説明会（1回）や中間の節会議（1回）、講座の様子を見る（2回）、講師反省会（1回）等への出席などを通して手話通訳者養成システムの課題等を把握する。5月～12月、毎週木曜日夜間開講、全31回。

8) 手話通訳者養成講座～札幌市登録手話通訳者をめざす人が対象

手話通訳者として必要な技術や知識を学ぶ講座の講師として担当の専従手話通訳者（1名）の他に現場講師としても専従手話通訳者（2名）が担当する。（他にろう講師2名、健聴者講師1名（基本課程のみ）、計4名で担当。）節目ごとに会議の開催。5月～1月、毎週水・金曜日夜間開講、全62回。

9) 登録手話通訳者認定試験・新登録手話通訳者オリエンテーション

1年に1回。2004年度より社会福祉法人全国手話研修センター実施の「手話通訳者養成課程修了者に対する統一試験」(以下、手話通訳者統一試験)を取り入れる。別途面接実施予定。審査員として専従手話通訳者2名が担当し、札幌聴力障害者協会選出のろうあ者審査員（2名）と共に、採点。不合格者学習会（再挑戦のためのアドバイス等2003年度まで実施）、新登録手話通訳者オリエンテーション（登録手話通訳者認定授与式、事務手続き、コーディネートの説明、報告書の提出等、通訳活動に必要な説明）及び新登録手話通訳者研修会を実施。

10) 手話通訳者研修会・学習用ビデオ貸出し

通訳者の研修保障のために企画。障がい福祉課と登録手話通訳者との懇談会、健康学習会を含めてほぼ毎月年10回の実施（教養講座・健康学習会・懇談会を除いて1テーマにつき昼・夜開催をしている）。手話通訳者養成講座の理論講義9回は登録手話通訳者対象の公開講座としている。研修会への参加が難しい人への研修保障の1つとして、養成講座の理論講義や健康学習会の様子などを撮ったビデオテープの貸出しを実施。

なお、研修には保育サービスも設けて、研修保障をしている。

11) 特殊健康診断・健康学習会

登録手話通訳者を対象に年1回、特殊健康診断を実施。結果が各登録手話通訳者へ郵送され周知された後に、健診担当医師を招いて正しい知識を得るように学習会を実施。これについては、コーディネート業務と医師との連携をしている。

12) 手話通訳者養成等運営会議

関係団体である札幌聴力障害者協会、札幌手話通訳問題研究会、札幌手話サークル連絡協議会と障がい福祉課（係長・派遣担当・養成担当・専従手話通訳者2名）が1ヶ月に1回、手話通訳者の養成等に関することをテーマに会議を開催。

13) 石狩支庁管内専任手話通訳連絡会議

石狩支庁管内の専任手話通訳者も加わり派遣コーディネート担当職員が一堂に会し、共通の課題の意見交換や情報交換をする。1998年より開催（2ヶ月に1回）。会議の開催は持ち回りで行なっている。

14) 地域啓発

手話通訳派遣制度に関する地域啓発（講師派遣も含む）を行う。現状としては外勤、内勤の状況等見極めつつ、要請時に上司と検討し決定している。

(3) 手話通訳者派遣事業

1) 派遣事業の概要

手話通訳者派遣事業については「札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱」に具体的に記載されている。主な内容は次のようになっている。

目的……………聴力及び言語障害者（ろうあ者等）と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、ろうあ者等の福祉の増進を図ること

実施主体……………札幌市

派遣対象事項……………表1-1のとおり

派遣の申込……………札幌市長への派遣の申請による

派遣対象地域……………札幌市内

（派遣地域が市内であれば居住地に関わらず誰の申請でも可能）

手話通訳者の認定……音声語を手話に同時通訳ができ、且つろうあ者等の手話表現を読み取り同時に音声語に通訳できる者で、札幌市長が認定したもの。手話通訳者として不相当と認められる事由が生じたときは、認定を取り消すことが可能。

手話通訳者証……………手話通訳者には、札幌市手話通訳者証を交付する。

認定の期間……………手話通訳者の認定期間は、毎年度初日から末日の1年間。

認定期間の更新……………認定期間満了の前60日以内の更新手続きにより更新が可能。

表1-1 手話通訳の派遣対象

派遣事項	派遣内容	除外事項
1 生命・健康・医療保健に関すること	受診、治療、入院、通院、検診、検査、手術献血回診、各種健康相談、医療や健康に関する講演、その他。	宗教等を背景とした「治療」その他これに類する名称をもって行われる行為(御祝い、加持祈祷等)は、除外する。
2 司法に関すること	被害届け、取調べ、接見、調停、捜査、事情聴取、運転免許処分、事故検証、公判、その他。	
3 児童の教育、保育に関すること	各種懇談会、PTA会、父母会、転入学等の手続き、教育相談、進路相談、その他児童の教育諸機関との話、その他。	教材の売買及びこれに類する内容のものは除外する。
4 労働と雇用に関すること	トラブルの話し合い、交渉、要求、解雇、退職、組合交渉、調停、研修(雇用継続に必要なもの)、その他。	社内会議、営業会議等通常の企業活動に関わるものは、除外する。
5 地域及び住宅に関すること	住宅相談、契約、入居、移転、購入、交渉、集会、減免申請、町内会等の話し合い、その他。	
6 人間関係に関すること	家庭問題、各種調停、結婚式、葬儀、その他。	近隣との日常の雑談は除外する。結婚式や葬儀については、ろうあ者自身が一般的な参加者である場合は除外する。
7 文化と教養に関すること	講座、講演会、研修会、その他。	宗教団体、政治団体等の主催するもの。又、企業の商品販売等、営利に絡むものは除外する。
8 社会生活に関すること	各種相談、諸契約、運転免許の取得・更新、各種団体の集会、その他社会生活に関わる各種相談。	宗教団体、政治団体等の主催するものは除外する。
9 その他、障害保健福祉部長が認めるもの		電話通訳の依頼を主たる目的とするものは除外する。その他障害保健福祉部長が不相当と認めるものは除外する。

2) 派遣事業の事務処理

派遣依頼の手続き……………手話通訳者派遣申請書を一週間前までに提出することとする。

ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。

手話通訳者の手配……………障がい保健福祉部長は、派遣を決定した場合、手話通訳者を手配し、選定した手話通訳者に通訳業務の命令または依頼をする。

通訳活動予定表の作成……………障がい保健福祉部長は、申請書等に基づき手話通訳者の活動予定表を作成し、常時状況を把握する。

実施活動報告書の提出……………手話通訳者は、申請書に基づき従事した事項について、手話通訳実施報告書を障がい保健福祉部長に提出するものとする。

登録手話通訳者の謝礼金等……登録手話通訳者が要綱に基づき通訳業務に従事したときは、謝礼・交通費及び電話代、報告の切手代等を支払うものとする。

次の区分により当該月末まで報告書の提出のあったものについて、翌月末日までに支払う。

ア 通訳活動時間が3時間未満の場合 = 3000円

イ 通訳活動時間が3時間以上の場合 = 4000円

注)通訳活動時間:通訳行為及び通訳予備行為(事前の打ち合わせ等)に要した時間を指す。

交通費及び電話代等は、前項の支払方法に準じてその実費を支払う。

ただし、派遣依頼とともに乗車券等を交付した場合にはこの限りでない。

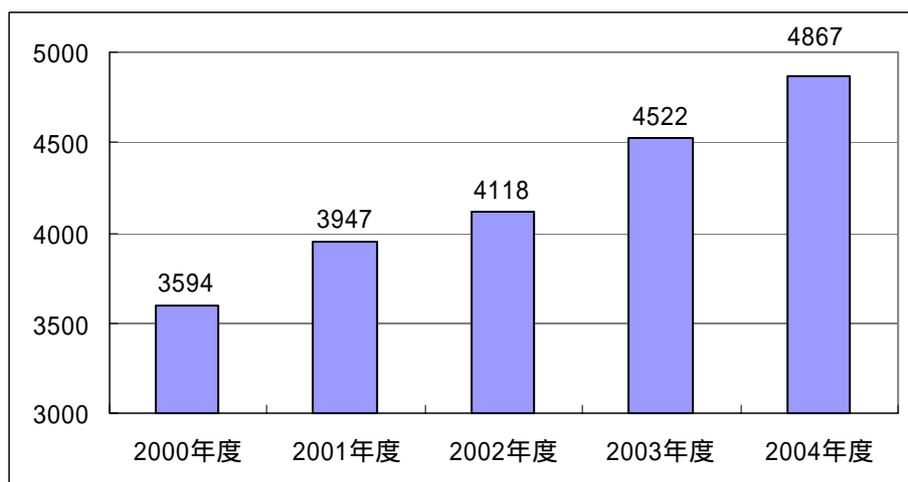
(4) 手話通訳の実施状況

札幌市の手話通訳の実施状況については以下のとおりである。

1) 派遣総数

専従手話通訳者と登録手話通訳者を合わせた総派遣件数(派遣人数)は、2000年度の3594件から2004年度の4867件(そのうち専従手話通訳者1939件、登録手話通訳者2929件)と1274件の大幅な増加となっている。

図1-3 総派遣数の推移(単位:件) 2000年度~2004年度



2) 実施内容

実施件数とその内容

さらに2002年度の派遣件数(派遣人数)で詳しく見ると(表1-2)、専従手話通訳者で1936件(39.8%)、登録手話通訳者で2931件(60.2%)、合計4867件となっている。

手話通訳内容別に見ると、専従手話通訳者及び登録手話通訳者の合計でみた場合、医療及び健康（介護保険、支援費制度関係も含む）がもっとも多く2600件（53.4%）を占め、次いで労働及び雇用が605件（12.4%）、教育及び労働が575件（11.8%）と続く。

専従手話通訳者と登録手話通訳者で比較してみると、専従手話通訳者の方が医療及び健康で14.1ポイント、司法で3.5ポイント、社会生活で2.9ポイント、登録手話通訳者が教育及び保育で8.5ポイント、労働及び雇用8.5ポイント、文化及び教養で3.4ポイント、おおよそそれぞれ高くなっているのが特徴的である。

取消等の状況

また、手話通訳が確保できなかった件数が119件あった。そのうち業務協力（勤務時間外に登録手話通訳者をしている別の機関の専任手話通訳に上司の了解の下、業務時間内に協力が得られた場合。謝礼はなく交通費等実費のみ支給する）で対処した件数が2件あった。その他日程変更で32件、時間調整で7件、病院の手話通訳者の協力が6件、その他対応が20件あった。したがって実際に派遣が出来なかったのは119件である。

さらに、取消は263件（申請書1枚=1件）であった。派遣の対象外となった件数は19件あり、その内訳は、謝礼があるもの13件、営利に関するもの2件、政党関係1件、市外派遣7件、通訳でないもの2件、委託事業1件となっている。

なお、手話通訳事業の対象の通訳依頼であっても、申請者の条件等によっては「札幌手話通訳問題研究会」へ相談し、派遣協力となったものもあった。

表1-2 手話通訳内容の状況 2004年度

通訳内容	医療・健康	司法	教育・保育	労働・雇用	地域・住宅	人間関係	文化・教養	社会生活	その他	合計
専従手話通訳者	1198 61.9	81 4.2	130 6.7	141 7.3	39 2.0	20 1.0	87 4.5	224 11.6	16 0.8	1936 100.0
登録手話通訳者	1402 47.8	20 0.7	445 15.2	464 15.8	41 1.4	31 1.1	233 7.9	254 8.7	41 1.4	2931 100.0
合計	2600 53.4	101 2.1	575 11.8	605 12.4	80 1.6	51 1.0	320 6.6	478 9.8	57 1.2	4867 100.0
確保できず	51 42.9	2 1.7	2 1.7	29 24.4	0	1 0.8	22 18.5	12 10.1	0	119 100.0
業務協力	1 50	0	0	1 50	0	0	0	0	0	2
取消	165 62.7	3 1.1	25 9.5	26 9.9	3 1.1	2 0.8	20 7.6	17 6.5	2 0.8	263 100.0

注) 構成割合については、引用者が追記した。

3) 派遣の留意点

札幌市では手話通訳派遣の際には、特に次の2点が配慮されている。

手話通訳派遣コーディネートの配慮

第一に、手話通訳派遣のコーディネートに関することである。

ア) コーディネートでは様々な点を配慮して派遣調整がなされていること。

派遣コーディネートでは、次のような3点を配慮して調整されている。

A) 地域のろうあ者の状況…依頼に慣れていない人、初めての人、コミュニケーションが困難な人、病気の重い人等

B) 手話通訳者の状況…技量、分野、健康状態、研修参加状況、通訳活動状況等

C) 通訳現場の状況…通訳内容やその分野、ろうあ者への理解の有無等

これは初任者ですぐできる仕事ではない。機械的に名簿の上から「一番から五番まであたって、だめだったら六番に行く」という形のコーディネートではないからである。コーディネーターと手話通訳者等との会話によって「今までやったことのない分野だけでも、あえてここに通訳をお願いすることで学習をしないか」といった会話をしながら派遣をする。

したがって、コーディネーター自身もある程度いろいろな分野で手話通訳をこなして、ろうあ者の状況も把握しながら、登録手話通訳者の状況を見たり、現場で意見交換をしたりしながら、アドバイスを行えるというような年数を経てきてコーディネーターの主となる仕事ができるということである。

イ) コーディネート業務を進めるためにしていること

もし担当職員が一人や二人であれば書き作業もあまりなく、経験だけで仕事ができるかもしれないが、専従手話通訳者が11人おり、相互の情報の共有化等のために資料をカード化したり、内容整理したりしながら、役割を分けて担当する必要がある。

また、一人が作業に詰まったときにそれをすべてその場所ですぐ話し合いにはならないので、(1)日誌やケース記録で自分なりに整理してみたり、(2)問題があると感じれば、全員がなかなか揃えないところもあるが、定期で開かれる派遣会議や養成会議で派遣チームの内容を養成チームの方に伝えたり、養成チームの内容を派遣の方にも伝えたりする調整を図るようにしている。

手話通訳以外の様々な調整についての配慮

第二に、手話通訳以外の様々な調整についてである。

近年コーディネーターの仕事として、手話通訳者の派遣コーディネートだけではなく、関係機関への連絡・調整が非常に多くなってきている。例えば、通院先の医師との調整役をしたり、事業所のケアマネジャーと連絡調整を図ったりして、どのような派遣体制にしていくのか。また、今はとても対象者が不安定だからその方が落ち着くまでメンバーは固定していくか、などの調整を担うのである。

なぜなら、専従手話通訳者が主にろうあ者と手話通訳の関係の情報を持っており、それを相手方の担当者に伝えて一緒に相談をしながら派遣をしていくことが増えてきており、必要な業務としてその人々と調整・連絡をとることになるからである。こうして地

域にろうあ者の理解者を作ったり、ろうあ者のまわりにできるだけサポートする体制を作ったりしていくことが手話通訳派遣をスムーズに進める上でも重要になっている。

(5) 手話通訳実施上の課題

札幌市における手話通訳実施上の課題になっていることは主に以下の2つである。

1) 専従手話通訳者の待遇

第一に、専従手話通訳者の待遇についてである。専従手話通訳者は第二種非常勤職員であり、「一定の事務の処理を委嘱するためにおかれる職員で、必要に応じて随時又は臨時に勤務する者」であり、「特定の資格、免許又はこれに準ずる知識、経験を必要とする職であって、かつ、人材の確保が困難と認められるものをいう」とされている。

非常勤であるため、5年以上勤めている人も4人(10年以上が2人)いるが毎年雇用契約を更新し、賃金は全員一律で低額に設定されており、勤務時間も週30時間以内に決められており、時間外手当や各種手当の保障がない。そのため、2004年度までの累計で300時間以上のサービス残業となっている人が6名おり、最も長い人で800時間に達している。

これに対して市当局は「代休で消化してもらわなくてはならない」「(手話通訳の)依頼を断る以外にない。依頼するろうあ者も我慢を」として専従手話通訳者の待遇を改善する目処は立っていない¹⁾。その一方で、2005年5月にオープンした札幌市視聴覚障がい者情報センター内でビデオライブラリー等を札幌聴力障害者協会に委託して運営している聴覚障害者情報提供施設に、専従手話通訳および登録手話通訳者派遣の業務も委託する予定となっている。その中で専従手話通訳者の待遇がどのように改善されるか、今その瀬戸際の時を迎えている。

2) 緊急時の対応

第二に、緊急時の対応についてである。図1-4を見ても分かるように、手話通訳の当日依頼と翌日依頼がそれぞれ100件ほど増加してきている。特に、当日に急に対応が求められる件数が、2004年度でも294件(当日庁内・庁外の合計)、翌日で337件に上る。

当日依頼等に対応するために、手話通訳者の再手配、再々手配をしなければならないことが増えてきている(図1-5)。例えば、再手配・再々手配の合計は1999年度に435件であったが、2004年度は718件となっている。このような急な手話通訳派遣に対応することが難しく、当日依頼に無理に対応すると専従手話通訳者の内勤体制が崩れ会議など他の業務ができなくなる。ろうあ者の緊急の対応もできることが必要であるが、当日依頼は手話通訳業務の大きな負担になっている。

3) 登録手話通訳者の確保

手話通訳の派遣件数や関連する業務が増加し続けてきている。しかし、それに合わせて登録している手話通訳者数が増えているわけではない。2003年から2004年では4人の登録手話通訳者が増えて63人となったが、2005年1月には(専従手話通訳者に採用したため)2人減って61人である。また、登録手話通訳者であっても、すべての手話通訳者が活動できるわけではない。

登録手話通訳者(63人:2004年度)の稼働休止状況によれば、2004年5月26日現在、動けるとした人は11%、条件付なら動ける人は54%、動けない人が30%、1年間休止してい

る人が5%となっている(図1-6)。つまり、仕事や家庭、育児、体調等が理由で手話通訳に出向くことが難しいことがある。そのため、自由に活動できる人は1割ほどでしかない。登録手話通訳者の6割は有職者でありその人は自ずと夜と休日型となり、日中の平日は主婦の人やパートタイマーの人に手話通訳の依頼をしている。そのため、登録手話通訳者の5割は条件付で働けるとしているところである。

登録手話通訳者からの提示された条件や要望には、曜日の希望(月曜日は不可等)、当日や翌日依頼は不可、通訳時間(拘束時間)の希望等がある。このような条件のなかで、さらに、通訳時間や通訳内容、通訳現場までの交通手段、ペアとなる手話通訳者の配慮、一週間あたりの件数等を考慮している。

図1-4 当日依頼・翌日依頼の状況、1999年度～2004年度

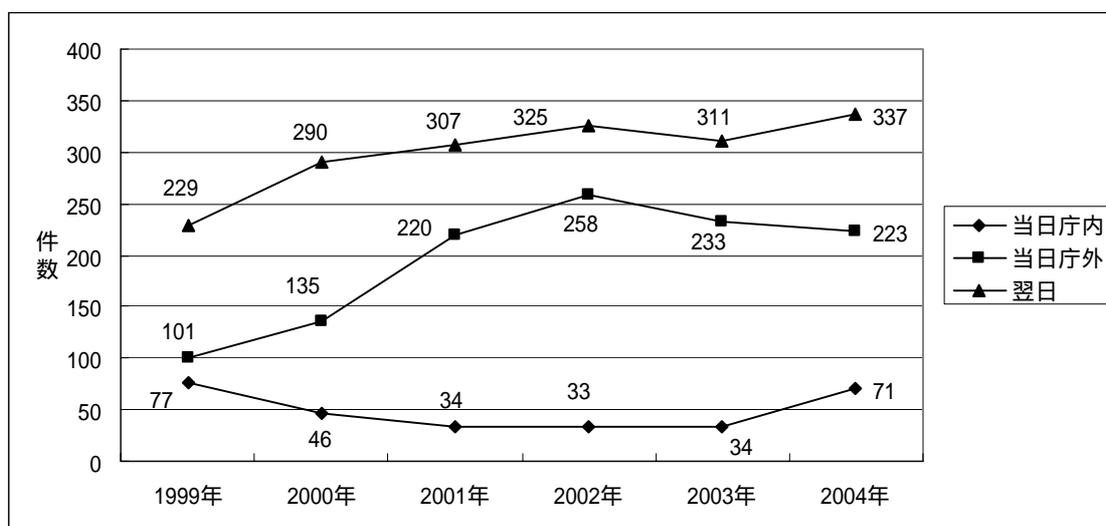


図1-5 再手配・再々手配の状況、1999年度～2004年度

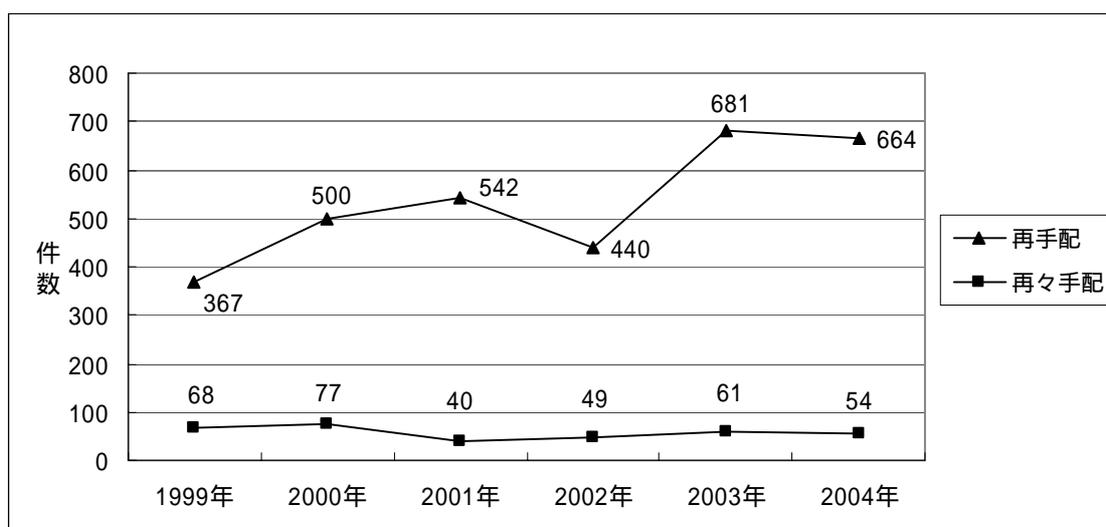
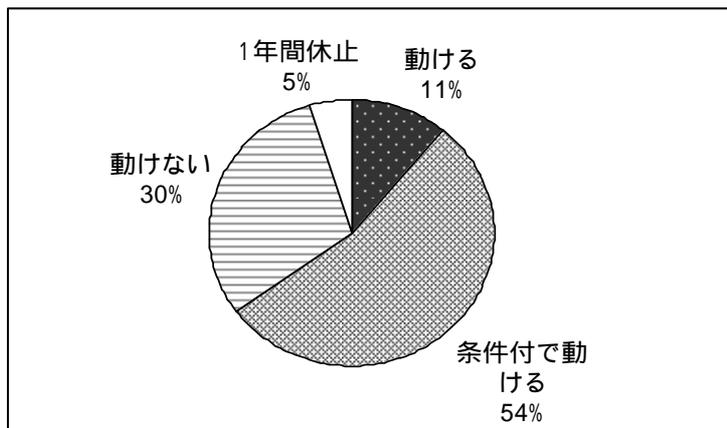


図1-6 登録手話通訳者稼働休止状況、2004年度5月26日現在



< 注 >

i 自治労・ろうあ者相談員・専従手話通訳者部会「くみあいファックス」第33号、2005年9月30日

< 参考資料 >

・自治労さっぽろ公共サービス労働組合非常勤職員支部 ろうあ者相談員・専従手話通訳者部会「札幌市における聴覚障害者の福祉を考える パート 」2005年

2. 白山市の事例：手話通訳資格保有者の正職員採用

2005年（平成17年）8月に白山市役所等を訪問し調査をおこなった。

1. 白山市役所職員課

（1）採用の経緯

市役所として障害者福祉事業を進める中で手話によるコミュニケーションの必要性を感じていたところに、地元ろうあ協会の働きかけや当時の市長の積極的な意向もあって、1998年（平成10年）に一般行政職職員として「手話通訳資格保有者」を募集した。また2002年（平成14年）には、障害者福祉業務の増大に伴う担当課の増員要求、現市長の意向もあり2人目の募集～採用を実施した。

いずれも国や県の政策とは別に、市長のトップダウンもあり、独自判断で採用を進めた。なお、市の障害者プランに「複数の手話通訳者配置」という記載はある。

手話通訳者だけではなく他にトップダウンで白山市が採用を進めている資格職種として「司書」がある。

なお、市町村障害者社会参加促進事業の「手話通訳設置事業」は事業対象として正職員を含まないため、白山市採用者の人件費について補助金はない。

（2）採用の効果

ふれあい福祉課窓口における聴覚障害者市民とのコミュニケーションが円滑になった。

また、採用した職員は、福祉関係職場での職歴があるとはいえ、聴覚障害者市民のニーズについての積極的な仕事の取り組み方は他の職員にプラスの刺激を与え、仕事に対する積極性や障害者市民に対する理解を深めることにつながっている。

ただ、熱心な業務態度からか、最近聴覚障害者市民からの相談が増え、超勤時間が増えていることが唯一困っていることである。

また、市の行事への手話通訳配置の拡大により、聴覚障害者市民の社会参加の機会は増加したと認識している。

（3）採用の意義

採用にあたっては、「手話通訳資格保有」が基本だが、一般行政職なので、手話通訳技術だけではなく、「公務員としての知識」「障害者福祉についての深い理解」が必須と考えている。

採用された手話通訳資格保有職員は、手話通訳関連職場以外への配置は考えていない。

（4）今後の採用方針

白山市は合併直後ということで職員は過剰状況にあり、今後10年間で200人の人員削減を予定しているため、手話通訳資格保有者だけではなく市役所全体で増員の具体的な話は困難な状況にある。

ただ三位一体改革の進展による市町村業務の増加、障害者の社会参加の拡大に伴い、資格保有者が必要な専門的な市民ニーズが増加しているという認識はあり、今後市役所全体

としては資格保有者の採用は増加すると考えている。

(5) 所感 ~市町村への手話通訳資格保有者の採用拡大に向けて~

手話通訳資格保有者の採用は市の独自判断で実施されていて、市町村という基本自治体が障害者福祉事業主体となるプラス面と考えられる。

また、採用された手話通訳者の積極的な仕事への取り組み姿勢が他の職員へプラスの影響を与えている、という話は、職歴の関係はあるが、手話通訳資格保有者の社会資源としての優秀性を示していると考えられる。

2. 白山市役所ふれあい福祉課

(1) 設置手話通訳事業の継続性

白山市の手話通訳者の業務については、要綱等の文書化されたルールは特に定められていないまま、障害者福祉行政の日常業務の中で活動している。

先の市議会の市長答弁で、「合併により障害者福祉サービスは低下させない」というものがあり、これに基づき障害者福祉事業の事務処理体制の構築を考えているところである。

なお、旧松任市の障害者プランには「手話通訳者の複数配置」を明記していたが、現在は、合併した白山市の障害者計画を策定中であり、手話通訳者の複数配置についての記載を検討している。

ふれあい福祉課の職員としての業務内容は、聴覚障害者の生活支援を含み、生活に深く関わることが必要であることから、市役所に配置する手話通訳者は、正職員であることが必須と考えているし、今後増員があったとしてもその方針は継続されと考えている。

なお、市職員の担当（登録通訳者に依頼しない）通訳分野は、1）医療通訳の初回、2）生活支援に関わる場合、3）人権関連（警察、裁判等）、等とのことである。

(2) サービス提供方法の工夫

聴覚障害者の市役所へのアクセスしやすさを高めるツールとして、テレビ電話を設置している。当初NTTからモニター依頼された県の聴覚障害者協会が実際に使用してみたところ好評であり、白山市役所にも設置希望があったことから、課として機器購入を予算化して配置した。

NTTの携帯電話（動画サービス）から発信（課に設置した受信機で受信）が可能であるため、聴覚障害者の通訳ニーズの最初のアクセス手段として高齢者にいたるまで広く活用されている。

なお、市役所への正式な手話通訳依頼としては「紙に書いたもの」を必要とするため、携帯電話で依頼があっても、「ファックスでの送信」を依頼～送信してもらっている。

なお、同じ機械（受信・送信機）は、県の聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）や生活相談支援員の相談場所である「こがね荘」にも設置され、施設間の聴覚障害者の連絡にも活用されている。

(3) ニーズ発掘

手話通訳依頼の内容確認や来庁者の相談を受ける中で、手話通訳ニーズや生活支援ニーズを発掘するように、設置手話通訳者が心がけている。また、手話通訳依頼書は課内で供覧して聴覚障害者のニーズについての理解が課内の共通認識となるようにしている。

旧松任市エリアでは、孤立した聴覚障害者の存在はほとんどなく、聴覚障害者やサークルのネットワークや日常活動で接触できていると考えている。その中で、聴覚障害者の手話通訳ニーズが見つかった場合は白山市役所のふれあい福祉課（手話通訳資格保有者）に情報が集約されるような人間関係のネットワークができています。

ただ、合併後の新市エリアについては、聴覚障害者との結びつきや対人関係作りができていないため、今後ふれあい福祉課として働きかける予定である。

これとは別に、2004年（平成16年）度からふれあい福祉課として「生活相談支援員」を制度化し、手話通訳士資格保有者に業務を委嘱している。これは県の身体障害者相談員や情報提供施設の聴覚障害者相談等の既存の制度を松任市レベルで具体化したもので、よりきめの細かい相談によりニーズの発掘に結びついている。

(4) 人材育成

白山市が採用している手話通訳資格保有者は、「聴覚障害者支援のための特別な努力」という発想ではなく、市役所職員として必要な「住民ニーズの把握」という視点を聴覚障害者にあてはめて活動している。

その姿勢は、ふれあい福祉課の他の職員の業務の進め方にもプラスの影響を与えて、障害に対する理解の深まりやサービス意識の向上に結びついている。

また、課内で聴覚障害者の福祉ニーズに関する情報を共有することにより、職員相互の障害者問題への理解が深まり、また「問題の抱え込み」も防止できている。

今後さらに手話通訳者が増えたときにも、この姿勢はプラスに働くと考えている。

(5) 所感 ～設置手話通訳者の業務について～

白山市の設置手話通訳者（一般行政職員として採用された手話通訳資格保有者）の業務は、聴覚障害者が必要とする現場のコミュニケーション保障にとどまらず相談や生活支援に及ぶものであるが、この業務の深まりについては、市のトップから現場の管理職に至るまで、「聴覚障害者市民ニーズへの対応の必要性」についての深い理解に支えられていると考えられる。

また設置手話通訳者も、「住民ニーズに基づいて課題の解決を目指す」という地方公務員の基本に則り業務に取り組み、「地方公務員としての手話通訳者モデル」として評価できると考えられる。

3 . 石川県聴覚障害者協会

(1) 白山市の手話通訳者資格保有者の採用

もともとは、1997年（平成9年）に、石川県で障害者プランを策定する際の審議会の委員に聴覚障害者協会幹部が入ったときに交渉を積み重ねて登録手話通訳者の数値目標を書き込ませたことから始まった。

登録手話通訳者の養成が進む中で、白山市役所と地元ろうあ協会との「手話通訳者の採用」についての交渉があり、白山市役所幹部から「手話通訳者の採用の必要性」について相談された際に、「手話通訳」「聴覚障害者問題」についての基本的なところから説明して、聴覚障害者や手話通訳制度についての理解を深め、採用に至った経緯がある。

採用された人材、採用後の活動、白山市の考え方、等について、聴覚障害者の福祉向上の観点からは、大いにプラスであると評価している。また、白山市に限らず、石川県内で行政等公的機関に採用された手話通訳者は聴覚障害者協会とのパイプがあり、聴覚障害者の福祉向上の立場を失っていないことも評価している。

3．会津若松市の事例：市正職員による手話通訳設置の展開

1．会津若松市の事例：市正職員による手話通訳設置の展開

地方自治体の情報保障・コミュニケーション支援のあり方について考えるとき、地方自治体における手話通訳設置を推し進めていくことは非常に重要である。しかし、ほとんどの自治体で手話通訳設置事業が実施されておらず、また、実施しているとしても、自治体の非常勤職員や社会福祉法人・社会福祉協議会等での民間委託により実施されているところも多い。そのようななかで、人口約12万人の福島県 会津若松市で、市の正規職員として手話通訳者を3人採用している。この会津若松市において手話通訳設置がどのように展開してきたのかを明らかにし、手話通訳設置の意義と課題を確認したい。

なお、この報告の作成にあたり、2005年(平成17年)8月にあいづ聴覚障害者協会役員、会津若松市手話通訳者にインタビューを行った。本報告はこれらのインタビューの結果に基づくものである。

(1) 背景：身体障害者、各団体、手話通訳者等

会津若松市の人口は約11万6737人(2003年(平成15年)10月現在)であり、身体障害者は5732人(5%)を占め、そのうち、聴覚(平衡)障害者は509人(9%)になっている(2004年(平成16年)4月1日現在)。なお、手話を使う聴覚障害者は約60人程である。

また、あいづ聴覚障害者協会(以下、聴障協)会員は約60人、全国手話通訳問題研究会(以下、全通研)会員は約30人、サークル会員は約100人、日本手話通訳士協会(以下、土協会)会員は3人、登録手話通訳者は2004年(平成16年)度15人(市町村に登録)である。市に設置されている手話通訳者は3人である。

(2) 手話通訳設置について

表3 1 手話通訳者の設置の経緯

1971年	市長との対話集会開始(東北2番目、県初)、手話サークル発足
1974年	奉仕員派遣事業開始
1975年	手話通訳者設置(配置換)【1人目】、手話通訳者複数化の要望
1978年	嘱託手話通訳者採用 【2人目】、正職員化要望
1980年	嘱託手話通訳者の正職員化(市採用試験合格)
1995年	健康問題対応により手話通訳士採用 【3人目】

切っ掛けとしての市長との対話集会

会津若松市では市長との対話集会を契機として手話通訳設置が実現してきた。その市長との対話集会は、当初聴障協の定期総会に市長に挨拶に来てもらうということになり、はじめは挨拶をしてもらう程度のことを考えていた。しかし、市長に挨拶をしてもらうときに、会津若松市には手話通訳者がいなかったのかという問題が生じた。初めは、市長の挨拶文を事前にもらって手話で表せばよいのではないかと、ということも考えた

が、当時ろう者だけでは日本語の硬い文章を理解するのも難しかった。

また、ちょうどその頃はろう者が集まって話をするところがなかった。喫茶店で集まるとは金がかかるし、家では電気代等個人の負担が大きい。そのため、単に挨拶だけでなく、市長に手話通訳事業やろう者が集まる場所を要望で訴えるために、市長を囲む会にした方がよいのではないかと、ということになった。市長には議員を通して対話集会に来てもらえることになった。なお、対話集会に先立ち、要望を市議会に請願するための街頭署名運動を行った。

市長との対話集会をして初めて会津若松で手話通訳をしてくれたのは東京の市川氏（現全通研委員長）である。そこで初めて健聴者でも手話ができるということに会津若松のろう者は大変ショックを受けた。そして、このときの市長はこの手話通訳の必要性を理解し、要望を受け入れ、2ヵ月後の議会では手話通訳者養成事業の補正予算を計上した。

この最初の対話集会以来、市長との対話集会は毎年1回続けて実施している。この集会には聴障協の幹部だけでなく、たくさんのろう者が集まっている。この市長との対話集会は東北では青森に次いで2番目に古く、福島県では初めてであった。この対話集会を切っ掛けに、署名活動・市議会への請願、福祉事務所長・教育委員会との交渉、手話学習会の開催等、ろう運動が発展した。

設置手話通訳者（1人目）

1974年（昭和49年）に手話通訳者派遣事業が始まっていたが、当時は登録手話通訳者の人数も少なく市役所にきても話ができないという問題があった。そのため、聴障協から特に手話通訳設置の要望が出ていた。最初の設置手話通訳者（手話通訳設置事業ではなく、自治体正規職員としての手話通訳者である）は、1974年（昭和49年）に市の保育所の保母（技術職員）として会津若松市に採用された人であった。その保母が1975年（昭和50年）に人事異動で手話通訳の専従になった。手話サークルに入って1年目に手話サークルの会長となったため、行政内部に手話ができる人がいると思われ、手話通訳に異動になったという。

最初、手話通訳が設置されたことを周知しなければならなかったのに、障害者手帳の台帳の1級から3級までの聴覚障害者の名簿を作り、ろう者の家をすべて訪問した。そのなかで手話通訳があるということが周知されてきた（嘱託職員や民間団体の職員は基本的にはこのような名簿を見ることができない）。

設置手話通訳者（2人目）

だが、手話通訳だけに専念できたのは当初の2年程で、その後は他の事務の仕事も回ってくるようになった。また、当時は設置手話通訳者であってもろう者の必要に応じて外勤もしていた。そのために市役所内での手話通訳ができないこともあった。その結果、1人目設置後1年目にはすぐに設置手話通訳者の複数化の要望がだされるようになった。

1978年（昭和53年）の1人目設置後3年目にして2人目の手話通訳者が嘱託職員で採用された。このため手話通訳者に空き時間もできるようになり、事務仕事も任されるようになったが、ろう者の依頼があれば手話通訳を優先することができた。しかし、嘱託職員も外勤で手話通訳をし、正職員と全く同じような仕事をしているのに労働条件が違うことは

おかしいのではないかと考えられ、嘱託も正職員化を図った。1980年（昭和55年）に正規職員になった。

市としては正規職員を公募なしには雇うことができないという考えであったが、ホームヘルパーも嘱託職員から正職員になったという前例があった。当嘱託職員の年齢は市の正職員の採用年齢制限26歳を過ぎていたが、手話通訳ができることを条件に嘱託職員が受験可能なように30歳まで年齢制限が緩和されたうえで、手話通訳ができる事務職員として一般公募の試験を受けて合格し、正職員として2人目が採用されることになった。

設置手話通訳者（3人目）

1990年代はじめ、手話通訳者の頸肩腕障害が社会的な問題になってきたため、手話通訳者に頸肩腕障害が生じないように手話通訳者の設置複数化を要望することになった。3人目の設置は、3人の内の1人を異動して手話通訳以外の仕事をするすることで、手話通訳業務を休むことができるようにしたいとも考えていた。また、聴障協としては、これまでの手話通訳者が女性だったこともあり、3人目は医療場面等での性別を配慮して、男性の手話通訳者を採用してほしいと考えていた。さらに、聴障協は地元で経験のある登録手話通訳者のなかから採用してほしいと訴えていたが、市は国の認定資格である手話通訳士を求めている。

聴障協と市との間で議論になったが、聴障協は手話通訳者の増員が先決と判断し、3人目を採用することになった。1993年（平成5年）に手話通訳者を採用することが決まり、1994年（平成6年）に手話通訳士資格を条件として一般公募をし、市の公務員試験を経て1995年（平成7年）に採用された。市としては有資格者で市の試験を合格すればよかったが、手話通訳技術については事前に設置手話通訳者が確認していたという。手話通訳士を公務員として採用したのは、全国で会津若松市が初めてである。

なお、3人目の手話通訳者が設置された頃から手話通訳者の頸肩腕障害等に対する健康管理への手立てが実施されてきた。例えば、1995年（平成7年）から特殊健康診断を市の予算で始めた。1996年（平成8年）には検診の結果要注意以上の者には針灸・マッサージ券を出すようになった。また、30分以上の手話通訳は複数派遣するようになった。

（3）手話通訳派遣について

1973年（昭和48年）に初めて手話講習会を開催し、1年後の1974年（昭和49年）に手話通訳の派遣が始まった。会津若松市としては登録手話通訳の試験はなく、毎年、聴障協が登録手話通訳者の推薦をして登録している。登録期間は1年で毎年更新しているので、手話通訳を全く実践していなかったり、研修会に参加していない場合は登録から外されることになっている。いわゆる名前だけの幽霊通訳者はおらず全員稼働通訳者である。しかし、このような条件のために、一時、登録手話通訳者が10人まで減ったことがあった。登録が少なくなったため、市で責任をもって手話通訳者の確保をしてほしいと訴え、中級手話通訳者の研修を始めた。これは登録手話通訳者と登録を希望する人の研修会として位置づけている。

派遣のコーディネートについては、設置手話通訳者が登録手話通訳者のコーディネートをしている。設置手話通訳者と派遣手話通訳者との分担は、コーディネートをしている設

置手話通訳者が依頼内容を見て、設置か派遣のどちらで対応するかを決めている。しかし、はっきりとした線引きはできていない。例えば、学級懇談会等は登録手話通訳者で対応してもらいたいが、日中に通訳ができる登録手話通訳者は3人しかおらず、登録手話通訳者に頼めないこともある。そのため、昼は設置手話通訳者、夜や休日は登録手話通訳者を中心に手話通訳を利用することになっている。

制度を利用することが聴覚障害者の権利であるということを、ろう者は認識しており、特定のろう者専属の通訳者を作らないようにしている。会津若松では個人的に登録手話通訳者に通訳を依頼しない。夜間や急用のときも、市役所が作成している登録手話通訳者名簿の中から直接依頼することもあるが、利用者からきちんと手話通訳者を依頼したことを市役所に報告している。

名簿については、2年ほど前にろう者が事故のため警察で手話通訳を呼んでほしいと依頼したが、警察が拒否をしたことがある。今は警察にも登録手話通訳者のリストがあり必要があれば呼ばれるようになった。

現在、登録手話通訳者は15人である。そのうち県としての認定試験を合格した人は数人しかいない。手話通訳の質の向上のために、手話通訳者の態度等については手話通訳者本人に要望・改善してほしい点を話すこともある。また、登録手話通訳者の研修会で外部講師を呼んで実施している。また、頸肩腕検診も年に1回している。長時間の手話通訳は複数で対応できるようにしている。市と聴障協との交渉で明らかになった問題は解決するようにしている。

ただし、実際の手話通訳の派遣は少ない。その理由は、市内で一番大きい病院で、登録手話通訳をしている人が働いており病院内で手話通訳のコーディネートができるシステムが作られたからである。もともと会津大学に外国人の教員が多く、外国人の患者が多く外国語のための部署が病院内に作られていたが、手話通訳の部署も立ち上げるようになった。受付から薬の受け取りまでのすべてのコミュニケーションを支援している。この病院だけで1年で7800件の利用がある。また、病院内でも手話サークルが作られている。

表3-2 手話通訳派遣状況の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
手話通訳者派遣状況の推移						
登録手話通訳	19	21	19	22	21	18
派遣延件数	73	70	106	101	67	79
専任手話通訳者派遣の推移						
専任手話通訳	3	3	3	3	3	3
派遣延件数	464	457	415	411	465	444

出所) 会津若松市健康福祉部(2004)『会津若松市の福祉』p.26などより作成

(4) 聴障協の運動とその課題

会津若松のろう運動はろう者の権利をどう守るかで一貫して取り組んできた。手話通訳者も自分の専門の通訳者ではなく、制度としての手話通訳者であり、手話通訳を個人的に頼むようなことはしない。ろう者の権利として手話通訳制度を実施し、活用すること、そのためにきちんと利用した分を通訳件数として計上することが大事だと考えている。ただ

し、すべてを設置や派遣制度で対応しているわけではない。聴障協の温泉旅行などでは手話通訳は手話サークルに依頼している。署名運動も手話通訳のために市の設置手話通訳者が通訳するようでは運動として問題を生じることになるので、このようなときは手話サークルに依頼するようにしている。市民の目から見て、行政サービスのおかしな使い方はしないようにしている。

聴障協の会長は、福祉担当の課長と手話通訳なしで直接会い、手話通訳についての積極的な事業の実施に感謝の意を伝えている。これは歴代の会長が必ずやってきたことである。

手話通訳者の養成について、聴障協のなかに活動に関わる若い人が少なくなってきた、教えられる人が少なくなっている。若いう者の職場は2、3交替制の工場で働く人が多い。中には、仕事のため、若い人で頑張っていた人が会津若松から出て行ってしまった人もいる。今は、若い人で活動しているのは3、4人しかいない。

会津若松のろう者は他の地域に比べて難聴が少なく文章も苦手であるが、ろう運動には積極的に取り組んでいる。市長交渉の前に要求内容について、ろうあ者だけでなく手話サークル「みみごえ会」の人たちと一緒に取り組んでいる。要望をいう際の練習もして本番に臨んでいる。他の障害者団体は市長との対話集会はしていない。

(5) 行政における手話通訳者の意義

1) 平等な市民としての対応

手話通訳者が設置される意義は、行政としていつでもろう者に対応できることである。行政は市民としてろう者がいることを認識し、聞こえる市民と差別なく普通に対応できるようにすべきである。手話通訳だけでみれば派遣でよいことになるが、聞こえない市民が来たときにきちんと対応できる体制になっていることが行政として大事である。派遣制度だけであれば、聴覚障害者だけが市役所に行く時に手話通訳者を待たなければならない。手話通訳者が来るかどうかを確認しないと、市役所に行けないというのは問題である。

2) 生活支援の窓口としての対応

設置手話通訳者の業務は手話通訳だけではない。ろう者は年金など生活でいろいろな問題を抱えている人も多い。例えば、届いた手紙の中身を教えてほしい、通販で送られてきたものの意味が分からないので教えてほしい等さまざまな相談があり、その相談の後で通訳につながることが多い。そのため、関わりは1回で終わらず、2、3回と関わることになる。また、ろう者のなかには最初はなぜ話をしに来たのか、なかなか分かりにくいこともある。会話のなかで何に困っているのかを掴み、問題解決につなげていくこともある。行政として市民へのサービスという視点で手話通訳を考える必要がある。

派遣の場合は、その相談内容の連絡がうまくできなかつたり、連絡に時間がかかるという問題がある。昼間に相談が多いが、昼間はほとんどの登録手話通訳者が仕事をしており、動ける登録手話通訳者は3人程度しかいないため、設置手話通訳者が対応することによって、これらの問題を解決している。

3) 当事者主体の聴覚障害者福祉施策の構築

行政に手話通訳者がいることの大きな利点は、市の職員として聴覚障害者の福祉施策についての要綱作成など政策決定に関われることである。直接ろう者の声を聞き、ろう者の要望を実現することができる。また、障害者福祉全体のなかで他の障害者も含めてろう者の福祉について考えることができる。それによって、ろう者のみに焦点を当てた展開ではなく、市民から共感が得られる施策として実施していくことができる。一般の市民からの目に耐えられる施策を作っていく必要がある。

行政は住民の要望を吸い上げて政策を作るが、行政に手話通訳者がいれば直接ろう者のニーズを把握できる。そして、行政は市民としてのろう者に適切に対応した政策決定ができる。事業予算や要綱の提案ができる。ろう者というだけでなく市民として、行政の役割について訴える必要がある。

4) 守秘義務の徹底

手話通訳はろう者の生活に深く関わっているので守秘義務がある。嘱託や民間委託では深くプライバシーに関わる業務には対応できないという問題がある。

5) 行政措置の実行

また、公務員は行政措置を行うことができる。ケースワーカーとして措置権を使って難しい状況でも市民を守ることができる。誤った行政措置は許されない。そのような場合、市民の話すことが直接わかる職員、聴覚障害者の場合は手話のできる職員が必要である。例えば、支援費の決定などである。

現在、会津若松市のろう者も高齢化し、夫婦だけで生活している人も多い。どのような状況になった時でも、きちんと対応できる状況になれば措置はできない。行政には説明責任があり、そのうえでの行政措置であり、そのために行政のなかに手話通訳のできる職員が必要なのである。

6) 業務の継続性

近隣のいわき市や郡山市などでは嘱託職員でも頑張っており、長年の経験のなかで積極的に取り組んでいるが、担当者が変わると今までのような取り組みは維持できない可能性がある。しかし、会津若松市ではすべて定められた業務として行っているため、担当者が変わっても仕事の引継ぎができる。業務の継続性が保たれる。

(6) 今後の課題

課題としては、最初の手話通訳者が2002年(平成14年)に係長職となったため、手話通訳者として外勤することが難しくなった。そのため、聴障協では4人目の手話通訳者を採用するように訴えている。

<参考文献>

斉藤綾子(2004)「会津若松市における手話通訳設置運動」『手話通訳士協会研究紀要(2004年度)』、第2巻pp.14-21。 会津若松市健康福祉部(2005)『会津若松市の福祉』

4 . 静岡県 の 事例 : 市 町 村 事 業 全 面 展 開

2006年から実施される障害者自立支援法の地域生活支援事業で、コミュニケーション支援事業として手話通訳派遣が市町村基本事業として位置づけられることになった。それに先立ち、静岡県では2004年4月より全市町村において手話通訳者派遣事業を全面実施している。そこで、2004年8月および2006年2月に、静岡県で手話通訳事業の実施に携わってきた静岡県障害福祉室担当者に実施状況について伺った。その説明内容と当日配布資料を基に、静岡県での市町村事業全面実施の(1)背景、(2)移行過程、(3)実施状況について明らかにする。

(1) 背景

1) 身体障害者、各団体、手話通訳者

まず、静岡県の身体障害者の状況である。静岡県は人口約380万人であり、身体障害者は約11万人(約3%)を占め、そのうち聴覚障害者は約9,000人(約8%)を占めている。

また、静岡県聴覚障害者協会会員は701人、静岡県手話通訳問題研究会会員は410人、手話サークル会員は80サークルで約5,000人、手話通訳士協会会員は17人である(2004年4月1日現在)。そして、県認定手話通訳者は182人(市町村に登録)、県登録手話通訳者は46人(県派遣)であった(2005年4月1日現在)。

2) 手話通訳事業関係の歴史

次に、静岡県における手話通訳事業の歴史的な流れについては表のとおりである。1969年には手話サークルが誕生し、1973年に手話通訳者が設置された。近年では、1999年には聴覚障害者情報提供施設である静岡県聴覚障害者情報センターが設置され、2004年から全市町村で手話通訳者派遣事業を実施している。

表4-1 静岡県における手話通訳事業の経緯

1969年	手話サークル誕生	1991年	県登録者公費で保険加入
1970年	手話講習会開催	1993年	県登録者の検診実施
1972年	静岡県手話サークル連絡会結成	1994年	健康管理講習会開催
1973年	県庁が出先に手話通訳者設置	1999年	聴覚障害者情報センター設置
1976年	全国手話通訳問題研究会県支部結成	2004年	全市町村派遣事業開始
1977年	県派遣事業開始		養成研修を聴覚障害者協会へ直接委託

3) 全市町村手話通訳者派遣事業のねらい

この全市町村で手話通訳者派遣事業を実施しようとしたねらいは次の4点が挙げられる。

手話通訳者派遣事業を全市町村で進めること。

手話通訳は「日常生活を送る上でコミュニケーションという当たり前のことを保障する事業」であるが、2003年度で手話通訳者派遣事業を実施している市町村は28市町村/73市町村と全体の38.4%にすぎなかった。

市町村で手話通訳事業を実施することにより、市町村行政や地域での聴覚障害に対する理解を深めること。

現在の大きな行政改革（地方分権・市町村合併・三位一体改革）が本格的に実施される前に手話通訳事業を立ち上げる必要があると判断されたこと。その理由は、
ア）市町村合併は行政区域を拡大させるが、それによって当該自治体の中心地域のみでの派遣が実施され、周辺地域での派遣がなくなることが懸念されたこと。
イ）三位一体改革が実施される前の補助金制度のうちに手話通訳事業を立ち上げることが必要だと考えたこと。今後手話通訳事業が一般財源化された場合、手話通訳者派遣事業の優先順位が低下する懸念があるからである。

静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会へのエンパワーメント。

事業を行政と団体と協働して進めていくことで、団体が力をつけていき、行政と団体との新たな関係を作り上げていこうということである。

（２）移行過程

１）県から静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会への投げかけ

次に、全市町村での実施に至る経緯について明らかにする。そのもともとのきっかけは会議の際、県の担当者から「2004年度から県派遣を止め、市町村派遣としたい」と提案をしたことに始まる。それに対して、静岡県手話通訳問題研究会から「身近な市町村で手話通訳者派遣事業が立ち上がることはうれしい。ただ、質の高い事業ができるのか心配」という意見が出された。

そこで、その対策を考えるために、静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会・県の三者で検討し、モデル要綱を作成することにした。これを市町村へ提示し、市町村における手話通訳事業の要綱作成時の基準とし、広めることにした。

２）浮上した課題

これを実施するにあたり、２つの大きな課題が明らかになった。

一つは、市町村の手話通訳に関する理解の問題である。その理由は、

市町村がもともと聴覚障害者の生活実態を把握していないこと。

手話と音声言語の違いについて理解されていないこと。

そのため手話通訳事業の必要性が理解されていないこと。

手話通訳の専門性の理解がなされていないことである。

そのため手話通訳者の資質の向上や、健康管理等に対する配慮がなされていないなかった。

もう一つは、県全市町村で実際に手話通訳事業を実施していくための課題である。

手話通訳者の人数の確保である。

全市町村で手話通訳者派遣事業を行うには手話通訳者の絶対数が明らかに不足していたからである（県の登録は162人。2004年4月1日）。また、手話通訳者が都市部に集中し、地域的にアンバランスだからである（2004年度69市町村中33市町村で手話通訳者が不在）。

手話通訳者の技術向上である。

県内の手話通訳士は17人だけで、社会福祉法人全国手話研修センターに委託して行う「手話通訳者統一試験」の合格者もほとんどいない状況であった（2003年度3人）。

また、手話通訳者の研修の機会が公的に保障されていなかった。

3) 具体的な取組み

以上のような課題に対処するために、次の9つの対応をした。

市町村へのモデル要綱の作成と提示(121~125頁を参照)

まず、市町村へのモデル要綱の提示をするために、市町村説明会が県下4ヶ所で開催された。この要綱で重要な点は次の9点である。

- 1.手話通訳者派遣事業は聴覚障害者のためだけの制度ではなく、健聴者にも必要であることを明確にした。
- 2.派遣の範囲を広くし、範囲を限定的にしないことにした。
つまり、社会参加の範囲を限定的にせず、社会参加をすすめる学習会や講座も認めた。また、冠婚葬祭も3親等以内に限定された規定などは、撤廃することにした。
- 3.手話通訳の質の担保のため登録手話通訳者については「手話通訳者統一試験」に限定した。
ただし、その合格者でない者については、2007年度までに合格することが条件で経過的に認めるという経過措置をした。また、当該市町村で手話通訳者が不足する場合は、近隣市町村の手話通訳者が協力することを確認した。
- 4.費用負担は県の内外を問わず無料とした。
- 5.運営委員会を設置し、聴覚障害者や手話通訳者等をその構成員とした。
- 6.手話通訳者の健康管理(連続手話通訳を30分以内、県の実施している健康診断の受診等の指導)と研修の確保を市町村の義務として規定した。
- 7.手話通訳者は知識・技術の向上に努め、守秘義務を遵守すること。
- 8.派遣手当は実働時間で支払い、夜間勤務(2割増)や遠距離移動については配慮して支給することとした。そして県がモデル要綱を示すことで現行水準を下げないこと、手話通訳の専門性を考慮して単価設定をし、交通費は別途支給することとした。
- 9.他市町村での通訳も保障することとした。

そのために、市町村相互に協力しあう「支援通訳」を規定し、聴覚障害者の居住市町村が派遣手当を負担するが、手話通訳者の派遣は他市町村が実施することとした。

市町村への個別訪問説明

このモデル要綱の概要を市町村に説明するために、県下72の市町村に17日間をかけて個別訪問し、手話通訳制度の必要性和2004年度から市町村事業になることを説明すると同時に、各市町村の実態把握を行った。

市町村担当者研修会の開催

市町村の担当者に対して、聴覚障害についての基礎知識、手話通訳の専門性、手話通訳者の健康管理などについて2003年、2004年度に県内4ヶ所で研修会を実施した。

手話通訳者市町村への紹介・ケースの引継ぎ

県に登録する手話通訳者を各市町村の相談を受けて紹介し、県の派遣事業からのケースについての市町村へ引継ぎを行った。

市町村連絡調整会議の開催

各市町村での事業実施上の問題点を全市町村の問題として検討し、他市町村への派

遣依頼（支援通訳）の統一化を確認した。

市町村担当者コーディネート研修の開催

市町村の派遣コーディネート担当者に対して、派遣事業の目的・意義、健康管理の重要性、派遣依頼時の注意事項等を教授した。

モデル要綱の提示

各市町村にはモデル要綱を提示し、要綱と整合しない市町村へのヒヤリングを実施した。県としても費用を負担するので、要綱が県としてあまりに受け入れられないようなものである場合は県として補助金の交付を見合わせるようになるためである。

主にモデル要綱と市町村の要綱で不揃いであったものは、1.実働時間への手当てかどうか、2.交通費の支給が手当てに含まれるかどうか、3.運営委員会の開催の有無、4.登録者の資格・研修への配慮の有無、5.研修への配慮の有無、であった。

手話通訳者養成研修の開催回数の増加・合格講座の開催

手話通訳者の養成研修は、以下のように県と市町村で役割分担することになった。

ア)市町村：市町村手話奉仕員養成研修

入門講座25 / 69市町村（約800名＋）、基礎講座 7 / 69市町村（約150名＋）

イ)県：手話奉仕員養成（基礎）、手話通訳者養成（基礎、応用、実践）

表4-2 県実施分の手話通訳者養成研修開催状況 2003 - 2004年度

県実施分養成：講座名	2003年度	2004年度	2005年度
手話奉仕員養成・基礎	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
手話通訳者養成・基本	1ヶ所	5ヶ所	4ヶ所
同 ・応用	1ヶ所	3ヶ所	5ヶ所
同 ・実践	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
手話通訳者合格講座・特別研修	講座＋実技	講座＋実技	講座＋実技
手話通訳士合格講座	なし	講座＋実技	講座＋実技

研修体系の見直し・研修機会の充実

研修体系の見直し、研修機会の充実のために以下のように研修等を実施した。

表4-3 手話通訳者研修実施状況

講座名	内容	2003年度	2004年度
新任研修	接遇研修	-	
現任研修	講座＋実技		充実
リーダー研修	講座	-	
講師養成研修	全国研修参加＋伝達研修	-	
教育技術向上研修	講座	-	
健康管理・検診	講座＋検診		

厚生労働省への説明

全市町村実施を目的に必要な予算を確保するため厚生労働省（企画課）に説明を行った。2004年3月21日に県と静岡県聴覚障害者協会、静岡県手話通訳問題研究会で、市町村派遣の意義や問題点、予算確保についての説明を行った。また、厚生労働省担当異動（新規）のため2004年6月21日に再度説明を行った。

(3) 実施状況

1) 市町村手話通訳者派遣事業実施の効果

市町村手話通訳者派遣事業を実施した効果として、手話通訳依頼の心理的な抵抗がなくなり、また手話通訳依頼内容による制限がなくなり、さらに県内外を問わず派遣されるようになり、新たな手話通訳依頼の掘り起こしができたこと、聴覚障害者と手話通訳者と市町村が一体で事業をつくることで相互理解が進んだ、聴覚障害者の自立と社会参加が進んだ、身近な行政の対応。特に、ニーズの掘り起こしやきめ細やかな対応が可能になった。

このことは手話通訳者の派遣件数の増加から推察できる。2003年度から2004年度にかけて県派遣は629件も減少したが、市町村派遣が1281件増加した。市町村の派遣時間では約50%増加している（2003年度まで県実施していた市町村分）。

そのため、県の派遣費用は約300万円から170万円へと半減したが、市町村の手話通訳者派遣事業予算（社会参加促進事業活用市町村分）は2003年度の2400万円から2005年度の約4000万円と倍近くに増した。

表4-4 県・市町村の派遣事業実績

		2003年度	2004年度	04 / 03
県	件数	762	133	0.17
	時間	1,586	371	0.23
	派遣費（円）	2,962,000	1,707,000	0.57
市町村	件数	5,308	6,589	1.24
	時間	8,709	13,755	1.57
	派遣費（円）	24,285,411	30,491,660	1.25
合計	件数	6,070	6,722	1.10
	時間	10,295	14,126	1.37
	派遣費（円）	27,247,411	32,198,660	1.18

表4-5 手話通訳関係市町村支出・予算（社会参加促進事業活用市町村分）2003～2005年度

2003年度実績額	2004年度実績額	2005年度予算額（協議額）	05 / 03
24,000,000	32,492,000	40,539,000	1.68

表4-6 手話通訳関係県予算（社会参加促進事業活用市町村分）2003～2005年度

事業名	2003年度	2004年度	2005年度	05 / 03
手話奉仕員養成研修事業	1,160,000	1,458,000	1,481,000	1.27
手話通訳者養成・現任研修事業	1,042,000	6,987,000	8,406,000	8.06
手話通訳者・手話通訳士合格講座	575,000	1,100,000	上記へ統合	-
手話通訳者派遣事業	2,962,000	1,707,000	1,828,000	0.61
合計	5,739,000	11,252,000	11,715,000	2.04

2) 県が登録（派遣）する手話通訳者

県が登録派遣する手話通訳者については、2005年度まで聴覚障害者情報センターに委託されて実施されている。次の6つの項目を満たす人を静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会が推薦することとした。

【県登録手話通訳者の条件】

聴覚障害やろうあ者の生活についての理解が深く、手話通訳者の倫理に則って活動できる方

社会福祉、教育、法律等についての全国的・世界的な動向に敏感で、現状を分析する力があり、県の政策形成に対して建設的な提案ができる方

自己研鑽に意欲的な方

技術レベルが高い方

健康について自己管理能力がある方

現在、30 / 162名が県登録されている。この県登録者（派遣）の選定のねらいとしては、技術・能力の均質化、向上心やプロ意識の高い通訳者の学習意欲の向上、市町村単価設定へのアピール、通訳者集団内技術格差の整理が挙げられる。一方で、通訳者集団内へのストレスが大きく、集団としてのまとまりへの悪影響を懸念している。

【手話通訳派遣単価】

なお、県の手話通訳者派遣単価は、手話通訳の専門性を評価し、2003年は1,530円 / 時間であったが、2004年度には3,180円 / 時間に引き上げた。市町村の派遣単価は1,500～3,030円 / 時間で2080円が多いが、一回5,000円、3,800円の市町村もあった。2004年度に県に合わせて単価アップをした市町村が多い。

3) 県と市町村、聴覚障害者協会等との役割分担・関係づくり

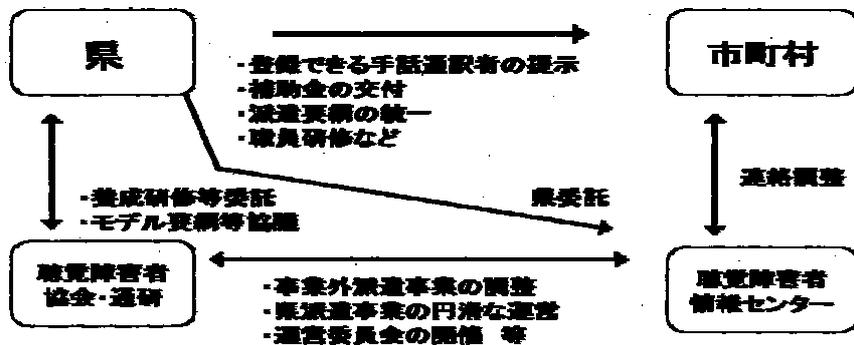
県と市町村の役割分担は以下のようになっている。

表4-7 県と市町村の役割分担

	県の役割	市町村の役割
養成	手話通訳者の養成 手話通訳者の資質の向上	手話奉仕員養成（入門・基礎）
派遣	手話通訳者派遣事業： 県聴覚障害者協会等の全県を 対象にしたもの	手話通訳者派遣事業： 個人からの申し込みや地域の聴覚 障害者団体からの申込み

また、県・市町村・聴覚障害者協会等の関係は以下の図のとおりである。

図4-1 県・市町村・聴覚障害者協会等の関係



県レベルでは、現在、手話通訳コーディネーターは、4つの健康福祉センターに非常勤で4名、また本庁および他の健康福祉センター1ヶ所に嘱託で2名設置されている。

2004年度から市町村で派遣事業を実施することになり、県の健康福祉センターの手話通訳コーディネーターの役割が2003年から2004年にかけて以下の表のように変化した。

表4-8 手話通訳者派遣に関する県の役割の変化 2003年と2004年

2003年度まで	2004年度から
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣事業コーディネート ・来庁者への通訳業務 ・市町村立ち上げ支援 ・養成事業の支援 ・県登録業務 ・聴覚障害者からの相談業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣事業コーディネート(縮小) ・来庁者への通訳業務 ・市町村派遣事業の適正指導支援 ・市町村支援・相談 ・手話通訳者の養成

4) 市町村手話通訳者派遣事業の実施状況

市町村での派遣事業はすべて単独の自治体で実施している。なお、静岡県では質の高い派遣事業を実施するという観点から手話奉仕員派遣事業は認められておらず、すべて手話通訳者派遣事業となっている。市町村派遣の実施形態については、以下の表のとおりである(なお、市町村設置手話通訳者は9市11名、身分は常勤・非常勤・社協職員等様々である)。

表4-9 市町村手話通訳派遣事業の実施形態 2004年度と2005年度

	直営	委託(社会福祉協議会)	計
2004年度	61市町村	8市町村	69市町村
	88.4%	11.6%	100%
2005年度	51市町	6市町	57市町
	89.50%	10.50%	100%

具体的な実施方法については次のようになっている。

派遣コーディネータは市町村行政担当職員または設置手話通訳者が実施している。そのため、市町村職員向けコーディネータ研修を実施し、県の設置手話通訳者が支援をしている。

居住地に手話通訳者がいない場合は、静岡県手話通訳問題研究会との合意事項として、「各地域で手話通訳者が育つまで」近隣の市町村の手話通訳者の協力により対応している。そのため、手話通訳者の養成が緊急課題となっている。

市町村で通訳できる手話通訳者は、静岡県聴覚障害者協会および静岡県手話通訳問題研究会との協議により、市町村に提示した県認定手話通訳者の182人である（2005年4月1日現在）。市町村はこの名簿の中から登録することになり、手話通訳のレベルとしては県内統一レベルを維持することができている。

市町村派遣の課題としては、

手話通訳者の待遇等ではまだ市町村格差が残っていること。

例えば、手話通訳の専門性に対する認識、登録制か非常勤か（非常勤は沼津市のみ）、派遣単価の格差、時間単価が一回いくらか、交通費の別途支給、研修機会の確保、夜間手当の有無、遠距離手当の有無などで格差が生じている。

平日、昼間に動ける手話通訳者が不足していること、

日本語そのままの手話がが多く、個々のろうあ者にきちんと通じる手話ができないことがあるなど、手話通訳者の質の問題があること

などが挙げられる。

モデル要綱	コメント(解説)
<p style="text-align: center;">市(町、村)手話通訳者派遣事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>この事業は、手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者又は音声・言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣し、もって聴覚障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図る。</p> <p>第2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、市(町、村)とする。</p> <p>第3 派遣の対象</p> <p>市(町、村)長は、次に掲げる場合において、市(町、村)内に在住する聴覚障害者等及び市(町、村)内に在住する聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を必要とすると認めるとき、手話通訳者を派遣する。</p> <p>(1) 生命及び健康の維持増進に関する場合</p> <p>(2) 財産・労働等権利義務に関する場合</p> <p>(3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合</p> <p>(4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合</p> <p>(5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合</p> <p>(6) その他市(町、村)長が特に必要と認める場合</p>	<p style="text-align: center;">市(町、村)手話通訳者派遣事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業の目的は、聴覚障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ることである。 ・手話通訳者の派遣制度は、聴覚障害者等と健聴者双方にとって必要な制度であることを明確化した。 <p>第2 実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は市町村であり、市町村として責任を持って実施すること。 <p>第3 派遣の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者と健聴者の双方が手話通訳を必要とすると市町村長が認める時に派遣する。 ・基本的には、聴覚障害者等が居住する市町村(援護の実施者)が通訳者を派遣し費用を負担する。 ・「(1)生命及び健康の維持増進に関する場合」とは、病院、保健所等を想定。 ・「(2)財産・労働等権利義務に関する場合」とは、労使交渉や不動産の売買等を想定。 ・「(3)官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合」 ・「(4)社会参加を促進する学習活動等に関する場合」とは、情報保証のためのパソコン教室や聴覚障害者団体等が主催する情報交換や勉強会等。(パソコン教室の場合は、主催者が持つ場合もある。) ・「(5)冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合」とは、冠婚葬祭や自治会や相続協議等を想定。

<p>第4 派遣の申込み</p> <p>本事業に申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、原則として、聴覚障害者等とする。</p> <p>申込者が手話通訳者の派遣を要請する場合は、事前に「手話通訳者派遣申込書」（様式第1号）を市（町、村）長あて提出する。</p> <p>なお、閉庁時における病気、事故等緊急の場合に限り、申込者又はその者に代わり得る者が直接、手話通訳者に手話通訳を依頼できる。ただし、この場合、申込者又はその者に代わり得る者は、開庁後、速やかに市（町、村）長に連絡し、指示を受けなければならない。</p> <p>第5 派遣の決定</p> <p>市（町、村）長は、派遣の必要を認めるときは、手話通訳者として市（町、村）に登録している者の中から派遣可能な者を選定し、申込者に「手話通訳者派遣決定通知」（様式第2号）を、派遣する手話通訳者に「手話通訳依頼書」（様式第3号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(6)その他市（町、村）長が特に必要と認める場合」とは、聴覚障害者団体の会議等を想定。 いろいろなイベント等、例えば、教育委員会の主催する講演会等については、基本的には主催者がユニバーサルデザインの観点から、手話通訳や要約筆記を用意する。（原則中の原則） ユニバーサルデザイン思想の目標 ただし、財政的に余裕のない市町村身障福祉会の行事等には、別途福祉等の予算での対応が不可欠である。（聴覚障害者の出席が排除されることないように注意してほしい。） 県聴覚障害者協会等県内の聴覚障害者団体が主催する県レベルでの大会等については、県が予算措置する。郡レベルの大会等は該当する市町村間で協議し、対応すること。 <p>第4 派遣の申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に申し込むことができる者は、原則として聴覚障害者等とした。 このことを規定したのは、本来通訳料を負担すべき者（イベント等の主催者等）からの申し込みを排除しきれないため。 ・ 「原則として」を入れた理由は、聴覚障害者団体が主催する会議や勉強会に出席する聴覚障害者一人ひとりに代わって、団体が、申し込みをする場合もあるためである。 ・ 閉庁時における病気、事故等緊急の場合に限り、直接手話通訳を依頼できることとした。この場合には、市町村にできるだけ早く連絡をとることを規定。（あくまで市町村が派遣実施主体であることを確認） <p>第5 派遣の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村内（自市町村区域外）における派遣についても認めること。 ・ なお、他市町村内における派遣に係る派遣調整についても規定した。（ケ
--	--

を通知する。

なお、派遣場所が他市町村内の場合、当該市町村に登録されている手話通訳者の派遣を「手話通訳者派遣依頼書」（様式第4号）により当該市町村長に依頼できる。その場合、派遣手当は、市（町、村）が、直接手話通訳者に支給する。

また、他の市町村長から市（町、村）内における手話通訳者の派遣依頼があった場合には、市（町、村）に登録している手話通訳者の中から派遣可能な者を選定し、当該市町村と調整の上、派遣する。その場合、当該市町村長には「手話通訳者派遣決定通知書（他市町村用）」（様式第5号）を、派遣する手話通訳者には「手話通訳依頼書（他市町村用）」（様式第6号）を通知する。

第6 申込者の負担

申込者の費用負担は、無料とする。

第7 報告書の提出

手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」（様式第7号）に記録し、毎月日までに前月分を市（町、村）長に報告する。

なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により、速やかに市（町、村）長に報告する。

第8 登録及び辞退等

(1) 静岡県登録手話通訳者又は静岡県及び社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者で、この事業による派遣要請に応じることができる者は、県登録身分証明書の写し又は県登録試験の合格通知書の写しを添え、市（町、村）長あて「手話通訳者登録申込書」（様式第8号）及び「手話通訳者調書」（以下「調書」という。）（様式第9号）を提出

ースとして対応している場合等を除いて）通訳業務に支障がない場合は、他市町村長に通訳者の派遣を依頼できることとした。（「できる」規定であることに留意。）

・ 派遣手当等は申込者が居住する市町村が負担する。

申込み A市町村 他（B）市町村へ派遣依頼 B市町村派遣調整 A市町村へ派遣決定通知・B市町村登録通訳者へ依頼書通知 B市町村、派遣 B登録通訳者はB市町村へ報告 B市町村はA市町村に報告書の写しを送付 A市町村はB市町村登録通訳者へ直接支払い

第6 申込者の負担

手話通訳者派遣制度の原則どおり、手話通訳は聴覚障害者等と健聴者の双方にとって必要な制度であり、聴覚障害者等にその費用の一部を負担させることは認められない。

第7 報告書の提出

・ 支払は、この報告書に基づいて行われるので、報告が必ず必要。
・ 緊急性が高い場合や引継ぎが必要な場合は、必ず市町村に報告することを規定。

第8 登録及び辞退等

・ 登録は、手話通訳者登録試験合格者とする。（国の実施要綱に規定されている。）
・ ただし、現在登録している者で、試験合格者でない者は、試験合格を目指すことを条件に継続登録を認める。市町村の応援が必要。合格対策の講座

<p>する。</p> <p>(2) (1)の提出を受けた市(町、村)長は登録者としての適否を審査し、登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(以下「台帳」という。)(様式第10号)に登載するとともに、登録者に対し「身分証明書」(様式第11号)を交付する。</p> <p>(3) 手話通訳者は、登録を辞退する場合は「手話通訳者辞退届」(様式第12号)を市(町、村)長に提出するとともに、身分証明書を返還しなければならない。</p> <p>(4) 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに市(町、村)長あて提出する。</p> <p>なお、年度途中で登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに市(町、村)長あて提出する。</p>	<p>に出席するよう促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後については、登録試験合格者のみ。 ・ 現在、市町村登録のみの人は、他市町村へは登録できない。 ・ 現在市町村内に通訳者がいない場合や足りない場合は、県登録(他市町村)の手話通訳者の協力が得られることが確認されている。(県健康福祉センター配置の手話通訳者と調整のこと) ・ 登録者数について、何人位が妥当かは良く県健康福祉センターと相談のこと。 ・ 辞退については、なぜ辞退したいのか、その理由を丁寧に尋ね、地元のろう協や手話通訳団とよく相談し、問題の解決を図ることが肝要。
<p>第9 派遣手当等の支給</p> <p>市(町、村)長は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める派遣手当等を支給する。</p> <p>(1) 派遣手当は、待ち合わせ時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下「派遣時間」という。)に対して、1時間当たり別に定める額とする。</p> <p>なお、1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については1時間とみなす。</p> <p>(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に派遣した場合は、派遣手当の % を割増手当として支給する。</p> <p>(3) 活動に要した経費(交通費等)は、派遣手当とは別に支給する。</p> <p>(4) 自宅から派遣先までの移動時間(以下「移動時間」という。)に往復 分(時間)以上を要した場合には、移動時間に対して派遣手当の % を支給する。</p>	<p>第9 派遣手当等の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在派遣事業を行っている市町村については、派遣手当の額や業務条件等は、現在までの長い経過の中で形成されてきているものであるため、このモデル要綱を示されることにより、現行の支給水準等から下回るようなことがあってはならない。 ・ 今回の派遣手当については、手話通訳の専門性を特に考慮し、通訳に関わる時間に対して支給することとした。(手当については、専門性に配慮すること) ・ 夜間勤務や交通費等については、今回、派遣手当が通訳業務時間に対し支払うこととしたので、別に支給する旨規定することとした。 ・ 移動時間に配慮する規定をいれたのは、移動時間が長くなる場合、特に配慮してほしいため。 ・ 現在、交通費込み、自宅から自宅までの時間に対して派遣手当を支給する等、派遣条件が市町村によってさまざまであるため、手当の額や条件等の決定に当たっては、地元の手話通訳者等と協議してほしい。

第10 運営委員会の設置

市（町、村）は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

第11 その他

- (1) 市（町、村）長は、手話通訳者の健康管理に配慮する。
- (2) 市（町、村）長は、手話通訳を依頼する際には、1人の手話通訳者が連続して通訳する時間を原則として30分以内とする。
- (3) 市（町、村）長は、研修の機会を設ける等手話通訳者の技術と知識の向上に配慮する。
- (4) 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。
- (5) 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- (6) 手話通訳者は、業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。
- (7) 市（町、村）長は、この事業を実施するに当たっては、関係団体及び身体障害者相談員等の理解と協力が得られるよう配慮する。
- (8) 本事業の実施に伴う細部については、必要に応じ別に定める。

第10 運営委員会の設置

- ・運営委員会については、国の実施要綱に定められているので、必ず設置し、円滑な制度の運営を図ること。

第11 その他

- ・第11では、市町村の義務と手話通訳者の義務を定めた。
- ・市町村は、手話通訳者の健康管理、研修、技術・知識の向上に努めなければならない。
- ・県の実施している健康管理講習会や健康診断を受けるよう指導すること。
- ・手話通訳者の技術・知識の向上は、本事業の円滑な運営のために必要不可欠であるので研修等について措置すること。
- ・手話通訳者の保険（ボランティア活動保険及び在宅福祉サービス総合補償）に加入すること。
- ・手話通訳者は知識・技術の向上に努めることや守秘義務を遵守することについて規定した。

（その他）

- ・事業外派遣については、申込者に通訳者を紹介してください。その場合の通訳料については、県聴覚障害者協会にお問い合わせください。
- ・県は手話通訳者の養成を行うので、その前段の手話奉仕員養成に積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。
- ・コーディネイトの専門性等を考慮し、手話通訳者の設置を進めてください。

5 . 香川県の事例：聴覚障害者情報提供施設の広域派遣実施の例

2005年（平成17年）1月に、聴覚障害者情報提供施設である香川県聴覚障害者福祉センター（以下、センター）施設長と事務長により、また、2006年（平成18年）1月に事務長に、香川県の手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と資料を基に、香川県での手話通訳事業の現状について明らかにする。

（1）センターおよび事業の概要

1）センター事業の概要

香川県ろうあ協会が任意に派遣を行っていたが、1977年（昭和52年）に手話奉仕員派遣事業を県内全域で始めた。聴覚障害者情報提供施設が法制化されて、センターが設置された。現在、センター職員は8人。正規職員が5人、嘱託が3人である。他に市に設置されている手話通訳者が非常勤でセンターにより雇われている。

センターで実施している事業は、ビデオライブラリー貸出・制作、手話奉仕員・手話通訳者の養成および派遣事業、情報機器の貸し出し、聴覚障害者への相談、聴覚障害者の文化・学習・レクリエーション活動等の援助および推進、パソコン講習等の聴覚障害者IT活用支援事業等、利用団体・手話通訳者のつどい、センターだより発行等の情報提供事業、高齢聴覚障害者生きがい事業、を行っている。なお、2004年（平成16年）度末で、県内の聴覚障害者は1級で158人、2級で1213人、3級で250人である。

2）手話奉仕員・手話通訳者派遣事業

香川県委託の手話通訳者派遣事業はセンターで派遣コーディネートを行っている。登録手話通訳者は50人弱、手話奉仕員が250人ほどいる。基本的に奉仕員の派遣は行っておらず手話通訳者が主体となっている。ただし、一部奉仕員のままの人もある。手話通訳者はほとんど実働である。手話通訳者派遣事業は当初県の派遣事業だけだったが、市町村と交渉し、少しずつ市町村との派遣事業の委託契約を増やしてきた。現在、坂出市、東かがわ市、観音寺市、さぬき市の4市と契約をしている。2004年（平成16年）度、県委託派遣は383件、市の派遣が105件、センターの独自の派遣が191件であった。なお、2005年（平成17年）4月から、県人口の4割を占める高松市の派遣は、コーディネーター1名であるが高松市がすべて対応することになった。そのため、センターの派遣件数は3分の1程減少することになった。

一方で、センター事業により、情報保障・コミュニケーション保障の展開ができるようになった地域もある。センターの費用負担により、小豆島の福祉事務所で月に1回の聴覚障害者の相談事業をはじめ、それまでは情報やコミュニケーションの保障されていなかった病院やデイサービス等の手話通訳の依頼が来るようになった。手話通訳のニーズは潜在化していることが多く、このようにまず情報提供施設としての積極的なアウトリーチが聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障には必要である。

3) 手話通訳設置事業

手話通訳者の設置事業については、県内では最初に高松市が市独自で1975年(昭和50年)にはじめた。現在、高松市以外の市には香川県ろうあ協会からの出向で非常勤職員の手話通訳者を設置している。市レベルでは6市(高松市を除く)で手話通訳者が設置されている。市町村合併で新しく市ができているので、そのときにあわせて手話通訳の設置を働きかけている。市レベルでは手話通訳者派遣もしているが、手話通訳者の設置の重要性を理解してもらい設置している。2004年(平成16年)度には設置事業は6市で2212件、設置日数は合計635日であった(表5-2)。丸亀市・善通寺市の2市を除く市は派遣と設置両方を実施している。ただし、丸亀市は常時設置されているが、他の市は一週間に1～3回の設置となっている。町は県派遣のみで単独での設置派遣事業はない。

聴覚障害者にとって手話のできる職員や設置手話通訳者がいることは重要である。聴覚障害者は手話のできる人がいないと、困ったときにすぐに相談に行けないため、設置手話通訳者は身近に相談できる窓口としても大切である。そうして、聴覚障害者の生活問題に対応すべく、関係機関につなげていく役割がある。また、派遣内容や時間帯や緊急時等、手話通訳者の派遣で対応できないときは、設置手話通訳者が外に出て対応する必要がある。

表5-1 手話通訳者派遣事業の実施状況、2003年(平成15年)度と2004年度(平成16年)

	2003年度		2004年度	
	通訳件数	派遣人数	通訳件数	派遣人数
香川県委託派遣事業	393	430	383	417
坂出市派遣事業	32	32	62	62
東かがわ市派遣事業	14	15	25	26
観音寺市派遣事業	11	17	16	26
さぬき市派遣事業	0	0	2	2
聴障センター派遣事業			191	369
合計	450	494	679	902

表5-2 手話通訳設置事業の実施状況、2003年(平成15年)度

	2003年度		2004年度	
	通訳件数	設置日数	通訳件数	設置日数
丸亀市設置事業	1,180	246	1,134	246
坂出市設置事業	708	148	668	142
観音寺市設置事業	235	51	136	52
善通寺市設置事業	202	102	224	103
東かがわ市設置事業	18	40	18	40
さぬき市設置事業	0	8	32	52
合計	2,343	595	2,212	635

注) 東かがわ市は2003年(平成15年)9月、さぬき市は2004年(平成16年)2月より事業実施

4) 事業派遣

県や市の委託契約による手話通訳派遣の範囲は、聴覚障害者のための手話通訳であり、健聴者の手話通訳は委託事業では派遣できない。例えば、聴覚障害者対象の講演会で健聴者のために手話通訳をすとしても派遣はできない。その場合は有料の事業派遣となる。

また、聴覚障害者を対象としたものでも、カルチャーセンターや専門学校なども同様である。また、収益事業等も委託による手話通訳派遣はできない。そのため、企業への派遣等は事業派遣として有料で実施している。障害者団体や聴覚障害者個人の料金は表5-3のとおりである。なお、今のところ結婚式の依頼ぐらいで個人の事業派遣への依頼はほとんどない。ただ、結婚式の手話通訳は線引きが難しく、本人依頼で本人のための手話通訳は派遣事業で可能だが、招待客に向かって手話通訳をすると個人負担ということになる。

表5-3 事業派遣における手話通訳者一人当たりの手話通訳報酬額基準表

時間	金額	障害者団体・聴覚障害者個人
2時間まで	8,000円	5,000円
4時間まで	10,000円	
6時間まで	12,000円	8,000円
8時間まで	14,000円	

注1) ここでいう「時間」とは、手話通訳者が業務に拘束される時間をいう。

(2) センターの財政および運営

手話通訳派遣について、市町村合併などにより新規の契約を行うところは派遣単価を上げているが、古い契約では委託金が低い。合併等により新規契約となる場合等に単価を上げている。委託金が低い額となっているため、委託事業は現在すべて赤字で運営している。これは手話通訳単価が上がっているのに委託の単価が上がっていないためである。委託契約は年間の一括した委託ではなく、事務費として年額の委託金と手話通訳者の拘束時間（自宅から通訳現場まで）に支払う報酬費が時間当たりで出るという形である。

例えば、2時間以内2500円、2 - 4時間4000円、4時間以上6000円で派遣単価の契約をしている自治体が多い。手話通訳者には拘束時間1時間当たり1000円の報酬を支払い、交通費は別途支給している（香川県では高松市以外は主に車が必要であり、移動距離10キロ単位で計算して支給している）。

手話通訳者は県に登録されている手話通訳者が派遣される。しかし、手話通訳者のいない町村もある。その場合は近隣町村の手話通訳者が行くことになっている。そのときは交通費がかなりかかることもある。例えば、2時間手話通訳をしたとすると、単価は2500円であるが、手話通訳者に2000円（1時間1000円）を支払い、交通費を支給するとセンターに残る費用がない。しかしながら、市派遣の単価は県の派遣事業の単価が積算根拠（市派遣事業がスタートした時点）になっているので、それ以上交渉することが難しい。委託の単価は変わっていないのに、手話通訳者の単価だけ上がってきているので、設置も派遣も赤字になってしまう。委託事業はすべて赤字である。そのため、事業派遣として、企業や大学・専門学校を対象にした有料の派遣をして赤字分を埋め合わせている状況である。

(3) 広域事業の利点と課題

ここで、香川県における手話通訳事業から手話通訳事業を広域事業として実施した場合の利点と課題について検討しておきたい。

1) 香川県の広域事業における特徴

香川は端から端まで狭いので、1時間ほどで移動することができるという地域的な特徴がある。このことは広域事業がしやすい要因の一つとなっている。

2) 広域事業の利点

広域で手話通訳事業を実施する利点としては以下の点が挙げられる。

県内どこでも一定水準の質を確保したサービスを提供することができる。

市町村ごとに手話通訳事業の運営がなされていれば、市町村ごとの手話通訳者の水準が異なり、市町村格差が大きくなってしまう。しかし、県レベルで手話通訳事業を実施していれば、手話通訳者の養成や認定、研修を通して、手話通訳者の質も一定の水準に統一することができるので、手話通訳の市町村格差を是正することができる。

県登録にすることで登録手話通訳者が重複しない。

市町村ごとに登録をすると、一人の手話通訳者がいくつもの自治体に登録することもあるし、また、手話通訳者がいないということでそうせざるを得ないこともある。

しかし、県レベルで対応することによって、このような重複の問題は生じない。

県内ならどこでも手話通訳派遣ができる。

コーディネートを広域でできる。したがって、利用者の居住地ではない地域での手話通訳も、利用したい先の地域の登録手話通訳者に手話通訳の依頼ができる。(なお、これは静岡でもカバーされている。)

手話通訳者を孤立させない。

人口の少ない市町村では手話通訳者は孤立しがちである。そのため手話通訳の技術や知識などの研鑽や手話通訳者同士のネットワークが難しくなりがちである。

しかし、県レベルで対応することによって、手話通訳者同士が集い、話し合い、研鑽する場を設けることが容易である。

設置の手話通訳者も代替要員を確保でき、年休や研修も保障できる。

市町村の個別契約だと、その手話通訳者が利用できない場合は、手話通訳そのものができなくなってしまう。しかし、県のセンターで一括して対応することによって、手話通訳者が休んだりしても、代替要員を確保することができる。そのため、年休や研修も保障することができる。

手話通訳者の健康管理ができる。

手話通訳者の個人の派遣件数を把握し健康状況に気を配ることができ、代わりの手話通訳者も探しやすい。また、関わる手話通訳者が多いため、けいわん健診も組織的に対応することができる。

3) 広域事業での注意点

センターでは、広域事業を実施するにあたって、次の点を考慮しながら実施している。

手話通訳者の設置は身近に相談できる窓口として重要である。

広域の手話通訳者派遣事業と同時に、手話通訳者の設置は身近に聴覚障害者が相談でき、対応できる専門家として重要視している。そのため、手話通訳者の派遣事業のみならず、手話通訳者の設置も進めるように努力している。

手話通訳の依頼の窓口は市町村の福祉担当にしている。

市との委託契約による手話通訳者派遣については、その依頼の窓口を福祉事務所の職員が直接依頼を受けること、手話通訳者の実施報告書も市町村に出すことになっている。そうすることによって各自治体職員にも手話通訳派遣の実態が分かるようにしている（福祉事務所に出された報告書のコピーを福祉事務所からセンターに提出することになっている）。こうして、手話通訳の必要性やその具体的な内容が市の担当職員にも理解してもらえるようにしている。

4) 広域事業の課題

一方で、手話通訳事業を広域事業、特に広域派遣とした場合の課題として、以下のよう
な点が考えられる。

派遣コーディネーターが現状把握をしにくいこと

ここでいう現状とは、手話通訳者の手話通訳の技術や資質、聴覚障害者のコミュニケーション方法や抱えている生活問題、その聴覚障害者が利用できる福祉サービスや近隣支援等の地域資源の状況である。

手話通訳者とコーディネーターが接する機会は、年数回の研修である。他には実際のコーディネートでの電話や報告書等を通してのやり取りがある。また、広域であれば聴覚障害者とは直接会うことは難しいだろう。さらには、その地域資源は身近に継続している人でないとなかなか把握はできない。

コミュニケーション支援における相談・調整が実施しにくいこと。

で述べたように、現状把握が難しいと、相談や調整が困難になる。経験のあるコーディネーターでも直接対応しなければ、相談調整の指示などは出しにくいだろう。特に、相談や調整、その他のなんらかの支援が必要な重複障害者などの場合は対応が難しくなる。これらは身近な設置の手話通訳者で対応していく必要があるだろう。

ニーズの掘り起こしが困難

との結果、手話通訳で対応できる範囲が言語通訳に限られていき、聴覚障害者の生活問題に対する支援としては不十分である。センターの市との契約による設置・派遣の手話通訳事業もさぬき市などゼロ件のところもある。（これは、事業開始までの準備期間とPRが不十分であったため）手話通訳者が聴覚障害者の幅広い生活問題に対応できる力があれば手話通訳の利用も増えると考えられる。

そのためには、上記 や の課題を克服していくためにセンターでは、設置出向職員との業務連絡会議を定期的を開催したり日報や日々の業務での電話連絡指示等で対応をしている。

一方、手話通訳派遣は年配の利用者が多く、若い人はあまり手話通訳を利用しない。聴覚障害者もよく知っている人に頼んで、通訳というよりも代わりに説明・代弁などをしてほしいと思っている人もいる。利用しやすい、質の高い手話通訳が利用できるようにすることが大事である。手話通訳は友達に頼むボランティアではなく、専門的な仕事だと見てもらえるようにする必要がある。そのため、聴覚障害者がどこまで何を要求したいのか話せるよう、コーディネートでのニーズの掘り起こしが課題になる。

手話通訳者の身分保障

現在の派遣単価では登録手話通訳では生活していけるだけの収入は得られない。また、設置の手話通訳者であっても非常勤という立場であり、安定した雇用となっていない。手話通訳の専門性が求められる専門職として手話通訳を位置づけていくためには、それに対応した身分保障が必要である。

(4) 今後の課題

最後に、手話通訳事業を改善していくためには、次の2つが重要であるという意見をいただいた。それは、派遣要綱の均一化、手話通訳派遣単価の均一化である。これら全国で決まったものを出していく必要がある。現在、派遣要綱のモデルがなく、自治体によってかなりばらつきがある。このようなばらつきがある状態では、今の財政難では標準単価が下げられていくおそれがある。

そのため、手話通訳をするにはどのような水準の手話通訳が必要とされるのか示さなければならぬ。当面、都道府県認定の手話通訳者で対応するにしても、手話通訳士でないとできない領域を明確化していく必要がある。そうすることで、指定事業所の基準を明確にし、手話通訳派遣単価などについても自治体との交渉もしやすくなるとのことであった。

ⁱ 香川県『香川すこやか福祉白書』(2005年(平成17年)度版)、p.73.
<http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/hakusyo/index.html>

6 . 徳島県の事例：委託契約による手話通訳事業の広域派遣の取り組み

2005年1月に、徳島県で手話通訳事業を実施している財団法人徳島ノーマライゼーション促進協会の事務局長、やさしいまちづくり推進促進担当主事に、手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と当日の配布資料を基に、徳島県での手話通訳事業、特に広域派遣を中心に、実施状況について明らかにする。

(1) 手話通訳派遣の概要

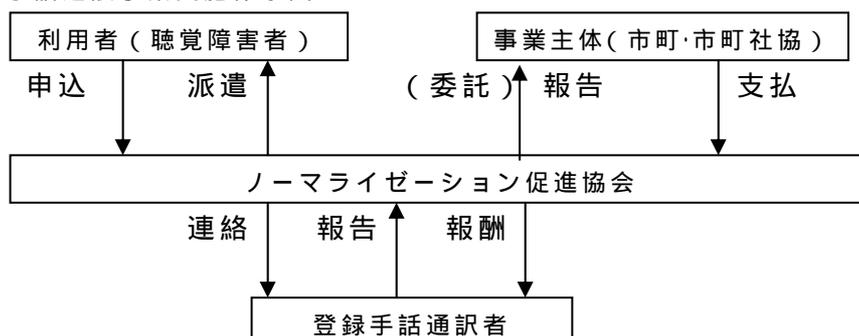
もともと徳島県聴覚障害者福祉協会が奉仕員派遣事業を実施していたが、2000年から派遣事業についてはノーマライゼーション促進協会（以下「ノーマ」とする）が実施することになった。本来ならば市町が手話通訳派遣をすることで、聴覚障害者も役所の情報が伝わりやすく、役所も聴覚障害者の状況に適切に対応できると考えているが、現状ではできないため、市町の手話通訳者が育つまで、ノーマが担うということで実施し始めた。派遣をする直接の切っ掛けは、市町でできないときにノーマの立ち上げ時から設置事業を行っていたためである。また、県の外郭団体なので、県の方針に従って実施している。

2001年から市町と委託契約を結んで派遣事業を実施することになった。2005年度現在では、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、那賀町、海南町、藍住町、石井町、三加茂町と委託契約を結び派遣事業を実施している。これにより現在、県全体をノーマでカバーしているが、それは県職員の働きかけによるところが大きい。ノーマで派遣のコーディネートをしている。現在7市5町と委託契約をして、県内すべての市町で対応できることになっている。

(2) 委託契約の内容

委託契約は、県内の各市と、各郡内における代表の町と交わしている。契約は毎年更新する。代表というのは、各郡のなかでいくつかの町があるが、その町に住む聴覚障害者の派遣については、すべて代表となる町1つと委託契約を交わして、その町だけに1か月分を委託費の請求を行うことになっている。その代表となる町は持ち回りで交代するかもしれないし、また継続するかもしれない。これが全ての自治体と契約することになると、とても事務手続きが煩雑になり、事務量が増えることになる。12カ所が40カ所になればそれだけ連絡のやりとりや用紙や封筒も増える。そういう意味では、代表が担うのは事務の軽減のために重要である。最近利用件数が増えてきている。通院や入院で継続して利用する人が増えてきている。手話通訳事業の実施体系は図6-1の通りである（資料より引用）。

図6-1 手話通訳事業実施体系図



(3) 手話通訳派遣の実施

派遣作業の流れは次の通りである（資料より引用）。

利用者が依頼（個人通訳・斡旋通訳） ノーマで受付（月～金（年末年始・祝祭日を除く）の8時30分から17時） 登録手話通訳者へ依頼（FAX及び電話） 登録手話通訳者が決定すると依頼者にその旨を報告 通訳終了 ノーマへ報告書を提出 という流れである。

依頼にはすべて対応している。夜間の依頼はほとんどない。警察にも登録手話通訳者のリストが配布されており、緊急の対応が図られているが、ほとんど利用はない。日中の依頼がほとんどである。派遣は現場に近い手話通訳者を派遣するようにしているが、徳島市に通訳者が多く、徳島市から派遣することが多い。夜間や緊急などで派遣では対応できない場合は、県ではノーマの職員として設置されている4人の設置手話通訳者が行くことになっている。

委託契約や斡旋等による手話通訳派遣の通訳料は以下の合計である（資料より引用）。ただし、警察の通訳者派遣の依頼では単価は5000円と一般の派遣と比べて高く設定されている。

表6-1 手話通訳派遣に関する通訳料

通訳料	1名当たり30分 750円（30分未満は30分とし、30分以上は1時間とする）
交通費	実費（自家用車やオートバイで移動する場合は、1km×20円）
コーディネーター料	1件当たり500円（1件とは、同日の同じ依頼者、同じ派遣者、同じ依頼内容で連続的場所を1件とする）

徳島県として登録されている手話通訳者は、2005年度で46名である（資料より引用）。

表6-2 登録手話通訳者の推移 2001～2005年

年度	2001	2002	2003	2004	2005
登録者数	30	42	37	38	46

(4) 設置手話通訳と斡旋手話通訳

1) 設置手話通訳

手話通訳設置事業も実施しており、県の障害福祉課に1名、徳島県聴覚障害者センターに2名、ノーマ事務局に1名、合計4名の手話通訳者が設置されている。すべてノーマの臨時職員であり、障害福祉課や徳島県聴覚障害者センターには出向している。また、徳島市、小松島市、鳴門市、阿南市には、設置手話通訳者がいる。非常勤職員である。なお、小松島市は隔日で設置されている。現在、これら設置手話通訳者に、設置の業務に加えて、手話通訳派遣のコーディネート等の負担を求めるのは難しい。

2) 斡旋手話通訳

斡旋手話通訳も実施している。これは企業や団体が研修や会議、講演会等の手話通訳者の依頼をしたときに、有料で派遣を行っている。この場合は、市町委託事業と同じ費用を企業等に負担してもらっている。つまり、手話通訳者1名30分当たり750円を企業等が負担することになる。この金額を高くすると、手話通訳を依頼する企業が少なくなる。だいたい、一回の派遣で2万円程度が多いが、それくらいならと費用負担してくれるところが多い。

3) 手話通訳件数

手話通訳派遣件数であるが、設置を除いた派遣および斡旋については以下の表の通りである。なお、通訳者が派遣された件数であり、一つの依頼でも手話通訳者が2名派遣されれば、2件として計上されている。県の派遣と市町の派遣とがあるが、県の派遣は、徳島県聴覚障害者福祉協会のイベントや会議等を中心に実施しており、数は少ない。

表6-3 手話通訳者派遣件数（派遣事業及び斡旋） 2001～2004年

年度	県	市町	斡旋	合計
2001	160	708	240	1108
2002	140	804	339	1283
2003	67	914	354	1335
2004	102	989	307	1398

注) 手話通訳者が派遣された人数の件数。

(5) 今後の課題

手話奉仕員で派遣を実施していきたいと考え始めている市町も出てきているが、現在はまだ十分な人数の手話通訳者が育っていない。手話奉仕員養成を実施しているが、実際に派遣する手話通訳者に登録できなくなれば養成をしても、その力を活かすことができていない。奉仕員は通訳ができないが、スポーツ大会の受付等のボランティアを担ってもらったらよい、と考えている。現在、養成については聴覚障害者福祉協会が実施しているので、状況が分からないところである。

広域派遣のメリットとして、県が試験をして登録した人なので、一定レベルの人を派遣することができることが挙げられる。もちろん、個人的なレベルの違いはあるが、その範囲は限定される。

また、コーディネートするときには、派遣内容によってはベテランと若手の人と一緒に派遣することで、若手をベテランがフォローできるようにするなどの対応を考えた上で調整している。その意味では状況に応じて、手話通訳者を送ることができる。ただし、市町が実施するようになると手話通訳者の人数が限定されるので、うまくコーディネートができない等の問題が生じる可能性もある。また、役場に足を運び相談、情報提供を受けるところが身近な市町にあるというのは大事なことであると考えているので手話通訳の設置を進めていくことも重要である。

今後としても、市町での設置手話通訳者の採用が難しいと考えられるので、今後も派遣の仕方は続くかもしれないが、障害者自立支援法の関係で来年度から県派遣がなくなる可能性があり、自主事業として県派遣を実施することになりそうである。県登録の手話通訳者もなくなる可能性がある。すべて、個別に手話通訳者と契約して確保しないといけなくなりそうである。徳島では平成大合併前は50市町あったが、今では29市町になった。

2006年4月1日より新しく建設された障害者施設の総合センターとなる徳島障害者交流プラザ（仮称）に引越し予定である。ここは障害者更生相談所、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センターA型とからなる複合施設であり、リハビリテーション、就労訓練、機能回復訓練、視覚障害者情報提供としての点字図書館、聴覚障害者情報提供としてビデオライブラリー、団体活動支援として障害者団体事務室等が設けられることになっている。このなかに徳島県聴覚障害者福祉協会が運営する聴覚障害者情報提供施設が含まれるが、これには手話通訳は含まれず、ノーマが継続して手話通訳者派遣事業を実施することになっている。

7. 大阪府の事例：契約による手話通訳者派遣の展開

大阪府で手話通訳者派遣事業を展開している大阪ろうあ会館の公的機関や民間企業・民間団体等との契約等による事業実施状況とその取り組みについての考え方を、大阪ろうあ会館よりいただいた資料を基に明らかにする。

(1) 大阪ろうあ会館

1977年、聴覚障害者の福祉事業を進めるために、社団法人大阪聴力障害者協会の特別委員会（大阪ろうあ会館運営委員会）が運営する大阪ろうあ会館ができた。積極的なろうあ運動の展開と同時に、それを基盤にした手話通訳派遣事業をはじめ、高齢聴覚障害者福祉施設や生活支援センター等様々な事業の展開を精力的に進めている。

(2) 大阪ろうあ会館の取り組み

1) 手話通訳派遣の広がり

1988年までの社団法人大阪聴力障害者協会による大阪府との手話通訳派遣の対応は障害福祉課と教育委員会と選挙管理委員会だけだった。しかし、2005年現在は障害保健福祉室、事業者指定グループ、計画推進グループ、社会参加スポーツグループ、地域生活支援グループ、支援費推進グループ、施設指導グループ、就労支援課、地域保健課、地域福祉課、感染症・難病対策課、高齢介護室、介護保険課、施設課、在宅課、選挙管理委員会事務局、法人指導課、病院事業局病院改革課、議会事務局、教育委員会障害教育課、地域教育振興課、警察本部教養課通訳センター、商工労働部能力開発課、推進管理グループ、障害者能力開発校、雇用推進室、企画課、雇用対策課、建設指導課、福祉の街づくりグループ、大阪労働局職業安定部職業対策課にも広がることになった。その他にも、大阪市長会、町村長会、裁判所、検察庁等の他の機関へも広がっている。

2) 情報・コミュニケーション保障と委託の取り組み

このように展開してきた大阪ろうあ会館の基本的な考え方は、障害福祉、高齢福祉、教育、労働、医療、司法、とそれぞれの分野が手話通訳の保障をすべきであり、それは聴覚障害者の生活の広がりと同時に、ろうあ運動の広がりをも示しているということである。

手話通訳の保障のみを考えると障害福祉の手話通訳を、すべての分野で認めれば済むが、それはそれぞれの分野で、聴覚障害者にとっての手話通訳の必要性や重要性の理解が進まず、単に手話通訳者を配置すればすむという認識にとどまり、その分野の下にある多くの部署まで、手話通訳の必要性の認識が広がらない。

そのため、障害福祉の国庫補助事業の手話通訳派遣事業以外で、労働、教育、医療、司法分野での手話通訳派遣の契約をし、分野ごとに責任をもって手話通訳の保障をすることが大切であると考えている。このような取り組みの結果、労働や医療の分野で、不十分ながら専従手話通訳者の設置にも結びついてきたところもある。

2) 各分野の専門性の必要

各分野の認識が深まれば、分野ごとの専門的知識を持った手話通訳者の養成の必要性が出てくる。聴覚障害者は限られた、決められた範囲で生活するわけではなく、すべての分野とつながって生活しており、それは一般の人と同じである。従って、手話通訳者はそれぞれの分野の知識や手話技術を持っていないと適切な通訳ができない。特に、聴覚障害者は手話通訳者の通訳によって状況を判断することになるため、例えば医療（診察や薬の説明）等、適切な通訳ができていないと生命や生活破壊に結びつく可能性もある。そのため、各分野の手話通訳者を養成し、各分野で適切な手話通訳ができるよう取り組んでいく必要がある。

3) 国・都道府県・市町村での取り組みの必要

以上のような点を踏まえると、障害者自立支援法では手話通訳等のコミュニケーション支援事業は基本的に市町村の役割を前提としているが、都道府県や国でもすべき行政の仕事があるため、都道府県レベルや国レベルでも手話通訳の対応も当然に必要であると言える。市民であり、府民でも国民でもある聴覚障害者への情報保障・コミュニケーション保障を、責任のある各行政分野で対応できるようにしなければならない。

(3) 委託契約等の状況

現在、手話通訳派遣事業については、大阪府および大阪市、吹田市、熊取町、田尻町、能勢町、岬町で委託契約により、大阪ろうあ会館が手話通訳派遣事業を実施している。

また、大阪府、大阪市については各役場の部署の会議や大会、研修等については、手話通訳派遣事業とは別途取決めがなされ実施されている。さらに、議会、警察、教育委員会、労働局、病院、民間企業・団体等様々な機関・企業・団体と契約を取り交わし、聴覚障害者のために積極的に情報保障・コミュニケーション保障に取り組んでいる。

表7-1 大阪ろうあ会館の契約による派遣事業の概要 2005年4月現在

	契約先	根拠・契約開始時期等	内容
派遣事業	大阪府	手話通訳活動促進事業実施要綱 1977年4月1日	民生内容
	大阪市	1977年4月1日～	民生内容
	吹田市	吹田市手話通訳員派遣事業要項 1994年7月1日	吹田市が認めた内容 各課から直接依頼あり
	熊取町	手話通訳者派遣事業実施委託契約書 2001年4月1日	熊取町が認めた内容
	田尻町	田尻町手話通訳員派遣事業委託契約書 2000年1月1日	田尻町が認めた内容
	能勢町	手話通訳者派遣事業実施委託契約書 2001年5月21日	能勢町が認めた内容
	岬町	岬町手話通訳者派遣事業委託契約書 2001年5月1日	岬町が認めた内容

役場 各部署	大阪府 健康福祉部	手話通訳者の派遣費用に関する協 定書 1999年7月1日	府庁各部署の通訳基準の取決 め 各課の会議・大会・研修等
	大阪市	大阪府「手話通訳者の派遣費用に 関する協定書」を提示して、同様の 対応をしてもらっている。	市役所各課主催の会議・大会・ 研修等の単発の依頼分
議会	大阪府議会	「手話通訳業務委託契約書」 1996年(平成8年)4月～	議会・委員会とも2名待機
	大阪市会	申し合わせ 1998年2月	市議会で希望があった時のみ
警察	大阪府 警本部	通訳業務に関する委託契約書 1995年2月1日	刑事事件
教育	大阪市 教育委員会	手話通訳指導員派遣業務委託 1995年4月10日	小・中学校の参観・懇談等 対象学校実績:65校
	吹田市 教育委員会	1999年4月から実施	吹田市立小・中学校行事
	大阪府下・ 私立高校	大阪府私立高等学校等特色教育 振興補助金(府から学校へ通訳費 用の1/2以内を補助)2003年6月30 日より	私立高校の行事
労働	大阪労働局	手話協力員の配置 (国費・労働局予算)	職安窓口・定着指導同行
	大阪障害者職業 能力開発校	委託契約書 1996年5月29日	パソコン授業通訳:2004年度から 開発校で2名設置、ろうあ会館か ら毎日4人を派遣
医療	大阪府立病院 (4病院)	契約書 2003年3月31日 通訳依 頼があったときのみ派遣	府立病院での診察
	大阪府立急性 期・総合医療 センター	契約書 2004年4月1日	アルバイトの通訳設置 週5日間 (9:00～11:00)
	大阪市 健康福祉局	老人保健法関係健康診査における 手話通訳業務委託契約書 1996年 10月15日	各区の基本健診等の待機通訳
民間	各企業	・60社と契約(実施なし含む) ・総派遣時間2455時間(2004年度)	企業の朝礼・会議等 そのうち重度障害者介助等助成 金事業を利用した企業派遣時間 は約2000時間
	諸団体	諸団体からの単発依頼分	大会・講演会・セミナー等

8 . IT事業所の事例：IT事業と手話通訳

2005年8月にある県の聴覚障害者協会、手話通訳担当者、TV(テレビ)手話通訳といった手話通訳に関するIT事業を実施している事業所を訪問し、手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。ここでは、そのなかなかから特にIT事業所の営業企画部長より取り組み状況について伺った点を中心に報告する。

(1) IT事業所について

この会社は、全国で始めて遠隔手話サポートサービスを始めた会社であり、目標は、「IT技術を基準に、誰もが福祉を意識しないノーマルの暮らしができる社会を目指します」とし、「耳が不自由な方々のバリアはコミュニケーションであり、IT技術・通信技術を活用することでいつでも安心して暮らせる社会を提案します」としている。代表取締役1名、役員4名、そして、社員8名、アルバイト6名で運営されている。

現在の主な活動は、電話しかない相手に連絡する際に会社の代理電話センターにTV電話やFAX・メール等で連絡し、オペレーターが電話を代わりにかけてくれるという「代理電話サービス」、来客訪問・FAX・アラーム(目覚まし)等を光やバイブレーターで知らせる聴覚障害者用屋内信号装置やFAXである聴覚障害者用通信装置、字幕放送や聴覚障害者専用の番組を見ることができ災害時に地域別の緊急信号を受信し光警報器で知らせるアイ・ドラゴンといった聴覚障害者情報受信装置等の販売である「福祉機器購入支援」等をしている。なかでもTV電話による代理電話サービスとそれを利用する前提としてのTV電話の販売を進めている。

なお、この会社はその先駆的な事業展開により多くの賞を受けており、近年震災等があったときに聴覚障害者の情報保障のために率先して支援を行った会社でもある。

(2) IT事業所の取り組み課題

1) 通信機器についての課題

これまではパソコンでTV電話をしていたが、今年から光ファイバーのシステムに変更してスムーズなコマ送りができるようになった。しかし、通信機器のために10万円ぐらいかかり、通信回線の費用も必要である。また、すべてをしっかりと整合させ、合わせないとうまく通信できない。パソコンや回線、カメラ等の性能や設定、混み具合などによってうまくコマ送りできないことがある。このようにハード面だけでなく、ソフト面でもまだ課題がある。ソフトが一致していないとつながらない。例えば、1つのパソコンはソフトの面でA社専用となっているので、そのパソコンでは他のソフト会社のシステムを使うことができないこともある。そのため、すべてに対応できるよう3、4台のパソコンでTV電話を受け付けている(コール音を変えてどのTV電話が使われているのか分かるようにしている)。

2) TV電話設置の課題

会社に関わって回線をつないだのは2004年で50台、2005年は8月末までに10台である。企業の相談窓口になっているコールセンターにも導入を促しているが、聴覚障害者は人数が少ないからとなかなか聴覚障害者の必要に対応しようとはしなく、今までどおりでよい

とされているところが多いという。また、コールセンター側も、家族ならOKだと言うが、第三者の場合、本人の確認が取れないことを理由に、手話通訳を通しての相談を受け付けないところもある。これはTV通訳以前の問題である。また、TV電話を区役所にももちかけたが、設置手話通訳者がいるのでいらないと拒否されたという。会社としては設置手話通訳者の仕事を奪うと思われたと考えている。しかし、その手話通訳者が席を外していたり、休んだときは手話通訳の対応ができないので、どうするのか疑問に思う点もあるという。設置手話通訳者とTV電話とできちんとすみ分けを図って、手話通訳者と時間が合わなかったり、受付の簡単な部分についてTV電話で対応すればいいのではないかと考えている。

3) 日常生活用具としての承認の課題

現在、会社として、TV電話を日常生活用具に含めてもらえるように各市町村、都道府県に働きかけている。市町村に話をもちかけると、県に聞いてほしいと言われ、県に話をもっていくと、厚労省の確認がないと無理と言われ、厚労省に2005年に問い合わせたが、国では判断しないという回答があったという。そして、県としては事業の趣旨に反していないということで反対はしないという回答を得た。そのため、県内のなかにはすでに給付を可能にしている市町村が10市町村ほどある。しかし、費用がかなりかかるため、ホームページ等で自治体名を出さないように言われているところが多い。また、費用がかかるために、TV電話をきちんと使いこなすことができるか「審査」をすることもある。おそらく予算がなければ給付しない市町村もあると思われる。また、1年のうちにFAXの給付を受けた人は利用できないことになっているようである。

(3) 今後の展望

今後は、会社としては、ユビキタス社会（情報ネットワークに、いつでもどこからでもアクセスできる社会）を目指して、高速映像を送ることができる最新版の携帯電話で、いつでもどこでも遠隔通訳ができるようになればとよいと考えている。現在、普及している映像を送ることのできる携帯電話等では画像が小さく、時々映像の遅延が出たり、片手で手話をしなければならないという課題がある。これらは技術的なものであり、将来的には対応できるのではないかと考えている。手話をする機会が広がり、聴覚障害者が気軽に町に出て行ける環境にしていきたい、とのことであった。

〈 ．介護保険・支援費制度における課題〉

1．介護保険における課題

介護保険における課題について、以下、いくつかの調査データを確認しながら、検討していこう。

(1) 事業所調査

調査の概要

まず、全通研が実施した調査『介護保険と聴覚障害者 コミュニケーション支援からみた課題と改善への提言』を参照に明らかにしよう。

はじめに本調査における事業所調査より明らかになったことを整理しておこう。この事業所調査の目的は、手話通訳派遣事業所の介護保険制度への関わり方を明らかにすることである。調査方法としては、調査票の郵送調査である。調査対象としては、まず全通研が実施している『手話通訳者の労働と健康についての実態調査』から、手話通訳者が雇われている事業所を抽出した。その事業所から公共職業安定所、医療団体などを除いた自治体や社会福祉関係団体、障害者団体を中心とした事業所428ヶ所を対象とした。調査期間は2000年(平成12年)9月11日～9月30日であった。調査票回収結果は有効回答269(42.2%)であった。その内訳は自治体157(36.6%)、民間団体112(54.3%)であった。

ただし、注意を要するのは、本調査は全ての自治体を対象としたのではなく、あくらかに手話通訳の対応を行っている自治体や事業所を対象として実施したことである。したがって、聴覚障害者に対する取組みが比較的できているというバイアスが生じている可能性が高い。それを踏まえたうえで、事業所調査から明らかになったことを見てみよう。

手話通訳者の状況

しかし、それでも事業所の状況としては、事業所勤務の手話通訳者は計546人であり、単純平均すると1事業所あたり2人の手話通訳者がいることになる。具体的には、正規職員が26.0%、非常勤嘱託が39%、常勤嘱託が20.3%、臨時雇用が14.7%等となっている。つまり、非正規職員が約75%となっている。また、登録手話通訳者は合計して約6000人であるが、年1回以上実働している人は3848人と半数強(65%)でしかない。

介護保険への取組みと予算措置

介護保険に関わる聴覚障害者への情報保障のために何らかの取組みを行っていると思えた自治体は46団体(自治体有効回答157の29%)、民間団体では43団体(民間団体有効回答112の38%)であり、全体で3割が介護保険に関わって取組みを行っている。

取組み内容として、多かったものから、手話通訳者への介護保険研修(31.4%)、介護保険担当手話通訳者の限定(17.9%)、手話通訳者派遣の広報(10.3%)などが挙げられた(複数回答)。しかし、取組みを行っていない事業所を考慮すると、実際にはその半分ほどしか実施していないことになる(表1)。ほとんどこれら介護保険の取組みもなんらなされないで介護保険の手話通訳が実施されている。

表1 介護保険に関する取組み状況（複数回答）2000年（平成12年）

	実施事業所数	実施事業所（156） に占める割合	有効回答事業所（269） に占める割合
手話通訳派遣の広報	16	10.3	5.9
手話通訳者への研修	49	31.4	18.2
介護保険担当手話通訳者の限定	28	17.9	10.4
介護保険通訳料を別枠設定	14	9.0	5.2
関連機関との継続的連携	15	9.6	5.6
ニーズ調査	6	3.8	2.2
その他	28	17.9	10.4
合計	156	100.0	58.0

注）事業所調査：2000年（平成12年）実施、手話通訳を実施している269事業所（有効回答率42.4%）

出所）全国手話通訳問題研究会編（2001）『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ、p.66より作成

特に、介護保険に関する手話通訳の予算については、手話通訳設置事業で実施しているところが40.2%、手話通訳者派遣事業が50.5%であり、介護保険による手話通訳の必要に特別に配慮して予算を設けたのは9.2%となっている。要介護認定や情報提供や契約、苦情相談などその他、介護保険に関する手話通訳業務が増えたとしても、ほとんどの場合そのまま既存の手話通訳予算が圧迫されることになっている。

派遣内容

回答事業所のうち82事業所からは手話通訳利用者の利用状況について回答があった。その利用者数合計は284人であった。その派遣内容別の派遣記録件数（レコード数）は515件あった。その件数から手話通訳派遣の内容としては多いものから、次のようであった。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1)訪問調査（要介護認定）46.8%、 | (2)ケアプラン作成14.0%、 |
| (3)サービス提供開始時8.5%、 | (4)申請時8.3%、 |
| (5)サービス管理6.4%、 | (6)その他15.5% |

約半数の割合で訪問調査（要介護認定）のために手話通訳が利用されている。訪問調査のみの派遣しか受けていない人は284人中154人（54.2%）に上る。訪問調査での利用が比較的多い理由としては、認定調査をできるだけ正確にしようとしたこと、要介護認定が自治体責任であることから手話通訳利用につながられたことが考えられる。なお、要介護認定にかかる時間は国が想定していた45分をはるかに上回る約2時間となっている。

一方で、要介護認定で手話通訳の必要性を理解していると考えられるにも関わらず、利用者の自己決定・サービスの選択を確実なものにするはずのケアプランの作成には手話通訳の利用につながっていないのである。自己決定を標榜する介護保険制度において、高齢聴覚障害者のコミュニケーション支援の未実施は大問題である。

(2) 手話通訳者調査

調査の概要

次に、上記、全通研の事業所調査と同時期に雇用された手話通訳者に対する調査も実施した。この手話通訳者調査の目的は手話通訳者の立場から、介護保険の各現場における手話通訳者の意識や具体的対応について明らかにすることである。調査方法は全通研が自治体、聴覚障害者団体、手話通訳者派遣事業所等に勤務する手話通訳者を対象に、5年毎に全国実施の「手話通訳者の労働と健康についての実態調査」に付随して実施。公共職業安定所で行われている手話協力員事業に従事している手話通訳者についても調査対象とした。調査対象者は1147人で、有効回答821(71.6%)であった。

雇用された手話通訳者によるコミュニケーションの状況

この調査で重要なことは介護保険に関してどこまで伝えることができたかである。この調査項目では手話通訳者が主観的に感じた回答であるが、重複障害を持つ高齢聴覚障害者に対するコミュニケーション支援が非常に難しいことが分かった。例えば、介護保険におけるコミュニケーション支援でどれだけ伝わったかを手話通訳者自身に尋ねた状況をみると、次の表2のようであった。およそ半数以上が伝わったと評価しているが、逆に言えば、半数近くが伝えることができなかったと見ることができよう。

表2 介護保険におけるコミュニケーション実施の評価 2000年(平成12年)

	よく伝わった	ほぼ伝わった	合計
訪問調査の意味	9.6%	43.8%	53.4%
受託業者の契約内容	8.9%	36.8%	45.7%
ケアプラン作成の意味	15.2%	43.4%	58.6%
ケアプランの内容	22.1%	49.7%	71.8%
被保険者の希望	34.7%	34.7%	69.4%

注1) ここでいう評価とは手話通訳者自身の評価を意味する。

注2) 手話通訳者調査：2000年(平成12年)実施、雇用されている手話通訳者821人(有効回答率71.6%)

出所)全国手話通訳問題研究会編(2001)『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ、pp.90-4

このように、手話通訳者がいてもコミュニケーションがうまく取れない原因は、さらに研究されるべきであるが、次の点が考えられよう。

現在の高齢聴覚障害者のなかには、教育制度の問題から不就学や手話禁止によって手話そのものが難しい人も多いこと(先にみたコミュニケーション方法を参照)。

介護を必要とする状態というのは、聴覚障害に加えて他の障害を持つことであり、例えば上肢が不自由になったり、視覚障害を持つと手話そのものも難しくなること。また、知的障害や痴呆などが重なる場合も同様である。

介護保険制度自体に条件が多く、煩雑で理解・伝達が非常に困難であること。

このように多様なコミュニケーション方法や介護保険制度に熟知した手話通訳者が

少ないこと。

各利用者について継続的にかかわっていく体制が整っていないこと。

手話にしても他のコミュニケーション手段にしても各利用者の個人差が存在するため、ある程度継続的にかかわりがないとコミュニケーション手段そのものが確立しないのである。

また、これに加えて、家族状況や地域環境、自治体の手話通訳者数やその派遣コーディネート体制、手話通訳予算等によって手話通訳に制約がかされる場合もある。

以上のことから手話通訳事業における今後の対応策として、手話通訳者の養成研修と必要に応じて継続的に手話通訳実施体制の整備が求められよう。

(3) A市における介護保険におけるコミュニケーション支援状況

さらに、介護保険におけるコミュニケーション支援に取り組んでいるA市の手話通訳派遣の状況である。A市は介護保険サービスを利用する聴覚障害者のコミュニケーション支援を保障するために、介護サービス提供時でも必要に応じて手話通訳派遣を実施している。

このA市での介護保険における手話通訳事業の課題について、以下の点が挙げられる。

介護保険における手話通訳利用者の増加。

2000年（平成12年）度当初、2人であった介護保険の手話通訳利用者は2003年（平成15年）度には5人に増えた。その派遣回数も2000年（平成12年）度の216回から770回へと3.5倍になった。今後いわゆる団塊の世代が高齢化していくなかで、介護保険において手話通訳を必要とする聴覚障害者はますます増加していく。そのため、今後介護保険での手話通訳の取組みが重要になってくる。

介護保険関係の手話通訳支出が2000年（平成12年）度の60万4800円（全体の11.2%）から215万6000円（同27.5%）へと3.5倍に膨れ上がったこと。

全支出に占める割合も2.5倍になった（表4-3）。他の手話通訳派遣とは異なり、介護保険における手話通訳はたとえ利用者が少人数であってもほとんどが継続派遣になるので、手話通訳の利用回数が増加する。そのため、手話通訳派遣に関わる支出も増えるのである。

手話通訳の対象の複雑さ。

介護現場における手話通訳は、1.聴覚障害者本人に加えて、2.複数の介護職員、3.複数の他の介護サービス利用者、というように対象が入れ替わり立ち代りする。このような状況のなかで、手話通訳者は通訳のみならず聴覚障害者本人とその周りの人たちとの関係について配慮が求められることになる。

手話通訳者による相談・調整の比重が高くなること。

その理由は、1.手話通訳者は聴覚障害者の抱える生活問題や介護問題状況について学習していること、2.聴覚障害の介護サービス利用者の希望や意見を直接聞く立場にあること、などが挙げられる。そのため、1.聴覚障害者本人の介護等の生活に関する相談に対応し、

2.いくつかの介護保険事業者やその他の保健・福祉・医療に関する調整（例えばケース会議に出席するなど）が重要になってくるのである。そのために、手話通訳者自身が介護保険についてはもちろん、保健・福祉・医療の知識の習得が必要とされる。

周囲に聴覚障害の理解者をつくること。

手話通訳者は聴覚障害者のそばに24時間一緒にいるわけではない。また、介護サービスの質の向上を図るうえで介護者自身がコミュニケーション方法を身につける必要がある。さらに、介護施設等で他の利用者と集団で生活・時間を過ごす場合には、その利用者との触れ合いも大切である。そのため、介護サービスの事業所やその利用者に対して、1.聴覚障害の理解や、2.手話等コミュニケーションのとり方について伝えていく必要がある。そして、これらを踏まえて、必要に応じて、聴覚障害者の人間関係の構築のための取り組みも必要になる。

表3 A市における介護保険における手話通訳実施状況

		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
対象者	実数	2人	3人	4人	5人
サービス利用	障害	聴覚1級・右半身不全麻痺	聴覚1級・右半身不全麻痺・他	聴覚1級・下肢・認知障害他	聴覚1級・下肢・認知障害他
	介護認定	要介護4～1	要介護4～2	要介護4～2	要介護4～2
介護サービス	調査	4回	6回	8回	8回
	在宅	16回	177回	287回	330回
	施設	196回	196回	210回	432回
派遣費用	全体	5,382,000円	6,689,000円	7,219,000円	7,826,875円
	介護保険	604,800円(11.2%)	1,061,200円(15.8%)	1,414,000円(19.5%)	2,156,000円(27.5%)
費用負担		なし	なし	なし	なし
派遣全体の割合		全体2076 介護216(10.4%) 医療790(38%)	全体2402 介護379(15.7%) 医療1005(41.8%)	全体2555 介護505(19.7%) 医療893(34.9%)	全体2861 介護770(26.9%) 医療865(30.2%)
問題点 課題		<p>事業所側が通訳の仕事についての知識がなく、介護者との区別も中々つかず、通訳の仕事を理解してもらおうが大変だった。又、通訳者も普段している通訳現場とは支援の仕方が違ったので戸惑ってしまい、先が見えず派遣元に対して不満もでた。</p> <p>聴覚障害の特性や、通訳という社会資源について、事業所にどう伝えるかが課題であった。</p>	<p>施設職員の入れ替わりが多く、慣れたころ(聴覚障害や通訳について、理解できる)に退職されるので、なんども一から説明しないとイケないのが、大変だった。</p> <p>事業所側に、上記のことを上手く引き継いでもらえるような、提案の方法について、検討が必要と思われた。</p>	<p>施設への派遣場所も増えてきて、施設間の対応のばらつきが目立ち始める。古く慣れた所では、職員の手話の上達もあり、通訳者が見守りをする場面もあるが、新しい所では、まだまだ通訳者を介護者と見られることもあった。</p> <p>自宅への派遣は当初、利用者・ヘルパー・通訳者のそれぞれの希望がずれて困った。目的等の調整や確認が必要となる。ケース会議への参加で意見調整をはかる。</p>	<p>医療と介護がほぼ同数になってきている。介護は医療と違い、全て継続ケースなので、利用者が増えると、回数の増え方は急勾配になるのは明らかである。</p> <p>事業所のケース会議の出席・通訳者への対応等、介護に関わる仕事は多い。又、今後、削減されるであろう予算の中で、どう調整し対応していけばいいのか非常に苦慮している。</p>

2. 支援費制度における課題

次に、支援費制度における課題について、これも全通研が実施した「支援費制度における聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究」を参考に整理しておきたい。

なお、調査対象者には社会的な支援を必要とする聴覚障害者全般の状況を把握するため、支援費制度を利用していないが、共同作業所やろうあ者相談員等の利用者も対象としている。研究方法として、施設利用者概要調査と生活実態調査を行った。

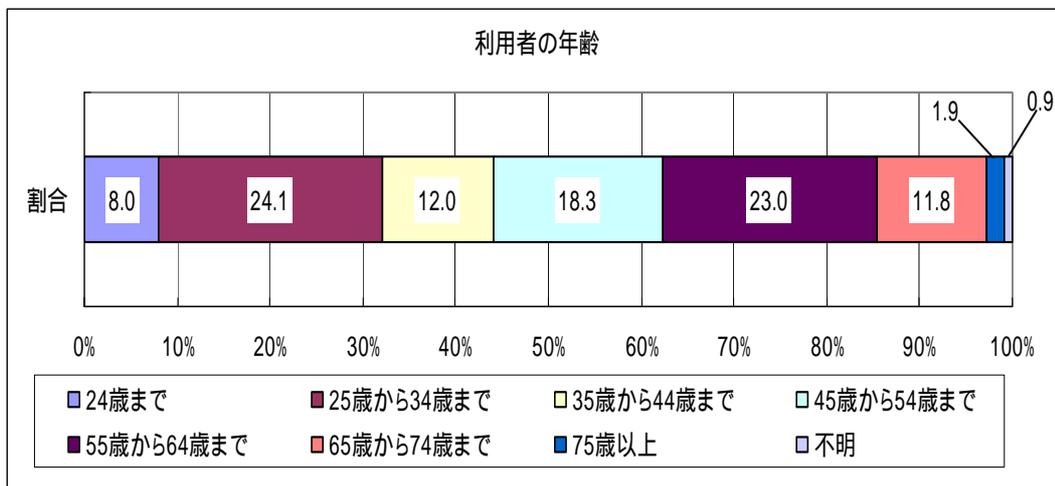
(1) 施設利用者概要調査

社会的な支援を必要とする聴覚障害者の属性を知り、次の生活実態調査の母集団の特徴を把握するため、聴覚障害者が利用している入所および通所施設に対して質問紙郵送調査をした。25施設（入所9、通所16）を抽出し、各施設の利用者全員の状況について調査した。調査期間は2003年（平成15年）10月21日から12月28日であった。有効回答は入所8（対象者数326人）、通所10（同139人）であり、合計18施設（同465人）分である。

利用者の年齢

利用者の年齢を見ると、「25歳から34歳まで」が24.1%と最も多く、次いで「55歳から64歳まで」が23.0%、「45歳から54歳まで」が18.3%となっている（図1）。つまり、45歳以上の壮年層および高齢層が半数以上を占めている。

図1 利用者の年齢



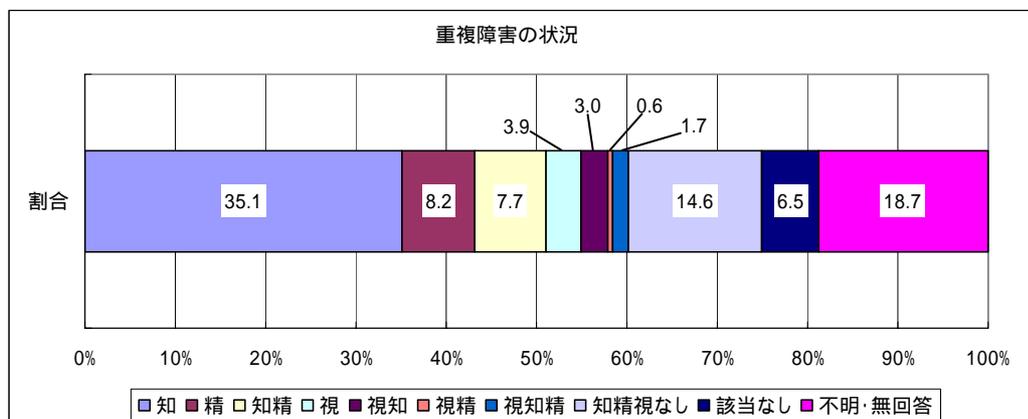
出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年（平成16年）

利用者の重複障害

ここから、福祉サービスを利用する聴覚障害者の重複障害、特にコミュニケーション支援に関わって重要な知的障害と精神障害、視覚障害の2つの重複状況を検討した。その結果が図2である。特に、知的障害がある聴覚障害者は47.5%（知 35.1%、知精 7.7%、視知 3.0%、視知精 1.7%）、精神障害では18.2%（精 8.2%、知精 7.7%、視精 0.6%、視

知精 1.7%)、視覚障害では9.2% (視 3.9%、視知 3.0%、視精 0.6%、視知精 1.7%) に上る (略字はそれぞれ「聴 = 聴覚障害」「知 = 知的障害」「精 = 精神障害」「視 = 視覚障害」を意味する)。

図2 重複障害の状況



出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

(2) 生活実態調査

社会的な支援を必要とする聴覚障害者の生活課題を具体的に把握するために、主に施設利用者概要調査の対象となった施設担当者に等間隔無作為抽出により家族のいる対象者を抽出してもらい、その対象者の担当職員と家族に対して質問紙郵送調査を実施した。調査期間は10月21日から1月31日であった。入所施設は63人分送付し55人(80.9%)、通所施設は82人分送付し36人(43.9%)の回答を得た。

重複障害(疾病含)の状況

調査対象となった利用者(91人)の障害および疾病の平均は平均3.2であり、最も多い人で7つの障害や疾病があった。なお、ここで疾病を含めたのは、病気の主な内容として、糖尿病、高脂血症、高血圧、肝炎、喘息など慢性疾患がほとんどであったためである。また、障害、とりわけ知的障害や精神障害については、その障害手帳を保持していなくても、具体的な障害が書かれている場合も該当ありとした。このように、福祉サービスを利用する聴覚障害者はいくつもの障害や病気を抱え、より専門的な支援が必要とされている。

日常生活動作と金銭管理の状況

この重複障害の障害程度を裏付けるように、日常生活動作や金銭管理で何らかの介助を必要とする聴覚障害者が多い(表4)。例えば、食事や排泄では約2割、入浴や外出では約5割が介助を必要としている。また、金銭管理にいたっては約7割が困難であり、時間をかけて行う必要がある人を含めると9割に上る。つまり、聴覚障害者の支援を考えた場合、コミュニケーションなしにこれらの介護ができないので、福祉サービスの提供と同時に、手話通訳を実施する場合、同じ担当者が両方を同時に行うことが望ましいと考えられる。

(介護保険や支援費制度の事業所調査等から、実際には介護の場における手話通訳は軽視され、コミュニケーションの不足から介護の質の低下・悪化が頻繁に生じていると推測される。)

表4 日常生活動作と金銭管理の状況

	部分介助	全介助	合計
食事	15%	3%	18%
排泄	19%	4%	23%
入浴	37%	6%	43%
外出	35%	31%	66%
	時間かけできる	できない	合計
収入管理	22%	71%	93%
通帳管理	15%	76%	91%

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

コミュニケーション方法

また、福祉サービスを利用している聴覚障害者のコミュニケーション方法をみると、家族と職員で各方法の使用割合が異なるが、主に、身振り、手話はほとんどの人が使用している(表5)。続いて、筆記や描画も半数の人が使用している。その聴覚障害者独自の記号であるホームサインも3割程が使用している。このように、福祉サービスを利用する聴覚障害者のコミュニケーション支援のためには多種多様な方法を獲得していることが求められる。

そして、このようなコミュニケーション方法による福祉サービスの説明や意思の確認には、コミュニケーション支援における専門性、継続性および比較的長い時間が必要とされるのである。その場合の担当職員の専門性と適切な労働条件の確保が必要である。

表5 コミュニケーション方法の使用割合

	家族	職員	合計ポイント
身振り	68%	74%	142
手話	38%	71%	109
筆記	41%	44%	85
描画	31%	47%	78
ホームサイン	32%	23%	55

注) その他、必要に応じて、触手話、接近手話、指文字、手書き等も併用されていた。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

〈 ． 高等教育機関調査 〉

高等教育機関へのヒアリングの結果

〔 背景・目的 〕

日本において手話通訳教育は、手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業として、都道府県や市町村の「社会参加促進事業」(いわゆる「地域養成」)が中心として行われてきた。一方、高等教育機関での手話通訳者養成は、2004年(平成16年)5月現在、専門学校5校、短期大学1校、大学1校で行われている。

1990年(平成2年)に国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に手話通訳専門職員養成課程(現手話通訳学科)がおかれ、手話通訳士養成のモデル校として発足したが、先に見るように高等教育機関での手話通訳者教育は、発展途上にあると言える。

「高等教育機関へのヒアリング」を行う目的は、手話通訳者教育を行う3校(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院、世田谷福祉専門学校、金城学院大学)を選び、そこでの教育の成果および課題を把握することを通じて、今後の手話通訳者教育・養成の提言に必要な資料を提示することにある。

「高等教育機関へのヒアリング」においては、以下のような項目をたてて、各校の担当者にヒアリングを行った。

学科設立の目標・意義

カリキュラムの構成(基礎科目、専門科目、演習・実習)

カリキュラムの改変等

入学者の状況

卒業生の状況(資格取得状況、進路)

教職員の体制

教育設備・環境(設備、図書・文献、自習環境、相談指導)

教授法

在学生へのインタビューまたはアンケート(志望理由、教育内容への意見、進路希望等)

手話通訳教育の課題

〔 結果と考察 〕

以下、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院を「国リハ」、世田谷福祉専門学校を「世田谷」、金城学院大学を「金城」と略す。

学科設立の目標・意義

国リハは手話通訳士養成のモデル校として1990年(平成2年)設立(1年制 2年制)、世田谷は手話通訳士・者養成専門学校として2000年(平成12年)設立(2年制・専攻科1年)、金城は福祉社会学科(社会福祉士養成)と言語文化学科の学生の自由履修科目として、手話通訳者養成科目が2001年(平成13年)より開設。

国リハ、世田谷は手話通訳士・者養成に特化した2年間の専門教育カリキュラムを有している。これに対して、金城学院大学は4年制の社会福祉教育、言語文化学教育の一

環として手話・手話通訳教育が行われている。

それぞれ日本における手話通訳者養成のモデル校となる。今後はこれらの教育実践を検証し、これを踏まえた高等教育機関での手話通訳者養成のあり方を検討し、全都道府県での養成校の開設が望まれる。また、その養成実践は今後地域での手話通訳者養成にも影響を与えることになると思われる。

カリキュラムの構成（基礎科目、専門科目、演習・実習）

国リ八、世田谷は、手話通訳教育に特化した専門教育（手話通訳士・者試験に対応する専門知識と専門技術教育）が行われている。加えてそれ以外の基礎教育科目も備えている。（例えば国リ八は文化人類科学、社会学、心理学、カウンセリング、リハビリテーション、社会福祉学概論、法学概論、医学概論、コンピュータリテラシーなど。世田谷は、社会福祉概論、異文化コミュニケーション、法学概論など）

手話や手話通訳の技術学習についてはそれぞれ2年間で千数百時間の学習時間が確保されている。

金城では、社会福祉教育、言語文化教育において、基礎科目と専門科目を履修するが、学科の専門科目の履修の他、学生の興味・関心により自学科・他学科の数百の基礎科目・専門科目を履修することで、全人的な教育を受けることができる。一方、手話や手話通訳の技術学習については、厚生労働省の手話通訳者養成カリキュラムに準拠しているが180時間程度にとどまっている。

専門学校で手話通訳者養成に特化した教育カリキュラムは、手話通訳技術という点で、手話通訳士試験合格レベルには少し不足するが、地域の手話通訳者登録試験合格レベルにまでは、到達している。手話通訳士試験合格レベルとするには、どちらの学校も「3年制」となることが必要との認識である。

金城では4年制であるが、手話通訳者養成に特化した学科ではないため、手話通訳士試験合格レベル・手話通訳者登録試験合格レベルには至っていない。2～3倍の学習時間が必要である。正規科目履修の他自主ゼミナールや手話が使用される実習先の確保で学習時間が補われている。

3校とも、自習設備・教材、図書が整えられ、学生は備えられた教材を使って自習を行っている。国リ八、世田谷では、手話を使用する現場での実習が必修とされている。これらの学習環境は手話通訳者養成に効果的かつ不可欠と言える。

カリキュラムの改変等

国リ八は2年制に移行したときに、講義科目を充実した。国リ八・世田谷ともできる範囲で手話技術・通訳技術の学習時間の拡大を図ってきている。金城では、カリキュラム改訂は近年行われていない。

限られた修業期間のなかで、講義科目と実技科目の時間配分を行わなければならない。手話通訳士試験や手話通訳者登録試験に合格する水準以上に、専門職者にふさわしい知識、技術、態度を身につけられる機会、また職場で力を発揮できるような能力を身につけられる機会としていく必要がある。そういう視点から言えば、アメリカやヨーロッパで行われている大学教育および大学院教育での養成が将来目指されるべきであ

ろう。

入学者の状況

国リ八は入学資格に20才以上とあり、短大・大学を卒業したものが多数占める。世田谷は入学者の半数が高卒者で他は大卒者、社会人である。両校は関東周辺からの入学者が多いが全国から学生が入学してきている。志望動機や資格取得についての動議は高く、学習意欲も高い。

金城は東海4県からの入学者が集まり、ほぼ全員が高卒者である。福祉社会学科は社会福祉士資格取得、言語文化学科は外国語通訳・翻訳業または外国語を使う仕事への従事、といった目標を持ち、手話通訳士資格取得は二次的な目標となっているために、その学習動機は低くなる。

国リ八の場合、短大・大卒者が多く、これらの学生は社会経験を有している。一方世田谷は高卒者（新卒）が多いために、人格教育や社会を理解するための教育が必要とされている。（金城は4年間で全人的な人間教育が目指される）手話通訳を行うときに社会常識やマナー、仕事の進め方など知識や能力が求められるが、この部分の教育を欠くことはできない。

それぞれ入学試験が行われている。国リ八では筆記試験（一般教養・国語・小論文）と面接のなかで手話通訳者としての資質を問うことがなされている。世田谷は推薦選考と一般選考（作文・面接）、金城は推薦選考（面接・小論文）と一般入試で、資質を見る試験とはなっていない。国リ八、世田谷では中途退学者もあるということだが、志望動機や学力、能力を入試時においてどのように評価するかは、今後の課題である。

卒業生の状況（資格取得状況、進路）

（進路）

国リ八では地域の登録手話通訳者として手話通訳業務を行うほか、情報提供施設、聴覚障害者団体、福祉施設、民間企業に就職している。求人は学校には来ない。情報があれば学生に伝えるほか、学生自己開拓を行っている。

世田谷では、手話関係の職場、その他の職場、専攻科進学が3分の1ずつである。求人は学校には来ない。手話通訳者としての雇用機会が少なく、学生のニーズに応えられていない。

金城では、福祉社会学科の学生は福祉現場が半数、企業が半数、言語文化学科はほとんどが企業就職である。

（資格取得）

国リ八は、卒業後3年以内の手話通訳士資格取得が目標である。現役合格は毎年1～2名。既卒者を含めると毎年5名程度が合格している。

世田谷は、手話通訳士試験は毎年2～3人が合格。専攻科在籍者のなかには地域の手話通訳者登録試験に合格するものも出ている。

金城では、まだ手話通訳者・士試験合格者は出していない。

手話通訳者として正規職員として雇用される機会は、日本国内においては非常に限られている現状のなかで、“手話通訳自体は登録という型で行い、仕事は別に持つ”とい

う実態が見られる。手話通訳士・者資格を持つものが、正規職員としてその資格を活かすことができる雇用機会の創設が求められている。

教職員の体制

国リハは専任教員は4人で、2人は聴覚に障害のある教員である。非常勤教員は12人程度で8人が聴覚に障害のある教員である。

世田谷は専任教員は3人で、2人は聴覚に障害のある教員である。非常勤教員は22人程度で半数が聴覚に障害のある教員である。

金城は手話通訳教育に関わる専任教員が1人、非常勤講師は6人でうち2人が聴覚に障害のある教員である。

専門教育を行うときに、教員の確保は重要となる。専門教育を担当するにふさわしい、知識や技術、人格を備えた教員を確保しなければならない。一方、このような教員養成の機会は今現在の日本では整っていない。それは大学院等で手話研究や手話通訳研究を行うところがなく、近接の学問領域において研究が行われているにとどまる。(このことは「手話通訳学」が未成立である現状の反映でもある) 専門科学としての確立が必要であるし、手話通訳教育者の教育・養成が必要となっている。

教育設備・環境(設備、図書・文献、自習環境、相談指導)

国リハ、世田谷、金城とも、量的な差はあるが、それぞれ教材(ビデオ教材、機材(ビデオカメラ、ビデオデコーダー、モニター、カセットデコーダー等))、書籍、自習環境が整備されている。

設備が整い、教材が豊富に用意され、機材が自由に使用でき、自己学習する部屋が確保されていることは、学校教育において当然必要なことである。地域での手話通訳者養成においても、このような設備・機材・教材が自由に利用でき自己学習もできる拠点施設(「手話・手話通訳学習センター」)が必要であろう。

教授法

国リハ、世田谷においては、講義科目については、教員が選択したテキストが使用されるが、手話通訳実技教育については、テキストは使わずそれぞれの教員が準備した資料や教材で教育が行われている。

金城では、手話通訳実技教育については、手話通訳者養成カリキュラムに則ったテキスト(全国手話研修センター発行)を使用している。

手話通訳実技については、それぞれ「少人数教育」が取り組まれている。

手話・手話通訳実技教育においては、聴覚に障害のある教員の担当する比重が大きい。

2年間～4年間、体系的に学ぶことができるテキスト、教材、教授法の開発が必要とされている。またこれらを使って教育できる教育者の育成も必要である。

学生へのインタビューまたはアンケート(志望理由、教育内容への意見、進路希望等)

3校に共通する学生の学校入学の志望理由としては、小学校・中学校・高校で手話を学んだ経験、大学や職場、地域で聴覚障害者と出会った経験から手話や手話通訳に関心

を持ったというものである。

将来の進路については、学校間で若干の違いが見られた。国リハの2人(2年生・社会人経験者)の学生はいずれも手話を使える職場、聴覚障害者と一緒に仕事ができる職場への就職を希望していた。世田谷は企業就職2人、ろう重複障害者施設、医療機関、聴覚障害関係団体各1人。金城は手話のできる職員として、福祉現場5人、医療機関2人、企業1人への就職を希望している。

学校の教育に対する要望としては、「2年間で一つの言語を習得するのは難しい」、「1年目に手話のコミュニケーション能力が十分高められるカリキュラムが欲しい」、「2年間で手話通訳のベースづくりは難しい。現場は厳しいと認識している」、「ろう者と直接話す機会大切」、「実用的な手話の学習」、「レベルごとのクラス編成」、「学校外との関係づくりの機会提供」等の意見が出された。

志望理由としては、学校教育や社会経験のなかで手話や聴覚障害者に触れ、手話通訳学習を目指したのがほとんどである。学校や地域での手話普及が一層進めば、手話通訳を学ぶ層が拡大するものと思われる。

進路は、で触れたように、手話通訳者としての雇用機会がほとんどないために、それを認識した上で、「手話を使える仕事・職場」という現実的な希望となっている。手話通訳者としての雇用機会の創設が必要である。

教育に対する要望として、学習期間が2年では不十分であること、手話によるコミュニケーション能力を十分高めたいということ、地域の聴覚障害者や関係者・団体等との関係づくりの重要性が提起されている。

教育期間の延長(3年～4年)、学校と地域社会との交流・連携を行う必要がある。

手話通訳教育の課題

3校から出された主なものを整理すると、

指導者の養成、3年制への移行、全国手話研修センターとの連携、地域、手話通訳現場との連携、手話通訳試験制度の整理・発展、手話通訳者としての雇用機会の創設、大学院教育の実施、であった。

これらの諸課題については、手話通訳養成を行う高等教育機関に共通するものであるが、学校だけで解決できない課題でもある。学校と関係者による検討の機会の設置が必要である。

〈 ．手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート〉

実施報告

1．調査の目的

現在全国で行われている「手話通訳者養成事業」および「手話通訳士養成事業」の実態と課題を明らかにし、今後の手話通訳者養成事業のあり方を検討する。

2．調査の方法

全日本ろうあ連盟加盟団体、47団体に対して地域で行われている手話通訳者・士養成事業の実態をアンケート用紙に記入してもらい、回収し、集計、分析した。

なお、アンケート用紙は2005年(平成17年)9月に配布し、1カ月間で回収を行った。

3．調査の結果とまとめ

アンケートは46団体から回収された。(東京都分については未回収)。また2つの団体からは政令指定都市分が別途回答されたため、3政令都市を加えた49件について集計作業を行った。

(1) 手話通訳者養成事業の実施状況と課題

手話通訳者養成事業の3課程(基本課程・応用課程・実践課程)を完全に実施(以下「完全実施グループ」とする)しているのは37件(75.5%)、一部未実施(以下「一部実施グループ」とする)は12件(24.5%)であった。一部未実施の理由として講師確保、予算確保、受講者確保等に困難がある、ということがあげられた。

* 完全実施しているところにおいても、同様の困難があると報告されている。地域格差を解消し、必要な数の手話通訳者を養成するために、都道府県の責任による手話通訳者養成事業(障害者自立支援法78条)の実施が求められる。

講座の開講時間については、完全実施グループは、標準講座時間(基本課程35時間・応用課程35時間・実践課程20時間)を平均10時間多く取られているが、一部実施グループ基本課程については標準講座時間と比べ平均7時間増、応用課程・実践課程では平均2時間減という状況にある。

講座の開催箇所数については、完全実施グループは各課程、平均1.5~1.7ヶ所、一部実施グループでは、1.2~1.5ヶ所となっている。完全実施グループでも各課程の講座を1ヶ所のみとしている地域が基本課程で21件(56.8%)、応用課程で20件(54.1%)、実践課程で23件(62.2%)と過半数を占めている。

また昼間に講座が開講される場所は1ヶ所以下というところが大半を占めた。

* 講座時間については、多くが標準講座時間を越えて実施していることが示された。

ここでは実態にあわせた講座時間の設定が必要であることが示されている。

講座開講箇所については、過半数が県単位で1ヶ所であり、広域養成の実態が

見られる。会場から離れた地域在住の学習者にとっては受講が困難であることが予想される。複数箇所での講座の開設が必要である。また手話通訳者への通訳依頼は昼間が多いが、養成講座は夜間に設定されることが多い。昼間活動できる手話通訳者を確保するためには、昼間の講座開講が求められる。

講座予算については、完全実施グループでは平均年間177万円（最大697万円）のうち86.3%が公費、一部実施グループでは平均年間96.9万円（最大208万円）のうち93.5%が公費となっている。

* 前述したが、県内各課程の講座開催地が1ヶ所となっている所が過半数を占めている状況で、講座予算は限られたものになっていると言える。3課程の講座を複数箇所で実施するために必要な予算の確保が課題である。

講座運営上の課題としては両グループとも講師確保（完全実施グループ91.9%、一部実施グループ83.3%）と一番多く、次いで予算確保（64.9%、50.0%）、受講者確保（43.2%、41.7%）となっている。講座実施上の課題としては、完全実施グループでは、受講者のレベルの確保73.0%、講師打ち合わせ54.1%、テキスト・教材48.6%の順、一部実施グループでは、受講者レベルが66.7%、次いで講師打ち合わせ41.7%、独自教材開発33.3%であった。

独自教材を講座で使用しているのは3件のみであった。

* 講座運営においては、講師確保が大きな問題となり、講師養成が急務の課題であることが示されている。受講者の確保および受講者レベルの確保については、手話通訳者養成の前段階の養成事業のあり方、都市部偏在の問題があると思われる。

独自教材については、その必要性は高いと言えるが、今後情報提供施設と手話通訳者養成事業の提携を進め、教材開発が進むことが望まれる。

ここ5年間（2000年（平成12年）～2004年（平成16年））の手話通訳者登録試験の合格者については、完全実施グループでは年平均10.6人となっている。一部実施グループでは年平均7.6人となっているがここ2年でみると3人程度となっている。

* 手話通訳者養成事業の3課程の実施状況が合格者数に反映していることが見られる。十分な予算が確保され、標準講座時間プラスの養成事業・講座が実施されることが望ましい。

（2）手話通訳士養成事業の実施状況と課題

手話通訳士養成事業・養成講座を実施しているのは13件、一部（数時間、数日）実施しているのは8件で、過半数の地域（55.1%）で手話通訳士の養成が行われていない。

手話通訳士養成講座を実施している21件（一部実施を含む）の平均講座時間数は30.2時間で最大は120時間、最小は6時間であった。開催箇所数は平均1.1ヶ所、定員数は平均18.2人、全体の予算は43万円（最大157.8万円）、公費補助の平均は30.0万円

(最大157.8万円)であった。

* 手話通訳士養成事業を実施する場合、実施状況はさまざまであることが示されている。これは全国共通の養成内容や講義時間を示すカリキュラムやテキスト・教材がないことから発生しているものと言える。また、都道府県により手話通訳士養成事業についての認識や事業としての位置づけが違っていることから、このようなばらつき、格差に結びついている。

手話通訳士養成は、都道府県の責務(障害者自立支援法78条)として位置づけられ実施される必要がある。

講座運営上の課題としては、実施している地域においては講師確保が71.4%、予算の確保が47.6%、受講者の確保が42.9%となっている。実施していない地域の課題としては、予算確保が74.1%、次いで講師確保が70.4%、行政の理解不足が48.1%となっている。

講座実施上の課題としては、テキスト・教材の問題57.1%、受講者のレベルの確保57.1%、講師打ち合わせ57.1%となっている。

* ここでの課題は前述した手話通訳者養成事業の運営課題・実施課題と同様であり、講師確保、予算確保、テキスト・教材の確保、手話通訳士養成にふさわしいレベルにある受講者の確保が重要課題となっている。

最終集計

回答道府県聴覚障害者団体数 46 団体 (東京都分未回収)

* 2005 年 (平成 17 年) 9 月に調査実施

1. 手話通訳者養成事業 (基本課程・応用課程・実践課程) の実施

49 件回答 (政令指定都市 3 件含む) 内 3 事業の完全実施 37 件 一部実施 12 件

2. 手話通訳者養成事業の実施状況

講座時間数 (時間)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	46.5	126	33	42.3	60	30
応用	46.0	112	33	32.4	46	10
実践	29.7	78	12	17.4	29	0

* 完全実施ではカリキュラムどおり ~ 3 倍の時間まで多様

講座開催地数 (ヶ所)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	1.7	5	1	1.4	3	1
応用	1.7	5	1	1.2	3	* 0.5
実践	1.6	5	1	1.5	3	* 0.5

* 講座開催は 1 ヶ所から 5 ヶ所

* 2 年で 1 ヶ所

講座昼間開催 (ヶ所)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	0.7	2	0	1.0	3	0
応用	0.7	2	0	0.8	3	0
実践	0.7	2	0	0.8	3	0

* 昼間開催は少ない。夜間や休日開催が主流

講座受講定員 (人)

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
基本	32.9	82	7	18.7	40	8
応用	29.6	70	7	16.2	35	11
実践	25.6	60	7	23.8	35	17

* 講座定員は 20 人 ~ 30 人が中心

講座予算・年間（万円）

	完全実施			一部実施		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
全体予算	177.0	697	11.3	96.9	208.0	33.9
内公費	152.8	500	11.3	90.6	137.0	33.9

* 予算にはかなりの格差が存在

講座運営上の課題（複数回答 %）

	完全実施 n=37	一部実施 n=12	全体 n=49
運営委員会開催	43.2	33.3	40.8
予算確保	64.9	50.0	61.2
講師確保	91.9	83.3	89.8
スタッフ確保	35.1	33.3	34.7
受講者確保	43.2	41.7	42.9
講座期間の設定	37.8	41.7	38.8

* 講師確保、予算確保が課題の中心

講座実施上の課題（複数回答 %）

	完全実施 n=37	一部実施 n=12	全体 n=49
会場確保	40.5	8.3	37.2
講師打ち合わせ	54.1	41.7	51.0
テキスト・教材	48.6	25.0	42.9
独自教材開発	37.8	33.3	36.7
受講者レベル	73.0	66.7	71.4
進級認定	16.2	25.0	18.4
視聴覚機器の確保	21.6	8.3	18.4

* 均等で一定の水準である受講者レベルの確保が課題

独自教材の有無（複数回答 件）

	完全実施 n=37	一部実施 n=12	全体 n=49
あり	2	1	3
なし	33	11	44

* 独自教材を使用しているのは少数 未回答 2

手話通訳者登録試験合格者数の推移：平均（人）

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
完全実施*	14.9	10.0	10.5	7.2	10.4
一部実施	9.3	14.0	7.2	5.2	2.3

* 完全実施では 1 県あたり 10 人前後の合格、一部実施では 3 人程度と低くなる。
いずれも少ない。

3. 手話通訳士養成事業の実施

49 件回答

内 手話通訳士養成事業の実施 13 件、一部実施 8 件、未実施 27 件、未回答 1

* 手話通訳士養成事業を行っているのは少数

講座時間数（時間）

	完全実施・一部実施		
	平均	最大	最小
講座時間数	30.2 時間	120 時間	6 時間
開催箇所数	1.1 ヶ所	3 ヶ所	1 ヶ所
定員数	18.2 人	50 人	3 人
全体予算	43 万円	158 万円	10 万円
公費補助	30 万円	158 万円	0 万円

* 十分な予算、期間で行っている県は少ない。地域格差は大きい。

講座運営上の課題（複数回答 %）

	完全実施・一部実施 n=21	未実施の理由 n=27
運営委員会開催	33.3	18.5
予算確保	47.6	74.1
講師確保	71.4	70.4
スタッフ確保	38.1	37.0
受講者確保	42.9	22.2
講座期間の設定	33.3	22.2
		行政の理解不足 48.1

* 手話通訳者養成事業と同じく、講師確保、予算確保が大きな課題。受講者確保の困難は、前段階の養成が不十分であると考えられる。

講座実施上の課題（複数回答 %）

	完全実施・一部実施 n=21	未実施の理由 n=27
会場確保	23.8	22.2
講師打ち合わせ	57.1	
テキスト・教材	57.1	51.9
独自教材開発	42.9	22.2
受講者レベル	57.1	29.6
進級認定	0.0	
視聴覚機器の確保	14.3	18.5

* 受講者の確保と合わせてそのレベルが課題。講師の問題、テキスト・教材の問題も大きい。

〔自由記述欄〕

（１）手話通訳者養成事業

講座運営についての課題

- ・手話通訳者養成事業は県から情報センターに委託されているため、県聴障協は関与していない
- ・受講者および手話通訳者を増やすための県内複数会場の実施（少なくとも）県内3会場
- ・講師の養成
- ・開催地の全県への広がり
- ・昼間開催の場合、受講者が少ない
- ・手話通訳者を目指す意識を持って受講する者と、ただ上級的に学びたいという者がいること

講座実施についての課題

- ・遠距離から集まり月に一度の集中講座となるため、講師を4～6人で編成し、各時間ごとに交替して行なう。（一人がぶっ通して担当しない）
- ・ろうあ協会の行事と抱き合わせて通訳者としての視点を養っている。
- ・各課程26回（52時間）に80%以上出席した人は進級できる。（各課程の修了証書交付あり）。各課程26回の内20回は実技、6回は講義になっている。
- ・実技指導講師の登録試験の導入・講師団の発足、研修・講義 100%受講を原則とし、止むを得ない事情で休講した場合、県だけでなく他市養成講座の同テーマによる講義の代講（振り替え）を可とした。
- ・全日本ろうあ連盟テキストによる指導で、教材は独自のものを使用している（県協）（テキストに準じた教材は地域で使用されている場合があるため）
- ・養成検討委員会を開き、カリキュラム全課程の実施と手話通訳者統一試験の導入（2004

年（平成 16 年）度）を行い、今は指導者養成のあり方を討議している。

- ・将来はおそらく予算カットの恐れもあるかも知れない。もしそうなってしまった場合、講師も減らしモニターTVで指導方法も工夫したいと考える
- ・基本課程 講義で1コマ、県のろう協・全通研が担当する。「県内の聴覚障害者の運動・手話通訳活動」について独自に設けている。講師養成 - 研修参加の際の参加費3万円を公費で負担している。
- ・講師団の形成
- ・地域活動や暮らしについての講座。地区団体の活動と行事についての講座。全通研と県手話サークル連絡協議会などの講座。
- ・県・市と共に養成委員会を組織しているので、連携は出来ている。講義部分は県全体で年2回、集中講義を開催。実践（実習）として県派遣委員会、地域ろう協、県ろう連と連携し、提供を受ける。チェック者を同行し評価、報告書も提出させる。
- ・テキストの中、特に要約のあり方、まとめ方などの学習はパワーポイントを使うと、受講生にとってわかりやすく、時間的にスムーズに進んだ。また読み取り通訳のビデオからDVDを作成してワンタッチで便利だった。
- ・入門・基礎課程で学んだ手話の「単語集」を作り、講座で活用している。
- ・要約の指導が難しい

その他の工夫

- ・養成講座のテキストを中心とした学習だけでは、登録試験に合格する実力がつかないので、独自の教材を逐次講座に取り入れている。
- ・学習ノートの導入
- ・補助講師として担当日以外の講座日に出席できるときは出て、他の講師の指導方法を学ぶようにしている
- ・手話通訳場面のイメージを理解させる工夫が大切と思うので、常に場面を変えて教えるよう工夫している。
- ・通訳者養成講座は県身体障害者福祉協会と共催で開催している。予算も身協が負担している。
- ・今まで60分単位で講座を行っていたが、テキストの講座数とあわなくなっているので、今年度から90分×講義・講座で進めている
- ・地域活動や暮らしについての講座。
- ・地区団体の活動と行事についての講座。
- ・全通研と県手話サークル連絡協議会などの講座。
- ・実践課程の実技において、大会等を現場実技学習としているが、通訳保障を考えると現場での学習は大変難しい。式典等会場の一角を受講生用として使用。
- ・毎回、ろう者大会、全通研集会、ろう協の活動時の話しをするようにしている。
- ・指導書を基に講師2人で話し合っって指導案を作成している。

手話通訳者養成事業の実施に必要なこと・改善点

- ・これまでやってきた通訳姿勢、通訳上の留意点など通訳者の視点を磨く意味で講座は効

果があるが、表現技術の向上にはなかなか結びつかない。通訳者としての素質の有無も関係しているのかわからないが、トレーニングを繰り返してもある程度上達する人、全然変わらない人がいる。自宅トレーニング用の教材が必要ではないか？特に、サマリーやイントラリンガルはろう講師の苦手とするところ。何をどのようにすればサマリリーの適切な例になるのか、イントラの適切な例になるのかが良くわからないまま、経験で教授しているのが実態。

- ・ <要約について> 講座内で指導している内容と、実際に手話通訳者統一試験の問題で出されるポイントの結びつきが難しいと感じる。
- ・ 現在中心部のみでの開催となっている。受講生のことを考えれば1年間で終わってほしいという声が多い。(2年間も家庭で理解が得にくい)しかし、1年ではカリキュラムをこなすのが難しい等の問題がある。期間が延びれば受講生も減るため、悪循環というかジレンマに陥る。
- ・ 県内1ヶ所で現在行なっているが、本県は広域で車で片道2～3時間かかる所からの受講者がむずかしく「養成したい地域の人養成できない」何といても講師人材が乏しく、昨年養成を試みたが他の事や行事に流され実施できず。上のことから地域または数を増やすことが限界。
- ・ 県情報センター主催とA市独自の講座、通訳者登録試験を行なっているため、県全体としての整合性が図れていない。(例)A市在住の受講者は県の講座は受けられない、など制約があって改善すべき点である。
- ・ 養成カリキュラムが整い、ろう・健聴講師2人体制で行なっている状況下での講師団の強化・研修などが課題。県は広域なので養成事業が行われていない地域も多く、開催地の選定などが課題。
- ・ 実践課程をどのように進めたらよいのか、毎年悩む。理論の学習だけでなく、実践できる現場をどのように確保し学習と結びつけたらよいのか、応用までで認定試験にチャレンジしても良いのではないか？試験合格後の就任者研修で実践を取り入れた方が指導もしやすいと思われる。
- ・ 現在は県のみ中心として養成事業を行なっている。カリキュラム改訂は出来るだけ止めて欲しい。現在講師団としてはムダな出費に困惑している。
- ・ 基本課程の受講申し込みの時、受講者選定面接を行なっている。基本課程の受講レベルはどの程度かあいまいなので、基礎課程の到達目標を受講レベルとした。自宅学習できるカリキュラムがあればよい。
- ・ 実践課程における手話通訳実習では、受講生の通訳実習(個人通訳)に協力してくれるろう者がなかなか見つからない。
- ・ 県内2ヶ所で開催するよう検討中。
- ・ 聞き取りと読み取りの実技を増やす。例えば教材を10題ほど取り揃えて、地域で選んで使用できるようにする。
- ・ 実施箇所の拡大(予算の増)・受講対象者(基本課程)の資格要件、手話会話力の評価・学習教材(講座学習を補充するもの)の開発・講師養成(研修機会の充実と経費の負担)・手話通訳者統一試験の合格率の改善

- ・テキストの整備
- ・講師の養成、指導カリキュラム改善（例：ビデオの使い方、指導書の使い方など）
- ・実践での実習のうち、個人通訳はなかなか実習できない。他府県で良い例があれば教えて頂きたい。
- ・講師の確保が大変。この事業の講師は協会役員、全通研役員が担っており、それぞれの団体の行事と調整しながら行なっている。事業から逸れるが、講師講習会は内容が充実しているのは理解できるが、講師が多忙で参加がままならない。なんとか別の講習会も考えて頂けないか。
- ・県の課題としては指導者の育成が急務。繰り返し受講する人への教材作り。
- ・改善と言うよりも講師の力で工夫して行なうことが大切と思う。講座を重ねるうちに、進歩派となかなか派が明るみに出てくる。また、ここはよく出来るが、ここは・・・というように人によっては差異が生じる。これを上手くバランスよく養成するのは、講師の力次第と思う。
- ・県では手話奉仕員養成講座基礎課程を修了し、3年程度通訳活動を経験した者を対象に養成しているが、実際の受講者は通訳経験の差が大きく、指導に苦慮することも多い。手話通訳としての倫理や実践技術は講義で話すものの、通訳経験の少ない受講生には実感がわかないようでもある。養成講座を受講することによって、意識が変わってくる良い面と同時にカリキュラムは修了したが、講座が終わった後、活動と結びつかない方が多い現状もある。テキストの内容と合わせて派遣活動へのつながりを作れるような講座にしていかないと、受けただけの方が増えてしまう。実践課程の「実習」について、派遣との調整が難しく現状実施できていない。
- ・教材のテキストとビデオ内での手話表現が違っているところがあるので、統一できる方が良いと思う。

（２）手話通訳士養成事業

講座運営についての課題

（実施地域）

- ・行事が多いと日程調整などで講師も受講生も大変
- ・カリキュラムの作成

（未実施地域）

- ・事業が他団体に委託されていて、運営についてろう協会と話し合う機会が十分ではないこと
- ・全通研が独自で行なっているので任せている。
使用教材（重複回答あり）
- ・手話通訳者養成コース（全日本ろうあ連盟/通訳士養成委員会）
- ・読み取りビデオ（東京手話通訳等派遣センター）
- ・東京都認定試験ビデオ（東京手話通訳等派遣センター）
- ・全日ろう連発行の各ビデオ
- ・手話通訳士実技試験合格への道（士協会）
- ・手話通訳技能認定試験傾向と対策模範解答集（解答委員会）

障害者福祉の基礎知識/聴障者基礎知識/手話の基礎知識

- ・ワールドパオイニア・コンパス等発行のビデオ
- ・手話通訳者現任研修（ビッグアイ）
- ・手話通訳者現任研修教材
- ・地元のろう者のビデオ
- ・新聞記事、コラム
- ・講師が作成した資料
- ・過去の試験問題
- ・特に無し

講座の工夫

- ・実技中心に読み取り、書き取り、ビデオに取り表現をチェックする、など模擬試験的な内容で行なっている。
- ・受講2日目の者に対しては独立教材を使用している。
- ・健聴講師は自分の学習経験から話してもらっている。
- ・聞き取り通訳には新聞のコラムや作文など適していると思うものがあったら活用するようになっている。
- ・実技の読み取り、聞き取りは個別指導を実施・ビデオ製作(読み取り用)
- ・広く一ヶ所に集まり難い状況があるので、今年度から全体講座のほかに、各地域で講座を開催している。また外部講師を招き手話技術のほか、手話通訳のあり方なども研修内容に取り入れた。
- ・日常の通訳活動につなげていくことを意識して指導
- ・個人表現ビデオや読み取り音声カセットテープを作成し、個々の課題(自己・他者評価)発見と改善に役立てている
- ・一次試験対策と二次試験対策のコースに別けて実施している。二次対策では、個別にビデオ収録し解説をしている。

手話通訳士養成講座の実施に必要なこと・改善点

- ・テキストをきちんと作ること(ページの間違い、指導書とのズレなど)。その際、難しい漢字、特定の地名などの読み方はルビが欲しい。
- ・受講者は地域でも積極的に活動している人達なので、行事等重なり、なかなか出席できない。
- ・同じく講師も地理的・時間的に打合せが難しく、担当するところだけに専念。一人の受講生を系統立てて見れない。(講師団として)引継ぎをきちんとする必要がある。
- ・以前モデル養成事業委員会で、テキスト・ビデオテープを作ったことがあったが、やはり教材がないことが教習の上でネックになっている。全国手話研修センターでこうした教材等を用意できると良い。
- ・ここでの問題も指導者の確保。以前行なっていたが県内の評価と士合否の評価が違っていたり、何をどう学習課題にすべきか見えてこない。
- ・県内では手話通訳士と通訳者の違いがハッキリしない、あいまい。むしろ通訳者の方が

- 模範的な人が多い。通訳士になったとたん、人格が変わった様にろう者の人権を踏みこむ行為をする人が多い。問題である。この問題についてどうか見解が知りたい。
- ・土養成講座の担当講師養成講習会を開催し、ろう者の講師が参加できるような学習の場を設けて欲しい。土養成向けのテキストを作成して欲しい。
 - ・ただ今講座も過渡期であり、試行錯誤している。回数・内容・講師等検討中。
 - ・予算の確保。現在受講料のみで運営のため、外部講師の謝礼、ビデオ等の教材費で支払は0。県内の土の仲間がボランティアで協力。
 - ・まだやっていないので、他県を参考に取組んでいきたいと思う。
 - ・運営上の問題で事前打ち合わせがなかなかできない状況なので、今後は十分な打合せをして取組みたい。講師が足りないこと。受講生が集まらないこと。
 - ・県レベルの実施では、対象者も多くなく予算的にも厳しいので、ブロックごとに開催するなど開催方法に工夫がいるのでは？
 - ・1に予算、2に人材がネックとなっている。市町村レベルでの(入口としてある)入門・基礎の縮小や廃止が及ぼす影響が大きい。
 - ・「手話通訳士」という資格の位置付けが曖昧なので、養成して「通訳士」となってどうかということがはっきり示されれば養成の意味も出てくるのではないか？
 - ・受講生の継続確保が難しい。手話通訳士試験の傾向と対策のようなものは含んでいないのでしょうか。実施する場合、講師を他県に派遣してもらうことはできないのでしょうか。実施しているところでは、どのようにして講師および受講生を確保しているのか。良い例があれば教えて頂きたい。
 - ・手話通訳士を目指す受講生が少ない。
 - ・地域性により受講生が県内1カ所に集まることが大変である。
 - ・手話通訳者ステップアップ講座(年4回開催)では不十分な面もあり、手話通訳士養成講座に続けるのは難しい。
 - ・1998年(平成10年)のような土指導者研修(教材の進め方)があったらいい。土養成教材の作成。
土試験実技評価の公開。
 - ・予算確保・指導者の育成・テキスト
 - ・特に二次試験対策の到達目標が明確でない。効果的なトレーニング方法、各自でできる学習方法、また、ろう講師が手話通訳士養成に関われる体制、具体的方法について模索中。
 - ・手話通訳者統一試験合格者に積極的に手話通訳士養成講座に参加してもらう必要がある。
 - ・指導者の育成拡大が困難。指導カリキュラム(厚労省)方法にそぐわない(指導困難)
 - ・県では実施していないが、要望は続けている。市町村は政令指定都市のみ事業を開始した。2004年(平成16年)度より開始。

(3) 再構築委員会での検討課題・提案等

- ・手話が法定言語として認められない限り、手話の発展や手話通訳者の社会的位置付けがあいまいなものとなると思う。こうした法的分野への働きかけが重要になると思う。検討委員会としても頑張ってもらいたい。

- ・手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士の名称を現実の整理が必要。つまり徹底するということ。
- ・認定作業については読み取り、聞き取り etc のハード面については現役の手話講師も検定員に加わり、公平な評価が出来るような仕組みが必要ではないか。
- ・講師（ろう者・健聴者）の適性資格基準を明確に決めて欲しい。受講者の進級認定のレベルはどう言うものが基準を作って欲しい。
- ・情報提供施設をその地域の生活支援に関する中核センターとして位置付けたモデルを提示できないか。
- ・講師養成、指導カリキュラム
- ・認定試験日がブロックの手話通訳問題研究集会と近く実施をためらっている。公正・公平さを考えれば全国一斉はわかるが、もう少し日程に幅を持たせられないか。
- ・手話通訳士養成テキストがあればありがたい。厚生労働省認可事業であれば、行政も理解が進むと思う。
- ・手話通訳士試験の受験条件に、ろうあ団体の認定（推薦）を加えていただきたい。
- ・カリキュラム内容の再点検を。要約力は全般的に学習することだから、講座としては3回位として、場面通訳を増やし、通訳のあり方を学習することを増やしたらどうか。また、講義の中で「人権意識の向上」を図れるものを入れて欲しい。
- ・基礎テキストの消化に時間がかかる。それができないと通訳者養成の効果が上がらない。基本テキストで考えるか、基礎課程の時間を増やすか・・・。
- ・手話通訳士試験合格の基準ラインを明確に知りたい。
- ・指導カリキュラムの充実、改善、導入化？
- ・手話奉仕員養成、手話通訳者養成、手話通訳士試験まで一貫したカリキュラムで養成を行なうことが大切。各養成事業の関連性を持たせた効果的な「手話通訳者」養成について検討が必要。
- ・講師・審査員の育成拡大。

〈 ．手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート〉

実施報告

1．調査の目的

昨年度、本事業において「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」調査を行ったが、合格率に地域格差が見られた。このような格差がどのように発生するのか、「手話通訳者養成事業」と「手話通訳者統一試験」(全国手話研修センター作成の統一試験)との関係について、その実態と課題を明らかにし、今後の手話通訳者養成事業、登録試験事業のあり方を検討する。

2．調査の方法

全日本ろうあ連盟加盟団体 10 団体に対して、地域で行われている手話通訳者養成事業と手話通訳者登録試験の実態をアンケート用紙に記入してもらい、回収し、集計、分析した。

10 団体のうち 6 団体は合格率の高いグループ(以下 A グループ)、4 団体は合格率の低いグループ(以下 B グループ)とした。

なお、アンケート用紙は 2005 年(平成 17 年)9 月に配布し、1 カ月間で回収を行った。

3．調査の結果とまとめ

手話通訳者養成講座修了者の手話通訳者統一試験合格者数は、2002 年(平成 14 年)度から 2004 年(平成 16 年)度までの 3 年間の年平均を見ると A グループは 6.4 人(合格率 43.8%)、B グループは 4.1 人(合格率 18.3%)であった。3 つの養成課程(基本課程・応用課程・実践課程)を完全実施しているのは、A グループは 6 団体すべて、B グループは 1 団体にとどまる。

- * 養成課程の完全実施が保障されている地域については合格率は高くなる。『手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート』では、12 の地域が一部実施にとどまっている。完全に実施できない理由としては、「講師確保が困難」88.3%、「予算の確保(公費)ができない」50.0%が大きな理由にあげられている。地域格差を無くし、十分な質・数の手話通訳者を確保するためには、これらの課題を解決し、全地域で養成事業の完全実施が必要とされる。

手話通訳者養成講座・基本課程を受講する際の受講資格・面接試験等では、A グループ B グループともに受講資格を設定しているが、面接試験等を課すのは B グループでは半数にとどまっている。

- * 受講生のレベルに差がある場合、講義の進行が困難となる。前課程が修了していること、あるいは同等の水準を確保していることが必要になるが、そのための養成事業の整備・充実と、受講資格 確認の方法の確立が課題となっている。

手話通訳者統一試験に対する特別研修の実施については、AグループBグループともに半数が実施していると回答があった。

* このことの意味は、養成課程(90時間)だけでは、手話通訳者統一試験合格のための十分な学習到達が得られないということである。特別研修という形を取らない場合は、養成時間の増加が必要である。

手話通訳者統一試験合格者への登録証明書の交付があると回答したのは、Aグループは5団体、Bグループで1団体であった。

* 登録証明書については、Aグループがほとんど交付している。学習意欲を高めたり、維持するのに効果があると思われるが、検証が必要である。

他県からの有資格者の転入について、配慮があるのは、Aグループは4団体、Bグループで1団体であった。

* 全国的に有資格手話通訳者が不足しているが、一方で有資格手話通訳者の転入に際して配慮がされず、あらためて手話通訳者統一試験を受験する措置が多く地域で行われている。受験・合格発表・登録までの間、転入者は手話通訳事業に従事できないことになるが、人材を活かすシステムが必要である。

手話通訳者養成・3課程の学習課題の評価については、ほとんどが「役立つ、概ね役立つ」と回答されたが、通訳演習、通訳実習については「どちらとも言えない」といった回答が3割程度あった。

* 手話通訳現場におけるプライバシーや、学習中のものが手話通訳を行うという通訳能力の限度から、「無資格者には実際の現場での通訳は任せられない」という状況がある。そのため手話通訳実習(観察と通訳実習)を行う環境が整えられない地域が多くあり、それが回答に現れていると思われる。実習による手話通訳トレーニングは重要であるが、上記の制約があることから、資格を取ったのちに、手話通訳業務現場で先輩手話通訳者や指導者の指導を受けながら学ぶ(OJT)方法が有効だと考えられる。

各講座に共通する手話通訳者統一試験合格に向けて課題については以下のようなものがあげられた。

- ・実技時間数の増加
- ・自宅研修の実施とそれへの指導時間、予算の確保
- ・地域にあった副教材の開発と利用
- ・受講者の確保
- ・講師養成

* 『手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート』でも同様の課題が挙げられているが、それぞれが今後の手話通訳者養成事業の課題である。

手話通訳者統一試験に対する意見や評価としては以下のようなものがあげられた。

Aグループ

- ・ 少し難度が高い。
- ・ 地域にそぐわない場面設定がある。地域に合った内容を希望する。
- ・ 採点について地域でばらつきがあると思われる。
- ・ 講義時間の増加と講師レベルのアップで合格率を上げたい。
- ・ 都市部で合格者が確保できるが、市外の合格者確保が課題。

Bグループ

- ・ 合格率は6～7割に設定すべき。
 - ・ 細かい採点基準が合格率を下げていると思われる。
 - ・ 地域性、講座実施状況を見て、合格基準を設定して欲しい
- * 手話通訳者統一試験のレベルについて、地域によって「低い」と見る地域、「適当」と見る地域「高い」と見る地域と、評価は分かれている。これは地域での養成のあり方と手話通訳ニーズの状況、そこから生まれる手話通訳や手話通訳者に対する当事者や関係者、地域的な評価により発生していると考えられる。しかし、「最低限の水準の確保」が必要であることは共通の認識となっている。地域性を考慮することは、全国的な統一試験としては難しい作業であるが、現任研修等により、それを補うシステムが検討される必要がある。
- 手話通訳者統一試験の水準を落とすことなく合格者を多数確保するには、手話通訳者養成事業の充実（講義内容や時間、講師の教授能力、教材、事業費）に関わっていると言える。

最終集計

回答道府県聴覚障害者団体数 10件 * 2005年(平成17年)9月に調査実施
 調査対象：近年の手話通訳者統一試験合格率の高い6地域(以下Aグループ)
 低い4地域(以下Bグループ)

1. 手話通訳者統一試験合格者の状況

(平均)(人数)

		2002年 平成14	2003年 平成15	2004年 平成16
Aグループ	受講修了者の合格者数	10.3	2.5	6.5
	その他合格者	1.5	2.4	1.2
	合計	11.4	4.4	7.7
Bグループ	受講修了者の合格者数	6.3	4	2
	その他合格者	1.5	1	0
	合計	7.3	4.8	2

2002年(平成14年)は従前からの通訳活動者が合格。(5.8.の自由記述参照)
 2003年(平成15年)以降は講座受講者が試験を受けているが、合格者数は減少。しかしAグループは合格者を一定確保

2. 養成講座受講レベルの留意点

手話通訳者養成「基本課程」受講資格の設定・面接試験等の実施

	受講資格		面接等試験	
	設定あり	設定なし	あり	なし
Aグループ	6	0	5	1
Bグループ	4	0	2	2

手話通訳者養成「基本課程」受講資格の設定・面接試験等の内容

手話通訳者養成「基本課程」受講資格の内容

- ・ 県に在住している者 20歳以上の者 主に奉仕員養成カリキュラムをすべて履修済みで手話奉仕員として活動している者。または上記と同等レベルを有する者 熱意を持って手話通訳活動の可能な者。
- ・ 20歳以上の者で手話学習経験がおおむね2年以上で、受講者選考試験で選考された者
- ・ 手話奉仕員2年以降で講師団面接
- ・ 手話奉仕員養成「基礎課程」修了者

- ・手話奉仕員養成「基礎課程」を修了した者、または手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
- ・手話奉仕員養成「基礎課程」修了者及び手話サークル経験2年以上の者
- ・手話を駆使して聴覚障害者と日常会話が可能な者で県手話通訳者派遣事業の登録を目指す者。
- ・手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能であること 全日程の70%以上出席できること 18歳以上で地域の手話サークルなどで現在も含めて3年以上手話を学んでいる者 県の登録通訳者として活動する意欲のあるもの 聴障協や全通研支部の活動等、聴覚障害者との交流の場や情報交換の場に積極的に参加する意欲のある者。
- ・手話奉仕員養成「入門課程」「基礎課程」を修了していること。
- ・手話奉仕員養成「基礎課程」を修了し、通訳活動3年程度経過した、協会賛助会員を対象とし、県聴覚障害者協会が選考
面接試験等の内容
- ・読み取り(用紙に清書) 聞き取り(収録) 面接
- ・読み取りと面接
- ・個人面接(ろう講師の質疑応答)
- ・聞き取り通訳と読み取り通訳の試験
- ・聞き取り、読み取り、面接
- ・課題について3分程度のスピーチを手話で表現し、撮影したビデオを提出
- ・面接

受講資格は全ての地域で設定あり。また面接等事前の審査を行うところが多数。

手話奉仕員養成講座「入門課程」「基礎課程」と手話通訳者養成講座との関連についての留意点または課題

- ・手話通訳者養成「基本課程」の受講資格に手話奉仕員養成講座(入門・基礎)を修了していることが望ましいと記している。
- ・県としての手話教室入門および基礎は、現在実施していない。

3. 手話通訳者統一試験合格に向けての工夫、成果と課題 (回答はすべてBグループ)

手話通訳者養成「基本課程」

- (時間) ・実技の時間数の増
- (講師指導力) ・講師講習会に参加できる人材を増やしたい。参加しやすい環境作りをしてほしい。
 - ・講師の養成
 - ・新しく発行されたビデオ等利用して指導力を高める
- (自宅研修) ・あった方がいいが、課題作成にかかる時間や予算の確保、またその課題をサポートする時間や予算の確保が困難。
 - ・評価ができていない

- ・適切な課題を出すこと
- (進級試験) ・受講生の技術のばらつきがある
- ・受講開始時点での選考方法
- (副教材) ・地域にあわせて判断しながら利用できる、試験合格につながる統一された副教材を作ってほしい。
- ・地域にあわせた教材
- (その他) ・実施主体に対して聴障団体・手話関係者の意見が取り上げられにくい面がある。1年間で継続的な学習が進められていない。

手話通訳者養成「応用課程」

- (時間) ・実技の時間数の増
- (講師指導力) ・講師講習会に参加できる人材を増やしたい。参加しやすい環境作りをしてほしい。
- ・講師の養成
- ・新しく発行されたビデオ等利用して指導力を高める
- (自宅研修) ・あった方がいいが、課題作成にかかる時間や予算の確保、またその課題をサポートする時間や予算の確保が困難。
- ・適切な課題を出すこと
- (副教材) ・地域にあわせて判断しながら利用できる、試験合格につながる統一された副教材を作ってほしい。
- (その他) ・実施主体に対して聴障団体・手話関係者の意見が取り上げられにくい面がある。1年間で継続的な学習が進められていない。

手話通訳者養成「実践課程」

- (時間) ・実習現場の増
- (講師指導力) ・講師講習会に参加できる人材を増やしたい。参加しやすい環境作りをしてほしい。
- ・新しく発行されたビデオ等利用して指導力を高める
- (自宅研修) ・あった方がいいが、課題作成にかかる時間や予算の確保、またその課題をサポートする時間や予算の確保が困難。
- ・適切な課題を出すこと
- (副教材) ・地域にあわせて判断しながら利用できる、試験合格につながる統一された副教材を作ってほしい。
- (その他) ・実施主体に対して聴障団体・手話関係者の意見が取り上げられにくい面がある。1年間で継続的な学習が進められていない。

ここでの回答はAグループからではなく、すべてBグループからだされたもの。基本、応用、実践とも同様な課題が挙げられている。合格率の低い地域は、上記のような諸課題が存在していることがわかる。

4. 手話通訳者統一試験のための特別研修の実施

	特別研修等 あり	通常講座内で 試験対策実施	なし
Aグループ	3	2	1
Bグループ	2	1	0

無回答 1

特別講座・試験対策の内容

- ・ 筆記問題練習 要約文練習 場面通訳練習(ビデオに収録、本人とともに見返し、アドバイス)
- ・ 通研5回とろう協1回、対策学習会を開いた
- ・ 模擬試験の実施
- ・ 過去のビデオを使って実際に試験の形での学習
- ・ 2001年(平成13年)度のみ試験対策講座の実施。特に実技試験の実施方法等について研修した。

手話通訳者統一試験への直前対策は、多くの地域で取り組まれていることが分かる。

5. 統一登録試験の合格率についての分析

Aグループ

- ・ 1～3回目までの受験者は、手話通訳者統一試験実施以前より実際に登録通訳者として活動していた者であり、手話通訳者統一試験実施によりその登録の移行期間であった。それにより合格率が高かったと思われる。4回目からは未経験者の養成受験ということでこのような結果となったと考えられる。これを受けて、講師団としてはより細やかに講座の運営の工夫が必要であり、試験と結びつけた具体的内容も考えることが急務となっている。
- ・ 2002年(平成14年)度の合格者(12名) 合格者の全員は手話奉仕員として通訳活動経験が豊かで積極的な人。2003年(平成15年)度の合格者(2名) 1人は県外より転出で手話経験が長い。1人は積極的活動をしている人。2004年(平成16年)度の合格者(5名) 2名は昨年度不合格者で昨年の試験の後にろう者との交流に積極的な人。2名は同年の手話通訳者養成講座の修了者で、1人は聴覚障害者関係団体職員、1人は県立ろう学校教諭なの手話を使う機会が多い。残り1人は手話奉仕員活動が長い人で移行者。
- ・ 今まで県内で手話通訳者登録試験は実施していなかったため、経験の長い人たちが受験したため、高い合格率になった。(第1回、第2回試験)
- ・ 昨年度惜しくも不合格だった者が今年度ほとんど合格している。試験になれてきた事も原因であろうと思う。読み取り要約のビデオを第3回までは大型プロジェクターで大画面で行っていたが今回からは2人で一台のビデオを見る方法に変更した。画面の見やすさ、姿勢のとり方等が影響したと思う。
- ・ 原因ははっきり分からないが、養成講座の内容の充実に講師が力をあわせて努めてい

る。

- ・県では0市の手話学校があるため、手話学校の卒業生が試験に来るので高かったと思われる。

Bグループ

- ・特別研修のような試験合格に向けての対策講座が設けられなかった。実技の力量アップに費やす時間が不足している。試験問題に登場するモデルの手話のくせが強く、地域のろう者の手話表現と異なっていた。
- ・合格できる実力のある人はすでに合格している 中核都市のM市では3課程の講座が実施されているが、県レベルの場合は1年に1ヶ所1課程のみとなっているため、レベルアップがはかりにくい状況にある 指導者の不足 指導方法に課題あり
- ・過去3回の合格者は講座修了者であるが、実際の通訳活動経験のある方がほとんどであった。(経験年数は10年から1年と差はあるが)しかし、第4回の受験者は講座修了者であるが実際の通訳活動経験が少ない方がほとんどであり、内容的に試験のレベルに達していなかったと考えられる。

新規受講者および手話通訳経験が少ない人々の合格率が低い。一方で試験に
なれたことで合格率があがったとの考察もある。

「手話学校」修了者の合格があったとの報告があるが、注目すべき点だと思う。

6. 手話通訳者養成カリキュラムの評価 (A Bグループ合計 n=10)

手話通訳者養成「基本課程」

	通訳前	通訳チャレンジ	要約	聞き取り通訳	読み取り通訳	場面練習	講義
役立つ	1	1	2	4	4	5	3
まあ役立つ	6	7	4	5	5	3	5
どちらともいえない	2	2	4	1	1	1	2
役に立っていない	0	0	0	0	0	1	0

手話通訳者養成「応用課程」

	要約テープ	要約手話	聞き取り通訳	読み取り通訳	事例検討	通訳演習	講義
役立つ	3	2	3	3	5	4	3
まあ役立つ	4	4	6	6	4	5	4
どちらともいえない	3	4	0	0	0	0	3
役に立っていない	0	0	1	1	1	1	0

手話通訳者養成「実践課程」

	模 擬 場 面	事 例 研 究	観 察	実 習	講 義
役立つ	5	5	3	3	3
まあ役立つ	4	3	0	2	4
どちらともいえない	0	1	5	3	2
役に立っていない	0	0	0	0	0

無回答 1 無回答 1 無回答 2 無回答 2 無回答 2

「手話通訳者養成カリキュラム」については「概ね役に立つ」がほとんどの評価である。しかし、項目で見ると「基本課程」の要約学習、「応用課程」の要約学習、「実践課程」の観察・実習について「どちらともいえない、役に立っていない」の評価が多く見られる。いずれも重要な学習方法であるが、指導方法にとまどいがあるのではないか。

7. 手話通訳者統一試験合格者への登録証明書の交付・他県からの有資格転入者への対応

	登録証明書の交付		他県からの有資格転入者	
	あり	なし	配慮あり	配慮無し
Aグループ	5	1	4	2
Bグループ	1	3	1	3

登録証明書の交付について（Aグループのみ回答あり）

- ・社会福祉法人 県身体障害者福祉協会長印入りの「手話通訳者登録証」
- ・手話通訳者登録証
- ・県知事名で「県手話通訳者証」を発行
- ・県から

他県からの有資格転入者への対応

（Aグループ）

- ・今まで転入はないが、本県での手話通訳者統一試験を受けてもらうことになるだろう
- ・直接試験
- ・本人の希望によりそのまま登録する
- ・面接し、理事会で承認してから

（Bグループ）

- ・県聴障協会に登録する場合、情報提供センターの発言力が大きいいため、他県から通訳士が転入の場合でも手話通訳者統一試験を受けなければならない条件となっている

登録証明書はAグループでは交付がなされているが、Bグループでは交付は1地域だけであった。

他県からの有資格転入者への配慮は、行われていないのが多数であった。

8. 手話通訳者統一試験のレベル、合格率について自由記述

Aグループ

- ・少し難しすぎるのではないかという声がある。場面通訳のテーマ設定については地域にそぐわない面もあるかと思う。手話方言等も考え、地域に合ったものを希望したい。
- ・2002年（平成14年）、2003年（平成15年）度の合格者は想像できたが、2004年（平成16年）度は合格者2～3名だろうと想像していたが5名とは少し驚いた。全国的なラインが低いのかと思った。
- ・採点については、各県でばらつきがあると思う。ポイントの合計で合格となっているが、実際の技術面では手話通訳者としては不十分である。
- ・手話通訳者統一試験は手話通訳者として活動するために最低限必要なレベルと考えられている。合格率について昨年度から県が養成事業予算を4倍に増やし、講師のレベル確保のために全国で行う講師養成講座に申込み、講師予算も確保できるようになった。講師レベルを上げることにより、合格率を上げていきたい。
- ・派遣の実情では昼間の依頼が多く人材として不足している。この課題を取りあげ努力しているところ。又、県北も不足で対応できない状況がある。合格率では0市が一番多く、市外の方が少ないのが課題。2年間高い率になっているが、今後からは同じ率になるかどうかは心配。

Bグループ

- ・試験のレベルはこれでよいが、地域であまり目にしない手話表現が出てくるのでは地域ごとに差が生まれて正しい力がつかめないのではと思う。県独自の試験や通訳士試験とは違い、1年又は2年かけて養成してきた受講生が受験する試験である以上、6～7割の合格率を出すべきだと思う。
- ・最近のレベルは高いものになっていると思う。全国統一という意義を考えるといたしかたないのかも知れないが、細かい採点基準が合格率を下げているように思う。士と者のレベル基準をどう捉えているのかを逆に聞きたい。ただ一つ、ばらつきの少ないような細かい採点基準を設けることは当然のことであるし、「通訳者」としての役割を考えると、ある程度のレベルも必要であることはうなずける。全国の地域性、講座状況をふまえて全国的な平均レベルを設定してほしいと思う。
- ・県ではこれまでの受験者は全員が手話通訳者養成講座の修了者であるが、通訳経験年数と件数に差がある。「奉仕員養成から3年程度の通訳経験」を通訳者養成の受講条件としているが、通訳件数の少ない方が試験を受けた場合、ほとんどが合格レベルに達していない。筆記試験の点数は比較的取れているが実技試験での差が大きい。

試験に対する評価が分かれているが、手話通訳者として「最低限の水準の確保」が必要であることは共通の認識となっていることが読みとれる。地域の手話が尊重されるように、という声もあがっている。

講座内容の充実や講師のレベルを上げることで、合格率をあげるという姿勢は重要である。

資料

【資料】

手話通訳ニーズ調査

【1 あなたの状況についてお書きください】

問1 年齢 1 10代 2 20代 3 30代 4 40代
5 50代 6 60代 7 70代 8 80代以上

問2 性別 1 男性 2 女性

問3 障害程度 1 1級 2 2級 3 3級 4 その他()

問4 最後に、卒業した学校の番号に をつけてください。

普通学校…1 小学 2 中学 3 高校
ろう学校…4 小学 5 中学 6 高校 7 専攻科
8 専門学校 9 大学 10 短期大学
11 その他() 12 どこも卒業していない

問5 現在の職業

1 会社員 2 自営業 3 団体職員 4 公務員(教員含む)
(どのような仕事ですか)
5 無職 (日中は主に何をしていますか)
6 生徒・学生
7 その他()

問6 家族構成

1 一人暮らし 2 夫婦 3 核家族(夫婦+子)
4 三世代家族(親+夫婦+子) 5 その他()

問7 生活状況

1 ゆとりがある 2 ややゆとりがある 3 どちらでもない
4 やや苦しい 5 たいへん苦しい
苦しい理由は何ですか

問8 コミュニケーション手段として手話(ホームサイン・身振り等も含む)を利用しますか

1 使う 2 使わない (何を使いますか)

問9 この1年の間に手話通訳はどの程度、利用しましたか

- 1 週1回以上 2 月に2～3回 3 年に2～3回 4 利用していない
5 その他()

問10 手話通訳を依頼して断られたことがありますか。

- 1 ない 2 ある(その理由は)

問11 お住まいの行政による情報保障・コミュニケーション支援の施策に満足していますか

- 1 満足 2 やや満足 3 どちらでもない 4 やや不満 5 不満
その理由をお書きください。

問11-1 現在、介護や介助、その他の生活について支援が必要ですか

- 1 必要ではない
2 なくともなんとか生活できるが、充実した生活のためには支援が必要である
3 必要である

問11-2 上記問11-1で、2または3を選ばれた方にお尋ねします。
どのような支援が必要ですか。具体的にお書きください。

問12 聴覚障害のために情報が得られなかったり、コミュニケーションができなかったりして困ったり、健聴者に比べて不利だと思ったことが、おおよそ1日にどのくらい生じていますか。最近の平日と休日の両方の場合をお答えください。

- <平日の場合> 1 よく生じている、 2 時々生じている
 3 たまに生じている、 4 まったく生じていない

- <休日の場合> 1 よく生じている、 2 時々生じている
 3 たまに生じている、 4 まったく生じていない

問13 問12で、1～3を選択した方に伺います。具体的な回数(目安)をお書きください。
平日(回) 休日(回)

【2 ある一日の情報保障・コミュニケーション支援の必要性についてお書きください】

昨日、起きてから寝るまでを振り返って、 から に当てはまれば したうえで、右に具体的な内容をお書きください。

なお、昨日は、平日か休日か選択してください 1 平日 2 休日

時間	一日の行動	情報やコミュニケーションに支障があった	手話通訳等の必要度4段階評価	実際に手話通訳等を利用した	手話通訳の必要度の選択肢： 絶対に必要だと思った： 、 必要だと思った： 、 いなくてもがまんできた： 、 いなくてもよい： x
					具体的な理由や内容をできるだけ詳しく書いてください
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
~5					
合計					

【3 1年間の情報保障やコミュニケーション支援の必要性についてお書きください】

この1年間に、情報やコミュニケーションについて、どのようなことで困ったり、健聴者に比べて不利だと思ったことがありましたか。5つ以上8つまで、できるだけ具体的にお書き下さい。

また、そのときに、手話通訳がいた方がよかったかどうか、

手話通訳依頼にいたらなかった理由、についてもお書きください。

	具体的な困り事
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

【資料】

平成 17 年度

「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握および再構築検討事業」
養成・認定委員会『手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート』

協会名(_____)

回答者名(_____)

1. 手話通訳者養成事業について

(平成 17 年度現在で回答してください。都道府県・政令指定都市分。市町村実施分については除外してください。)

厚生労働省の通知するカリキュラムに沿った手話通訳者養成事業の実施について(基本講座・応用講座・実践講座) 1～3の該当するところに行ってください。

- 1 完全実施している に進んでください
- 2 一部実施している に進んでください
- 3 実施していない に進んでください

手話通訳者養成事業の実施状況(で「完全実施している」と回答)

ア 各講座の実施状況について下の表に記入して下さい。(政令指定都市を含む場合はその数値を合わせて記入して下さい)

	講座時間数	講座開催地域数(ヶ所)	講座受講者定員(全体の人数)	講座予算(全体)
基本講座				円
応用講座				* 内公費
実践講座				約 円

イ 上記の講座開催地域数の中で、平日昼間に開催しているところがあれば、その地域数を記入して下さい。

基本講座 _____ヶ所
応用講座 _____ヶ所
実践講座 _____ヶ所

ウ 講座実施上の課題（複数ある場合は複数 をつけて下さい）

[運営にかかわる課題]

- | | | |
|--------------|-----------|---------|
| 1 講座運営委員会の開催 | 2 予算確保 | 3 講師の確保 |
| 4 運営スタッフの確保 | 5 受講者数の確保 | |
| 6 講座期間の設定 | | |
| 7 その他（ | | ） |

[講座の実施にかかわる課題]

- | | |
|--------------|------------|
| 1 講座会場の確保 | 2 講師の打ち合わせ |
| 3 テキスト・教材の内容 | 4 独自教材の開発 |
| 5 受講者のレベル | 6 進級認定 |
| 7 視聴覚機器の確保 | |
| 8 その他（ | ） |

エ 独自に作成した教材等ありますか。

- ・ある ・ない

「ある」場合は、一部を本委員会に提供下さい。

オ その他養成講座において工夫していることがあれば記入してください。

--

カ 近年の手話通訳者登録試験（都道府県・政令指定都市分）の合格者の推移（政令指定都市を含む場合は合計の数値）

年度	H12	H13	H14	H15	H16
人数					

* に進んでください

手話通訳者養成事業の実施状況（ で「一部実施している」と回答）

ア 各講座の実施状況について下の表に記入して下さい。（政令指定都市を含む場合はその数値を合わせて記入してください）

	講座時間数	講座開催地域数（ヶ所）	講座受講者定員（全体の人数）	講座予算（全体）
基本講座				円
応用講座				* 内公費
実践講座				約 円

イ 上記の講座開催地域数の中で、平日昼間に開催しているところがあれば、その地域数を記入して下さい。

基本講座 _____ヶ所

応用講座 _____ヶ所

実践講座 _____ヶ所

ウ 講座実施上の課題（複数ある場合は複数 をつけて下さい）

[運営にかかわる課題]

- | | | |
|----------------|-----------|---------|
| 1 講座運営委員会の開催 | 2 予算確保 | 3 講師の確保 |
| 4 運営スタッフの確保 | 5 受講者数の確保 | |
| 6 講座期間の設定 | | |
| 7 その他（ _____ ） | | |

[講座の実施にかかわる課題]

- | | |
|----------------|------------|
| 1 講座会場の確保 | 2 講師の打ち合わせ |
| 3 テキスト・教材の内容 | 4 独自教材の開発 |
| 5 受講者のレベル | 6 進級認定 |
| 7 視聴覚機器の確保 | |
| 8 その他（ _____ ） | |

エ 独自に作成した教材等ありますか。

・ある ・ない

「ある」場合は、一部を本委員会に提供下さい。

オ その他養成講座において工夫していることがあれば記入してください。

カ 近年の手話通訳者登録試験（都道府県・政令指定都市分）の合格者の推移（政令指定都市を含む場合は合計の数値）

年度	H12	H13	H14	H15	H16
人数					

* に進んでください

手話通訳者養成事業を行っていない理由（ で「実施していない」と回答）

（複数理由がある場合は複数 をつけて下さい）

[運営にかかわる課題]

- 1 講座運営委員会の開催
- 2 予算確保
- 3 講師の確保
- 4 運営スタッフの確保
- 5 受講者数の確保
- 6 講座期間の設定
- 7 行政の理解不足
- 8 独自のカリキュラムで事業を行っている
- 9 その他（)

[講座の実施にかかわる課題]

- 1 講座会場の確保
- 2 テキスト・教材不足
- 3 独自教材の開発
- 4 受講者のレベル
- 5 視聴覚機器の確保
- 6 その他（)

* に進んでください

手話通訳者養成事業・講座の実施について、改善すべき点がありましたら記入してください。

2. 手話通訳士養成事業について

(平成17年度現在で回答してください。都道府県・政令指定都市分。市町村実施分については除外してください。)

手話通訳士養成事業の実施について1～3の該当するところに をして ください。

- 1 実施している(数ヶ月継続) _____ に進んでください
- 2 一部実施している(単発で数回程度) _____ に進んでください
- 3 実施していない _____ に進んでください

手話通訳士養成事業の実施状況

(で「実施している」「一部実施している」と回答)

ア 講座の実施状況について下の表に記入して下さい。(政令指定都市を含む場合はその数値を合わせて記入してください)

	講座時間数	講座開催地域数(ヶ所)	講座受講者定員(全体の人数)	講座予算(全体)
手話通訳士養成講座の実施				円 *内公費 約 円

イ 講座実施上の課題(複数ある場合は複数 をつけて下さい)

[運営にかかわる課題]

- 1 講座運営委員会の開催
- 2 予算確保
- 3 講師の確保
- 4 運営スタッフの確保
- 5 受講者数の確保
- 6 講座期間の設定
- 7 その他(_____)

[講座の実施にかかわる課題]

- 1 講座会場の確保
- 2 講師の打ち合わせ
- 3 テキスト・教材の内容
- 4 独自教材の開発
- 5 受講者のレベル
- 6 進級認定
- 7 視聴覚機器の確保
- 8 その他(_____)

ウ 使用している教材は何ですか。名称・発行元を記入してください。
()

独自に作成した教材等ありますか。

・ある ・ない

「ある」場合は、一部を本委員会に提供下さい。

エ その他、養成講座において工夫していることがあれば記入してください。

--

オ 近年の手話通訳士試験の合格者の推移(政令指定都市を含む場合はその数値を合わせて記入してください)

年度	H12	H13	H14	H15	H16
人数					

* に進んでください

手話通訳士養成事業を行っていない理由(で「実施していない」と回答)
(複数理由がある場合は複数 をつけて下さい)

[運営にかかわる課題]

- | | | |
|--------------|-----------|---------|
| 1 講座運営委員会の開催 | 2 予算確保 | 3 講師の確保 |
| 4 運営スタッフの確保 | 5 受講者数の確保 | |
| 6 講座期間の設定 | 7 行政の理解不足 | |
| 8 その他 () | | |

[講座の実施にかかわる課題]

- | | |
|------------|-------------|
| 1 講座会場の確保 | 2 テキスト・教材不足 |
| 3 独自教材の開発 | 4 受講者のレベル |
| 5 視聴覚機器の確保 | |
| 6 その他 () | |

* に進んでください

手話通訳士養成事業・講座の実施について、必要なこと・改善すべきことがありましたら記入してください。

再構築検討委員会における「養成・認定作業委員会」にて検討している課題についてのご意見、あるいは検討してほしい課題や提案等がありましたらご記入ください。

【資料】

平成 17 年度

「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握および再構築検討事業」
養成・認定委員会『手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート』

協会名 _____

回答者名(_____)

1. 手話通訳者統一試験に合格した人のうち、平成 11 年度からの手話通訳者養成カリキュラムに基づく講習会修了者は何人ですか。

	H13	H14	H15	H16
手話通訳者養成カリキュラム講習会修了者の合格者数				
その他の合格者数				
合格者 合計				

2. 養成カリキュラムを受講するレベル（基礎課程修了相当）について、留意していることがあればア イ ウ についてお答えください。

ア 基本課程の受講資格はどんな条件設定をしていますか

() 設定している。

条件設定の内容()

() 設定していない。

イ 基本課程の受講者を面接試験等により選抜していますか

() 実施している。

試験の内容()

() 実施していない。

ウ 入門・基礎課程の実施について「手話通訳者養成」と関係づけて留意していることがありますか。ある場合は記述ください。

3. 養成カリキュラムの実施で工夫し、手話通訳者統一試験合格に成果があったと思うことは何でしょうか。基本・応用・実践の各課程ごとに、成果があったと思われる観点に を記入して下さい。できれば、その観点について成果のあった工夫のポイントをご記入下さい。

	基本課程	応用課程	実践課程
時間数			
会場設定			
講師の指導力			
自宅研修課題			
(進級)試験			
副教材の工夫			
その他			

4．手話通訳者統一試験の合格のため、特別研修（対策講座など）を実施したり、通常の養成課程の中で試験対策を意識した学習方法（模擬試験など）を取り入れるなどの工夫がありましたか。

（ ）特別研修を実施した（ ）通常の養成講座に試験対策の学習方法を取り入れた
その内容（ ）

（ ）実施していない

5．手話通訳者統一試験の合格率について（上がった または 下がった理由として考えられることを）ご記入下さい。

--

6. 各課程のカリキュラム、テキストの内容が、手話通訳者として登録試験に合格し手話通訳活動に従事するための力になっているかどうかについてお聞きします。下表の各課程のカリキュラム、テキストの内容の各項目について、その評価を記入してください。

役に立っている… まあまあ役に立っている…
 どちらともいえない… 役に立っていない…×

課程	教科名と内容	テキストの内容	評価
基本課程	手話通訳能力の向上 シャドーイングトレーニング サマリートレーニング	手話通訳に入る前に	
		通訳にチャレンジ	
		要約 文章、テープ、手話	
	手話通訳の技術 逐次、同時	聞き取り通訳	
		読み取り通訳	
	場面における手話通訳技術 申請、電話、挨拶、面接、会議	場面における通訳練習	
講義			
応用課程	手話通訳能力の向上 デカラージ、イントラリンガル	要約 テープを聞いて	
		要約 手話を見て	
	手話通訳の技術 逐次、同時	通訳演習 聞き取り	
		通訳演習 読み取り	
	場面における手話通訳技術 講演、会議、面接	事例研究	
		通訳演習	
講義			
実践課程	模擬通訳場面練習		
	手話通訳実習	事例研究とロールプレイ	
		観察	
		実習	
講義			

【資料】 手話通訳士・手話通訳者養成等カリキュラムモデル(案)

1. 手話通訳者養成・入門課程モデル(案)

* 各回 2 時間

合計 40 時間

回	実技編	講義編	その他
1	開講式 第 1 講座 つたえあってみましょう 1	聴覚障害の基礎知識	
	手話の基礎となる、手や身体を使って伝えあえることと、物の形や動きを視覚的にとらえることを学ぶ。	手話教室 入門課程 対応 P 48～52 を参考	
2	第 2 講座 つたえあってみましょう 2 指文字 1 (あ～お、か～こ)		
	第 1 講座で学んだことを基本にして、表情や強弱めスピードをつけて気持ちや意思を身振りでつたえる練習をする。		
3	第 3 講座 名前を紹介しましょう 指文字 2 (さ～そ、た～と)		
	手話を使って、名前の表し方を学ぶ。		
4	第 4 講座 家族を紹介しましょう 指文字 3 (な～の、は～ほ)		
	人物の表現の基礎となる手話と家族の表現を学ぶ。		
5	第 5 講座 趣味について話しましょう 指文字 4 (ま～も、や～よ)		
	趣味について、身振りの工夫や手話を学ぶ。		
6	第 6 講座 数字を使って話しましょう 指文字 5 (ら～ろ、ん)		
	数を正確に表わすよう、数の表し方を学ぶ。		
7	第 7 講座 仕事について話しましょう	手話の基礎知識	
	仕事について、身振り、指さし、表情などを使いながら、見てわかりやすい表現を学ぶ。	手話教室 入門課程 対応 P 53～58	
8	第 8 講座 あなたの家を紹介しましょう。		
	住所の紹介や場所について、空間や方向などの空間的表現の工夫を学ぶ。		
9	第 9 講座 自己紹介をしましょう		行事紹介・参加呼びかけ
	第 8 講座までを復習し、自己紹介の表現と会話がスムーズにできるように学ぶ。		
10	第 10 講座 一日のことを話しましょう		
	時の表し方について、一日の生活、時間を使って表現することを学ぶ。		

1 1	第 11 講座 一ヶ月のことを話しましょう	聴覚障害者の生活	
	一ヶ月の生活について、時の経過の表し方を学ぶ。	手話教室 入門課程 対応 P 59 ~ 63	
1 2	第 12 講座 一年のことを話しましょう	聴覚障害者の体験	
	一年のことを話しながら、使える手話単語や表現の工夫を学ぶ。		
1 3	第 13 講座 新年会のことを話しましょう 都道府県名 1 (15カ所)		
	新年会について疑問詞を使って、会話練習をする。		
1 4	第 14 講座 旅行のことを話しましょう 都道府県名 2 (15カ所)		
	旅行のことを話題にして、疑問詞を使って会話練習をする。		
1 5	第 15 講座 話し合ってみましょう 1 「あしたの予定は？」 都道府県名 3 (17カ所)		
	手話を使って、簡単会話文を元に、質問と答えの形で、手話表現の工夫学ぶ。		
1 6	第 16 講座 話し合ってみましょう 2 「お元気ですか」政令指定都市名		
	会話例を元に、手話表現方法や聴覚障害者の表現のビデオを見て学ぶ。		
1 7	第 17 講座 話し合ってみましょう 3 「食事に行こう」		行事参加体験交流 1
	道順を教える時の空間の使い方を工夫しわかりやすい表現を学ぶ。		
1 8	第 18 講座 話し合ってみましょう 4 「どうしたのですか？」		行事参加体験交流 2
	保育所での会話について、状況を想像しながら、身振りを交えた具体的表現を学ぶ。		
1 9	第 19 講座 まとめ学習(選択学習)		行事参加体験交流 3
	第 1 講座 ~ 第 18 講座で学んだことを確認し、聴覚障害者と交流する。		
2 0	第 20 講座 まとめ学習(選択学習) 閉講式 交流会		手話サークル活動紹介/手話通訳者養成講座紹介
	第 1 講座 ~ 第 18 講座で学んだことを確認し、聴覚障害者と交流する。		

備考 第 17 回 ~ 第 20 回は、テキストに基づく学習か又は、地域の行事への参加の体験を通して体験・交流する学習かを選択する

2. 手話通訳者養成・基礎課程・基本課程・応用課程モデル(案)

第1期課程：基礎課程 40 時間

第2期課程：基本課程 40 時間

第3期課程：応用課程 40 時間 合計 120 時間

講座の区分と受講資格

講 座	受 講 資 格
第1期課程 40 時間 現行の 手話奉仕員養成カリキュラム 「基礎課程」	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成事業入門課程修了者 ・高校・専門学校・大学等で手話通訳者養成・入門課程程度の学習を終えた者 ・手話サークル、カルチャーセンター等で半年～1年程度手話学習を行った者
第2期 40 時間 現行の 手話通訳者養成カリキュラム 「基本課程」	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成基礎課程修了者 ・高校・専門学校・大学等で手話通訳者養成講座基礎課程程度の学習を終えた者 ・手話サークルで2年程度手話学習を行った者
第3期 40 時間 現行の 手話通訳者養成カリキュラム 「応用課程」	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成基本課程修了者 ・専門学校・大学等で手話通訳者養成基本課程程度の学習を終えた者

講座内容

1) 「手話通訳者養成講座：第1期課程（基礎課程）」の実施モデル(案)

* 各回 2 時間

回	実技編	講義編	その他
1	開講式 第1講座 第2講座		行事紹介・参加呼びかけ
2	第3講座 第4講座		
3	第5講座 第6講座		
4	第7講座 第8講座		
5	第9講座 第10講座		行事参加体験交流 1
6	第11講座 第12講座	障害者福祉の基礎 1	
7	第13講座 第14講座	障害者福祉の基礎 2	
8	第15講座 第16講座		行事参加体験交流 2
9	第17講座 第18講座	聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度 1	
10	第19講座 第20講座	聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度 2	
11	第21講座 第22講座		行事参加体験交流 3
12	第23講座 第24講座	ボランティア活動 1	
13	第25講座 第26講座	ボランティア活動 2	
14	第27講座 まとめ		行事参加体験交流 4
15	実技到達度評価試験 学習交流会 閉講式		手話通訳者養成講座第2期課程紹介

* 上記内容を 4 ~ 6 カ月程度で実施

* 受講者には毎回次回講座の学習範囲の予習・復習が指示される。

* 自主学習用の補助教材の有効活用および地域行事への参加による交流学习が奨励されるものとする。

2) 「手話通訳者養成講座：第2期課程（基本課程）」の実施モデル(案)

* 各回2時間

回	実技編	講義編	その他
1	開講式 第1講座 第2講座		行事紹介・参加呼びかけ
2	第3講座 第4講座		
3	第5講座 第6講座		
4	第7講座 第8講座		
5	第9講座	手話通訳の心構え1	行事参加体験交流1
6	第10講座	手話通訳の心構え2	
7	第11講座 第12講座		
8	第13講座	身体障害者福祉概論1	
9	第14講座	身体障害者福祉概論2	
10	第15講座 第16講座		
11	第17講座	ソーシャルワーク概論1	行事参加体験交流2
12	第18講座	ソーシャルワーク概論2	
13	第19講座 第20講座		
14	まとめ		
15	実技到達度評価試験 学習交流会 閉講式		手話通訳者養成講座第3期課程紹介

* 上記内容を4～6カ月で実施

* 受講者には毎回次回講座の学習範囲の予習・復習が指示される。

* 自主学習用の補助教材の有効活用および地域行事への参加による交流学习が奨励されるものとする

3) 「手話通訳者養成講座：第3期課程（応用課程）」の実施モデル(案) * 各回2時間

回	実技編	講義編	その他
1	開講式 第1講座 第2講座		行事紹介・参加呼びかけ
2	第3講座 第4講座		
3	第5講座 第6講座		
4	第7講座	手話通訳の理念と仕事1	
5	第8講座	手話通訳の理念と仕事2	行事参加体験交流1
6	第9講座 第10講座		
7	第11講座	ことばの仕組み1	
8	第12講座	ことばの仕組み2	
9	第13講座 第14講座		
10	第15講座	手話通訳の健康管理1	
11	第16講座	手話通訳の健康管理2	行事参加体験交流2
12	第17講座 第18講座		
13	第19講座 第20講座		
14	まとめ		
15	実技到達度評価試験 学習交流会 閉講式		手話通訳者認定試験について/手話通訳者登録について

* 上記内容を4～6カ月で実施

* 受講者には毎回次回講座の学習範囲の予習・復習が指示される。

* 自主学習用の補助教材の有効活用および地域行事への参加による交流学习が奨励されるものとする

3. 手話通訳者現任研修モデル(案)

1) 手話通訳者基礎研修 (各 2 時間合計 30 時間 + 現場実習 4 時間 × 3 回)

	実技・講義 (テキスト「手話通訳者養成講座・実践課程」使用)
1	手話通訳登録制度の概要
2	手話通訳実習 模擬通訳場面演習 1
3	手話通訳実習 模擬通訳場面演習 2
4	手話通訳実習 事例研究とロールプレイ 1
5	手話通訳実習 事例研究とロールプレイ 2
6	手話通訳実習 事例研究とロールプレイ 3
7	手話通訳実習 事例研究とロールプレイ 4
8	手話通訳理念と仕事
9	手話通訳実習 通訳実習 1 講演
1 0	手話通訳実習 通訳実習 2 講演
1 1	手話通訳実習 通訳実習 1 会議
1 2	手話通訳実習 通訳実習 2 会議
1 3	手話通訳実習 通訳実習 1 面接
1 4	手話通訳実習 通訳実習 2 面接
1 5	聴覚障害児の言語発達

2) 設置手話通訳者研修

設置手話通訳者を対象とする現任研修

- ・手話通訳事業や聴覚障害者福祉事業に関する事業計画・事業運営・事業報告・コーディネートに関する研修

3) 中堅手話通訳者研修

手話通訳者登録後 2 年目以降を目安に履修する。

- ・医療、教育、福祉、生活、司法等の様々な場面・内容に関する研修を実施
- ・実習研修してろう重複障害者施設研修、ろう高齢者施設研修それぞれ二日程度のグループ研修を実施
- ・集団研修として全国の手話通訳者などを含む手話学習者と共同した学習機会は聴覚障害者が地域で協同する人々との交流を通じて活動の場の違いや果たす役割などを学ぶ。
- ・社会福祉の状況など最新の情報を学ぶことで社会福祉の状況を知り、手話通訳者としての視点を磨く。

* この他手話通訳士協会が生涯研修として規定する研修を受けることでその質を担保する。

4. 手話通訳士養成・講座モデル(案)

養成カリキュラム・形態(例)

- ・養成(受講)期間 5月～10月
- ・スクーリング時間 72時間 (12時間×6カ月)
- ・自宅学習時間 120時間 (1時間×20日×6カ月)

	スクーリング		自宅学習	
5月	実技 第1講座課題	8 H	実技 第1講座課題	計 20 H
	講義 国語	4 H	講義 国語	
6月	実技 第2講座課題	8 H	実技 第2講座課題	計 20 H
	講義 障害者福祉論	4 H	講義 障害者福祉論	
7月	実技 第3講座課題	8 H	実技 第3講座課題	計 20 H
	講義 聴覚障害者学概論	4 H	講義 聴覚障害者学概論	
8月	実技 第4講座課題	8 H	実技 第4講座課題	計 20 H
	講義 手話	4 H	講義 手話	
9月	実技 第5講座課題	8 H	実技 第5講座課題	計 20 H
	講義 手話通訳実践技術・演習 1	4 H	講義 手話通訳実践技術・演習	
10月	実技 第6講座課題	8 H	実技 第6講座課題	計 20 H
	講義 手話通訳実践技術・演習 2	4 H	講義 手話通訳実践技術・演習	

* ここでは全日本ろうあ連盟が開発した「手話通訳士養成カリキュラム」
 (手話通訳士養成カリキュラム開発委員会 1996年(平成8年)3月)をもとに構成した。

5. 手話指導者養成・手話通訳指導者養成モデル(案)

手話指導者養成事業「手話指導者養成講座」

手話通訳養成事業・入門課程の手話指導者を養成する事業の一つとして「手話指導者養成講座」を40時間実施。

手話指導者養成講座モデル(案)

	実技(テキスト:手話指導者養成コース)	講義(テキスト:手話指導者養成コース)
1	開講式 第1講座 入門課程と手話指導	手話および手話通訳に関する学習指導要領について
	入門課程の目的と講師の役割について実技を学ぶ。	
2	第2講座 養成カリキュラムとテキストの使い方	講座指導にあたって
	カリキュラムの作り方やテキストの使い方を学ぶ。	
3	第3講座 学習指導案作成1	講座のすすめ方
	指導案の作成を学ぶ。	
4	第4講座 学習指導案作成2	聴覚障害者の福祉と運動
	グループに分けて、指導案作成の実習を行う。	
5	第5講座 言葉の置き換え・表情	障害者福祉の基礎
	手話の基本文法を理解し指導することを目的に、「言葉の置き換え・表情」の指導方法を学ぶ。	
6	第6講座 具体的表現	聴覚障害の基礎知識
	手話の基本文法を理解し指導することを目的に、「具体的表現」の指導方法を学ぶ。	
7	第7講座 主語の明確化・代名詞化的活用	手話の基礎知識
	手話の基本文法を理解し指導することを目的に、「主語の明確化・代名詞化的活用」の指導方法を学ぶ。	
8	第8講座 時間・空間活用	聴覚障害者の生活
	手話の基本文法を理解し指導することを目的に、「時間・空間活用」の指導方法を学ぶ。	
9	第9講座 同時的表現	講習会企画と運営
	手話の基本文法を理解し指導することを目的に、「同時的表現」の指導方法を学ぶ。	
10	模擬(実力)試験 閉講式	講師としての心構え
	手話指導に関する知識の見極めとして筆記試験を行う。	

手話通訳指導者養成事業「手話通訳指導者養成講座」

都道府県で手話通訳者養成を行う指導者の養成事業として、手話通訳指導者養成事業「手話通訳指導者養成講座」を50時間実施。

手話通訳指導者養成講座モデル(案) 第2期(基本課程)、第3期(応用課程)

* 各回2時間

回	カリキュラム
1	講義 手話通訳者養成カリキュラム、テキストの概要、講師の役割
2	手話の基本文法活用の指導方法 モデル講座演習
3	手話の基本文法活用の指導方法 模擬講座演習
4	通訳の基本(メッセージの理解)の指導方法 モデル講座演習
5	通訳の基本(メッセージの理解)の指導方法 模擬講座演習
6	通訳技術(聞き取り通訳)の指導方法 モデル講座演習
7	通訳技術(聞き取り通訳)の指導方法 模擬講座演習
8	通訳技術(読み取り通訳)の指導方法 モデル講座演習
9	通訳技術(読み取り通訳)の指導方法 模擬講座演習
10	通訳技術(聞き取り通訳)レベルアップの指導方法 モデル講座演習
11	通訳技術(聞き取り通訳)レベルアップの指導方法 模擬講座演習
12	通訳技術(読み取り通訳)レベルアップの指導方法 モデル講座演習
13	通訳技術(読み取り通訳)レベルアップの指導方法 模擬講座演習
14	場面通訳技術の指導方法 モデル講座演習
15	場面通訳技術の指導方法 模擬講座演習
16	事例研究の指導方法 モデル講座演習
17	事例研究の指導方法 模擬講座演習
18	ロールプレイ指導方法 モデル講座演習
19	ロールプレイ指導方法 模擬講座演習
20	講義 手話通訳の心構え
21	講義 手話通訳の理念と仕事
22	講義 ソーシャルワーク概論
23	講義 手話通訳者の健康
24	講義 ことばのしくみ
25	講義 手話通訳者の健康管理

手話通訳専門指導者養成事業「手話通訳専門指導者養成講座」

国および都道府県で、手話通訳者現任研修、手話通訳士養成を行う指導者の養成事業として、手話通訳専門指導者養成事業「手話通訳専門指導者養成講座」を40時間実施。

手話通訳専門指導者養成講座「現任研修・基礎課程」「手話通訳士養成」モデル(案)

* 各回2時間

回	カリキュラム
1	講義 手話通訳専門指導者養成の目的、カリキュラム、テキストの概要
2	模擬通訳場面実習の指導方法 モデル講座演習
3	模擬通訳場面実習の指導方法 模擬講座演習
4	事例研究とロールプレイ（学校場面）の指導方法 モデル講座演習
5	事例研究とロールプレスの指導方法（学校場面） 模擬講座演習
6	事例研究とロールプレイ（職場場面）の指導方法 モデル講座演習
7	事例研究とロールプレイ（職場場面）の指導方法 模擬講座演習
8	事例研究とロールプレイ（医療場面）の指導方法 モデル講座演習
9	事例研究とロールプレイ（医療場面）の指導方法 模擬講座演習
10	事例研究とロールプレイ（福祉場面）の指導方法 モデル講座演習
11	事例研究とロールプレイ（福祉場面）の指導方法 模擬講座演習
12	手話通訳実習の指導方法 通訳観察・実習場面の作り方について
13	手話通訳実習の指導方法 モデル講座演習
14	手話通訳実習の指導方法 模擬講座演習
15	各場面における通訳技術実習の指導方法
16	手話通訳技術レベルアップの指導方法
17	講義 手話通訳派遣におけるコーディネートの役割
18	講義 手話通訳登録制度と報告書の役割
19	講義 手話通訳士養成カリキュラムについて
20	講義 講師としての心構え

委員名簿

【 委 員 名 簿 】

本委員会

- 委員長 安藤豊喜 (財団法人全日本ろうあ連盟理事長)
委員 (ア行順)
石野富志三郎 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
石原茂樹 (社会福祉法人聴力障害者情報文化センター手話試験部部長)
奥野英子 (筑波大学大学院教授)
川根紀夫 (日本手話通訳士協会事務局長)
木下武徳 (北星学園大学講師)
黒崎信幸 (財団法人全日本ろうあ連盟副理事長)
小中栄一 (財団法人全日本ろうあ連盟手話通訳対策部長)
近藤幸一 (全国手話通訳問題研究会事務局長)
坂井田美代子 (社会福祉法人全国手話研修センター職員)
柴田浩志 (特定非営利活動法人
全国聴覚障害者情報提供施設協議会理事)
前嶋康寿 (静岡県健康福祉部障害者支援総室障害福祉室
身体障害福祉係長)
松本晶行 (財団法人全日本ろうあ連盟副理事長)
山形恵治 (全国手話通訳問題研究会運営委員)

調整委員会

- 委員長 石野富志三郎 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
委員 (ア行順)
川根紀夫 (日本手話通訳士協会事務局長)
木下武徳 (北星学園大学講師)
小中栄一 (財団法人全日本ろうあ連盟手話通訳対策部長)
近藤幸一 (全国手話通訳問題研究会事務局長)
林智樹 (金城学院大学教授)

設置・派遣作業委員会

- 委員長 石野富志三郎 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
委員 (ア行順)
伊藤正 (全国手話通訳問題研究会運営委員)
木下武徳 (北星学園大学講師)
清田廣 (社団法人大阪聴力障害者協会会長)
近藤幸一 (全国手話通訳問題研究会事務局長)

養成・認定作業委員会

- 委員長 小中栄一 (財団法人全日本ろうあ連盟手話通訳対策部)
委員 (ア行順)
内田元久 (神奈川県聴覚障害者連盟コミュニケーション対策部長)
川根紀夫 (日本手話通訳士協会事務局長)
林智樹 (金城学院大学教授)
山形恵治 (全国手話通訳問題研究会運営委員)

発行日：2006年3月25日

企画・編集：聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討委員会

発行：財団法人 全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL03-3268-8847 ・ FAX03-3267-3445

ホームページ <http://www.jfd.or.jp/>

Eメール inquiry@jfd.or.jp

印刷：日本印刷株式会社

この事業は、独立行政法人福祉医療機構(長寿社会福祉基金)の助成により行ったものです。





この事業は、独立行政法人福祉医療機構（長寿社会福祉基金）
の助成により行ったものです。

